

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案新旧対照条文 目次

第一章 中間法人法の廃止、民法の一部改正等

第三節 民法及び民法施行法の一部改正

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

二 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

第五節 非訟事件手続法の一部改正

一 非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

第二章 内閣府関係

第一節 本府関係

一 沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）．．．．． 29

二 総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）．．．．． 30

三 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）．．．．． 31

四 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）．．．．． 32

五 被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）．．．．． 44

六 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）．．．．． 45

七 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）．．．．． 48

八 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）．．．．． 49

第二節 国家公安委員会関係

一 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）．．．．． 51

二 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）．．．．． 53

三 自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）．．．．． 56

四 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）．．．．． 57

第三節 金融庁関係

一 無尽業法（昭和六年法律第四十二号）．．．．． 58

二 公認会計士法（昭和二十三年法律第三百号）．．．．． 59

三	損害保険料率算出団体に関する法律（昭和二十三年法律第九十三号）	65
四	協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）	82
五	船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）	86
六	投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）	88
七	信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）	90
八	労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）	94
九	金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）	99
十	協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）	101
十一	金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）	103
十二	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）	104
十三	貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）	106
十四	前払式証券の規制等に関する法律（平成元年法律第九十二号）	109
十五	保険業法（平成七年法律第五号）	112
十六	資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）	119
十七	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第三百一十一号）	121
十八	保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）	124
十九	証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第一百四十四号）	129

第三章 総務省関係

一	地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）	130
二	国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）	146
三	消防法（昭和二十三年法律第八十六号）	147
四	特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）	148
五	電波法（昭和二十五年法律第三十一号）	150
六	放送法（昭和二十五年法律第三十二号）	152
七	地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）	154
八	地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）	157
九	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）	158
十	消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和三十一年法律第七号）	164
十一	公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）	165
十二	地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五百二十二号）	166
十三	住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）	168
十四	地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）	169
十五	公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）	170
十六	飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に必要資金に充てるための寄附金つき郵便葉書等の発行の特例に関する法律（昭和四十七年法律第七号）	176

十七	職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）	177
十八	電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）	199
十九	政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六十六号）	201
二十	総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）	216
二十一	独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）	217
二十二	公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）	218
二十三	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）	222
二十四	地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）	223

第四章 法務省関係

一	公証人法（明治四十一年法律第五十三号）	229
二	弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）	230
三	司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）	239
四	土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）	246
五	建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）	253
六	民法及び民法施行法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第六十八号）	263
七	民事保全法（平成元年法律第九十一号）	264
八	更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）	265
九	民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）	274
十	電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）	276
十一	外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）	277
十二	総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）	278
十三	破産法（平成十六年法律第七十五号）	279
十四	裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第五百一十一号）	282
十五	会社法（平成十七年法律第八十六号）	283
十六	信託法（平成十八年法律第 号）	287

第五章 外務省關係

一 独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第三百三十六号） 289

第六章 財務省関係

一	閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）	290
二	国民生活金融公庫法（昭和二十四年法律第四十九号）	291
三	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）	292
四	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）	301
五	国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）	318
六	たばこ耕作組合法（昭和三十三年法律第三百三十五号）	319
七	国税徴収法（昭和三十四年法律第四百十七号）	328
八	日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第二百九十一号）	329
九	塩事業法（平成八年法律第三十九号）	330
十	日本銀行法（平成九年法律第八十九号）	331
十一	国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）	332
十二	日本政策投資銀行法（平成十一年法律第七十三号）	333

第七章 文部科学省関係

一	社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）	334
二	私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）	335
三	図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号）	344
四	宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）	345
五	民間学術研究機関の助成に関する法律（昭和二十六年法律第二百二十七号）	358
六	博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）	359
七	財団法人労働科学研究所に対する国有財産の譲与に関する法律（昭和二十八年法律第二百二十四号）	361
八	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）	362
九	スポーツ振興法（昭和三十六年法律第四百十一号）	363
十	著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）	364
十一	公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）	365
十二	技術士法（昭和五十八年法律第二十五号）	366
十三	プログラムの著作物に係る登録の特例に関する法律（昭和六十一年法律第六十五号）	369
十四	日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）	370
十五	スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）	371
十六	独立行政法人大学入試センター法（平成十一年法律第六十六号）	372

第八章 厚生労働省関係

一	児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）	373
二	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）	375
三	理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）	376
四	歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）	377
五	クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）	378
六	美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）	379
七	水道法（昭和三十二年法律第七十七号）	380
八	製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）	381
九	柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）	382
十	社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）	383
十一	臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）	384
十二	義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）	385
十三	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）	386
十四	救急救命士法（平成三年法律第三十六号）	387
十五	精神保健福祉士法（平成九年法律第三十一号）	388
十六	言語聴覚士法（平成九年法律第三十二号）	390
十七	社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）	391

十八	母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）	391
十九	消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百零号）	392
二十	医療法（昭和二十三年法律第二百五号）	407
二十一	労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）	419
二十二	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）	426
二十三	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）	427
二十四	日本赤十字社法（昭和二十七年法律第三百五号）	436
二十五	厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）	438
二十六	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第六十四号）	441
二十七	調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）	444
二十八	国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）	446
二十九	国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）	454
三十	障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）	458
三十一	老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）	460
三十二	労働災害防止団体系（昭和三十九年法律第一百十八号）	464
三十三	母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）	473
三十四	石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第三百三十五号）	474
三十五	社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）	475

三十六	職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）	481
三十七	建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）	498
三十八	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）	499
三十九	勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）	501
四十	労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）	506
四十一	作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）	509
四十二	港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）	512
四十三	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）	513
四十四	介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）	514
四十五	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）	515
四十六	高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三号）による改正前の高年齢者等の雇用の安定等に関する法律	516
四十七	地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）	517
四十八	中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）	518
四十九	次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）	519
五十	看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）	520
五十一	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）	521

五十二	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）	522
五十三	確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）	523
五十四	身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）	526
五十五	母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法（平成十五年法律第百二十六号）	527
五十六	独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）	528

第九章 農林水産省関係

一	農業倉庫業法（大正六年法律第十五号）	530
二	農村負債整理組合法（昭和八年法律第二十一号）	531
三	農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）	537
四	農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）	556
五	競馬法（昭和二十三年法律第五百十八号）	571
六	水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）	572
七	土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）	587
八	森林病虫害等防除法（昭和二十五年法律第五十三号）	595
九	食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（平成十年法律第五十九号）	596
十	農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）	597
十一	国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）	605
十二	森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）	606
十三	漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）	607
十四	中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）	625
十五	農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）	634
十六	輸出水産業の振興に関する法律（昭和二十九年法律第五百四十四号）	635
十七	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和二十九年法律第八十二号）	639

十八	日本中央競馬会法（昭和二十九年法律第二百五号）	640
十九	分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）	641
二十	果樹農業振興特別措置法（昭和三十六年法律第十五号）	642
二十一	農業協同組合併助成法（昭和三十六年法律第四十八号）	643
二十二	農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）	644
二十三	漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五百十八号）	654
二十四	野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第三百三号）	664
二十五	沿岸漁場整備開発法（昭和四十九年法律第四十九号）	665
二十六	独立行政法人農畜産業振興機構法（平成十四年法律第二百二十六号）	666
二十七	漁業協同組合併促進法（昭和四十二年法律第七十八号）	667
二十八	食品流通構造改善促進法（平成三年法律第五十九号）	668
二十九	林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）	669
三十	木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成八年法律第四十七号）	670
三十一	農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）	671
三十二	森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）	673
三十三	農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）	688
三十四	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）	690
三十五	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成六年法律第一百十三号）	691

三十六	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律（平成七年法律第八十八号）	692
三十七	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）	693
三十八	種苗法（平成十年法律第八十三号）	694
三十九	農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）	695

第十章 経済産業省関係

一	商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）	699
二	自転車競技法（昭和二十三年法律第二百九号）	706
三	中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）	709
四	火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）	722
五	ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）	723
六	小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第一百五号）	724
七	電気工事士法（昭和三十五年法律第三百三十九号）	725
八	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）	726
九	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（昭和四十六年法律第七号）	727
十	金属鉱業等鉱害対策特別措置法（昭和四十八年法律第二十六号）	728
十一	エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）	729
十二	小型自動車競走法（昭和二十五年法律第二百八号）	730
十三	商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）	733
十四	高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）	748
十五	輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）	749
十六	中小企業金融公庫法（昭和二十八年法律第三百三十八号）	755
十七	商工会議所法（昭和二十八年法律第四百十三号）	756

十八	信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）	762
十九	中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第八十五号）	771
二十	航空機工業振興法（昭和三十三年法律第五十号）	777
二十一	商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）	778
二十二	商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）	780
二十三	鉱工業技術研究組合法（昭和三十六年法律第八十一号）	786
二十四	商店街振興組合法（昭和三十七年法律第四百十一号）	791
二十五	中小企業支援法（昭和三十八年法律第四百七十七号）	795
二十六	日本電気計器検定所法（昭和三十九年法律第五百十号）	797
二十七	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）	798
二十八	下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）	799
二十九	中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）	800
三十	伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）	802
三十一	特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）	805
三十二	半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和六十年法律第四十三号）	810
三十三	ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律（平成四年法律第五十三号）	811
三十四	エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）	812
三十五	商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）	813

三十六	特定産業集積の活性化に関する臨時措置法（平成九年法律第二十八号）	814
三十七	投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）	815
三十八	中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）	821
三十九	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）	826
四十	弁理士法（平成十二年法律第四十九号）	828
四十一	特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成十二年法律第一百七十七号）	834
四十二	使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）	835
四十三	有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）	837

第十一章 国土交通省関係

一	船舶安全法（昭和八年法律第十一号）	843
二	建設業法（昭和二十四年法律第百号）	844
三	水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）	845
四	水防法（昭和二十四年法律第九十三号）	846
五	国際観光ホテル整備法（昭和二十四年法律第二百七十九号）	847
六	建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）	848
七	建築士法（昭和二十五年法律第二百二二号）	849
八	港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）	851
九	道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）	857
十	船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）	858
十一	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）	859
十二	気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）	860
十三	宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）	861
十四	旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）	865
十五	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律（平成十七年法律第八十五号）	866
十六	土地区画整理法（昭和二十九年法律百十九号）	867
十七	自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）	873

十八	内航海運組合法（昭和三十二年法律第百六十二号）	874
十九	地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第百二十四号）	876
二十	日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）	882
二十一	船員災害防止活動の促進に関する法律（昭和四十二年法律第六十一号）	883
二十二	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）	891
二十三	都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）	892
二十四	タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）	898
二十五	地方道路公社法（昭和四十五年法律第八十二号）	900
二十六	日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）	905
二十七	都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）	906
二十八	航空・鉄道事故調査委員会設置法（昭和四十八年法律第百十三号）	907
二十九	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）	908
三十	幹線道路の沿道の整備に関する法律（昭和五十五年法律第三十四号）	909
三十一	農住組合法（昭和五十五年法律第八十六号）	910
三十二	広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）	919
三十三	浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）	925
三十四	特定都市鉄道整備促進特別措置法（昭和六十一年法律第四十二号）	926
三十五	民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）	927

三十六	関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）	928
三十七	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）	929
三十八	地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律（平成四年法律第八十八号）	931
三十九	大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第一百十号）	932
四十	不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）	933
四十一	建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）	934
四十二	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）	935
四十三	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）	936
四十四	アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律（平成九年法律第五十二号）	947
四十五	外国人観光旅客の来訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成九年法律第九十一号）	948
四十六	住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）	950
四十七	マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百四十九号）	952
四十八	都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）	954
四十九	マンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）	955
五十	景観法（平成十六年法律第一百十号）	961
五十一	都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）	962
五十二	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法（平成十七年法律第七十九号）	964

第十二章 環境省関係

一	自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）	965
二	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）	966
三	悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）	967
四	動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五百号）	968
五	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）	969
六	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第一百十二号）	970
七	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第一百七十七号）	971
八	土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）	972

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編 総則</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 法人（第三十三条 第八十四条）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>第四章～第七章（略）</p> <p>第二編～第五編（略）</p> <p>（削る）</p> <p>（法人の成立等）</p> <p>第三十三条（略）</p> <p>2 学術、<u>技芸</u>、<u>慈善</u>、<u>祭祀</u>、<u>宗教</u>その他の公益を目的とする法人、<u>営利事業</u>を営むことを目的とする法人その他の法人の設立、<u>組織</u>、<u>運営</u>及び<u>管理</u>については、この法律その他の法律の定めるところによる。</p>	<p>目次</p> <p>第一編 総則</p> <p>第一章・第二章（同上）</p> <p>第三章 法人</p> <p>第一節 法人の設立（第三十三条 第五十一条）</p> <p>第二節 法人の管理（第五十二条 第六十七条）</p> <p>第三節 法人の解散（第六十八条 第八十三条）</p> <p>第四節 補則（第八十四条・第八十四条の二）</p> <p>第五節 罰則（第八十四条の三）</p> <p>第四章～第七章（同上）</p> <p>第二編～第五編（同上）</p> <p>第一節 法人の設立</p> <p>（法人の成立）</p> <p>第三十三条（同上）</p> <p>（新設）</p>

(法人の能力)

第三十四条 法人は、法令の規定に従い、定款その他の基本約款で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(外国法人)

第三十五条 外国法人は、国、国の行政区画及び外国会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人はこの限りでない。

2 前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでない。

(登記)

第三十六条 法人及び外国法人は、この法律その他の法令の定めるところにより、登記をするものとする。

(公益法人の設立)

第三十四条 学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する社団又は財団であつて、営利を目的としないものは、主務官庁の許可を得て、法人とすることができる。

(名称の使用制限)

第三十五条 社団法人又は財団法人でない者は、その名称中に社団法人若しくは財団法人という文字又はこれらと誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。

(外国法人)

第三十六条 外国法人は、国、国の行政区画及び商事会社を除き、その成立を認許しない。ただし、法律又は条約の規定により認許された外国法人はこの限りでない。

2 前項の規定により認許された外国法人は、日本において成立する同種の法人と同一の私権を有する。ただし、外国人が享有することのできない権利及び法律又は条約中に特別の規定がある権利については、この限りでない。

(外国法人の登記)

第三十七条 外国法人(第三十五条第一項ただし書に規定する外国法人に限る。以下この条において同じ。)が日本に事務所を設けたときは、三週間以内に、その事務所の所在地において、次に掲げる事項を登記しなければならない。

- 一 外国法人の設立の準拠法
- 二 目的
- 三 名称
- 四 事務所の所在場所
- 五 存続期間を定めたときは、その定め
- 六 代表者の氏名及び住所

2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、三週間以内に、変更の登記をしなければならない。この場合において、登記前にあつては、その変更をもって第三者に対抗することができない。

3 代表者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その登記をしなければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4 前二項の規定により登記すべき事項が外国において生じたときは、登記の期間は、その通知が到達した日から起算する。

5 外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その事務所の所在地において登記するまでは、第三者は、その法人の成立を否認することができ

(定款)

第三十七条 社団法人を設立しようとする者は、定款を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資産に関する規定
- 五 理事の任免に関する規定
- 六 社員の資格の得喪に関する規定

る。

6 外国法人が事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

7 同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、その移転を登記すれば足りる。

8 外国法人の代表者が、この条に規定する登記を怠ったときは、五十万円以下の過料に処する。

第三十八条から第八十四条まで 削除

(定款の変更)

第三十八条 定款は、総社員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 定款の変更は、主務官庁の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(寄附行為)

第三十九条 財団法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為で、第三十七条第一号から第五号までに掲げる事項を定めなければならない。

(裁判所による名称等の定め)

第四十条 財団法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は理事の任免の方法を定めなくて死亡したときは、裁判所は、利害関係人

又は検察官の請求により、これを定めなければならない。

(贈与又は遺贈に関する規定の準用)

第四十一条 生前の処分で寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、贈与に関する規定を準用する。

2 遺言で寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、遺贈に関する規定を準用する。

(寄附財産の帰属時期)

第四十二条 生前の処分で寄附行為をしたときは、寄附財産は、法人の設立の許可があつた時から法人に帰属する。

2 遺言で寄附行為をしたときは、寄附財産は、遺言が効力を生じた時から法人に帰属したものとみなす。

(法人の能力)

第四十三条 法人は、法令の規定に従い、定款又は寄附行為で定められた目的の範囲内において、権利を有し、義務を負う。

(法人の不法行為能力等)

第四十四条 法人は、理事その他の代理人がその職務を行うについて他人に加えた損害を賠償する責任を負う。

2 法人の目的の範囲を超える行為によって他人に損害を加えたときは、その行為に係る事項の決議に賛成した社員及び理事並びにその決議を履行し

た理事その他の代理人は、連帯してその損害を賠償する責任を負う。

(法人の設立の登記等)

第四十五条 法人は、その設立の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。

2 法人の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

3 法人の設立後に新たに事務所を設けたときは、その事務所の所在地においては三週間以内に、登記をしなければならない。

(設立の登記の登記事項及び変更の登記等)

第四十六条 法人の設立の登記において登記すべき事項は、次のとおりとする。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在場所
- 四 設立の許可の年月日
- 五 存立時期を定めたときは、その時期
- 六 資産の総額
- 七 出資の方法を定めたときは、その方法
- 八 理事の氏名及び住所

2 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地に

においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。この場合において、それぞれ登記前
にあつては、その変更をもつて第三者に対抗することができない。

3 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する
仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた
ときは、主たる事務所及びその他の事務所の所在地においてその登記をし
なければならない。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(登記の期間)

第四十七条 第四十五条第一項及び前条の規定により登記すべき事項のうち
官庁の許可を要するものの登記の期間については、その許可書が到達した
日から起算する。

(事務所の移転の登記)

第四十八条 法人が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在
地においては移転の登記をし、新所在地においては第四十六条第一項各号
に掲げる事項を登記しなければならない。

2 法人が主たる事務所以外の事務所を移転したときは、旧所在地において
は三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に第四十
六条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

3 同一の登記所の管轄区域内において事務所を移転したときは、その移転
を登記すれば足りる。

(外国法人の登記)

第四十九条 第四十五条第三項、第四十六条及び前条の規定は、外国法人が日本に事務所を設ける場合について準用する。ただし、外国において生じた事項の登記の期間については、その通知が到達した日から起算する。

2 外国法人が初めて日本に事務所を設けたときは、その法人の成立を否認することができず。

(法人の住所)

第五十条 法人の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(財産目録及び社員名簿)

第五十一条 法人は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 社団法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があることに必要な変更を加えなければならない。

第二節 法人の管理

(理事)

第五十二条 法人には、一人又は数人の理事を置かなければならない。

(削る)

2 理事が数人ある場合において、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、法人の事務は、理事の過半数で決する。

(法人の代表)

第五十三条 理事は、法人のすべての事務について、法人を代表する。ただし、定款の規定又は寄附行為の趣旨に反することはできず、また、社団法人にあつては総会の決議に従わなければならない。

(理事の代理権の制限)

第五十四条 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の代理行為の委任)

第五十五条 理事は、定款、寄附行為又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第五十六条 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第五十七条 法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理

権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(監事)

第五十八条 法人には、定款、寄附行為又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第五十九条 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は主務官庁に報告すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(通常総会)

第六十条 社団法人の理事は、少なくとも毎年一回、社員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第六十一条 社団法人の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 | 総社員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第六十二条 総会の招集の通知は、会日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(社団法人の事務の執行)

第六十三条 社団法人の事務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によって行う。

(総会の決議事項)

第六十四条 総会においては、第六十二条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第六十五条 各社員の表決権は、平等とする。

2 | 総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第六十六条 社団法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(法人の業務の監督)

第六十七条 法人の業務は、主務官庁の監督に属する。

2 主務官庁は、法人に対し、監督上必要な命令をすることができる。

3 主務官庁は、職権で、いつでも法人の業務及び財産の状況を検査することができる。

第三節 法人の解散

(削る)

(法人の解散事由)

第六十八条 法人は、次に掲げる事由によって解散する。

一 定款又は寄附行為で定めた解散事由の発生

二 法人の目的である事業の成功又はその成功の不能

三 破産手続開始の決定

四 設立の許可の取消し

2 社団法人は、前項各号に掲げる事由のほか、次に掲げる事由によって解散する。

一 総会の決議

二 社員が欠けたこと。

(法人の解散の決議)

第六十九条 社団法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(法人についての破産手続の開始)

第七十条 法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならぬ。

(法人の設立の許可の取消し)

第七十一条 法人がその目的以外の事業をし、又は設立の許可を得た条件若しくは主務官庁の監督上の命令に違反し、その他公益を害すべき行為をした場合において、他の方法により監督の目的を達することができないときは、主務官庁は、その許可を取り消すことができる。正当な事由なく引き続き三年以上事業をしないときも、同様とする。

(残余財産の帰属)

第七十二条 解散した法人の財産は、定款又は寄附行為で指定した者に帰属

する。

2 定款又は寄附行為で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、理事は、主務官庁の許可を得て、その法人の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、社団法人にあっては、総会の決議を経なければならない。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(清算法人)

第七十三条 解散した法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第七十四条 法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第七十五条 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第七十六条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人及び解散の登記及び届出)

第七十七条 清算人は、破産手続開始の決定及び設立の許可の取消しの場合を除き、解散後主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をし、かつ、これらの事項を主務官庁に届け出なければならぬ。

2 清算中に就職した清算人は、就職後主たる事務所の所在地においては二週間以内に、その他の事務所の所在地においては三週間以内に、その氏名及び住所の登記をし、かつ、これらの事項を主務官庁に届け出なければならない。

3 前項の規定は、設立の許可の取消しによる解散の際に就職した清算人について準用する。

(清算人の職務及び権限)

第七十八条 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。

(債権の申出の催告等)

第七十九条 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは、その債権は清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第八十条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算法人についての破産手続の開始)

第八十一条 清算中に法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、

破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす
る。

3 前項に規定する場合において、清算中の法人が既に債権者に支払い、又
は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、こ
れを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所による監督)

第八十二条 法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができ
る。

(清算結了の届出)

第八十三条 清算が結了したときは、清算人は、その旨を主務官庁に届け出
なければならない。

第四節 補則

(主務官庁の権限の委任)

第八十四条 この章に規定する主務官庁の権限は、政令で定めるところによ
り、その全部又は一部を国に所属する行政庁に委任することができる。

(都道府県の執行機関による主務官庁の事務の処理)

(削る)

(削る)

第八十四条の二 この章に規定する主務官庁の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、都道府県の知事その他の執行機関（以下「都道府県の執行機関」という。）においてその全部又は一部を処理することとすることができる。

2 前項の場合において、主務官庁は、政令で定めるところにより、法人に対する監督上の命令又は設立の許可の取消しについて、都道府県の執行機関に対し指示をすることができる。

3 第一項の場合において、主務官庁は、都道府県の執行機関がその事務を処理するに当たつてよべき基準を定めることができる。

4 主務官庁が前項の基準を定めるときは、これを告示しなければならない。

(削る)

第五節 罰則

(削る)

第八十四条の三 法人の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

一 この章に規定する登記を怠つたとき。

二 第五十一条の規定に違反し、又は財産目録若しくは社員名簿に不正の記載をしたとき。

三 第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定による主務官庁、その権限の委任を受けた国に所属する行政庁若しくはその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関又は裁判所の検査を妨げたとき。

四 第六十七条第二項の規定による主務官庁又はその権限の委任を受けた

(清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割方法)

第六百八十八条 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができ。

3 残余財産は、各組合員の出資の価額に応じて分割する。

(相続債権者及び受遺者に対する公告及び催告)

第九百二十七条 (略)

2 前項の規定による公告には、相続債権者及び受遺者とその期間内に申出をしないときは弁済から除斥されるべき旨を付記しなければならない。た

国に所属する行政庁若しくはその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関の監督上の命令に違反したとき。

五 官庁、主務官庁の権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関又は総会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

六 第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。

七 第七十九条第一項又は第八十一条第一項の公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

2 第三十五条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

(清算人の職務及び権限並びに残余財産の分割方法)

第六百八十八条 第七十八条の規定は、清算人の職務及び権限について準用する。

(新設)

2 残余財産は、各組合員の出資の価額に応じて分割する。

(相続債権者及び受遺者に対する公告及び催告)

第九百二十七条 (同上)

2 第七十九条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。

<p>だし、限定承認者は、知れている相続債権者及び受遺者を除外することができない。</p> <p>3 限定承認者は、知れている相続債権者及び受遺者には、各別にその申出の催告をしなければならない。</p> <p>4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。</p> <p>(相続債権者及び受遺者に対する弁済) 第九百五十七条 (略)</p> <p>2 第九百二十七条第二項から第四項まで及び第九百二十八条から第九百三十五条まで(第九百三十二条ただし書を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。</p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(相続債権者及び受遺者に対する弁済) 第九百五十七条 (同上)</p> <p>2 第七十九条第二項から第四項まで及び第九百二十八条から第九百三十五条まで(第九百三十二条ただし書を除く。)の規定は、前項の場合について準用する。</p>
---	---

改正案

現行

第十九条乃至第二十八条 削除

第十九条 民法施行前ヨリ独立ノ財産ヲ有スル社団又ハ財団ニシテ民法第三十四条ニ掲ケタル目的ヲ有スルモノハ之ヲ法人トス

前項ノ法人ノ代表者ハ民法第三十七条又ハ第三十九条ニ掲ケタル事項其他社員又ハ寄附者力定メタル事項ヲ記載シタル書面ヲ作り民法施行ノ日ヨリ三ヶ月内ニ之ヲ主務官庁ニ差出タシ其認可ヲ請フコトヲ要ス此場合ニ於テ主務官庁ハ其書面力民法其他ノ法令ニ反スルトキ又ハ公益ノ為メ必要ト認ムルトキハ其変更ヲ命スルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ從ヒテ認可ヲ得タル書面ハ定款又ハ寄附行為ト同一ノ効力ヲ有ス

第二十条 法人ノ代表者力前条第二項ノ規定ニ從ヒ主務官庁ノ認可ヲ得タルトキ八二週間内ニ各事務所ノ所在地ニ於テ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

- 一 民法第四十六条第一項第一号乃至第三号及ヒ第五号乃至第八号ニ掲ケタル事項
- 二 主務官庁ノ認可ノ年月日

前項ノ期間ハ主務官庁ノ認可書ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第一項ノ規定ニ從ヒテ為シタル登記ハ民法第四十六条第一項ニ定メタル登記ト同一ノモノト看做ス

第二十一条 第十九条第一項ノ法人力財産目録又ハ社員名簿ヲ備ヘサルトキハ民法施行ノ後遅滞ナク之ヲ作ルコトヲ要ス

第二十二条 法人ノ代表者力前三条ノ規定ニ反シ認可ヲ受ケ、登記ヲ為シ又ハ財産目録若クハ社員名簿ヲ作ルコトヲ怠リタルトキ八五円以上二百円以下ノ過料ニ処セララル

第二十三条 第十九条第一項ノ法人力其目的以外ノ事業ヲ為シ又ハ認可ノ条件若クハ主務官庁若クハ其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁若クハ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関ノ監督上ノ命令ニ違反シ其他公益ヲ害スヘキ行為ヲ為シタル場合ニ於テ他ノ方法ニ依リ監督ノ目的ヲ達スルコト能ハザルトキハ主務官庁ハ其解散ヲ命スルコトヲ得正当ノ事由ナクシテ引続キ三年以上事業ヲ為サザルトキ亦同ジ

前項ノ規定ニ依ル解散ノ命令ハ民法第七十七条ノ規定ノ適用ニ付テハ設立許可ノ取消ト看做ス

第一項ニ定メタル主務官庁ノ解散ノ命令ノ権限及ヒ前項ノ場合ニ於ケル民法第七十七条第三項ニ於テ準用スル同条第二項ニ定メタル主務官庁ノ届出ノ受理ノ権限ハ政令ノ定ムル所ニ依リ其全部又ハ一部ヲ国ニ所属スル行政庁ニ委任スルコトヲ得

前項ニ定メタル主務官庁ノ権限ニ属スル事務ハ政令ノ定ムル所ニ依リ都道府県ノ知事其他ノ執行機関ニ於テ其全部又ハ一部ヲ処理スルコトトスルコトヲ得此場合ニ於テハ主務官庁ハ政令ノ定ムル所ニ依リ解散ノ命令ニ付キ其執行機関ニ対シ指示ヲ為スコトヲ得

第二十四条 削除

第二十五条 民法第七十一条又八第二十三条ノ規定ニ依ル処分ヲ為スベキ場合ニ於テ理事ノ欠ケタルトキ又ハ其所在ヲ知ルコト能ハザルトキハ主務官庁（其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁及ビ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関ヲ含ム次条ニ於テ之ニ同ジ）ハ其処分ノ告知ニ代ヘテ其要旨ヲ官報ニ掲載スルコトヲ得
前項ノ場合ニ於テハ同項ノ処分ハ官報ノ掲載ヲ為シタル日ヨリ二十日ヲ経過シタル時ニ其効力ヲ生ズ

第二十五条ノ二 前条第一項ノ処分ヲ為シタルトキハ主務官庁ハ法人ノ各事務所ノ所在地ノ登記所ニ解散ノ原因及ビ年月日ノ登記ノ嘱託ヲ為スベシ

第二十六条 削除

第二十七条 剥奪公権者及ヒ停止公権者ハ法人ノ理事、監事又ハ清算人タルコトヲ得ス

第二十八条 削除

	改正案		現行
<p>第三十四条乃至第七十一条 削除</p>	<p>目次</p> <p>第一編 総則（第一条 第七十一条）</p> <p>第二編 民事非訟事件</p> <p>（削る）</p> <p>第一章 裁判上ノ代位ニ関スル事件（第七十二条 第七十九条）</p> <p>第二章 保存、供託、保管及び鑑定ニ関スル事件（第八十条 第一百六条）</p> <p>第三章 外国法人及び夫婦財産契約ノ登記（第一百七十七条 第四百十条）</p> <p>第三編・第四編 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p>	<p>第三十五条 仮理事又ハ特別代理人ノ選任ハ法人ノ主タル事務所所在地ノ地</p>	<p>目次</p> <p>第一編 総則（第一条 第三十三条ノ三）</p> <p>第二編 民事非訟事件</p> <p>第一章 法人ニ関スル事件（第三十四条 第七十一条）</p> <p>第二章 裁判上ノ代位ニ関スル事件（七十二條 第七十九條）</p> <p>第三章 保存、供託、保管及び鑑定ニ関スル事件（第八十条 第一百六条）</p> <p>第四章 法人及び夫婦財産契約ノ登記（第一百七十七条 第四百十条）</p> <p>第三編・第四編 （同上）</p> <p>第二編 民事非訟事件</p> <p>第一章 法人ニ関スル事件</p> <p>第三十四条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十条ニ定メタル事件ハ法人ノ設立者力死亡ノ時ニ有シタル住所ノ地方裁判所ノ管轄トス</p> <p>法人ノ設立者力日本ニ住所ヲ有セザリシトキ又ハ其住所力知レサルトキハ其死亡ノ時ノ居所地又ハ法人設立地ノ地方裁判所ノ管轄トス</p>

方裁判所ノ管轄トス

法人ノ解散及ヒ清算ノ監督ハ其主タル事務所所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第三十六条 法人ノ清算人ニ関スル事件ハ法人ノ主タル事務所所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス

第三十七条 法人ノ清算人ノ選任ノ裁判ニ対シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ

第三十八条 民法第七十五条ノ規定ニ依リ裁判所ガ法人ノ清算人ヲ選任シタル場合ニ於テハ法人ヲシテ之ニ報酬ヲ与ヘシムルコトヲ得其額ハ清算人及ビ監事ノ陳述ヲ聴キ裁判所之ヲ定ム

第三十九条 法人ノ清算人ノ解任ニ付テノ裁判及ビ前条ノ裁判ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得

第四十条 裁判所ハ特ニ選任シタル者ヲシテ法人ノ解散及ヒ清算ノ監督ニ必要ナル検査ヲ為サシムルコトヲ得

前三条ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ裁判所ガ検査ヲ為スベキ者ヲ選任シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十一条乃至第七十一条 削除

第二編 民事非訟事件

第一章 裁判上ノ代位ニ関スル事件

第二章 保存、供託、保管及ヒ鑑定ニ関スル事件

第八十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百六十二条第三項ノ証書保存者ノ指定ハ共有物ノ分割アリタル地ノ地方裁判所ノ管轄トス、
（略）

第三章 外国法人及ヒ夫婦財産契約ノ登記

第一百七十七条 日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ付テハ其事務所所在地ノ法務局若クハ地方法務局若クハ此等ノ支局又ハ此等ノ出張所力管轄登記所トシテ之ヲ掌ル

（削る）

第一百十九条 各登記所ニ外国法人登記簿及ヒ夫婦財産契約登記簿ヲ備フ

第一百二十条 夫婦財産契約ニ関スル登記ハ契約者双方ノ申請ニ因リテ之ヲ為ス

前項ノ登記ノ申請ヲスルニハ其申請情報ト併セテ夫婦財産契約ヲ為シタル

（新設）

第二章 裁判上ノ代位ニ関スル事件

第三章 保存、供託、保管及ヒ鑑定ニ関スル事件

第八十条 民法第二百六十二条第三項ノ証書保存者ノ指定ハ共有物ノ分割アリタル地ノ地方裁判所ノ管轄トス、
（同上）

第四章 法人及ヒ夫婦財産契約ノ登記

第一百七十七条 法人ノ登記ニ付テハ法人ノ事務所所在地ノ法務局若クハ地方法務局若クハ此等ノ支局又ハ此等ノ出張所力管轄登記所トシテ之ヲ掌ル

前項ノ規定ハ日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ之ヲ準用ス

第一百十九条 各登記所ニ法人登記簿及ヒ夫婦財産契約登記簿ヲ備フ

第一百二十条 法人設立ノ登記ノ申請書ニハ定款、理事ノ資格ヲ証スル書面及ヒ主務官庁（其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁及ヒ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機関ヲ含ム次条ニ於テ之ニ同ジ）ノ許

コトヲ証スル情報又ハ管理者ノ変更若クハ共有財産ノ分割ニ関スル審判ガアリタルコト若クハ之二関スル契約ヲ為シタルコトヲ証スル情報ヲ提供スルコトヲ要ス

第二百一十一条 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第二条乃至第五条、第七条乃至第十五条、第十七条、第十八条、第十九条の二乃至第二十三条の二、第二十四条（第十五号及ビ第十六号ヲ除ク）、第二十六条、第二十七条、第二百二十八条、第二百二十九条、第二百三十条第一項及ビ第三項並ニ第二百三十二条乃至第四百八条ノ規定ハ日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ之ヲ準用ス

第二百二十二条 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第七条乃至第十一條、第十三條、第十六條第一項、第十八條、第二十四條、第二十五條第一号乃至第九号及ビ第十二号、第六十七條第一項乃至第三項、第七十一条、第一百九條、第二百一十一條第二項及ビ第三項、第二百五十二條乃至第五十六條、第五百七十七條第一項乃至第三項並ニ第五百八條ノ規定ハ夫婦財産契約ニ関スル登記ニ之ヲ準用ス

申請情報ノ内容其他夫婦財産契約ニ関スル登記ニ関シ必要ナル事項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第二百二十三條乃至第四百十條 削除

可書又ハ其認証アル謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

第二百一十一条 事務所ノ新設又ハ事務所ノ移転其他登記事項ノ変更ノ登記ノ申請書ニハ事務所ノ新設又ハ登記事項ノ変更ヲ証スル書面ヲ添付シ且主務官庁ノ許可ヲ要スルモノニ付テハ其許可書又ハ其認証アル謄本ヲ添付スルコトヲ要ス

第二百二十二条 法人ノ解散ノ登記ノ申請書ニハ解散ノ事由ヲ証スル書面及ビ理事力清算人タラサル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二百二十二条ノ二 法人ノ設立許可ノ取消又ハ解散ノ命令ニ因ル解散ノ際ニ就職シタル清算人ノ登記ノ申請書ニハ理事力清算人タラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ証スル書面ヲ添付スルコトヲ要ス

第二百二十三條 夫婦財産契約ニ関スル登記ハ契約者双方ノ申請ニ因リテ之ヲ為ス

前項ノ登記ノ申請ヲスルニハ其申請情報ト併セテ夫婦財産契約ヲ為シタルコトヲ証スル情報又ハ管理者ノ変更若クハ共有財産ノ分割ニ関スル審判ガアリタルコト若クハ之二関スル契約ヲ為シタルコトヲ証スル情報ヲ提供スルコトヲ要ス

第二百二十四條 商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）第一条乃至第

五条、第七条乃至第十五条、第十七条、第十八条、第十九条の二乃至第二十三条の二、第二十四条（第十五号及び第十六号ヲ除ク）、第二十六条、第二十七条及び第三百三十二条乃至第四百八条ノ規定ハ法人及び日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ同法第四十七条第一項、第四十八条乃至第五十三条、第九十九条第一項並ニ第二百条第二項及び第三項ノ規定ハ法人ノ登記ニ同法第二百二十八条、第二百二十九条並ニ第三百十条第一項及び第三項ノ規定ハ日本ニ事務所ヲ設ケタル外国法人ノ登記ニ之ヲ準用ス

第二百二十五条 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第七条乃至第十一条、第十三条、第十六条第一項、第十八条、第二十四条、第二十五条第一号乃至第九号及び第十二号、第六十七条第一項乃至第三項、第七十一条、第一百九条、第二百一十一条第二項及び第三項、第二百五十二条乃至第五十六条、第五百七十七条第一項乃至第三項並ニ第五百八条ノ規定ハ夫婦財産契約ニ関スル登記ニ之ヲ準用ス

申請情報ノ内容其他夫婦財産契約ニ関スル登記ニ関シ必要ナル事項ハ法務省令ヲ以テ之ヲ定ム

第二百二十六条乃至第四百十条 削除

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第号）第四条及び第七十八条の規定は、公庫について準用する。</p> <p>（債券の発行）</p> <p>第二十七条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>7～9 （略）</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、公庫について準用する。</p> <p>（債券の発行）</p> <p>第二十七条 （同上）</p> <p>2～5 （同上）</p> <p>6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>7～9 （同上）</p>

総合研究開発機構法（昭和四十八年法律第五十一号）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第九号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、機構について準用する。</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、機構について準用する。</p>

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）

<p>改正案</p>	<p>（債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置） 第五条 1～4（略） 5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。</p>
<p>現行</p>	<p>（債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置） 第五条 1～4（同上） 5 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十条第二項（他の法律において準用する場合を含む。）の規定は、特定非常災害発生日から第一項に規定する政令で定める日までの間、同項本文の法人については適用しない。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 特定非営利活動法人</p> <p>第一節・第二節（略）</p> <p>第三節 管理（第十四条の二 第三十条）</p> <p>第四節 解散及び合併（略）</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第九号）第七十八条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。</p> <p>（定款）</p> <p>第十一条 1、2（略）</p> <p>3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章（同上）</p> <p>第二章 特定非営利活動法人</p> <p>第一節・第二節（同上）</p> <p>第三節 管理（第十五条 第三十条）</p> <p>第四節 解散及び合併（同上）</p> <p>第五節・第六節（同上）</p> <p>第三章・第四章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（民法の準用）</p> <p>第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条及び第四十四条の規定は、特定非営利活動法人について準用する。</p> <p>（定款）</p> <p>第十一条 1、2（同上）</p> <p>3 第一項第十二号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。</p>

<p>第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。</p> <p>(通常社員総会)</p> <p>第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。</p> <p>2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。</p> <p>(社員総会の招集)</p> <p>第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 公益社団法人又は公益財団法人</p> <p>三 五 (略)</p> <p>(財産目録の作成及び備置き)</p> <p>第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(民法の準用)</p> <p>第十四条 民法第五十一条第一項(法人の設立の時に関する部分に限る。)の規定は、特定非営利活動法人の設立について準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
<p>一 (略)</p> <p>二 公益社団法人又は公益財団法人</p> <p>三 五 (略)</p> <p>(財産目録の作成及び備置き)</p> <p>第十四条 特定非営利活動法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(通常社員総会)</p> <p>第十四条の二 理事は、少なくとも毎年一回、通常社員総会を開かなければならない。</p> <p>(臨時社員総会)</p> <p>第十四条の三 理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。</p> <p>2 総社員の五分の一以上から社員総会の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時社員総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。</p> <p>(社員総会の招集)</p> <p>第十四条の四 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その社員総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従</p>	<p>一 (同上)</p> <p>二 民法第三十四条の規定により設立された法人</p> <p>三 五 (同上)</p> <p>(民法の準用)</p> <p>第十四条 民法第五十一条第一項(法人の設立の時に関する部分に限る。)の規定は、特定非営利活動法人の設立について準用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

ってしなければならない。

(社員総会の権限)

第十四条の五 特定非営利活動法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて社員総会の決議によって行う。

(新設)

(社員総会の決議事項)

第十四条の六 社員総会においては、第十四条の四の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(新設)

(社員の表決権)

第十四条の七 各社員の表決権は、平等とする。

(新設)

2 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によって表決をすることができる。

3 社員は、定款で定めるところにより、前項の規定に基づく書面による表決に代えて、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて内閣府令で定めるものをいう。)により表決をすることができる。

4 前三項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第十四条の八 特定非営利活動法人と特定の社員との関係について議決をす

(新設)

る場合には、その社員は、表決権を有しない。

(理事の代表権)

第十六条 (略)

2 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(業務の執行)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(理事の代理行為の委任)

第十七条の二 理事は、定款又は社員総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第十七条の三 理事が欠けた場合において、業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第十七条の四 特定非営利活動法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関

(理事の代表権)

第十六条 (同上)

(新設)

(業務の決定)

第十七条 特定非営利活動法人の業務は、定款に特別の定めのないときは、理事の過半数をもって決する。

(新設)

(新設)

(新設)

係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

第二十六条 (略)

- 2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。

3 (略)

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 (略)

- 2 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四条の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録、次条第二項において同じ。）
（役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し（次条及び第四十三条第一項において「定款等」という。）の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

第二十六条 (同上)

- 2 前項の場合においては、前条第四項の添付書類のほか、第十条第一項第二号イ及び第四号に掲げる書類並びに直近の第二十八条第一項に規定する事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四条において準用する民法第五十一条第一項の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録）を申請書に添付しなければならない。

3 (同上)

(事業報告書等の備置き等及び閲覧)

第二十八条 (同上)

- 2 特定非営利活動法人は、その社員その他の利害関係人から事業報告書等（設立後当該書類が作成されるまでの間は第十四条において準用する民法第五十一条第一項の設立の時の財産目録、合併後当該書類が作成されるまでの間は第三十五条第一項の財産目録、次条第二項において同じ。）
（役員名簿等又は定款若しくはその認証若しくは登記に関する書類の写し（次条及び第四十三条第一項において「定款等」という。）の閲覧の請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧させなければならない。

(民法の準用)

第三十条 削除

第三十一条の二 特定非営利活動法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(解散の決議)

(特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の三 特定非営利活動法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならぬ。

(清算中の特定非営利活動法人の能力)

第三十一条の四 解散した特定非営利活動法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第三十条 民法第五十四条から第五十七条まで及び第六十条から第六十六条

までの規定は、特定非営利活動法人の管理について準用する。この場合において、同法第五十六条及び第五十七条中「裁判所は、利害関係人又は檢察官の請求により」とあるのは、「所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

第三十一条の五 特定非営利活動法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の六 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十一条の七 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第三十一条の八 清算中に就任した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の九 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の十 清算人は、その就任の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除外することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十一 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、特定非営利活動法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていらない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の特定非営利活動法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十二 清算中に特定非営利活動法人の財産がその債務を完済するに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続

(新設)

(新設)

(新設)

開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の特定非営利活動法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の特定非営利活動法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 特定非営利活動法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(新設)

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

(新設)

第三十二条の四 特定非営利活動法人の解散及び清算の監督並びに清算人に
関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に
属する。

(新設)

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てること
ができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の六の規定により清算人を選任した
場合には、特定非営利活動法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定
めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事
の陳述を聴かなければならない。

(新設)

(即時抗告)

第三十二条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に
対しては、即時抗告をすることができる。

(新設)

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、特定非営利活動法人の解散及び清算の監督に必
要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(新設)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合につ
いて準用する。この場合において、第三十二条の六中「清算人及び監事」

とあるのは、「特定非営利活動法人及び検査役」と読み替えるものとする。

第四十条 削除

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第四十四条の三 第十四条の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き並びに同条第二項の規定による閲覧並びに第三十五条第一項の規定による作成及び備置きについて民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第九条の規定を適用する場合には、同条中「当該保存等について規定する法令（会計検査院規則、人事院規則、公正取引委

（民法等の準用）

第四十条 民法第六十九条、第七十条、第七十二条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、特定非営利活動法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替えるものとする。

2 特定非営利活動法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

3 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

（民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用）

第四十四条の三 第十四条において準用する民法第五十一条第一項の規定による作成及び備置き、第二十八条第一項の規定による作成及び備置き並びに同条第二項の規定による閲覧並びに第三十五条第一項の規定による作成及び備置きについて民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第九条の規定を適用する場合には、同条中「当該保存等について規定する法令（会

員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令（特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例）」とする。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十四条の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 五 (略)

六 第三十一条の三第二項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかつたとき。

七 第三十一条の十第一項又は第三十一条の十二第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

八 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

九 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

十 (略)

計検査院規則、人事院規則、公正取引委員会規則、国家公安委員会規則、公害等調整委員会規則、公安審査委員会規則、中央労働委員会規則及び船員中央労働委員会規則を除く。）を所管する内閣府又は各省の内閣府令又は省令」とあるのは、「内閣府令（特定非営利活動促進法第九条第二項の特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に係る場合にあつては、都道府県の条例）」とする。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、特定非営利活動法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (同上)

二 第十四条において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三 五 (同上)

六 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

七 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

八 第四十条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかつたとき。

九 第四十条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

十 (同上)

被災者生活再建支援法（平成十年法律第六十六号）

改正案	現行
<p>（指定等）</p> <p>第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると思われるものを、その申請により、全国に一を限つて、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（指定等）</p> <p>第六条 内閣総理大臣は、被災者の生活再建を支援することを目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）を適正かつ確実に行うことができると思われるものを、その申請により、全国に一を限つて、被災者生活再建支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができる。</p> <p>2 5 （同上）</p>

	改正案		現行
<p>（認定の申請） 第十四条（略）</p>	<p>（適格消費者団体の認定） 第十三条 1・2（略）</p> <p>3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。</p> <p>一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）<u>第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。</u></p> <p>二・三（略）</p> <p>四 その理事に関し、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ 差止請求関係業務の執行を決定する機関として理事をもつて構成する理事会が置かれており、かつ、<u>定款で定めるその決定の方法が次に掲げる要件に適合していると認められること。</u></p> <p>（1）・（2）（略）</p> <p>ロ（略）</p> <p>五〇七（略）</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（認定の申請） 第十四条（同上）</p>	<p>（適格消費者団体の認定） 第十三条 1・2（同上）</p> <p>3 内閣総理大臣は、前項の申請をした者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときに限り、第一項の認定をすることができる。</p> <p>一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）<u>第二条第二項に規定する特定非営利活動法人又は民法第三十四条に規定する法人であること。</u></p> <p>二・三（同上）</p> <p>四 その理事に関し、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ 差止請求関係業務の執行を決定する機関として理事をもつて構成する理事会が置かれており、かつ、<u>定款又は寄附行為で定めるその決定の方法が次に掲げる要件に適合していると認められること。</u></p> <p>（1）・（2）（同上）</p> <p>ロ（同上）</p> <p>五〇七（同上）</p> <p>4・5（同上）</p>

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款

二 十一 (略)

(財産上の利益の受領の禁止等)

第二十八条 1 5 (略)

6 適格消費者団体は、その定款において、差止請求関係業務を廃止し、又は第十三条第一項の認定の失効(差止請求関係業務の廃止によるものを除く。)若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合において、積立金(前項の規定により積み立てられた金額をいう。)に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体(第三十五条の規定により差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合にあつては、当該適格消費者団体)があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは第十三条第三項第二号に掲げる要件に適合する消費者団体であつて内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させる旨を定めておかなければならない。

(業務の範囲及び区分経理)

第二十九条 適格消費者団体は、その行う差止請求関係業務に支障がない限り、定款の定めるところにより、差止請求関係業務以外の業務を行うことができる。

2 (略)

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款又は寄附行為

二 十一 (同上)

(財産上の利益の受領の禁止等)

第二十八条 1 5 (同上)

6 適格消費者団体は、その定款又は寄附行為において、差止請求関係業務を廃止し、又は第十三条第一項の認定の失効(差止請求関係業務の廃止によるものを除く。)若しくは取消しにより差止請求関係業務を終了した場合において、積立金(前項の規定により積み立てられた金額をいう。)に残余があるときは、その残余に相当する金額を、他の適格消費者団体(第三十五条の規定により差止請求権を承継した適格消費者団体がある場合にあつては、当該適格消費者団体)があるときは当該他の適格消費者団体に、これがないときは第十三条第三項第二号に掲げる要件に適合する消費者団体であつて内閣総理大臣が指定するもの又は国に帰属させる旨を定めておかなければならない。

(業務の範囲及び区分経理)

第二十九条 適格消費者団体は、その行う差止請求関係業務に支障がない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、差止請求関係業務以外の業務を行うことができる。

2 (同上)

<p>(財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等)</p> <p>第三十一条 1・2 (略)</p> <p>3 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。</p> <p>一 定款</p> <p>二 了八 (略)</p> <p>4 了6 (略)</p>	<p>(財務諸表等の作成、備置き、閲覧等及び提出等)</p> <p>第三十一条 1・2 (同上)</p> <p>3 適格消費者団体の事務所には、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる書類を備え置かなければならない。</p> <p>一 定款又は寄附行為</p> <p>二 了八 (同上)</p> <p>4 了6 (同上)</p>
---	--

<p>改正案</p>	<p>（調査の委託） 第二十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、独立行政法人、一般社団法人若しくは一般財団法人、事業者その他の民間の団体、都道府県の試験研究機関又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。</p>
<p>現行</p>	<p>（調査の委託） 第二十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、独立行政法人、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、事業者その他の民間の団体、都道府県の試験研究機関又は学識経験を有する者に対し、必要な調査を委託することができる。</p>

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）

改正案

現行

<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 1・2（略）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五十四の二（略）</p> <p>五十四の三 公益社団法人及び公益財団法人に関すること。</p> <p>五十五 六十一（略）</p> <p>（設置）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>		<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 1・2（同上）</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 五十四の二（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>五十五 六十一（同上）</p> <p>（設置）</p> <p>第三十七条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる審議会等で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>	
<p>情報公開・個人情報</p> <p>（略）</p>	<p>情報公開・個人情報保護審査会設置法</p> <p>（略）</p>	<p>情報公開・個人情報</p> <p>（同上）</p>	<p>情報公開・個人情報保護審査会設置法</p> <p>（同上）</p>

<p>報保護審査会</p>	<p>公益認定等委員会 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第 号）</p>
<p>附則</p> <p>（所掌事務の特例）</p> <p>第二条 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第 号）第四十二条第二項に規定する特例民法法人の監督に関する関係行政機関の事務の調整及び同法第一章第四節の規定による特例民法法人の通常の一般社団法人又は一般財団法人への移行に関すること。</p> <p>2）4 （略）</p>	<p>報保護審査会</p> <p>附則</p> <p>（所掌事務の特例）</p> <p>第二条 内閣府は、第三条第二項の任務を達成するため、第四条第三項各号に掲げる事務のほか、当分の間、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>2）4 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（遊技機の規制及び認定等） 第二十条 1～4（略）</p> <p>5 公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、第二項の認定又は前項の検定に必要な試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を、一般社団法人又は一般財団法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者（以下「指定試験機関」という。）に行わせることができる。</p> <p>6～11（略）</p> <p>（都道府県風俗環境浄化協会）</p> <p>第三十九条 公安委員会は、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、都道府県に一を限つて、都道府県風俗環境浄化協会（以下「都道府県協会」という。）として指定することができる。</p> <p>2～7（略）</p>	<p>（遊技機の規制及び認定等） 第二十条 1～4（同上）</p> <p>5 公安委員会は、国家公安委員会規則で定めるところにより、第二項の認定又は前項の検定に必要な試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）の全部又は一部を、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の規定により設立された法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして国家公安委員会があらかじめ指定する者（以下「指定試験機関」という。）に行わせることができる。</p> <p>6～11（同上）</p> <p>（都道府県風俗環境浄化協会）</p> <p>第三十九条 公安委員会は、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された民法第三十四條の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、都道府県に一を限つて、都道府県風俗環境浄化協会（以下「都道府県協会」という。）として指定することができる。</p> <p>2～7（同上）</p>

<p>(全国風俗環境浄化協会)</p> <p>第四十条 国家公安委員会は、都道府県協会の健全な発達を図るとともに、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる<u>と認められるものを</u>、その申出により、全国に一を限つて、全国風俗環境浄化協会(以下「全国協会」という。)として指定することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(全国風俗環境浄化協会)</p> <p>第四十条 国家公安委員会は、都道府県協会の健全な発達を図るとともに、善良の風俗の保持及び風俗環境の浄化並びに少年の健全な育成を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる<u>と認められるものを</u>、その申出により、全国に一を限つて、全国風俗環境浄化協会(以下「全国協会」という。)として指定することができる。</p> <p>2・3 (同上)</p>
---	---

改正案	現行
<p>(指定車両移動保管機関)</p> <p>第五十一条の三 警察署長は、第五十一条第五項及び第六項（同条第二十一項において準用する場合を含む。）の規定による車両（積載物を含む。以下この条において同じ。）の移動及び保管に係る事務（警察署長が同条第五項の規定により移動すべきものとして指示した車両の移動及び保管に係るものに限る。以下「車両移動保管事務」という。）の全部又は一部を、一般社団法人又は一般財団法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして公安委員会があらかじめ指定する者（以下「指定車両移動保管機関」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 12 (略)</p> <p>13 第七項の規定による督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百三十二条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。</p> <p>14・15 (略)</p> <p>(指定講習機関)</p> <p>第一百八条の四 1・2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。</p>	<p>(指定車両移動保管機関)</p> <p>第五十一条の三 警察署長は、第五十一条第五項及び第六項（同条第二十一項において準用する場合を含む。）の規定による車両（積載物を含む。以下この条において同じ。）の移動及び保管に係る事務（警察署長が同条第五項の規定により移動すべきものとして指示した車両の移動及び保管に係るものに限る。以下「車両移動保管事務」という。）の全部又は一部を、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、当該事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして公安委員会があらかじめ指定する者（以下「指定車両移動保管機関」という。）に行わせることができる。</p> <p>2 12 (同上)</p> <p>13 第七項の規定による督促は、民法第五百三十二条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。</p> <p>14・15 (同上)</p> <p>(指定講習機関)</p> <p>第一百八条の四 1・2 (同上)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の規定による指定を受けることができない。</p>

一 一般社団法人若しくは一般財団法人又は指定自動車教習所として指定された者以外の者

二～四 (略)

4 (略)

(指定等)

第百八条の十三 国家公安委員会は、交通事故の防止及び交通事故による被害の軽減に資するための調査研究等を行うことにより道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、交通事故調査分析センター(以下この章において「分析センター」という。)として指定することができる。

2～4 (略)

(都道府県交通安全活動推進センター)

第百八条の三十一 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、都道府県に一を限つて、都道府県交通安全活動推進センター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

2～8 (略)

一 民法第三十四条の規定により設立された法人又は指定自動車教習所として指定された者以外の者

二～四 (同上)

4 (同上)

(指定等)

第百八条の十三 国家公安委員会は、交通事故の防止及び交通事故による被害の軽減に資するための調査研究等を行うことにより道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、交通事故調査分析センター(以下この章において「分析センター」という。)として指定することができる。

2～4 (同上)

(都道府県交通安全活動推進センター)

第百八条の三十一 公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、都道府県に一を限つて、都道府県交通安全活動推進センター(以下「都道府県センター」という。)として指定することができる。

2～8 (同上)

<p>(全国交通安全活動推進センター)</p> <p>第百八条の三十二 国家公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる<u>と認められるものを</u>、その申出により、全国に一を限つて、全国交通安全活動推進センター(以下「全国センター」という。)として指定することができる。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(全国交通安全活動推進センター)</p> <p>第百八条の三十二 国家公安委員会は、道路における交通の安全と円滑に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる<u>と認められるものを</u>、その申出により、全国に一を限つて、全国交通安全活動推進センター(以下「全国センター」という。)として指定することができる。</p> <p>2・3 (同上)</p>
---	---

自動車安全運転センター法（昭和五十年法律第五十七号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条及び第七十八条の規定は、センターについて準用する。</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規 定は、センターについて準用する。</p>

改正案	現行
<p>（都道府県暴力追放運動推進センター）</p> <p>第三十一条 公安委員会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を、その申出により、都道府県に一を限って、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。</p> <p>一 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であること。</p> <p>一一・三（略）</p> <p>二〇・九（略）</p> <p>（全国暴力追放運動推進センター）</p> <p>第三十二条 国家公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができる<u>と認められるものを、その申出により、全国に一を限って、全国暴力追放運動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。</u></p> <p>二・三（略）</p>	<p>（都道府県暴力追放運動推進センター）</p> <p>第三十一条 公安委員会は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められる者を、その申出により、都道府県に一を限って、都道府県暴力追放運動推進センター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。</p> <p>一 暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であること。</p> <p>一一・三（同上）</p> <p>二〇・九（同上）</p> <p>（全国暴力追放運動推進センター）</p> <p>第三十二条 国家公安委員会は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する事業を適正かつ確実に<u>行うことができる</u>と認められるものを、その申出により、全国に一を限って、全国暴力追放運動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。</p> <p>二・三（同上）</p>

無尽業法（昭和六年法律第四十二号）

<p>改正案</p>	<p>第二十一条ノ十（略） 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号） 第七十八条ノ規定ハ管理ノ委託アリタル場合ニ之ヲ準用ス</p>
<p>現行</p>	<p>第二十一条ノ十（同上） 民法第四十四条第一項ノ規定ハ管理ノ委託アリタル場合ニ之ヲ準用ス</p>

改正案	現行
<p>（法人の代表）</p> <p>第三十四条の十の三 1～4（略）</p> <p>5 監査法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>（裁判所による監督）</p> <p>第三十四条の二十一の二 監査法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。</p> <p>2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。</p> <p>3 監査法人の解散及び清算を監督する裁判所は、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p> <p>4 内閣総理大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p> <p>（清算終了の届出）</p> <p>第三十四条の二十一の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>	<p>（法人の代表）</p> <p>第三十四条の十の三 1～4（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(解散及び清算の監督に関する事件の管轄)

第三十四条の二十一の四 監査法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(検査役の選任)

第三十四条の二十一の五 裁判所は、監査法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、監査法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該監査法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第三十四条の二十二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第 号)第四条並びに会社法第六百条、第六百八条、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は監査法人について、同法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)並びに第六百十三条の規定は監査法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は監査法人の

(新設)

(新設)

(民法及び会社法の準用等)

第三十四条の二十二 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条並びに会社法第六百条、第六百八条、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は監査法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)並びに第六百十三条の規定は監査法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は監査法人の社員の除名

社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十四第一項」と読み替えるものとする。

2 会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十二条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、監査法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「公認会計

並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十四第一項」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十二条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、監査法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「内閣府令」と

士法第三十四条の十八第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十の五」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は監査法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における監査法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十八第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「公認会計士法第三十四条の二十第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十号」とあるのは「公認会計士法第三十四条の十の五」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は監査法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における監査法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

4 (略)

5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号りに係る部分に限る。)
の規定は、監査法人の解散の訴えについて準用する。

(削る)

(削る)

6 破産法(平成十六年法律第七十五号)第十六条の規定の適用については、監査法人は、合名会社とみなす。

(役員)

第四十六条の四 1~3 (略)

4 会長は、会則又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第四十六条の十四 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び

4 (同上)

5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号りに係る部分に限る。)
の規定は、監査法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十三条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

6 監査法人の解散及び清算を監督する裁判所は、内閣総理大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

7 内閣総理大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

8 破産法(平成十六年法律第七十五号)第十六条の規定の適用については、監査法人は、合名会社とみなす。

(役員)

第四十六条の四 1~3 (同上)

(新設)

(民法の準用)

第四十六条の十四 民法第四十四条、第五十条及び第五十五条の規定は、協

第七十八条の規定は、協会について準用する。

会について準用する。

改正案	現行
<p>第一章（第二章）（略）</p> <p>第三章 業務（第七条の二）（第七条の三）</p> <p>第四章（第六章）（略）</p> <p>第七章 解散（第十四条の二）（第十四条の十九）</p> <p>第八章 登記（第十五条）（第二十五条）</p> <p>第九章 雑則（第二十五条の二）（第二十五条の四）</p> <p>第十章 罰則（第二十六条）（第二十八条）</p> <p>附則</p> <p>（料率団体の設立）</p> <p>第三条 1・2 （略）</p> <p>3 前項に規定する定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 目的</p> <p>二 名称</p> <p>三 事務所の所在場所</p> <p>四 資産に関する規定</p> <p>五 理事の任免に関する規定</p> <p>六 会員の加入及び脱退に関する規定</p> <p>七 参考純率又は基準料率の算出を行う保険の種類</p>	<p>第一章（第二章）（同上）</p> <p>第三章 業務（第七条の二）（第七条の三）</p> <p>第四章（第六章）（同上）</p> <p>第七章 登記等（第十五条）（第二十五条）</p> <p>第八章 雑則（第二十五条の二）（第二十五条の四）</p> <p>第九章 罰則（第二十六条）（第二十八条）</p> <p>附則</p> <p>（料率団体の設立）</p> <p>第三条 1・2 （同上）</p> <p>3 前項に規定する定款には、参考純率又は基準料率の算出を行う保険の種類及び民法（明治二十九年法律第八十九号）（第三十七条（定款））に規定する事項を記載しなければならない。</p>

4・5 (略)

(住所)

第四条の二 料率団体の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(定款の変更)

第五条 定款は、総会員の四分之三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 定款の変更は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財産目録及び会員名簿)

第六条の二 料率団体は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 料率団体は、会員名簿を備え置き、会員の変更があることに必要な変更を加えなければならない。

(理事)

第七条の二の二 料率団体には、一人又は二人以上の理事を置かなければな

4・5 (同上)

(新設)

第五条 料率団体が定款の変更をなすには、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。

(定款の変更の認可)

(新設)

(新設)

らない。

2 理事が二人以上ある場合において、定款に別段の定めがないときは、料率団体の事務は、理事の過半数で決する。

(料率団体の代表)

第七条の二三 理事は、料率団体のすべての事務について、料率団体を代表する。ただし、定款の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(新設)

(理事の行為についての損害賠償責任)

第七条の二の四 料率団体は、理事がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。

(新設)

(理事の代理権の制限)

第七条の二の五 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(新設)

(監事)

第七条の二の六 料率団体には、定款又は総会の決議で、一人又は二人以上の監事を置くことができる。

(新設)

(監事の職務)

第七条の二の七 監事の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 料率団体の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は内閣総理大臣に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(通常総会)

第七条の二の八 料率団体の理事は、少なくとも毎年一回、会員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

第七条の二の九 料率団体の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第七条の二の十 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(料率団体の事務の執行)

第七条の二の十一 料率団体の事務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行つ。

(新設)

(総会の決議事項)

第七条の二の十二 総会においては、第七条の二の十の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(新設)

(会員の表決権)

第七条の二の十三 各会員の表決権は、平等とする。

(新設)

2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第七条の二の十四 料率団体と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、表決権を有しない。

(新設)

第七章 解散

(新設)

(料率団体の解散事由)

第十四条の二 料率団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

(新設)

- 一 定款で定めた解散事由の発生
- 二 料率団体の目的である事業の成功又はその成功の不能
- 三 破産手続開始の決定
- 四 設立の認可の取消し
- 五 総会の決議
- 六 会員が欠けたこと。

(料率団体の解散の決議)

第十四条の三 料率団体は、総会員の四分の三以上の賛成がなければ、解散

(新設)

の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(料率団体についての破産手続の開始)

第十四条の四 料率団体がその債務につきその財産をもつて完済することが

(新設)

できなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならぬ。

(清算中の料率団体の能力)

第十四条の五 解散した料率団体は、清算の目的の範囲内において、その清

(新設)

算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第十四条の六 料率団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(新設)

(裁判所による清算人の選任)

第十四条の七 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(新設)

(清算人の解任)

第十四条の八 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人及び解散の届出)

第十四条の九 清算人は、破産手続開始の決定の場合を除き、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(新設)

2 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第十四条の十 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。

(債権の申出の催告等)

第十四条の十一 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第十四条の十二 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、料率団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財

(新設)

(新設)

(新設)

産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の料率団体についての破産手続の開始)

第十四条の十三 清算中に料率団体の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の料率団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の料率団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第十四条の十四 解散した料率団体の財産は、定款で指定した者に帰属する。

2 定款で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事は、総会の決議を経、かつ、内閣総理大臣の認可を得て、その料率団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(新設)

(新設)

(裁判所による監督)

第十四条の十五 料率団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算終了の届出)

第十四条の十六 清算が終了したときは、清算人は、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第十四条の十七 料率団体の解散及び清算の監督並びにその清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第十四条の十八 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(即時抗告)

第十四条の十九 清算人の解任についての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(設立の登記)

第十六条 料率団体の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、
第三条第一項の規定による内閣総理大臣の認可のあつた日から二週間以内
にしなければならない。

2 (略)

(削る)

(削る)

(変更の登記)

第十七条 料率団体において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたと
きは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記を
しなければならない。

(削る)

(設立の登記等)

第十六条 料率団体の設立の登記は、第三条第一項の規定による内閣総理大
臣の認可のあつた日から二週間以内に、これをしなければならない。

2 (同上)

3 料率団体は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地
において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

4 前項の規定は、料率団体の成立後、主たる事務所又は従たる事務所の所
在地を管轄する登記所の管轄区域外において、あらたに従たる事務所を設
けた場合に、これを準用する。

(変更の登記)

第十七条 この法律の規定により登記した事項中に変更を生じたときは、主
たる事務所の所在地においては二週間、従たる事務所の所在地においては
三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第十七条の二 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者
を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決
定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、そ
の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第十八条 料率団体がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第十六条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第十九条 理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第二十条 第十四条の二(第三号を除く。)の規定により料率団体が解散したときは、解散の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

2 解散の登記においては、解散の旨並びにその事由及び年月日を登記しなければならない。

(清算人の登記)

第二十一条 理事が清算人となつたときは、解散の日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所を登記しなければならない。

2 清算人が選任されたときは、二週間以内に、主たる事務所の所在地にお

(清算結了の登記)

第十八条 料率団体の清算が結了したときは、主たる事務所の所在地においては二週間、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第十九条 料率団体の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてこれを掌る。

2 各登記所に、損害保険料率算出団体登記簿を備える。

(設立登記の申請手続)

第二十条 料率団体の設立の登記の申請書には、左の書面を添附しなければならない。

- 一 定款
- 二 資産の総額を証する書面
- 三 代表権を有する者の資格を証する書面

(変更登記の申請手続)

第二十一条 料率団体の従たる事務所の新設、主たる事務所又は従たる事務所の移転その他第十六条第二項に掲げる事項の変更の登記の申請書には、従たる事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

いて、前項に規定する事項を登記しなければならない。

(清算終了の登記)

第二十二條 清算が終了したときは、清算終了の日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において、清算終了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第二十三條 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 料率団体の設立に際して従たる事務所を設けた場合 主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 料率団体の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日から二週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるもの

第二十二條 削除

(民法の準用)

第二十三條 民法第三十八條第一項、第四十三條、第四十四條、第四十七條、第四十八條、第五十條から第五十四條まで、第五十八條から第六十六條まで、第六十八條から第七十條まで、第七十二條から第七十六條まで、第七十七條第一項及び第二項並びに第七十八條から第八十三條までの規定は、料率団体について準用する。この場合において、同法第七十七條第一項中「破産手続開始の決定及び設立の許可の取消し」とあるのは、「破産手続開始の決定」と読み替えるものとする。

に限る。()の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第二十四条 料率団体がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。)においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(従たる事務所における清算結了の登記)

第二十四条の二 第二十一条に規定する場合には、同条に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、清算結了の登記をしなければならない。

(登記簿)

第二十四条の三 各登記所に、損害保険料率算出団体登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

(非訟事件手続法の準用)

第二十四条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項の規定は料率団体の解散及び清算の監督について、同法第三十六条、第三十七条及び第三十九条の規定は料率団体の清算人について、同法第一百十二条の規定は料率団体の解散の登記について、それぞれ準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

(新設)

第二十四条の四 設立の登記は、料率団体を代表すべき者の申請によつてする。
(新設)

2 料率団体の設立の登記の申請書には、法令に別段の定めがある場合を除き、定款、資産の総額を証する書面及び料率団体を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第二十四条の五 第十六条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(解散の登記の申請)

第二十四条の六 料率団体の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面及び理事が清算人とならない場合にあつては、清算人の資格を証する書面を添付しなければならない。

(登記の期間)

第二十四条の七 登記すべき事項で内閣総理大臣の認可を要するものは、その認可書の到達した日から登記の期間を起算する。

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第一条の三、第二十一条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十六条、

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(商業登記法の準用)

第二十五条 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十六条、第二十七条、

第二十七条、第四十八条から第五十三条まで及び第三百三十二条から第四百十八条までの規定は、この法律の規定による登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「損害保険料率算出団体に関する法律第二十三条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第九章 雑則

第十章 罰則

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第六条の二の規定に違反して、財産目録若しくは会員名簿を備え置かず、又はこれらに虚偽の記載をした者

三 第七条の規定に違反して、届出をすることを怠り、又は虚偽の届出をした者

四 第九条の三第二項の規定に違反して、公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは虚偽の通知をした者

五 第十条第一項の規定に違反して、資料を閲覧させず、又は虚偽の資料

第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで及び第三百三十二条から第四百十八条までの規定は、この法律の規定による登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは、「損害保険料率算出団体に関する法律第十六条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは、「新所在地において損害保険料率算出団体に関する法律第十六条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第八章 雑則

第九章 罰則

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第七条の規定に違反して、届出をすることを怠り、又は虚偽の届出をした者

三 第九条の三第二項の規定に違反して、公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは虚偽の通知をした者

四 第十条第一項の規定に違反して、資料を閲覧させず、又は虚偽の資料を閲覧させた者

五 第十条第二項の規定に違反した者

を閲覧させた者

六 第十条第一項の規定に違反した者

七 第十条の五第三項、第十条の六第三項若しくは第五項又は第十四条の規定による命令に違反した者

八 第十条の五第五項の規定に違反して、通知をせず、又は虚偽の通知をした者

九 第十条の五第七項の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくはこれに虚偽の記載をし、又は利害関係人の縦覧に供せず、若しくは虚偽の記載をした書類を利害関係人の縦覧に供した者

十 第十四条の四第二項又は第十四条の十三第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠つた者

十一 第十四条の十一第一項若しくは第二項又は第十四条の十三第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は不正の公告をした者

十二 この法律に定める登記を怠つた者

六 第十条の五第三項、第十条の六第三項若しくは第五項又は第十四条の規定による命令に違反した者

七 第十条の五第五項の規定に違反して、通知をせず、又は虚偽の通知をした者

八 第十条の五第七項の規定に違反して、書類を備え置かず、若しくはこれに虚偽の記載をし、又は利害関係人の縦覧に供せず、若しくは虚偽の記載をした書類を利害関係人の縦覧に供した者

九 この法律に定める登記を怠つた者

十 第二十三条において準用する民法第五十一条の規定に違反して、財産目録若しくは社員名簿を備え置かず、又はこれらに虚偽の記載をした者

十一 第二十三条において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをすることを怠つた者

十二 第二十三条において準用する民法第七十九条第一項若しくは第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は不正の公告をした者

改正案

現行

（役員資格等）

第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一～三（略）

四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）の規定に違反し、又は証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第一号から第四号まで

若しくは第七号若しくは第二項（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（証券会社等の役員員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第

（役員資格等）

第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一～三（同上）

四 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第百九十八条第一号から第十号まで

、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）、第百九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（証券会社等の役員員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対

二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二号まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五（略）

（代表理事）

第三十五条の九（略）

2 | 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

3 | 代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、

特定の行為の代理を他人に委任することができる。

4 | 代表理事については、第三十五条の三、一般社団法人及び一般財団法人

する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八号から第二百七十二号まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五（同上）

（代表理事）

第三十五条の九（同上）

（新設）

（新設）

2 | 代表理事については、第三十五条の三、民法第四十四条第一項（法人の

に関する法律第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）及び会社法第三百五十四条（表見代表取締役）の規定を準用する。この場合において、同条中「社長、副社長」とあるのは「理事長、副理事長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法等の準用）

第六十三条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の二、第三十六条から第三十七条の二まで、第四十二条から第四十四条まで及び第四十八条の四から第四十八条の七までの規定並びに会社法第四百七十五条（第三号を除く。）（清算の開始原因）、第四百七十六条（清算株式会社の能力）、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項（清算人の就任）、第四百七十九条第一項及び第二項（各号を除く。）（清算人の解任）、第四百八十一条（清算人の職務）、第四百八十三条第四項及び第五項（清算株式会社の代表）、第四百八十四条（清算株式会社についての破産手続の開始）、第四百八十五条（裁判所の選任する清算人の報酬）、第四百九十二条から第四百九十五条まで（財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等）、第四百九十六条第一項及び第二項（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）、第四百九十七条から第五百二条まで（貸借対照表等の定時株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外）、第五百七条（清算事務の終了等）、第八百六十八条第一項（非

不法行為能力等）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに会社法第三百五十四条（表見代表取締役）の規定を準用する。この場合において、同条中「社長、副社長」とあるのは「理事長、副理事長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法等の準用）

第六十三条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の二、第三十六条から第三十七条の二まで、第四十二条から第四十四条まで及び第四十八条の四から第四十八条の七までの規定、会社法第四百七十五条（第三号を除く。）（清算の開始原因）、第四百七十六条（清算株式会社の能力）、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項（清算人の就任）、第四百七十九条第一項及び第二項（各号を除く。）（清算人の解任）、第四百八十一条（清算人の職務）、第四百八十三条第四項及び第五項（清算株式会社の代表）、第四百八十四条（清算株式会社についての破産手続の開始）、第四百八十五条（裁判所の選任する清算人の報酬）、第四百九十二条から第四百九十五条まで（財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等）、第四百九十六条第一項及び第二項（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）、第四百九十七条から第五百二条まで（貸借対照表等の定時株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外）、第五百七条（清算事務の終了等）、第八百六十八条第一項（非訟事

訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五条中「この章の定めるところにより、清算」とあるのは「清算」と、同条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「信用金庫法第六十二条第二号」と、同法第四百七十九条第二項中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一以上の同意を得た会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四十条(検査をすべき者の選任の裁判)の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五条中「この章の定めるところにより、清算」とあるのは「清算」と、同条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「信用金庫法第六十二条第二号」と、同法第四百七十九条第二項中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一以上の同意を得た会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案

現行

（組合の代表）

第三十五条の三 1、3 （略）

4 第一項又は第二項の規定により組合を代表する理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

5 第一項又は第二項の規定により組合を代表する理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

6 第三十五条第七項の規定、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定及び会社法第三百五十四条（表見代表取締役）の規定は、

第一項又は第二項の規定により組合を代表する理事について準用する。この場合において、同条中「社長、副社長」とあるのは「組合長、副組合長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（理事の自己契約等）

第三十七条 組合が理事と契約するときは、他の理事の過半数の承認を受けなければならない。この場合においては、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八十八条（自己契約及び双方代理）の規定は、適用しない。

（組合の代表）

第三十五条の三 1、3 （同上）

（新設）

（新設）

4 第三十五条第七項の規定、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十条第一項（法人の不法行為能力等）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）の規定並びに会社法第三百五十四条（表見代表取締役）の規定は、第一項又は第二項の規定により組合を代表する理事について準用する。この場合において、同条中「社長、副社長」とあるのは「組合長、副組合長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（理事の自己契約等）

第三十七条 組合が理事と契約するときは、他の理事の過半数の承認を受けなければならない。この場合においては、民法第八十八条（自己契約及び双方代理）の規定は、適用しない。

2
(略)

2
(同上)

改正案

現行

（執行役員の資格）

第九十八条 次に掲げる者は、執行役員となることができない。

一～四（略）

五 この法律、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認

（執行役員の資格）

第九十八条 次に掲げる者は、執行役員となることができない。

一～四（同上）

五 この法律、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、金融商品取引法、商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）、宅地建物取引業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第五十九号）、海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律（昭和五十七年法律第六十五号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法

援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わる、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

改正案

現行

（役員資格等）

第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一～三（略）

四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）の規定に違反し、又は証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）、第九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（証券会社等の役員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第

（役員資格等）

第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一～三（同上）

四 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）、第九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三項（証券会社等の役員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対

二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二号まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五（略）

（代表理事）

第三十五条の九（略）

2 | 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

3 | 代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、

特定の行為の代理を他人に委任することができる。

4 | 代表理事については、第三十五条の三、一般社団法人及び一般財団法人

する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八号から第二百七十二号まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五（同上）

（代表理事）

第三十五条の九（同上）

（新設）

（新設）

2 | 代表理事については、第三十五条の三、民法第四十四条第一項（法人の

に関する法律第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）及び会社法第三百五十四条（表見代表取締役）の規定を準用する。この場合において、同条中「社長、副社長」とあるのは、「理事長、副理事長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法等の準用）

第六十三条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の二、第三十六条から第三十七条の二まで、第四十二条から第四十四条まで及び第四十八条の四から第四十八条の七までの規定並びに会社法第四百七十五条（第三号を除く。）（清算の開始原因）、第四百七十六条（清算株式会社の能力）、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項（清算人の就任）、第四百七十九条第一項及び第二項（各号を除く。）（清算人の解任）、第四百八十一条（清算人の職務）、第四百八十三条第四項及び第五項（清算株式会社の代表）、第四百八十四条（清算株式会社についての破産手続の開始）、第四百八十五条（裁判所の選任する清算人の報酬）、第四百九十二条から第四百九十五条まで（財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等）、第四百九十六条第一項及び第二項（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）、第四百九十七条から第五百二条まで（貸借対照表等の定時株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外）、第五百七条（清算事務の終了等）、第八百六十八条第一項（非

不法行為能力等）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに会社法第三百五十四条（表見代表取締役）の規定を準用する。この場合において、同条中「社長、副社長」とあるのは「理事長、副理事長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法等の準用）

第六十三条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の二、第三十六条から第三十七条の二まで、第四十二条から第四十四条まで及び第四十八条の四から第四十八条の七までの規定、会社法第四百七十五条（第三号を除く。）（清算の開始原因）、第四百七十六条（清算株式会社の能力）、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項（清算人の就任）、第四百七十九条第一項及び第二項（各号を除く。）（清算人の解任）、第四百八十一条（清算人の職務）、第四百八十三条第四項及び第五項（清算株式会社の代表）、第四百八十四条（清算株式会社についての破産手続の開始）、第四百八十五条（裁判所の選任する清算人の報酬）、第四百九十二条から第四百九十五条まで（財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等）、第四百九十六条第一項及び第二項（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）、第四百九十七条から第五百二条まで（貸借対照表等の定時株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外）、第五百七条（清算事務の終了等）、第八百六十八条第一項（非訟事

訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五条中「この章の定めるところにより、清算」とあるのは「清算」と、同条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「信用金庫法第六十二条第二号」と、同法第四百七十九条第二項中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一以上の同意を得た会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十条(第二号及び第三号に係る部分に限る。)(陳述の聴取)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十二条(第四号に係る部分に限る。)(即時抗告)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第四十条(検査をすべき者の選任の裁判)の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五条中「この章の定めるところにより、清算」とあるのは「清算」と、同条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「信用金庫法第六十二条第二号」と、同法第四百七十九条第二項中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一以上の同意を得た会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案

現行

（役員資格等）

第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一～三（略）

四 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第

号）の規定に違反し、又は証券取引法（昭

和二十三年法律第二十五号）第九十七条第一項第一号から第四号まで

若しくは第七号若しくは第二項（有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第

百九十八条第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号（有価証

券の無届募集等の罪）、第九十九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第

一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号（訂正届出書の

不提出等の罪）、第二百三条第三項（証券会社等の役員員に対する贈賄

罪）若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十

六号（特定募集等の通知書の不提出等の罪）の罪、金融機関等の更生手

続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第五百四十九条（

詐欺更生罪）、第五百五十条（特定の債権者等に対する担保の供与等の

罪）、第五百五十二条から第五百五十五条まで（報告及び検査の拒絶等

の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に対す

る職務妨害の罪）若しくは第五百五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法

（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第

（役員資格等）

第三十四条 次に掲げる者は、役員となることができない。

一～三（同上）

四 この法律、会社法若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）

の規定に違反し、又は証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百

九十七条第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項（

有価証券届出書虚偽記載等の罪）、第九十八条第一号から第十号まで

、第十八号若しくは第十九号（有価証券の無届募集等の罪）、第九十

九条（報告拒絶等の罪）、第二百条第一号から第十二号まで、第二十

号若しくは第二十二号（訂正届出書の不提出等の罪）、第二百三条第三

項（証券会社等の役員員に対する贈賄罪）若しくは第二百五条第一号か

ら第六号まで、第十五号若しくは第十六号（特定募集等の通知書の不提

出等の罪）の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八

年法律第九十五号）第五百四十九条（詐欺更生罪）、第五百五十条（特

定の債権者等に対する担保の供与等の罪）、第五百五十二条から第五百

五十五条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関す

る物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第五百

五十七条（贈賄罪）の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号

）第二百五十五条（詐欺再生罪）、第二百五十六条（特定の債権者に対

二百五十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八条から第二百七十二号まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五（略）

（代表理事）

第三十七条の七（略）

2 | 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

3 | 代表理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

4 | 代表理事については、第三十七条、一般社団法人及び一般財団法人に関

する担保の供与等の罪）、第二百五十八条から第二百六十条まで（報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百六十二条（贈賄罪）の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条（報告及び検査の拒絶等の罪）、第六十六条（承認管財人等に対する職務妨害の罪）、第六十八条（贈賄罪）若しくは第六十九条（財産の無許可処分及び国外への持出しの罪）の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条（詐欺破産罪）、第二百六十六条（特定の債権者に対する担保の供与等の罪）、第二百六十八号から第二百七十二号まで（説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪）若しくは第二百七十四条（贈賄罪）の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わる、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五（同上）

（代表理事）

第三十七条の七（同上）

（新設）

（新設）

2 | 代表理事については、第三十七条、民法第四十四条第一項（法人の不法

する法律第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）及び会社法第三百五十四条（表見代表取締役）の規定を準用する。この場合において、同条中「社長、副社長」とあるのは、「理事長、副理事長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法等の準用）

第六十七条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の四、第三十八条から第四十条まで、第四十六条から第四十八条まで、第五十三条の二から第五十三条の五まで及び第五十九条の三の規定並びに会社法第四百七十五条（第三号を除く。）（清算の開始原因）、第四百七十六条（清算株式会社社能力）、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項（清算人の就任）、第四百七十九条第一項及び第二項（各号を除く。）（清算人の解任）、第四百八十一条（清算人の職務）、第四百八十三条第四項及び第五項（清算株式会社の代表）、第四百八十四条（清算株式会社についての破産手続の開始）、第四百八十五条（裁判所の選任する清算人の報酬）、第四百九十二条から第四百九十五条まで（財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等）、第四百九十六条第一項及び第二項（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）、第四百九十七条から第五百三条まで（貸借対照表等の定時株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外）、第五百七条（清算事務の終了等）、第八百六十八条

行為能力等）、第五十四条（理事の代理権の制限）及び第五十五条（理事の代理行為の委任）並びに会社法第三百五十四条（表見代表取締役）の規定を準用する。この場合において、同条中「社長、副社長」とあるのは、「理事長、副理事長」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（会社法等の準用）

第六十七条 金庫の解散及び清算については、第二十三条の四、第三十八条から第四十条まで、第四十六条から第四十八条まで、第五十三条の二から第五十三条の五まで及び第五十九条の三の規定、会社法第四百七十五条（第三号を除く。）（清算の開始原因）、第四百七十六条（清算株式会社社能力）、第四百七十八条第一項、第二項及び第四項（清算人の就任）、第四百七十九条第一項及び第二項（各号を除く。）（清算人の解任）、第四百八十一条（清算人の職務）、第四百八十三条第四項及び第五項（清算株式会社の代表）、第四百八十四条（清算株式会社についての破産手続の開始）、第四百八十五条（裁判所の選任する清算人の報酬）、第四百九十二条から第四百九十五条まで（財産目録等の作成等、財産目録等の提出命令、貸借対照表等の作成及び保存、貸借対照表等の監査等）、第四百九十六条第一項及び第二項（貸借対照表等の備置き及び閲覧等）、第四百九十七条から第五百三条まで（貸借対照表等の定時株主総会への提出等、貸借対照表等の提出命令、債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済、債務の弁済前における残余財産の分配の制限、清算からの除外）、第五百七条（清算事務の終了等）、第八百六十八条第一

第一項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五条中「この章の定めるところにより、清算」とあるのは「清算」と、同条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「労働金庫法第六十六条第二号」と、同法第四百七十九条第二項中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一以上の同意を得た会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（全国労働金庫協会）

第八十九条の二 その名称中に全国労働金庫協会という文字を用いる一般社団法人は、全国の金庫の全部を社員とし、かつ、労働金庫の業務の健全かつ適切な運営に資するため、社員たる労働金庫の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とするものでなければならない。

2 前項に規定する一般社団法人（以下この条において「全国労働金庫協会」という。）の設立の登記の申請書には、全国の金庫の全部を社員とすることについての内閣総理大臣及び厚生労働大臣の証明書を添付しなければならない。

項（非訟事件の管轄）、第八百六十九条（疎明）、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）（陳述の聴取）、第八百七十一条（理由の付記）、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）（即時抗告）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）（不服申立ての制限）、第八百七十五条（非訟事件手続法の規定の適用除外）並びに第八百七十六条（最高裁判所規則）の規定並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条（検査をすべき者の選任の裁判）の規定を準用する。この場合において、会社法第四百七十五条中「この章の定めるところにより、清算」とあるのは「清算」と、同条第一号中「第四百七十一条第四号」とあるのは「労働金庫法第六十六条第二号」と、同法第四百七十九条第二項中「次に掲げる株主」とあるのは「総会員の五分の一以上の同意を得た会員」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（全国労働金庫協会）

第八十九条の二 金庫は、金庫を会員として全国を通じて一の全国労働金庫協会と称する民法第三十四条（公益法人の設立）の規定による法人を設立することができる。

2 全国労働金庫協会は、労働金庫の業務の健全かつ適切な運営に資するため、会員たる労働金庫の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

3 第一項の法人以外の者は、全国労働金庫協会という名称を用いてはならない。

3 全国労働金庫協会以外の者は、その名称中に全国労働金庫協会という文

字を用いてはならない。

改正案

現行

（合併契約の承認）

（合併契約の承認）

第二十二條 1～6（略）

第二十二條 1～6（同上）

7 会社法第三百二十四条第三項（各号を除く。）（種類株主総会の決議）

7 会社法第三百二十四条第三項（各号を除く。）（種類株主総会の決議）

及び第三百二十五条（株主総会に関する規定の準用）の規定は前項の特定株主を構成員とする株主総会の決議について、同法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定は前項の特定株主を構成員とする株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百二十五条中「ある種類の株式の株主」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二條第六項の特定株主」と、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二條第六項に規定する特定株主、取締役、監査役、理事、監事又は清算人（消滅銀

及び第三百二十五条（株主総会に関する規定の準用）の規定は前項の特定株主を構成員とする株主総会の決議について、同法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定は前項の特定株主を構成員とする株主総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第三百二十五条中「ある種類の株式の株主」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二條第六項の特定株主」と、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「金融機関の合併及び転換に関する法律第二十二條第六項に規定する特定株主、取締役、監査役、理事、監事又は清算人（消滅銀

行が委員会設置会社である場合にあっては、同項に規定する特定株主、取締役、執行役、理事、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「取締役、監査役、理事、監事又は清算人（会社法第三百四十六条第一項（同法第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）」の規定により取締役、監査役若しくは清算人としての権利義務を有する者又は信用金庫法第三十五条の三（同法第六十四条において準用する場合を含む。）、労働金庫法第三十七条（同法第六十八条において準用する場合を含む。）」若しくは中小企業等協同組合法第三十六条の二（同法第六十九条において準用する場合を含む。）」の規定により理事、監事若しくは清算人としての権利義務を有する者を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

行が委員会設置会社である場合にあっては、同項に規定する特定株主、取締役、執行役、理事、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあっては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含む、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあっては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「取締役、監査役、理事、監事又は清算人（会社法第三百四十六条第一項（同法第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）」の規定により取締役、監査役若しくは清算人としての権利義務を有する者又は信用金庫法第三十五条の三（同法第六十四条において準用する場合を含む。）、労働金庫法第三十七条（同法第六十八条において準用する場合を含む。）」若しくは中小企業等協同組合法第三十六条の二（同法第六十九条において準用する場合を含む。）」の規定により理事、監事若しくは清算人としての権利義務を有する者を含む。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案

現行

（優先出資者総会等についての会社法の準用）

第四十条 1～3（略）

第四十条 1～3（同上）

4 会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定は、優先出資者総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事、経営管理委員、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「理事、経営管理委員、監事又は清

4 会社法第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄）、第八百三十六条第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）並びに第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）の規定は、優先出資者総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項中「株主等（当該各号の株主総会等が創立総会又は種類創立総会である場合にあつては、株主等、設立時株主、設立時取締役又は設立時監査役）」とあるのは「普通出資者、優先出資者、理事、経営管理委員、監事又は清算人」と、「取締役、監査役又は清算人（当該決議が株主総会又は種類株主総会の決議である場合にあつては第三百四十六条第一項（第四百七十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により取締役、監査役又は清算人としての権利義務を有する者を含み、当該決議が創立総会又は種類創立総会の決議である場合にあつては設立時取締役又は設立時監査役を含む。）」とあるのは「理事、経営管理委員、監事又は清

算人（農林中央金庫法第三十九条第一項（同法第九十五条において準用する場合を含む。））、中小企業等協同組合法第三十六条の二（同法第六十九条において準用する場合を含む。））、信用金庫法第三十五条の三（同法第六十四条において準用する場合を含む。））、労働金庫法第三十七条（同法第六十八条において準用する場合を含む。））、農業協同組合法第三十九条（同法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。））又は水産業協同組合法第四十二条の二（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により理事、経営管理委員、監事又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

算人（農林中央金庫法第三十九条第一項（同法第九十五条において準用する場合を含む。））、中小企業等協同組合法第三十六条の二（同法第六十九条において準用する場合を含む。））、信用金庫法第三十五条の三（同法第六十四条において準用する場合を含む。））、労働金庫法第三十七条（同法第六十八条において準用する場合を含む。））、農業協同組合法第三十九条（同法第七十二条の二の二において準用する場合を含む。））又は水産業協同組合法第四十二条の二（同法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第一百条第三項において準用する場合を含む。）の規定により理事、経営管理委員、監事又は清算人としての権利義務を有する者を含む。）と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>（更生協同組織金融機関の理事等） 第九十四条（略）</p> <p>2 更生協同組織金融機関が更生計画認可の決定の時ににおいて中小企業等協同組合法第六十九条、信用金庫法第六十三条又は労働金庫法第六十七条において準用する会社法第四百七十五条の規定により清算をする協同組織金融機関となる場合には、次の各号に掲げる条項において、当該各号に定める事項を定めなければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（更生協同組織金融機関の理事等） 第九十四条（同上）</p> <p>2 更生協同組織金融機関が更生計画認可の決定の時ににおいて中小企業等協同組合法第六十九条第一項、信用金庫法第六十三条又は労働金庫法第六十七条において準用する会社法第四百七十五条の規定により清算をする協同組織金融機関となる場合には、次の各号に掲げる条項において、当該各号に定める事項を定めなければならない。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>3（同上）</p>

改正案

現行

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

（民法の準用）

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第
号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。

第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規
定は、機構について準用する。

（借入金及び預金保険機構債）

（借入金及び預金保険機構債）

第四十二条 1～5（略）

第四十二条 1～5（同上）

6 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定
による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐもの
とする。

7～9（略）

7～9（同上）

（金融管理管財人の選任等）

（金融管理管財人の選任等）

第七十七条 1～4（略）

第七十七条 1～4（同上）

5 会社更生法第六十九条、第七十条、第八十条並びに第八十一条第一項及
び第五項の規定は金融整理管財人について、一般社団法人及び一般財団法
人に関する法律第七十八条の規定は被管理金融機関について、それぞれ準
用する。この場合において、会社更生法第六十九条第一項中「裁判所の許
可」とあるのは「内閣総理大臣（当該金融整理管財人の管理に係る金融機
関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあっては、内閣総理大臣及
び厚生労働大臣。以下同じ。）の承認」と、同法第七十条中「管財人代理

5 会社更生法第六十九条、第七十条、第八十条並びに第八十一条第一項及
び第五項の規定は金融整理管財人について、民法第四十四条第一項の規定
は被管理金融機関について、それぞれ準用する。この場合において、会社
更生法第六十九条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣（
当該金融整理管財人の管理に係る金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会
である場合にあっては、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。以下同じ。）の
承認」と、同法第七十条中「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代

「とあるのは「金融整理管財人代理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第五項中「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代理」と、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「金融整理管財人」と読み替えるものとする。

理」と、同条第二項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第五項中「管財人代理」とあるのは「金融整理管財人代理」と、民法第四十四条第一項中「理事その他の代理人」とあるのは「金融整理管財人」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章の二（略）</p> <p>第四章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会（第二十五条 第三十五条の二）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>第七章 罰則（第四十七条 第五十三条）</p> <p>附則</p> <p>（貸金業協会）</p> <p>第二十五条 その名称中に貸金業協会という文字を用いる公益社団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条の認定をした行政庁が都道府県の知事であるものに限る。）は、当該都道府県の区域内に営業所又は事務所を有する貸金業者を社員（以下この章において「会員」という。）とする旨の定款の定めがあり、かつ、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的とするものでなければならない。</p> <p>（削る）</p> <p>2 前項に規定する公益社団法人（以下「協会」という。）は、同項の目</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章の二（同上）</p> <p>第四章 貸金業協会及び全国貸金業協会連合会（第二十五条 第三十五条）</p> <p>第五章・第六章（同上）</p> <p>第七章 罰則（第四十七条 第五十二条）</p> <p>附則</p> <p>（貸金業協会）</p> <p>第二十五条 貸金業者は、都道府県の区域ごとに、その区域内に営業所又は事務所を有する貸金業者を会員とし、貸金業協会と称する民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。</p> <p>2 貸金業協会（以下「協会」という。）は、都道府県ごとに一個とする。</p> <p>3 協会は、貸金業の適正な運営及び不正金融の防止に資することを目的</p>

的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

一〇六 (略)

(全国貸金業協会連合会)

第三十三条 その名称中に全国貸金業協会連合会という文字を用いる一般社団法人は、すべての協会のうち政令で定める割合以上の協会員を社員とし、かつ、協会の運営に関する連絡、調整及び指導を行うことを目的とするものでなければならない。

2 前項に規定する一般社団法人(以下「連合会」という。)の設立の登記の申請書には、同項に規定する政令で定める割合以上の協会員を社員とすることについての内閣総理大臣の証明書を添付しなければならない。

3 連合会は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、内閣総理大臣に届け出なければならない。

(監督命令)

第三十五条の二 内閣総理大臣は、連合会の適正な運営を確保するため必要があるとき、認めるときは、連合会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

第五十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第三十三条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした

とし、次の各号に掲げる業務を行う。

一〇六 (同上)

(全国貸金業協会連合会)

第三十三条 協会は、全国を単位として、協会員とする全国貸金業協会連合会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

2 全国貸金業協会連合会(以下「連合会」という。)は、全国を通じて一個とする。

3 連合会は、協会の運営に関する連絡、調整及び指導を行うことを目的とする。

(新設)

(新設)

者

二 第三十五条の二の規定による命令に違反した者

第五十二条 (略)

第五十二条 (同上)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第五章（略）</p> <p>第六章 前払式証券発行協会（第二十三条 第二十六条の三）</p> <p>第七章・第八章（略）</p> <p>附則</p> <p>（前払式証券発行協会）</p> <p>第二十三条 その名称中に前払式証券発行協会という文字を用いる公益社団法人は、自家型発行者等を社員（以下この章において「会員」という。）とする旨の定款の定めがあり、かつ、前払式証券の購入者等の利益の保護を図るとともに、前払式証券の発行に係る業務の健全な発展に資することを目的とするものでなければならない。</p> <p>2 前項に規定する公益社団法人（以下この章及び次章において「協会」という。）は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>（届出）</p> <p>第二十三条の二 協会は、第二十五条各号に掲げる業務を開始したときは、その旨を、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に届け出なければならない。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第五章（同上）</p> <p>第六章 前払式証券発行協会（第二十三条 第二十六条）</p> <p>第七章・第八章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（前払式証券発行協会）</p> <p>第二十三条 自家型発行者等は、前払式証券の購入者等の利益の保護を図るとともに、前払式証券の発行に係る業務の健全な発展に資することを目的として、その名称中に前払式証券発行協会という文字を用いる民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人を設立することができる。</p> <p>2 前項に規定する法人（以下この章及び次章において「協会」という。）は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。</p> <p>（新設）</p>

(立入検査等)

第二十六条の二 内閣総理大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、その業務若しくは財産に関し参考となるべき報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、当該協会の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査又は質問について準用する。

(監督命令)

第二十六条の三 内閣総理大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対し、監督上必要な命令をすることができる。

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇八 (略)

九 第二十六条の二第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に

(新設)

第三十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一〇八 (同上)

(新設)

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に

<p>処する。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 第二十三条の二の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>四 第二十六条の三の規定による命令に違反した者</p>	<p>処する。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一編（略）</p> <p>第二編（略）</p> <p>第一章～第九章（略）</p> <p>第十章（略）</p> <p>第一節～第三節（略）</p> <p>第四節（略）</p> <p>第一款（略）</p> <p>第一目～第四目（略）</p> <p>第五目 総会（第二百六十五条の二十三～第二百六十五条の二十七の五）</p> <p>第六目～第十目（略）</p> <p>第二款～第四款（略）</p> <p>第五節（略）</p> <p>第十一章～第十三章（略）</p> <p>第三編～第五編（略）</p> <p>附則</p> <p>（取締役の資格等）</p>	<p>目次</p> <p>第一編（同上）</p> <p>第二編（同上）</p> <p>第一章～第九章（同上）</p> <p>第十章（同上）</p> <p>第一節～第三節（同上）</p> <p>第四節（同上）</p> <p>第一款（同上）</p> <p>第一目～第四目（同上）</p> <p>第五目 総会（第二百六十五条の二十三～第二百六十五条の二十七）</p> <p>第六目～第十目（同上）</p> <p>第二款～第四款（同上）</p> <p>第五節（同上）</p> <p>第十一章～第十三章（同上）</p> <p>第三編～第五編（同上）</p> <p>附則</p> <p>（取締役の資格等）</p>

第五十三条の二 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一・二 (略)

三 この法律、会社法若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第

九十七号第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項)

有価証券届出書虚偽記載等の罪)、第百九十八号第一号から第十号まで

、第十八号若しくは第十九号(有価証券の無届募集等の罪)、第百九十

九号(報告拒絶等の罪)、第二百条第一号から第十二号まで、第二十

号若しくは第二十二号(訂正届出書の不提出等の罪)、第二百三条第三

項(証券会社等の役員に対する贈賄罪)若しくは第二百五条第一号か

ら第六号まで、第十五号若しくは第十六号(特定募集等の通知書の不提出等の罪)の罪、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八

年法律第九十五号)第五百四十九号(詐欺更生罪)、第五百五十号(特

定の債権者等に対する担保の供与等の罪)、第五百五十二号から第五

百五十五号まで(報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に關

する物件の隠滅等の罪、管財人等に対する職務妨害の罪)若しくは第五

百五十七号(贈賄罪)の罪、民事再生法(平成十一年法律第二百二十五

号)第二百五十五号(詐欺再生罪)、第二百五十六号(特定の債権者に対

する担保の供与等の罪)、第二百五十八号から第二百六十号まで(報告

及び検査の拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪

、監督委員等に対する職務妨害の罪)若しくは第二百六十二号(贈賄罪

)の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第

百二十九号)第六十五条(報告及び検査の拒絶等の罪)、第六十六条(

第五十三条の二 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一・二 (同上)

三 この法律、会社法若しくは中間法人法(平成十三年法律第四十九号)

の規定に違反し、又は証券取引法第百九十七号第一項第一号から第四

号まで若しくは第七号若しくは第二項(有価証券届出書虚偽記載等の罪)

、第百九十八号第一号から第十号まで、第十八号若しくは第十九号(有

価証券の無届募集等の罪)、第百九十九号(報告拒絶等の罪)、第二

百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号(訂正届出

書の不提出等の罪)、第二百三条第三項(証券会社等の役員に対する

贈賄罪)若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは

第十六号(特定募集等の通知書の不提出等の罪)の罪、金融機関等の更

生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)第五百四十九

号(詐欺更生罪)、第五百五十号(特定の債権者等に対する担保の供与

等の罪)、第五百五十二号から第五百五十五号まで(報告及び検査の拒

絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、管財人等に

対する職務妨害の罪)若しくは第五百五十七号(贈賄罪)の罪、民事再

生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二百五十五号(詐欺再生罪)

、第二百五十六号(特定の債権者に対する担保の供与等の罪)、第二

百五十八号から第二百六十号まで(報告及び検査の拒絶等の罪、業務及び

財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、監督委員等に対する職務妨害の

罪)若しくは第二百六十二号(贈賄罪)の罪、外国倒産処理手続の承認

援助に関する法律(平成十二年法律第百二十九号)第六十五条(報告及

び検査の拒絶等の罪)、第六十六条(承認管財人等に対する職務妨害の

承認管財人等に対する職務妨害の罪)、第六十八条(贈賄罪)若しくは第六十九条(財産の無許可処分及び国外への持出しの罪)の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条(詐欺破産罪)、第二百六十六条(特定の債権者に対する担保の供与等の罪)、第二百六十八条から第二百七十二条まで(説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪)若しくは第二百七十四条(贈賄罪)の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 (略)

2・3 (略)

(指定等)

第二百二十二条の二 内閣総理大臣は、一般社団法人であつて、次項に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

一・二 (略)

2・6 (略)

(外部関係)

罪)、第六十八条(贈賄罪)若しくは第六十九条(財産の無許可処分及び国外への持出しの罪)の罪若しくは破産法(平成十六年法律第七十五号)第二百六十五条(詐欺破産罪)、第二百六十六条(特定の債権者に対する担保の供与等の罪)、第二百六十八条から第二百七十二条まで(説明及び検査の拒絶等の罪、重要財産開示拒絶等の罪、業務及び財産の状況に関する物件の隠滅等の罪、審尋における説明拒絶等の罪、破産管財人等に対する職務妨害の罪)若しくは第二百七十四条(贈賄罪)の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

四 (同上)

2・3 (同上)

(指定等)

第二百二十二条の二 内閣総理大臣は、民法第三十四条(公益法人の設立)の規定による法人であつて、次項に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。

一・二 (同上)

2・6 (同上)

(外部関係)

第四百四十八条 1～3 (略)

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条(代表者の行為)についての損害賠償責任)の規定は、委託会社について準用する。この場合において、同条中「代表理事その他の代表者」とあるのは、「保険業法第四百四十四条第一項に規定する受託会社」と読み替えるものとする。

(保険管理人の選任等)

第二百四十二条 1～5 (略)

6 会社更生法第六十九条、第七十条、第八十条並びに第八十一条第一項及び第五項(数人の管財人の職務執行、管財人代理の選任、注意義務並びに費用の前払及び報酬)の規定は保険管理人について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条(代表者の行為)についての損害賠償責任)の規定は被管理会社について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第六十九条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第七十条中「管財人代理」とあるのは「保険管理人代理」と、同法第二項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第五項中「管財人代理」とあるのは「保険管理人代理」と、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八条中「代表理事その他の代表者」とあるのは「保険管理人」と読み替えるものとする。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第二百六十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条(住所)

第四百四十八条 1～3 (同上)

4 民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)の規定は、委託会社について準用する。この場合において、同項中「理事その他の代理人」とあるのは、「保険業法第四百四十四条第一項に規定する受託会社」と読み替えるものとする。

(保険管理人の選任等)

第二百四十二条 1～5 (同上)

6 会社更生法第六十九条、第七十条、第八十条並びに第八十一条第一項及び第五項(数人の管財人の職務執行、管財人代理の選任、注意義務並びに費用の前払及び報酬)の規定は保険管理人について、民法第四十四条第一項(法人の不法行為能力)の規定は被管理会社について、それぞれ準用する。この場合において、会社更生法第六十九条第一項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第七十条中「管財人代理」とあるのは「保険管理人代理」と、同法第二項中「裁判所の許可」とあるのは「内閣総理大臣の承認」と、同法第八十一条第一項中「裁判所」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第五項中「管財人代理」とあるのは「保険管理人代理」と、民法第四十四条第一項中「理事その他の代理人」とあるのは「保険管理人」と読み替えるものとする。

(民法の準用)

第二百六十五条 民法第四十四条(法人の不法行為能力等)及び第五十条(

()及び第七十八条(代表者の行為についての損害賠償責任)の規定は、機構について準用する。

(創立総会)

第二百六十五条の七 1～5 (略)

6 第二百六十五条の二十七の四及び第二百六十五条の二十七の五の規定は、創立総会の議決について準用する。

(臨時総会)

第二百六十五条の二十七 総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第二百六十五条の二十七の二 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従ってしなければならない。

(総会の決議事項)

第二百六十五条の二十七の三 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

法人の住所)の規定は、機構について準用する。

(創立総会)

第二百六十五条の七 1～5 (同上)

6 民法第六十五条及び第六十六条(表決権)の規定は、創立総会の議決について準用する。

(総会に関する民法の準用)

第二百六十五条の二十七 民法第六十一条第二項(臨時総会招集請求権)、第六十二条(総会の招集)及び第六十四条から第六十六条まで(総会の決議事項及び表決権)の規定は、機構の総会について準用する。

(新設)

(新設)

(会員の議決権)

第二百六十五条の二十七の四 各会員の議決権は、平等とする。

2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。

3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(議決権のない場合)

第二百六十五条の二十七の五 機構と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

(保険契約の申込みの撤回等)

第三百九条 保険会社等若しくは外国保険会社等に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者(以下この条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、書面によりその保険契約の申込みの撤回又は解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。

一・二 (略)

三 一般社団法人若しくは一般財団法人、特別の法律により設立された法人、法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの又は国若しくは地方公共団体が保険契約の申込みをしたとき。

四六 (略)

(新設)

(新設)

(保険契約の申込みの撤回等)

第三百九条 保険会社等若しくは外国保険会社等に対し保険契約の申込みをした者又は保険契約者(以下この条において「申込者等」という。)は、次に掲げる場合を除き、書面によりその保険契約の申込みの撤回又は解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。

一・二 (同上)

三 民法第三十四条(公益法人の設立)の規定に基づき設立された法人、特別の法律により設立された法人、法人でない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるもの又は国若しくは地方公共団体が保険契約の申込みをしたとき。

四六 (同上)

2
} 10
(略)

2
} 10
(同上)

改正案

現行

（取締役の資格）

第七十条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一～四 （略）

五 この法律、金融商品取引法、会社法、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）、投資信託及び投資法人に

関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、信託業法、信託法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）第百五十五条、第百五十六条、第百五十八条から第百六十条まで若しくは第百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律

（取締役の資格）

第七十条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一～四 （同上）

五 この法律、金融商品取引法、会社法、中間法人法（平成十三年法律第百九十八号）、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第

百九十八号）、宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）、割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）、貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）、特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）、不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）、金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律（平成十一年法律第三十二号）、信託業法、信託法若しくはこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、又は民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）第百五十五条、第百五十六条、第百五十八条から第百六十条まで若しくは第百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八条若しくは第六十九条の罪、破産法（平成十六年法律第七十五号）第百六十五条、第

第七十五号) 第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法(明治四十年法律第四十五号) 第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号) の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。) に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

2
六〇十 (略)

二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪、刑法(明治四十年法律第四十五号) 第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の三、第二百二十二条若しくは第二百四十七号の罪、暴力行為等処罰に関する法律(大正十五年法律第六十号) の罪若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号) 第四十六条、第四十七条、第四十九条若しくは第五十条の罪を犯し、罰金の刑(これに相当する外国の法令による刑を含む。) に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者

2
六〇十 (同上)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章（略）</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第五節 総会（第二十九条～第三十三条の五）</p> <p>第六節～第十一節（略）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>附則</p> <p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第十条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条及び第七十八条の規定は、機構について準用する。</p> <p>（創立総会）</p> <p>第十四条 1～6（略）</p> <p>7 第三十三条の四及び第三十三条の五の規定は、創立総会の議事について準用する。</p> <p>（臨時総会）</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（同上）</p> <p>第三章（同上）</p> <p>第一節～第四節（同上）</p> <p>第五節 総会（第二十九条～第三十三条）</p> <p>第六節～第十一節（同上）</p> <p>第四章・第五章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（民法の準用）</p> <p>第十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、機構について準用する。</p> <p>（創立総会）</p> <p>第十四条 1～6（同上）</p> <p>7 民法第六十五条及び第六十六条の規定は、創立総会の議決について準用する。</p> <p>（総会に関する民法の準用）</p>

第三十三條 総会員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、理事長は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第三十三條の二 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(総会の決議事項)

第三十三條の三 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(会員の議決権)

第三十三條の四 各会員の議決権は、平等とする。

2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。

3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(議決権のない場合)

第三十三條の五 機構と特定の会員との関係について議決をする場合には、

第三十三條 民法第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十条までの規定は、機構の総会について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

その会員は、議決権を有しない。

(借入金及び銀行等保有株式取得機構債)

第五十条 1～3 (略)

4 前項の先取特権の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5～7 (略)

(借入金及び銀行等保有株式取得機構債)

第五十条 1～3 (同上)

4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

5～7 (同上)

改正案	現行
<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 1・2（略）</p> <p>3 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている者（前項に規定する者及び附則第五条第一項各号に掲げる者並びに新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けている者を除く。以下「特定保険業者」という。）は、第一項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日後においては、当該各号に定める日から起算して一年を経過する日までの間に、その業務及び財産の管理を行う保険契約について、保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>（公益法人等に関する経過措置）</p> <p>第五条 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人（次に掲げるものを除く。）は、当分の間、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、</p>	<p>附則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 1・2（同上）</p> <p>3 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている者（前項に規定する者及び新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けている者を除く。以下「特定保険業者」という。）は、第一項各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める日後においては、当該各号に定める日から起算して一年を経過する日までの間に、その業務及び財産の管理を行う保険契約について、保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならない。</p> <p>4（同上）</p> <p>（公益法人等に関する経過措置）</p> <p>第五条 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人は、当分の間、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き特定保険業を行</p>

ず、引き続き特定保険業を行うことができる。

一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第 号。以下「整備法」という。）第四十条の認定を受けて整備法第六十条第一項の登記（第五項において「公益法人移行登記」という。）をした法人

二 整備法第四十五条の認可を受けて整備法第二百一十一条第一項において準用する整備法第六十条第一項の登記（第五項において「一般社団法人等移行登記」という。）をした法人

2 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている商工会議所、商工会又は商工会連合会は、当分の間、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き特定保険業を行うことができる。

3 前二項の規定により引き続き特定保険業を行う場合においては、その者を保険会社等又は所屬保険会社等と、その者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を保険募集人又は特定保険募集人とそれぞれみなして、新保険業法第二百八十三条及び第三百条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

4 第一項の規定により引き続き特定保険業を行う場合における整備法第九十五条及び第九十六条の規定の適用については、整備法第九十五条中「特例民法法人の業務」とあるのは「特例民法法人の業務（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第一項に規定する特定保険業を含む。次条において同じ。）」と、整備法第九十六条第一

うことができる。

（新設）

（新設）

2 この法律の施行の際現に特定保険業を行っている商工会議所、商工会又は商工会連合会は、当分の間、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、引き続き特定保険業を行うことができる。

3 前二項の規定により引き続き特定保険業を行う場合においては、その者を保険会社等又は所屬保険会社等と、その者のために保険契約の締結の代理又は媒介を行う者を保険募集人又は特定保険募集人とそれぞれみなして、新保険業法第二百八十三条及び第三百条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

4 第一項の規定により引き続き特定保険業を行う場合における民法第六十条七条、第八十四条及び第八十四条の二の規定の適用については、同法第六十七条第一項中「法人の業務」とあるのは「法人の業務（保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条第一項に規定する特定保険業を含む。第三項において同じ。）」と、同法第二項中「監

項中「命令」とあるのは「命令」（保険業法（平成七年法律第五号）第三百条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定を遵守させるための命令を含む。）と、同条第二項中「による命令」とあるのは「による命令」（保険業法第三百条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定を遵守させるための命令を含む。）とする。

5 この法律の施行の際現に特定保険業を行っていた民法第三十四条の規定により設立された法人であつて第一項各号に掲げるもの（新保険業法第二百七十二条第一項の登録を受けている者を除く。以下この条において「移行法人」という。）は、公益法人移行登記又は一般社団法人等移行登記（以下この条において「移行登記」と総称する。）をした日から起算して一年を経過する日までの間（次項の保険契約の移転並びに保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行うことができないことについて内閣総理大臣がやむを得ない事由があると認めるときは、内閣総理大臣の指定する日までの間）は、新保険業法第三条第一項の規定にかかわらず、移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行うことができる。

6 前項の場合において、当該移行法人は、同項に規定する一年を経過する日までの間に、その業務及び財産の管理を行う保険契約について、保険会社（外国保険会社等を含む。以下この項において同じ。）若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約を移転し、又は保険会社若しくは少額短期保険業者との契約により当該保険契約に係る業務及び財産の管理の委託を行わなければならない。

「監督上必要な命令」とあるのは「監督上必要な命令」（保険業法（平成七年法律第五号）第三百条第一項（第一号から第三号までに係る部分に限る。）の規定を遵守させるための命令を含む。）と、同法第八十四条及び第八十四条の二第一項中「この章」とあるのは「この章」（保険業法等の一部を改正する法律附則第五条第四項の規定により読み替えて適用する第六十七条を含む。）とする。

（新設）

（新設）

7

第五項の規定により移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人は、少額短期保険業者とみなして、新保険業法第二百七十二条の二十二、第二百七十二条の二十三、第二百七十二条の二十五第一項、第二百七十二条の二十六及び第二百七十二条の二十七の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新保険業法第二百七十二条の二十六第一項中「次の各号」とあるのは「第一号及び第三号から第五号まで」と、「第二百七十二条第一項の登録を取り消す」とあるのは「業務の廃止を命ずる」と、同項第一号中「第二百七十二条の四第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号」とあるのは「第二百七十二条の四第一項第八号」と、同項第三号中「小規模事業者でなくなったとき、その他法令」とあるのは「法令」と、同項第四号中「第二百七十二条の二第二項各号に掲げる書類」とあるのは「保険約款（これに相当するものを含む。）」と、同条第二項中「取締役、執行役、会計参与又は監査役」とあるのは「役員」と、「第二百七十二条の四第一項第十号イからヘまでのいずれかに該当することとなったとき、法令」とあるのは「法令」と、新保険業法第二百七十二条の二十七中「第二百七十二条第一項の登録を取り消す」とあるのは「業務の廃止を命ずる」と、新保険業法第三百三十三条第一項中「発起人、設立時取締役、設立時執行役、設立時監査役、取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員、監査役」とあるのは「役員」とするほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

（新設）

8

第五項の規定により移行登記をした日前に引き受けた保険契約に係る業務及び財産の管理を行う移行法人は、附則第二条第一項又は第四項の規定

（新設）

により引き続き特定保険業を行う特定保険業者とみなして、附則第三条（第二項を除く。）（前条（第七項から第十二項まで及び第十四項に限る。）（次条（第二項及び第五項に限る。）並びに附則第八条及び第十六条の規定を適用する。この場合において、附則第三条第一項中「施行日から起算して六月を経過する日（同日後に施行日後初めて保険の引受けを行う場合には、当該引受けを行う日。以下この項において同じ。）までに」とあるのは「附則第五条第一項に規定する移行登記をした日以後遅滞なく」と、「しなければならぬ。ただし、当該六月を経過する日までに新保険業法第三条第一項の免許又は新保険業法第二百七十二条第一項の登録の申請をした者については、この限りでない」とあるのは「しなければならぬ」と、次条第二項中「施行日から起算して二年を経過する日までの間に」とあるのは「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に前条第八項の規定により適用する」と、同項並びに附則第八条第二項及び第十六条第十八項中「施行日から起算して五年」とあるのは「整備法の施行の日から起算して八年」と、附則第八条第二項並びに第十六条第一項、第十七項及び第十八項中「施行日から起算して二年を経過する日までの間に」とあるのは「整備法の施行の日から起算して六年を経過する日までの間に附則第五条第八項の規定により適用する」と、同条第一項中「施行日から起算して七年」とあるのは「整備法の施行の日から起算して十年」とするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第 号）による廃止前の抵当証券業の規制等に関する法律（昭和六十二年法律第百十四号）

改正案	現行
<p>(指定)</p> <p>第二十七条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条第一項各号に掲げる業務の全部（以下「保管等事業」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるときは、この章の定めるところにより保管等事業を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 申請者が一般財団法人であること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2) 4 (略)</p>	<p>(指定)</p> <p>第二十七条 内閣総理大臣は、次の各号に掲げる要件を備える者の申請があつた場合において、その者が次条第一項各号に掲げる業務の全部（以下「保管等事業」という。）を適正かつ確実に行うことができると認められるときは、この章の定めるところにより保管等事業を行う者として、指定することができる。</p> <p>一 申請者が民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であること。</p> <p>二・三 (同上)</p> <p>2) 4 (同上)</p>

改正案

現行

第二百六十条の二（略）

（略）

規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一～四（略）

四 主たる事務所の所在地

五～八（略）

（略）

第一項の認可を受けた地縁による団体（以下「認可地縁団体」という。）は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

認可地縁団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

認可地縁団体は、特定の政党のために利用してはならない。

（略）

認可地縁団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

第二百六十条の二（同上）

（同上）

規約には、次に掲げる事項が定められていなければならない。

一～四（同上）

四 事務所の所在地

五～八（同上）

（同上）

第一項の認可を受けた地縁による団体は、正当な理由がない限り、その区域に住所を有する個人の加入を拒んではならない。

第一項の認可を受けた地縁による団体は、民主的な運営の下に、自主的に活動するものとし、構成員に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

第一項の認可を受けた地縁による団体は、特定の政党のために利用してはならない。

（同上）

第一項の認可を受けた地縁による団体は、前項の規定に基づいて告示された事項に変更があつたときは、総務省令で定めるところにより、市町村長に届け出なければならない。

(略)

認可地縁団体は、第十項の告示があるまでは、認可地縁団体となつたこと及び第十項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第九号)第四条及び第七十八条の規定は、認可地縁団体に準用する。

(同上)

第一項の認可を受けた地縁による団体は、第十項の告示があるまでは、第一項の認可を受けた地縁による団体となつたこと及び第十項の規定に基づいて告示された事項をもつて第三者に対抗することができない。

市町村長は、第一項の認可を受けた地縁による団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。

民法第三十八条、第四十四条第一項、第五十条、第五十一条、第五十二条第一項、第五十三条から第六十六条まで、第六十八条(同条第一項第二号を除く。)、第六十九条、第七十条、第七十二条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十三条までの規定並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条から第四十条までの規定は、第一項の認可を受けた地縁による団体に準用する。この場合において、民法第三十八条第二項、第七十二条第二項及び第八十三条中、「主務官庁」とあるのは「市町村長」と、同法第四十四条第一項、第五十三条から第五十七条まで、第五十九条第二号、第六十条、第六十一条、第六十三条、第七十条、第七十二条第二項及び第七十四条中、「理事」とあるのは「代表者」と、同法第五十二条第一項中、「一人又は数人の理事」とあるのは「一人の代表者」と、同法第五十六条中、「仮理事」とあるのは「仮代表者」と、同法第五十九条第三号中、「総会又は主務官庁」とあるのは「総会」と、同法第六十八条第一項第四号中、「設立の許可」とあり、及び第七十二条第二項中、「許可」とあるのは「認可」と、同法第七十二条第三項中、「国庫」とあるのは「市町村」と、非訟事件手続法第三十五条第

認可地縁団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」とする。

認可地縁団体は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

（削る）

一 項中「仮理事」とあるのは「仮代表者」と読み替えるほか、必要な技術的読替は、政令で定める。

第一項の認可を受けた地縁による団体は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（地方自治法第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体を除く。）」とする。

第一項の認可を受けた地縁による団体は、消費税法（昭和六十三年法律第八号）その他消費税に関する法令の規定の適用については、同法別表第三に掲げる法人とみなす。

次の各号のいずれかに該当する場合には、第一項の認可を受けた地縁による団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法により、五十万円以下の過料に処する。

一 第十五項において準用する民法第七十条又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

第二百六十条の三 認可地縁団体の規約は、総構成員の四分の三以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二百六十条の四 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があることに必要な変更を加えなければならない。

第二百六十条の五 認可地縁団体には、一人の代表者を置かなければならない。

第二百六十条の六 認可地縁団体の代表者は、認可地縁団体のすべての事務について、認可地縁団体を代表する。ただし、規約の規定に反することとはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

二 第十五項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第二百六十条の七 認可地縁団体の代表者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(新設)

第二百六十条の八 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(新設)

第二百六十条の九 認可地縁団体の代表者が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮代表者を選任しなければならない。

(新設)

第二百六十条の十 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(新設)

第二百六十条の十一 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、一人又は数人の監事を置くことができる。

(新設)

第二百六十条の十二 認可地縁団体の監事の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 財産の状況を監査すること。

二 代表者の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

第二百六十条の十三 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

第二百六十条の十四 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

第二百六十条の十五 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

第二百六十条の十六 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

第二百六十条の十七 認可地縁団体の総会においては、第二百六十条の十

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

五の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができ。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

第二百六十条の十八 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。

認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

第二百六十条の十九 認可地縁団体と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

第二百六十条の二十 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

- 一 規約で定めた解散事由の発生
- 二 破産手続開始の決定
- 三 認可の取消し
- 四 総会の決議
- 五 構成員が欠けたこと。

第二百六十条の二十一 認可地縁団体は、総構成員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第二百六十条の二十二 認可地縁団体がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、代表者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

(新設)

前項に規定する場合には、代表者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならぬ。

第二百六十条の二十三 解散した認可地縁団体は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(新設)

第二百六十条の二十四 認可地縁団体が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

(新設)

第二百六十条の二十五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(新設)

第二百六十条の二十六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、認可地縁団体の清算人を解任することができる。

(新設)

第二百六十条の二十七 認可地縁団体の清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

第二百六十条の二十八 認可地縁団体の清算人は、その就職の日から二箇

(新設)

月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

認可地縁団体の清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

第一項の公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の二十九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は

(新設)

、認可地縁団体の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

第二百六十条の三十 清算中に認可地縁団体の財産がその債務を完済するに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

清算人は、清算中の認可地縁団体が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

前項に規定する場合において、清算中の認可地縁団体が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第二百六十条の三十一 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

前二項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

第二百六十条の三十二 認可地縁団体の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることがで

(新設)

(新設)

(新設)

きる。

第二百六十条の三十三 認可地縁団体の清算が終了したときは、清算人は、その旨を市町村長に届け出なければならない。

(新設)

第二百六十条の三十四 認可地縁団体に係る次に掲げる事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

- 一 仮代表者又は特別代理人の選任に関する事件
- 二 解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

第二百六十条の三十五 認可地縁団体の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

第二百六十条の三十六 裁判所は、第二百六十条の二十五の規定により清算人を選任した場合には、認可地縁団体が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

(新設)

第二百六十条の三十七 認可地縁団体の清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(新設)

第二百六十条の三十八 裁判所は、認可地縁団体の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第二百六十条の三十六中「清算人（監事を置く認可地縁団体にあつては、当該清算人及び監事）」とあるのは、「認可地縁団体及び検査役」と読み替えるものとする。

第二百六十条の三十九 次の各号のいずれかに該当する場合には、認可地縁団体の代表者又は清算人は、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）により、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第二百六十条の二十二第二項又は第二百六十条の三十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。
- 二 第二百六十条の二十八第一項又は第二百六十条の三十第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
(略)	(略)
私立学校法（昭和二十四	第二十六条第二項（第六十四条第五項にお

(新設)

(新設)

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事務
(略)	(略)
私立学校法（昭和二十四	第二十六条第二項（第六十四条第五項にお

年法律第二百七十号)

いて準用する場合を含む。)、第三十一条
第一項(第六十四条第五項及び第七項にお
いて準用する場合を含む。)、及び第二項(、
第三十二条第二項、第五十条第三項並びに
第六十四条第五項及び第七項において準用
する場合を含む。)、第三十二条第一項(、
第六十四条第五項において準用する場合を
含む。)、第三十七条第三項(第一号から
第三号まで、第五号及び第六号を除き、第
六十四条第五項において準用する場合を含
む。)、第四十条の三(第六十四条第五項
において準用する場合を含む。)、第四十
条の四(第六十四条第五項において準用す
る場合を含む。)、第四十五条(第六十四
条第五項において準用する場合を含む。)、
第五十条第二項(第六十四条第五項にお
いて準用する場合を含む。)、及び第四項(、
第六十四条第五項において準用する場合を
含む。)、第五十条の七(第六十四条第五
項において準用する場合を含む。)、第五
十条の十三第五項(第六十四条第五項にお
いて準用する場合を含む。)、及び第六項(、
第六十四条第五項において準用する場合を
含む。)、第五十条の十四(第六十四条第
五項において準用する場合を含む。)、第

年法律第二百七十号)

いて準用する場合を含む。)、第三十一条
第一項(第六十四条第五項及び第七項にお
いて準用する場合を含む。)、及び第二項(、
第三十二条第二項、第五十条第三項並びに
第六十四条第五項及び第七項において準用
する場合を含む。)、第三十二条第一項(、
第六十四条第五項において準用する場合を
含む。)、第三十七条第三項(第一号から
第三号まで、第五号及び第六号を除き、第
六十四条第五項において準用する場合を含
む。)、第四十五条(第六十四条第五項に
おいて準用する場合を含む。)、第五十条
第二項(第六十四条第五項において準用す
る場合を含む。)、及び第四項(第六十四条
第五項において準用する場合を含む。)、
第五十二条第二項(第六十四条第五項にお
いて準用する場合を含む。)、第五十八条
第二項(第六十四条第五項において準用す
る場合を含む。)、及び第三項(第六十四条
第五項において準用する場合を含む。)、
第六十一条第一項から第三項まで(第六十
四条第五項において準用する場合を含む。)
並びに第六十二条第一項から第三項まで
(第六十四条第五項において準用する場合
を含む。)、並びに第四十九条(第六十四条

	(略)	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
<p>五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	(略)	<p>一 都道府県が第三十一条第一項及び第四項（第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条の三、第四十三条第一項、第三項及び第四項（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六条の七、第四十七条の三、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百十四条並びに第二百一十一条の規定により処理する</p>
	(略)	社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）
<p>第五項において準用する場合を含む。）において準用する民法第五十六条及び第五十七条並びに第五十八条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第八十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>	(略)	<p>一 都道府県が第三十一条第一項及び第四項（第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項、第三項及び第四項（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百十四条、第二百一十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条第一項において</p>

(略)	
(略)	<p>こととされている事務</p> <p>二 指定都市及び中核市が第三十一条第一項、第三十九条の三、第四十三条第一項及び第三項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六条の七、第四十七条の三、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項(第五十八条第四項において準用する場合を含む。)、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百零四条並びに第二百一十一条の規定により処理することとされている事務</p> <p>三 (略)</p>
<p>宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)</p>	<p>第九条、第十四条第一項、第二項(第二十八條第二項、第三十九條第二項及び第四十六條第二項において準用する場合を含む。)</p> <p>九条第二項及び第四十六條第二項において</p>

(略)	
(略)	<p>準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条の規定により処理することとされている事務</p> <p>二 指定都市及び中核市が第三十一条第一項、第四十三条第一項及び第三項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項(第五十八条第四項において準用する場合を含む。)、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九條第一項、第一百零四条、第二百一十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条第一項において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条の規定により処理することとされている事務</p> <p>三 (略)</p>
<p>宗教法人法(昭和二十六年法律第百二十六号)</p>	<p>第九条、第十四条第一項、第二項(第二十八條第二項、第三十九條第二項及び第四十六條第二項において準用する場合を含む。)</p> <p>九条第二項及び第四十六條第二項において</p>

(略)	
(略)	<p>準用する場合を含む。)、第二十五条第四項、第二十六条第四項(第三十六条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第三項、第四十六条第一項、第四十九条第三項、第五十一条第五項及び第六項、第七十八条の二第一項及び第二項(第七十九条第四項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。)、第七十九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第六項、第八十一条第一項、第四項及び第五項並びに第八十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>
(略)	
(略)	<p>準用する場合を含む。)、第二十五条第四項、第二十六条第四項(第三十六条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第三項、第四十六条第一項、第四十九条第二項、第五十一条第二項及び第三項、第七十八条の二第一項及び第二項(第七十九条第四項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。)、第七十九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第六項、第八十一条第一項、第四項及び第五項並びに第八十二条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第百八条の四 削除</p>	<p>（法人たる職員団体）</p> <p>第百八条の四 登録された職員団体は、法人となる旨を人事院に申し出ることにより法人となることができる。民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）中民法第三十四条に規定する法人に関する規定（同法第三十五条、第三十八条第二項、第五十六条、第六十七条、第七十一条、第七十七条第三項、第八十四条、第八十四条の二並びに第八十四条の三第一項第四号及び第二項並びに非訟事件手続法第二百二十二条ノ二を除く。）は、本条の法人について準用する。この場合においては、これらの規定中「主務官庁」とあるのは「人事院」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替えるほか、民法第四十六条第一項第四号中「設立の許可」とあるのは「法人となる旨の申出」と、同法第六十八条第一項第四号中「設立の許可」とあるのは「登録」と、同法第七十七条第一項中「破産手続開始の決定及び設立の許可の取消し」とあるのは「破産手続開始の決定」と、非訟事件手続法第二百二十条中「許可書」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出ノ受理証明書」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>第十三条の六（略）</p> <p>2 総務大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二 四（略）</p> <p>第十六条の十五 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条及び第七十八条の規定は、協会について準用する。</p> <p>第二十一条の二十三 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、協会について準用する。</p>	<p>第十三条の六（同上）</p> <p>2 総務大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二 四（同上）</p> <p>第十六条の十五 民法第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。</p> <p>第二十一条の二十三 民法第四十四条及び第五十条の規定は、協会について準用する。</p>

特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）

改正案			現行		
<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～二十八（略）</p> <p>二十八の二 公益認定等委員会の常勤の委員</p> <p>二十九～五十七（略）</p> <p>五十七の二 公益認定等委員会の非常勤の委員</p> <p>五十七～七十五（略）</p> <p>別表第一（第三条関係）</p>			<p>（目的及び適用範囲）</p> <p>第一条（略）</p> <p>一～二十八（略）</p> <p>二十九～五十七（略）</p> <p>五十八～七十五（略）</p> <p>別表第一（第三条関係）</p>		
官職名	俸給月額		官職名	俸給月額	
<p>（略）</p> <p>食品安全委員会の常勤の委員</p> <p>原子力委員会の常勤の委員</p> <p>原子力安全委員会の常勤の委員</p> <p>情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員</p> <p>公益認定等委員会の常勤の委員</p>	（略）		<p>（略）</p> <p>食品安全委員会の常勤の委員</p> <p>原子力委員会の常勤の委員</p> <p>原子力安全委員会の常勤の委員</p> <p>情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員</p>	（略）	

<p>証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員 国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 宇宙開発委員会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員</p>	<p>九四一、〇〇〇円</p>
<p>証券取引等監視委員会委員 公認会計士・監査審査会の常勤の委員 地方財政審議会委員 国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 宇宙開発委員会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員</p>	<p>九四一、〇〇〇円</p>

改正案	現行
<p>（指定講習機関の指定）</p> <p>第三十九条の二 1～4（略）</p> <p>5 総務大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定講習機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人以外のものであること。</p> <p>二～四（略）</p> <p>（指定試験機関の指定）</p> <p>第四十六条 1～3（略）</p> <p>4 総務大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人以外のものであること。</p> <p>二～四（略）</p> <p>（電波有効利用促進センター）</p> <p>第二百二条の十七 総務大臣は、電波の有効かつ適正な利用に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により</p>	<p>（指定講習機関の指定）</p> <p>第三十九条の二 1～4（同上）</p> <p>5 総務大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定講習機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外のものであること。</p> <p>二～四（同上）</p> <p>（指定試験機関の指定）</p> <p>第四十六条 1～3（同上）</p> <p>4 総務大臣は、第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 民法第三十四条の規定により設立された法人以外のものであること。</p> <p>二～四（略）</p> <p>（電波有効利用促進センター）</p> <p>第二百二条の十七 総務大臣は、電波の有効かつ適正な利用に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請によ</p>

<p>、電波有効利用促進センター（以下「センター」という。）として指定することができる。</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>り、電波有効利用促進センター（以下「センター」という。）として指定することができる。</p> <p>2 5 （略）</p>
---	--

改正案	現行
<p>（会長等の代表権の制限）</p> <p>第二十九条の二 会長、副会長又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（仮理事）</p> <p>第二十九条の三 会長、副会長及び理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、仮理事を選任しなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（利益相反行為）</p> <p>第二十九条の四 協会と会長、副会長又は理事との利益が相反する事項については、会長、副会長又は理事は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。</p>	<p>（新設）</p>
<p>（仮理事又は特別代理人の選任に関する事件の管轄）</p> <p>第二十九条の五 仮理事又は特別代理人の選任に関する事件は、協会の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p>	<p>（新設）</p>

<p>(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)</p> <p>第三十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第 号)第四条及び第七十八条の規定は、協会について準用する。</p> <p>(指定)</p> <p>第五十三条 総務大臣は、放送の健全な発達を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、放送番組センター(以下「センター」という。)として指定することができる。</p> <p>25 (略)</p>	<p>(民法等の準用)</p> <p>第三十一条 民法第四十四条(法人の不法行為能力等)、第五十条(法人の住所)、第五十四条(理事の代理権の制限)、第五十六条(仮理事)及び第五十七条(利益相反行為)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第一項(仮理事等の選任の管轄)の規定は、協会に準用する。</p> <p>(指定)</p> <p>第五十三条 総務大臣は、放送の健全な発達を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、放送番組センター(以下「センター」という。)として指定することができる。</p> <p>25 (同上)</p>
--	--

改正案

（特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入）
 第六条 平成十八年度から平成二十六年までの各年度に限り、各地方
 団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規
 定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の
 表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により
 算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
災害復興等のた めの地方債利子 支払費	一般社団法人及び一般財団 法人に関する法律及び公益 社団法人及び公益財団法人 の認定等に関する法律の施 行に伴う関係法律の整備等 に関する法律（平成十八年 法律第 号）第三十八 条の規定による改正前の民 法（明治二十九年法律第八 十九号）第三十四条の規定	千円につき 九五 〇円

現 行

（特別の地方債に係る利子支払費の基準財政需要額への算入）
 第六条 平成十八年度から平成二十六年までの各年度に限り、各地方
 団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる第十一条の規
 定による基準財政需要額は、同条の規定によつて算定した額に、次の
 表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により
 算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

経費の種類	測定単位	単位費用
災害復興等のた めの地方債利子 支払費	民法（明治二十九年法律第 八十九号）第三十四条の規 定により設立された法人で 災害に係る復興事業等を行 うことを目的とするものに 対する貸付けの財源に充て るため平成十六年度におい て発行を許可された地方債 に係る利子支払額	千円につき 九五 〇円

により設立された法人で災害に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債に係る利子支払額	

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

測定単位の数値の算定の基礎	表示 単位
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第三十八条の規定による改正前の民法第三十四条の規定により設立された法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において	千円

2 前項に規定する測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令で定めるところにより算定する。

測定単位の数値の算定の基礎	表示 単位
民法第三十四条の規定により設立された法人で新潟県中越地震に係る復興事業等を行うことを目的とするものに対する貸付けの財源に充てるため平成十六年度において発行を許可された地方債で総務大臣が指定したものに係る当該年度における利子支払額	千円

て発行を許可された地方債で総務大臣が指定したものに係
る当該年度における利子支払額

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第五十四条 削除</p>	<p>（法人たる職員団体）</p> <p>第五十四条 登録を受けた職員団体は、法人となる旨を人事委員会又は公平委員会に申し出ることにより法人となることができる。民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）中民法第三十四条に規定する法人に関する規定（同法第三十五条、第三十八条第二項、第五十六条、第六十七条、第七十一条、第七十七条第三項、第八十四条、第八十四条の二並びに第八十四条の三第一項第四号及び第二項並びに非訟事件手続法第二百二十二条ノ二を除く。）は、本条の法人について準用する。この場合においては、これらの規定中「定款」とあるのは「規約」と読み替えるほか、これらの民法の規定中「主務官庁」とあるのは「人事委員会又は公平委員会」と、同法第四十六条第一項第四号中「設立の許可」とあるのは「法人となる旨の申出」と、同法第六十八条第一項第四号中「設立の許可」とあるのは「登録」と、同法第七十七条第一項中「破産手続開始の決定及び設立の許可の取消し」とあるのは「破産手続開始の決定」と、これらの非訟事件手続法の規定中「主務官庁」とあるのは「人事委員会又は公平委員会」と、同法第一百二十条中「許可書」とあるのは「法人ト為ル旨ノ申出ノ受理証明書」と読み替えるものとする。</p>

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）

改正案	現行
<p>(指定の基準)</p> <p>第四条の二 (略)</p> <p>2 総務大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>い。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二・三 (略)</p> <p>(法人の代表)</p> <p>第十三条の十三 1・2 (略)</p> <p>3 行政書士法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>(裁判所による監督)</p> <p>第十三条の十九の二 行政書士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。</p> <p>2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。</p>	<p>(指定の基準)</p> <p>第四条の二 (同上)</p> <p>2 総務大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>い。</p> <p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二・三 (同上)</p> <p>(法人の代表)</p> <p>第十三条の十三 1・2 (同上)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

3 行政書士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、行政書士法人を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(解散及び清算の監督に関する事件の管轄)

第十三条の十九の三 行政書士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(検査役の選任)

第十三条の十九の四 裁判所は、行政書士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、行政書士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該行政書士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第十三条の二十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十

(新設)

(新設)

(民法及び会社法の準用等)

第十三条の二十一 民法第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四条が

八年法律第 号) 第四条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は行政書士法人について、同法第五百八十条第一項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第五百九十九条第四項及び第五項、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は行政書士法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は行政書士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は行政書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(行政書士法第一条の二第一項に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。)」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項(第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「行政書士法第十三条の十六第一項」と読み替えるものとする。

2 会社法第六百四十四条(第三号を除く。)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項(同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。)、第六

百六十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は行政書士法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十条第一項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第五百九十九条第四項及び第五項、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は行政書士法人の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は行政書士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は行政書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(行政書士法第一条の二第一項に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。)」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項(第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「行政書士法第十三条の十六第一項」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条(第三号を除く。)、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百

百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十二条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、行政書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四号第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一号第四号又は第七号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「行政書士法第十三条の二十の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「行政書士法第十三条の二十一第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。

五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、行政書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは「日本行政書士会連合会」と、会社法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは「総務省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「行政書士法第十三条の十九第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「行政書士法第十三条の二十の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「行政書士法第十三条の二十一第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）の規定は行政書士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における行政書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

4 （略）

5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号リに係る部分に限る。）の規定は、行政書士法人の解散の訴えについて準用する。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）の規定は行政書士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における行政書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

4 （同上）

5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号リに係る部分に限る。）の規定は、行政書士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされ

<p>6 清算が終了したときは、清算人は、その旨を日本行政書士会連合会に届け出なければならない。</p> <p>(削る)</p> <p>7 (略)</p> <p>(行政書士会)</p> <p>第十五条 1～3 (略)</p> <p>4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、行政書士会に準用する。</p>	<p>ているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。</p> <p>6 行政書士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、行政書士法人を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p> <p>7 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p> <p>8 (同上)</p> <p>(行政書士会)</p> <p>第十五条 1～3 (同上)</p> <p>4 民法第四十四条及び第五十条の規定は、行政書士会に準用する。</p>
--	--

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第二十条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条及び第七十八条の規定は、基金について準用する。</p> <p>（指定の要件）</p> <p>第三十八条 総務大臣は、前条の規定による申請が次の要件を満たしているときでなければ、第二条第三項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 三 （略）</p> <p>四 申請者が、公益社団法人又は公益財団法人であること。</p> <p>五・六 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第二十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、基金について準用する。</p> <p>（指定の要件）</p> <p>第三十八条 総務大臣は、前条の規定による申請が次の要件を満たしているときでなければ、第二条第三項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 三 （同上）</p> <p>四 申請者が、民法第三十四条の規定により設立された法人であること。</p> <p>五・六 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、公庫について準用する。</p> <p>（一般担保）</p> <p>第二十四条（略）</p> <p>2 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、公庫について準用する。</p> <p>（一般担保）</p> <p>第二十四条（同上）</p> <p>2 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p>

改正案	現行
<p>（準用規定）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条及び第七十八条の規定は、市町村連合会について準用する。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第三十八条の九（略）</p> <p>2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、地方公務員共済組合連合会について準用する。</p> <p>（時効）</p> <p>第四百四十四条の二十三（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 地方職員共済組合のする団体及び団体組合員に係る掛金、負担金その他前章の規定による徴収金の督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。</p> <p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第一百五十四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第</p>	<p>（準用規定）</p> <p>第三十八条（同上）</p> <p>2 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、市町村連合会について準用する。</p> <p>（準用規定）</p> <p>第三十八条の九（同上）</p> <p>2 民法第四十四条及び第五十条の規定は、地方公務員共済組合連合会について準用する。</p> <p>（時効）</p> <p>第四百四十四条の二十三（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 地方職員共済組合のする団体及び団体組合員に係る掛金、負担金その他前章の規定による徴収金の督促は、民法第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。</p> <p>（民法の準用）</p> <p>第一百五十四条 民法第四十四条及び第五十条の規定は、共済会について準</p>

七十八条の規定は、共済会について準用する。

用する。

改正案	現行
<p>(指定の基準)</p> <p>第三十条の十二 総務大臣は、他に第三十条の十第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、同条第二項の規定による申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 一般財団法人であつて、地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を抛出しているものであること。</p> <p>四 (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(指定の基準)</p> <p>第三十条の十二 総務大臣は、他に第三十条の十第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、同条第二項の規定による申請が次の基準に適合していると認めるときでなければ、同条第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、地方公共団体が基本財産たる財産の全部又は一部を抛出しているものであること。</p> <p>四 (同上)</p> <p>2 (同上)</p>

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条及び第七十八条の規定は、基金について準用する。</p> <p>（損害賠償との調整等）</p> <p>第五十八条 地方公共団体（職員が地方独立行政法人に在職中に公務上の 災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該地方独立行政法 人。以下この項において同じ。）が国家賠償法（昭和二十二年法律第百 二十五号）、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律による 損害賠償の責めに任ずる場合において、基金がこの法律による補償を行 つたときは、同一の事由については、地方公共団体は、その価額の限度 においてその損害賠償の責めを免れる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の 規定は、基金について準用する。</p> <p>（損害賠償との調整等）</p> <p>第五十八条 地方公共団体（職員が地方独立行政法人に在職中に公務上の 災害又は通勤による災害を受けた場合にあつては、当該地方独立行政法 人。以下この項において同じ。）が国家賠償法（昭和二十二年法律第百 二十五号）、民法その他の法律による損害賠償の責めに任ずる場合にお いて、基金がこの法律による補償を行つたときは、同一の事由について は、地方公共団体は、その価額の限度においてその損害賠償の責めを免 れる。</p> <p>2 （同上）</p>

改正案	現行
<p>(役員及び職員) 第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 理事が数人ある場合において、定款に別段の定めがないときは、土地開発公社の事務は、理事の過半数で決する。</p> <p>5 理事は、土地開発公社のすべての事務について、土地開発公社を代表する。ただし、定款の規定に反することはできない。</p> <p>6 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>7 理事は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>8 監事の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 土地開発公社の財産の状況を監査すること。</p> <p>二 理事の業務の執行の状況を監査すること。</p> <p>三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、土地開発公社の業務を監督する主務大臣又は都道府県知事に報告をすること。</p> <p>9 10 (略)</p>	<p>(役員及び職員) 第十六条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>4 5 (同上)</p>

(清算中の土地開発公社の能力)

第二十二條の二 解散した土地開発公社は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(新設)

(清算人)

第二十二條の三 土地開発公社が解散したときは、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(新設)

(裁判所による清算人の選任)

第二十二條の四 前条の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(新設)

(清算人の解任)

第二十二條の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の届出)

第二十二條の六 清算人は、その氏名及び住所を土地開発公社の業務を監督する主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第二十二條の七 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第二十二條の八 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも

(新設)

三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第二十二條の九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、土地

(新設)

開発公社の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(裁判所による監督)

第二十二條の十 土地開発公社の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

(新設)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算終了の届出)

第二十二條の十一 清算が終了したときは、清算人は、その旨を土地開発公社の業務を監督する主務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

(新設)

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第二十二條の十二 土地開発公社の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(不服申立ての制限)

第二十二條の十三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第二十二條の十四 裁判所は、第二十二條の四の規定により清算人を選任

(新設)

した場合には、土地開発公社が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第二十二條の十五 清算人の解任についての裁判及び前條の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第二十二條の十六 裁判所は、土地開発公社の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三條の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第二十二條の十四中「清算人及び監事」とあるのは、「土地開発公社及び検査役」と読み替えるものとする。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の準用)

第二十三條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四條及び第七十八條の規定は、土地開発公社について準用する。

(新設)

(新設)

(民法等の準用)

第二十三條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條、第五十條、第五十二條第二項、第五十三條から第五十五條まで、第五十九條、第七十三條から第七十六條まで、第七十七條（届出に関する部分に限る。）、第七十八條から第八十條まで、第八十二條及び第八十三條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第一項及び第三十六條から第四十條までの規定は、土地開発公社について準用する。

<p>2 (略)</p> <p>第三十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした土地開発公社の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。</p> <p>一七 (略)</p> <p>八 第二十二條の八第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。</p> <p>九 第二十二條の八第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。</p>	<p>2 (同上)</p> <p>第三十三条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした土地開発公社の役員又は清算人は、三万円以下の過料に処する。</p> <p>一七 (同上)</p> <p>八 第二十三條第一項において準用する民法第七十九條第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。</p> <p>九 第二十三條第一項において準用する民法第七十九條第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。</p>
--	--

飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に必要な資金に充てるための寄附金つき郵便葉書等の発行の特例に関する法律（昭和四十七年法律第百七号）

改正案	現行
<p>（寄附金付郵便葉書等の発行の特例）</p> <p>第二条 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、飛鳥保存財団（昭和四十六年四月一日に財団法人飛鳥保存財団という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）が調達する飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する事業で政令で定めるものに必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、飛鳥保存財団を同項の団体とみなして同法の規定を適用する。</p>	<p>（寄附金つき郵便葉書等の発行の特例）</p> <p>第二条 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金つき郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、飛鳥保存財団（昭和四十六年四月一日に設立された財団法人飛鳥保存財団をいう。以下同じ。）が調達する飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する事業で政令で定めるものに必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、飛鳥保存財団を同項の団体とみなして同法の規定を適用する。</p>

	改正案	
	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 職員団体等に対する法人格の付与</p> <p>第一節 法人格の取得等（第三条 第十二条）</p> <p>第二節 機関（第十三条 第二十六条）</p> <p>第三節 解散及び清算（第二十七条 第四十四条）</p> <p>第三章 雑則</p> <p>第一節 登記（第四十五条 第五十八条）</p> <p>第二節 法人である認証職員団体等から法人である登録職員団体への移行（第五十九条）</p> <p>第四章 罰則（第六十条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「職員団体等」とは、国家公務員職員団体、地方公務員職員団体及び混合連合団体をいう。</p> <p>2 この法律において、「国家公務員職員団体」とは、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百八条の二第一項（裁判所職員臨時措置法</p>	<p>現行</p>
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、「職員団体等」とは、国家公務員職員団体、地方公務員職員団体及び混合連合団体をいう。</p> <p>2 この法律において、「国家公務員職員団体」とは、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第百八条の二第一項（裁判所職員臨時措置法</p>		<p>現行</p>

(昭和二十六年法律第二百九十九号)において準用する場合を含む。)に規定する職員団体をいう。

3 この法律において「地方公務員職員団体」とは、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第五十二条第一項に規定する職員団体をいう。

4 この法律において「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

一 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体の連合団体(国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体であるものを除く。)

二 国家公務員職員団体又は地方公務員職員団体及び国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)による国会職員の組合又は労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国国家公務員法第八八条の二第一項の職員(以下「非現業の一般職の国家公務員」という。)(の数、裁判所職員(裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。)(の数及び地方公務員法第五十二条第一項の職員(以下「非現業の一般職の地方公務員」という。)(の数の合計数が過半数を占めているもの

5 この法律において「法人である職員団体等」とは、次条第一項の規定による申出により法人となつた職員団体(以下「法人である登録職員団

律第二百九十九号)において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)(にいう職員団体(国家公務員法第八八条の三の規定により登録されているものを除く。)(をいう。

3 この法律において、「地方公務員職員団体」とは、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)にいう職員団体(同法第五十三条の規定により登録されているものを除く。)(をいう。

4 この法律において、「混合連合団体」とは、構成員の勤務条件の維持改善を図ることを目的とする団体で、次の各号の一に該当するものをいう。

一 国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体の連合団体(国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体であるものを除く。)

二 国家公務員法にいう職員団体又は地方公務員法にいう職員団体及び国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)による国会職員の組合又は労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)による労働組合の連合団体で、当該連合団体の構成員の総員中国国家公務員法第八八条の二第一項の職員(以下「非現業の一般職の国家公務員」という。)(の数、裁判所職員(裁判官及び裁判官の秘書官を除く。以下同じ。)(の数及び地方公務員法第五十二条第一項の職員(以下「非現業の一般職の地方公務員」という。)(の数の合計数が過半数を占めているもの

(新設)

「体」という。）及び同条第二項の規定により設立の登記をすることによつて法人となつた職員団体等（以下「法人である認証職員団体等」という。）をいう。

第二章 職員団体等に対する法人格の付与

第一節 法人格の取得等

（法人格の取得）

第三条 次の各号に掲げる職員団体は、法人となる旨を当該各号に定める機関（以下「登録機関」という。）に申し出ることにより法人となることができる。

一 国家公務員法第八八条の三の規定により登録された職員団体 人事院

二 裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第八八条の三の規定により登録された職員団体 最高裁判所

三 地方公務員法第五十三条の規定により登録された職員団体 当該登録を受けた地方公共団体の人事委員会又は公平委員会

2 職員団体等（前項各号に掲げる職員団体を除く。次条から第十条までにおいて同じ。）で、規約について認証機関の認証を受けたものは、その主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによつて法人となる。

（認証機関）

第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる職員団体等の区

（法人格の取得等）

第三条 規約について認証機関の認証を受けた職員団体等は、その主たる事務所の所在地において登記することによつて法人となる。

2 職員団体等に関して登記すべき事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（認証機関）

第九条 この法律における認証機関は、次の各号に掲げる職員団体等の区

分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

一〜四（略）

五 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、非現業の一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員職員団体を含むもの（次号の混合連合団体を除く。）人事院

六 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、裁判所職員の数非現業の一般職の国家公務員の数を超えるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に裁判所職員が組織する国家公務員職員団体を含むもの（これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員職員団体を含み、かつ、非現業の一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるものを除く。）最高裁判所

七（略）

（財産目録及び構成員名簿）

第十一条 法人である職員団体等は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

分に応じ、当該各号に掲げる機関とする。

一〜四（同上）

五 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、非現業の一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員法にいう職員団体を含むもの（次号の混合連合団体を除く。）人事院

六 非現業の一般職の国家公務員の数と裁判所職員の数合計数が非現業の一般職の地方公務員の数以上である混合連合団体で、裁判所職員の数非現業の一般職の国家公務員の数を超えるもの及び全国的な組織を有する混合連合団体で、これを直接又は間接に構成する団体に裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法にいう職員団体を含むもの（これを直接又は間接に構成する団体に国家公務員法にいう職員団体を含み、かつ、非現業の一般職の国家公務員の数が裁判所職員の数以上であるものを除く。）最高裁判所

七（同上）

（民法及び非訟事件手続法の準用）

第十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）及び非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）中民法第三十四条に規定する法人に関する規定（同法第三十五条、第三十八条第二項、第四十五条第一項及び第二項、第五十六条、第六十七条、第七十一条、第七十七条第三項、第八十四

2 法人である職員団体等は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があることに必要な変更を加えなければならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第 号)第四条及び第七十八条の規定は、法人である職員団体等について準用する。

第二節 機関

(理事)

第十三条 法人である職員団体等には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

2 理事が二人以上ある場合において、規約に別段の定めがないときは、法人である職員団体等の事務は、理事の過半数で決する。

(法人である職員団体等の代表)

条、第八十四条の二並びに第八十四条の三第一項第四号及び第二項並びに非訟事件手続法第二百二十二条ノ二を除く。)は、第三条第一項の法人について準用する。この場合において、これらの規定中「主務官庁」とあるのは「認証機関」と、「定款」とあるのは「規約」と読み替えるほか、民法第四十六条第一項第四号及び第六十八条第一項第四号中「設立の許可」とあるのは「規約の認証」と、同法第七十七条第一項中「破産手続開始の決定及び設立の許可の取消し」とあるのは「破産手続開始の決定」と、非訟事件手続法第二百十條中「許可書」とあるのは「認証ノ通知書」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

第十四条 理事は、法人である職員団体等のすべての事務について、法人である職員団体等を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

(新設)

(理事の代理権の制限)

第十五条 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(新設)

(理事の代理行為の委任)

第十六条 理事は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(新設)

(利益相反行為)

第十七条 法人である職員団体等と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(新設)

(監事)

第十八条 法人である職員団体等には、規約又は総会の決議で、一人又は二人以上の監事を置くことができる。

(新設)

(監事の職務)

第十九条 監事の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 法人である職員団体等の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(通常総会)

(新設)

第二十条 法人である職員団体等の理事は、少なくとも毎年一回、構成員の通常総会を開かなければならない。

(臨時総会)

(新設)

第二十一条 法人である職員団体等の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

2 総構成員の五分の一以上から会議の目的である事項を示して請求があったときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の五分の一の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

(新設)

第二十二条 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従ってしなければならない。

ならない。

(法人である職員団体等の事務の執行)

第二十三条 法人である職員団体等の事務は、規約で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行つ。

(新設)

(総会の決議事項)

第二十四条 総会においては、第二十二条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(新設)

(構成員の表決権)

第二十五条 各構成員の表決権は、平等とする。

(新設)

2 総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

3 前二項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第二十六条 法人である職員団体等と特定の構成員との関係について議決をする場合には、その構成員は、表決権を有しない。

(新設)

第三節 解散及び清算

(法人である職員団体等の解散事由)

第二十七条 法人である職員団体等は、次に掲げる事由によつて解散する。

(新設)

一 規約で定めた解散事由の発生

二 破産手続開始の決定

三 法人である登録職員団体にあつては、国家公務員法第百八条の三第六項（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員法第五十三条第六項の規定による登録の取消し

四 法人である認証職員団体にあつては、第八条第一項の規定による認証の取消し

五 総会の決議

六 構成員が欠けたこと。

(法人である職員団体等についての破産手続の開始)

(新設)

第二十八条 法人である職員団体等がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の法人である職員団体等の能力)

第二十九条 解散した法人である職員団体等は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(新設)

(清算人)

第三十条 法人である職員団体等が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(新設)

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(新設)

(清算人の解任)

第三十二条 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第三十三条 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十四条 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十五条 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人である職員団体等の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の法人である職員団体等についての破産手続の開始)

第三十六条 清算中に法人である職員団体等の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の法人である職員団体等が破産手続開始の決定を受

(新設)

(新設)

(新設)

けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の法人である職員団体等が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第三十七条 解散した法人である職員団体等の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事は、総会の決議を経て、当該法人である職員団体等の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(裁判所による監督)

第三十八条 法人である職員団体等の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(清算結了の届出)

(新設)

(新設)

第三十九条 清算が終了したときは、清算人は、その旨を登録認証機関（法人である登録職員団体にあつては登録機関、法人である認証職員団体等にあつては認証機関をいう。第五十条において同じ。）に届け出なければならぬ。

（新設）

（特別代理人の選任等に関する事件の管轄）

第四十条 次に掲げる事件は、法人である職員団体等の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

（新設）

- 一 特別代理人の選任に関する事件
- 二 法人である職員団体等の解散及び清算の監督に関する事件
- 三 清算人に関する事件

（不服申立ての制限）

第四十一条 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

（新設）

（裁判所の選任する清算人の報酬）

第四十二条 裁判所は、第三十一条の規定により清算人を選任した場合には、法人である職員団体等が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人（監事を置く法人である職員団体等にあつては、当該清算人及び監事）の陳述を聴かなければならない。

（新設）

(即時抗告)

第四十三条 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(新設)

(検査役の選任)

第四十四条 裁判所は、法人である職員団体等の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(新設)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十二条中「清算人(監事を置く法人である職員団体等にあつては、当該清算人及び監事)」とあるのは、「法人である職員団体等及び検査役」と読み替えるものとする。

第三章 雑則

第一節 登記

(法人である登録職員団体の設立の登記)

第四十五条 法人である登録職員団体は、その主たる事務所の所在地において、第三条第一項の規定による申出をした日から二週間以内に設立の登記をしなければならない。

(新設)

(登記の効力)

第四十六条 法人である登録職員団体の設立は、その主たる事務所の所在地において登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

(新設)

2 前項に規定するもののほか、法人である職員団体等に関して登記すべ

き事項は、登記をしなければ、第三者に対抗することができない。

（主たる事務所の所在地における設立の登記の登記事項及び変更の登記）

第四十七条 法人である職員団体等の主たる事務所の所在地における設立

の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 目的

二 名称

三 主たる事務所及び従たる事務所の所在場所

四 法人である登録職員団体にあつては、第三条第一項の規定による申出の年月日

五 法人である認証職員団体にあつては、第五条の規定による認証の年月日

六 法人である職員団体等の存続期間又は解散の事由についての規約の定めがあるときは、その定め

七 資産の総額

八 出資の方法を定めたときは、その方法

九 理事の氏名及び住所

2 法人である職員団体等において前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

（新設）

第四十八条 法人である職員団体等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては前条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならぬ。

(新設)

2 新所在地における登記においては、法人である職員団体等の成立の年月日並びに主たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならぬ。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第四十九条 法人である職員団体等の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を

(新設)

更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(清算人及び解散の登記及び届出)

第五十条 清算人は、破産手続開始の決定の場合を除き、解散後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をし、かつ、これらの事項を登録認証機関に届け出なければならない。

(新設)

2 清算中に就職した清算人は、就職後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所の登記をし、かつ、これらの事項を登録認証機関に届け出なければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第五十一条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が

主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く

。) には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地にお

いて、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 法人である職員団体等の設立に際して従たる事務所を設けた場合

主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から三週間以内

二 法人である職員団体等の成立後に従たる事務所を設けた場合 従た

る事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登

記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記

所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる

事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在地

三 従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるも

のに限る。)の所在地

3 従たる事務所の所在地において前二項の規定により前項各号に掲げる

事項を登記する場合には、法人である職員団体等の成立の年月日並びに

従たる事務所を設置した旨及びその年月日をも登記しなければならない

。

4 第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該

従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(新設)

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第五十二条 法人である職員団体等がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この項において同じ。)においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

2 従たる事務所の所在地において前項の規定により前条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には、法人である職員団体等の成立の年月日並びに従たる事務所を移転した旨及びその年月日をも登記しなければならない。

(職員団体等登記簿)

第五十三条 各登記所に、職員団体等登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第五十四条 法人である職員団体等の設立の登記は、法人である登録職員団体にあつては理事、法人である認証職員団体等にあつては法人を代表すべき者の申請によつてする。

(新設)

(新設)

(新設)

2 法人である職員団体等の設立の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

一 規約

二 法人である登録職員団体にあつては、理事の資格を証する書面及び
第三条第一項の規定による申出を証する書面

三 法人である認証職員団体等にあつては、法人を代表すべき者の資格を証する書面及び第五条の規定による通知を証する書面

(変更の登記の申請)

第五十五条 第四十七条第一項各号に掲げる事項又は第五十条の規定により登記すべき事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(解散の登記の申請)

第五十六条 法人である職員団体等の解散の登記の申請書には、解散の事由の発生を証する書面及び理事が清算人とならない場合にあつては清算人の資格を証する書面を添付しなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記の申請)

第五十七条 主たる事務所及び従たる事務所の所在地において登記すべき事項について従たる事務所の所在地においてする登記の申請書には、主たる事務所の所在地においてした登記を証する書面を添付しなければならない。この場合においては、他の書面の添付を要しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(商業登記法の準用)

第五十八条 商業登記法(昭和三十八年法律第二百二十五号)第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条(第十五号及び第十六号を除く。)、第二十六条、第二十七条、第四十九条から第五十二条まで、第九十九条第一項、第一百条第三項及び第三百二十二条から第四百八条までの規定は、法人である職員団体等の登記について準用する。この場合において、これらの規定(同法第二十七条中「本店」とある部分を除く。(中)「商号」とあるのは「名称」と、「本店」とあるのは「主たる事務所」と、「支店」とあるのは「従たる事務所」と、「定款」とあるのは「規約」と、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあるのは「事務所」と、同法第二十七条中「営業所(会社にあつては、本店。以下この条において同じ。)」の「とあり、及び「営業所の」とあるのは「主たる事務所の」と、同法第九十九条第一号中「会社法第六百四十七条第一項第一号に掲げる者」とあるのは「理事(次号又は第三号に掲げる者がある場合を除く。)」と、同項第二号中「会社法第六百四十七条第一項第二号に掲げる者」とあるのは「規約で定める者」と、同項第三号中「会社法第六百四十七条第一項第三号に掲げる者」とあるのは「総会において選任された者」と読み替えるものとする。

(新設)

第二節 法人である認証職員団体等から法人である登録職員団体

への移行

第五十九条 法人である認証職員団体等が国家公務員法第百八条の三（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員法第五十三条の規定により登録されたときは、その法人である認証職員団体等は、その登録の日において、法人である登録職員団体となる。

2 | 前項の規定に基づく法人である登録職員団体に関する第四十七条第一項第四号及び第五十四条第二項第二号の規定の適用については、これらの規定中「第三条第一項の規定による申出」とあるのは、「国家公務員法第百八条の三（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）又は地方公務員法第五十三条の規定による登録」とする。

3 | 第一項の規定に基づく法人である登録職員団体の設立の登記においては、当該法人である登録職員団体となつた法人である認証職員団体等の名称及び主たる事務所並びに法人である認証職員団体等が同項の規定により法人である登録職員団体となつた旨をも登記しなければならない。

4 | 第一項の規定に基づく法人である登録職員団体の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該法人となつた法人である認証職員団体

（国家公務員法等の規定により登録された職員団体等）

第十二条 第三条第一項の法人である職員団体等（以下この条において「この法律による法人」という。）が国家公務員法第百八条の三、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第百八条の三又は地方公務員法第五十三条の規定により登録されたときは、その法人は、その登録の日において、国家公務員法第百八条の四の法人、裁判所職員臨時措置法において準用する国家公務員法第百八条の四の法人又は地方公務員法第五十四条の法人（以下この条において「国家公務員法等による法人」という。）となる。

2 | 前項の規定に基づく国家公務員法等による法人については、国家公務員法第百八条の四（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）及び地方公務員法第五十四条中「民法第四十六条第一項第四号中「設立の許可」とあるのは「法人となる旨の申出」と、同法」とあるのは「民法第四十六条第一項第四号及び」と、「法人ト為ル旨ノ申出ノ受理証明書」とあるのは「職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第三条第一項ノ法人タル職員団体等ガ登録セラレタル旨ノ証明書」とする。

3 | 第一項の規定に基づく国家公務員法等による法人の設立の登記においては、当該法人となつたこの法律による法人の名称及び主たる事務所並びにこの法律による法人が同項の規定により国家公務員法等による法人となつた旨をも登記しなければならない。

4 | 第一項の規定に基づく国家公務員法等による法人の設立の登記がされたときは、登記官は、職権で、当該法人となつたこの法律による法人の

等の登記記録にその事由を記録して、その登記記録を閉鎖しなければならない。

登記記録にその事由を記録して、その登記記録を閉鎖しなければならない。

第四章 罰則

第六十条 法人である職員団体等の理事、監事又は清算人は、次の各号の

いずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

(新設)

一 この法律の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 第十一条の規定に違反し、又は財産目録若しくは構成員名簿に不正の記載をしたとき。

三 第二十八条第二項又は第三十六条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

四 第三十四条第一項又は第三十六条第一項の公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

五 第三十八条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

六 官庁又は総会に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき。

改正案

現行

（指定試験機関の指定の基準）

指定試験機関の指定の基準）

第七十五条 総務大臣は、前条第二項の申請に係る区分の試験事務につき他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

第七十五条 総務大臣は、前条第二項の申請に係る区分の試験事務につき他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 一三（略）

一 一三（略）

2 総務大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

2 総務大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 一四（略）

二 一四（略）

（基礎的電気通信役務支援機関の指定）

（基礎的電気通信役務支援機関の指定）

第一百六条 総務大臣は、基礎的電気通信役務の提供の確保に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）として指定することができる。

第一百六条 総務大臣は、基礎的電気通信役務の提供の確保に寄与することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務（以下「支援業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、基礎的電気通信役務支援機関（以下「支援機関」という。）として指定することができる。

一
三
(略)

一
三
(略)

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第三章 法人の管理（第九条 第九条の六）</p> <p>第四章・第五章（略）</p> <p>第六章 雑則（第十四条 第十五条の三）</p> <p>第七章（略）</p> <p>附則</p> <p>（設立の登記）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 前項の規定による登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。</p> <p>一 五（略）</p> <p>3 第一項の規定による登記の申請書には、第五条第一項の規定による中央選挙管理会の確認を受けたことを証する書面を添付しなければならない。</p> <p>（変更の登記）</p> <p>第七条の二 第四条第一項の規定による法人である政党（当該政党が第</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（同上）</p> <p>第三章 法人の管理（第九条）</p> <p>第四章・第五章（同上）</p> <p>第六章 雑則（第十四条・第十五条）</p> <p>第七章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（設立の登記等）</p> <p>第七条（同上）</p> <p>2 前項の登記には、次に掲げる事項を登記しなければならない。</p> <p>一 五（同上）</p> <p>3 前項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。</p> <p>（新設）</p>

三条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった場合における当該政治団体（第十二条第一項の規定により法人でなくなったものを除く。）を含む。以下「法人である政党等」という。）において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前項の規定による登記の申請書には、前条第二項各号に掲げる事項の変更があつたことを証する代表権を有する者の記名押印した書面（代表権を有する者の変更があつた場合には、他に代表権を有する者があるときは当該変更があつたことを証するその者の記名押印した書面とし、他に当該書面を作成することができる代表権を有する者がないときは当該変更があつたことを証する代表権を有していた者及び代表権を有するに至つた者の記名押印した書面とする。）を添付しなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記）

第七条の三 法人である政党等がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 前項の規定による登記の申請書には、主たる事務所の移転があつたことを証する代表権を有する者の記名押印した書面を添付しなければならない。

（新設）

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律

第七号)第四条及び第七十八条の規定は、法人である政党等について準用する。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第八条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十三条、第四十四条第

一項、第四十八条第一項及び第三項並びに第五十条の規定は第四条第一項の規定による法人である政党又は政治団体(以下「法人である政党等」という。)について、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第百七十七条第一項、第百十九条から第百二十一条まで及び第百二十四条の規定は前条第一項及び第三項の規定による登記並びに法人である政党等の主たる事務所の移転の登記について、それぞれ準用する。この場合において、民法第四十三条中「定款又は寄附行為」とあるのは「綱領等」と、同法第四十四条第一項中「理事」とあるのは「代表権を有する者」と、同法第四十八条第一項中「第四十六条第一項各号」とあるのは「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七條第二項各号」と、非訟事件手続法第百二十条中「定款、理事ノ資格ヲ証スル書面及ビ主務官庁(其権限ノ委任ヲ受ケタル国ニ所属スル行政庁及ビ其権限ニ属スル事務ヲ処理スル都道府県ノ執行機關ヲ含ム次条ニ於テ之ニ同ジ)ノ許可書又ハ其認証アル謄本」とあるのは「中央選挙管理会ノ確認ヲ受ケタルコトヲ証スル書面」と、同法第百二十一条中「登記事項ノ変更ヲ証スル書面」とあるのは「登記事項ノ変更アリタルコトヲ証スル代表権ヲ有スル者ノ記名押印シタル書面(代表権ヲ有スル者)ノ変更ノ場合ニ於テハ当該変更アリタルコトヲ証スル他ノ代表権ヲ有スル者ノ記名押印シタル書面(他ニ当該書面ヲ作成シ得ベキ代表権ヲ有スル者)ナキトキハ当該変更アリタルコトヲ証スル代表権ヲ有シタル者及ビ代

(代表権を有する者)

第九条 法人である政党等には、一人又は数人の代表権を有する者を置かなければならない。

(法人である政党等の代表)

第九条の二 代表権を有する者は、法人である政党等のすべての事務に

表権ヲ有スルニ至リタル者ノ記名押印シタル書面()」と、同法第二百一十四条中「同法第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十二条及び第六十三条」とあるのは、「同法第五十五条第一項及び第五十六条乃至第五十九条」と読み替えるものとする。

第九条 民法第五十二条第一項、第五十三条、第五十四条、第五十七条、第五十八条及び第五十九条第一号の規定は、法人である政党等について準用する。この場合において、同法第五十二条第一項中「理事」とあるのは「代表権を有する者」と、同法第五十三条中「理事」とあるのは「代表権を有する者」と、「定款の規定又は寄附行為の趣旨に反すること」は「党則等(党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を定めた文書をいう。以下同じ。)の規定に違反してはならない」と、同法第五十四条中「理事の代理権」とあるのは「代表権を有する者の代表権」と、同法第五十七条中「理事」とあるのは「代表権を有する者」と、「代理権」とあるのは「代表権」と、「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「党則等の定めるところにより」と、同法第五十八条中「定款、寄附行為又は総会の決議」とあるのは「党則等」と読み替えるものとする。

(新設)

ついて、法人である政党等を代表する。ただし、党則等の規定に違反してはならない。

(代表権を有する者の代表権の制限)

第九条の三 代表権を有する者の代表権に加えた制限は、善意の第三者に對抗することができない。

(新設)

(利益相反行為)

第九条の四 法人である政党等と代表権を有する者との利益が相反する事項については、代表権を有する者は、代表権を有しない。この場合においては、党則等の定めるところにより、特別代理人を選任しなければならぬ。

(新設)

(監事)

第九条の五 法人である政党等には、党則等で、一人又は数人の監事を置くことができる。

(新設)

(監事の職務)

第九条の六 監事は、法人である政党等の財産の状況を監査する。

(新設)

(解散)

第十条 1～3 (略)

(解散等)

第十条 1～3 (同上)

4 前項の規定による登記の申請書には、解散の事由の発生を証する代

4 第四条第一項の規定による法人である政党が第三条第一項各号のい

表権を有する者の記名押印した書面を添付しなければならない。

(削る)

(削る)

(清算中の法人である政党等の能力)

第十条の二 解散した法人である政党等は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第十条の三 法人である政党等が解散したときは、代表権を有する者がその清算人となる。ただし、党則等に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第十条の四 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人

れにも該当しない政治団体となった場合において、当該政治団体が同項各号のいずれにも該当することなくその日の翌日から起算して四年を経過したときは、当該政治団体は、法人でなくなるものとする。この場合において、当該団体は、政治団体として、なお存続するものとする。

5 第三項の規定は、前項の規定により法人である政治団体が法人でなくなった場合について準用する。この場合において、第三項中「解散の登記」とあるのは「法人でなくなった旨の登記」と、「解散の旨」とあるのは「法人でなくなった旨」と読み替えるものとする。

6 前項の規定による登記の申請書には、当該政治団体が法人でなくなった旨を証する当該政治団体の代表権を有する者の記名押印した書面を添付しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第十条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第十条の六 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

- 一 現務の終了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第十条の七 清算人は、その就職の日の翌日から起算して二月以内に、

(新設)

少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、

知れている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならぬ。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第十条の八 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人である政党等の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていぬ財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の法人である政党等についての破産手続の開始)

第十条の九 清算中に法人である政党等の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の法人である政党等が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の法人である政党等が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

(新設)

(新設)

第十条の十 解散した法人である政党等の財産は、党則等で指定した者に帰属する。

(新設)

2 党則等で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表権を有する者は、その法人である政党等の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(清算人に関する事件の管轄)

第十条の十一 清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(不服申立ての制限)

第十条の十二 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第十条の十三 裁判所は、第十条の四の規定により清算人を選任した場合には、法人である政党等が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(監事を置く法人である政党等にあつては、当該清算人及び監事)の陳述を聴かなければならない。

(新設)

(即時抗告)

第十条の十四 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(清算結了の登記)

第十一条 (略)
(削る)

(政党でなくなった政治団体として存続する場合の措置)

第十二条 第四条第一項の規定による法人である政党が第三条第一項各号のいずれにも該当しない政治団体となった場合において、当該政治団体が同項各号のいずれにも該当することなくその日の翌日から起算して四年を経過したときは、当該政治団体は、法人でなくなるものとする。この場合において、当該団体は、政治団体として、なお存続するものとする。

2 前項の規定により法人である政治団体が法人でなくなったときは、その日の翌日から起算して二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、法人でなくなった旨の登記をしなければならない。この場合において、法人でなくなった旨、その事由及びその年月日を登記

(新設)

(清算結了の登記等)

第十一条 (同上)

2 前項の規定は、前条第四項の規定により法人でなくなった政治団体に係る次条第二項において準用する民法第七十二条第一項の規定による財産の帰属に係る財産の整理が結了した場合について準用する。この場合において、前項中「清算結了の登記」とあるのは、「整理結了の登記」と読み替えるものとする。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第十二条 民法第七十二条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条から第四十条まで、第百十七条第一項、第百十九条、第百二十二条及び第百二十四条の規定は、法人である政党等が解散した場合について準用する。この場合において、民法第七十二条第一項中「定款又は寄附行為」とあるのは「党則等(党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を定めた文書をいう。以下同じ。)()」と、同条第二項中「定款又は寄附行為」とあるのは「党則等」と、「理事は、主務官庁の許可を得て」とあるのは「代表権を有する者は」と、「処分することができる。」

ただし、社団法人にあつては、総会の決議を経なければならない」とあ

しなければならない。

3 前項の規定による登記の申請書には、当該政治団体が法人でなくなつた旨を証する当該政治団体の代表権を有する者の記名押印した書面を添付しなければならない。

4 第十条の二から第十条の六まで、第十条の七（第二項を除く。）、第十条の九、第十条の十第一項及び第十条の十一から前条までの規定は、第一項の規定により法人である政治団体が法人でなくなつた場合について準用する。この場合において、第十条の二中「清算の目的」とあるのは「第十二条第四項において準用する第十条の十第一項の規定による当該法人の財産の帰属に係る財産の整理（以下「財産の整理」という。）の目的」と、「清算の結了」とあるのは「財産の整理の結了」と、第十条の三から第十条の六まで、第十条の七第一項及び第三項、第十条の九第一項及び第二項並びに第十条の十一から第十条の十四までの規定中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、第十条の六第一項第二号中「債務」とあるのは「第十二条第四項において準用する次条第一項の申出をした者に対する債務」と、第十条の七第一項中「一定の期間内」とあるのは「第十二条第四項において準用する第十条の十第一項の規定による財産の帰属について異議がなければ一定の期間内」と、第十条の九第一項中「清算中」とあるのは「第十二条第四項において準用する第十条の七第一項の一定の期間後」と、第十条の十第一項中「財産は、党則等で指定した者」とあるのは「一切の財産は、当該法人である政治団体が法人でなくなるに至つた場合においてなお存続することとなる政治団体」と、前条中「清算が結

るのは「処分することができる」と、同法第七十四条中「破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事」とあるのは「代表権を有する者」と、「定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は總會において理事以外の者を選任したとき」とあるのは「党則等に別段の定めがあるとき」と、非訟事件手続法第二百二十二条中「解散ノ事由ヲ証スル書面及び理事が清算人タラザル場合ニ於テハ清算人ノ資格ヲ証スル書面」とあるのは「解散ノ事由ガ生ジタルコトヲ証スル代表権ヲ有スル者ノ記名押印シタル書面」と、同法第二百二十四条中「同法第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十二条及び第六十三条」とあるのは「同法第五十五条第一項及び第五十六条乃至第五十九条」と読み替えるものとする。

2 民法第七十二条第一項、第七十三条から第七十六条まで、第七十八条、第七十九条第一項及び第三項、第八十一条並びに第八十二条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項、第三十六条から第四十条まで、第七十七条第一項、第九十九条及び第二百二十四条の規定は、第十条第四項の規定により法人である政治団体が法人でなくなつた場合について準用する。この場合において、民法第七十二条第一項中「財産は、定款又は寄附行為で指定した者」とあるのは「一切の財産は、当該法人である政治団体が法人でなくなるに至つた場合においてなお存続することとなる政治団体」と、同法第七十三条中「清算の目的」とあるのは「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（以下「法人格付与法」という。）第十二条第二項において準用する前条第一項の規定による当該法人の財産の帰属に係る財産の整理（以下「財産の整理」と

了した」とあるのは「財産の整理が終了した」と、「清算終了の登記」とあるのは「整理終了の登記」と読み替えるものとする。

いう。()の目的」と、「清算の終了」とあるのは「財産の整理の終了」と、同法第七十四条中「破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事」とあるのは「代表権を有する者」と、「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、「定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したとき」とあるのは「党則等(党則、規約その他の当該政党の組織、管理運営等に関する事項を定めた文書をいう。)に別段の定めがあるとき」と、同法第七十五条及び第七十六条中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同法第七十八条第一項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同項第二号中「債務」とあるのは「法人格付与法第十二条第二項において準用する次条第一項の申出をした者に対する債務」と、同条第二項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同法第七十九条第一項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、「一定の期間内」とあるのは「法人格付与法第十二条第二項において準用する第七十二条第一項の規定による財産の帰属について異議があれば一定の期間内」と、同条第三項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同法第八十一条第一項中「清算中」とあるのは「法人格付与法第十二条第二項において準用する第七十九条の期間後」と、「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同条第二項中「清算人」とあるのは「財産の整理を行う者」と、同法第八十二条第一項中「清算」とあるのは「財産の整理」と、非訟事件手続法第三十五条第二項中「清算」とあるのは「政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第十二条第二項ニ於テ準用スル民法第七十二条第一項ノ規定ニ依ル財産ノ

帰属二係ル財産ノ整理（以下財産ノ整理ト称ス）」と、同法第三十六条から第三十九条までの規定中「清算人」とあるのは「財産ノ整理ヲ行フ者」と、同法第四十条第一項中「清算」とあるのは「財産ノ整理」と、同法第二百二十四条中「同法第五十五条第一項、第五十六条乃至第五十九条、第六十二条及び第六十三条」とあるのは「同法第五十五条第一項及び第五十六条乃至第五十九条」と読み替えるものとする。

第十三条 法人である政党等は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）第七条の二に規定する法人である政党等（以下「法人である政党等」という。）を除く。）」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（法人である政党等を除く。）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（法人である政党等を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（法人である政党等を除く。）」とする。

2・3 （略）

（登記簿）

第十五条の二 各登記所に、政党等登記簿を備える。

第十三条 法人である政党等は、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法第二条第六号に規定する公益法人等とみなす。この場合において、同法第三十七条の規定を適用する場合には同条第四項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）第八条に規定する法人である政党又は政治団体（以下「法人である政党等」という。）を除く。）」と、同条第五項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（法人である政党等を除く。）」と、同法第六十六条の規定を適用する場合には同条第一項及び第二項中「普通法人」とあるのは「普通法人（法人である政党等を含む。）」と、同条第三項中「公益法人等」とあるのは「公益法人等（法人である政党等を除く。）」とする。

2・3 （同上）

（新設）

(商業登記法の準用)

第十五条の三 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第一条の三、第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条(第三項を除く。)、第十八条、第十九条の二、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十三条の二まで、第二十四条(第十三号、第十五号及び第十六号を除く。)、第二十六条、第四十七条第一項、第五十一条から第五十三条まで、第百三十二条から第百三十七条まで並びに第百三十九条から第百四十八条までの規定は、法人である政党等に関する登記について準用する。この場合において、同法第一条の三及び第二十四条第一号中「営業所」とあり、並びに同法第十七条第二項第一号、第五十一条第一項及び第五十三条中「本店」とあるのは、「主たる事務所」と、同法第十七条第二項第一号、第二十一条第一項及び第二十四条第十四号中「商号」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、政党その他の団体の代表権を有する者又は清算人(第十二条第四項において準用する第十条の二に規定する財産の整理を行う者を含む。)は、五十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第七条、第七条の二、第七条の三、第十条第三項、第十一条(第十二条第四項において準用する場合を含む。)(又は第十二条第二項

(新設)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、政党その他の団体の代表権を有する者又は清算人(第十二条第二項において準用する民法第七十三条に規定する財産の整理を行う者を含む。)は、五十万円以下の過料に処する。

一・二 (同上)

三 第七条、第十条第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)(、第十一条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)(又

の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十条の七第一項又は第十条の九第一項（これらの規定を第十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

五 第十条の九第一項（第十二条第四項において準用する場合を含む。）の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。

2
(略)

は第八条において準用する民法第四十八条の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

四 第十二条第一項又は第二項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

五 第十二条第一項又は第二項において準用する民法第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。

2
(同上)

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（所掌事務） 第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 八十六（略） 八十七 公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。 八十八 八十九（略）</p>	<p>（所掌事務） 第四条 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 八十六（同上） 八十七 公益法人及び公益信託の監督に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。 八十八 八十九（同上）</p>

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三三号）

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条及び第七十八条の規定は、独立行政法人について準用する。</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第十一条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、独立行政法人について準用する。</p>

改正案

公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等の業務に専ら従事させるために職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。第七條を除き、以下同じ。）を派遣する制度等を整備することにより、公益的法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（職員の派遣）

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるもの（以下この項及び第三項において「公益的法人等」という。）との間の取決めに基づき、

現行

公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律

（目的）

第一条 この法律は、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益法人等の業務に専ら従事させるために職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第四条第一項に規定する職員をいう。第七條を除き、以下同じ。）を派遣する制度等を整備することにより、公益法人等の業務の円滑な実施の確保等を通じて、地域の振興、住民の生活の向上等に関する地方公共団体の諸施策の推進を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（職員の派遣）

第二条 任命権者（地方公務員法第六条第一項に規定する任命権者及びその委任を受けた者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる団体（以下この項及び第三項において「公益法人等」という。）のうち、その業務の全部又は一部が当該地方公共団体の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、当該地方公共団体がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要であるものとして条例で定めるものとの間の取決めに基づき、当

当該公益的法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一 一般社団法人又は一般財団法人

二 四（略）

2（略）

3 第一項の取決めにおいては、当該職員派遣に係る職員の職員派遣を受ける公益的法人等（以下「派遣先団体」という。）における報酬その他の勤務条件及び当該派遣先団体において従事すべき業務、当該職員の職員派遣の期間、当該職員の職務への復帰に関する事項その他職員派遣に当たって合意しておくべきものとして条例で定める事項を定めるものとする。

4（略）

（派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例）

第七条（略）

2（略）

3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第四章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第四十三条第二項中「通勤を」とあるのは「通勤（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定の適用を受ける者にあつては、同法第七条第二項に規定する通勤）を」と、同法第五十五条の二中「補

該公益法人等の業務にその役職員として専ら従事させるため、条例で定めるところにより、職員（条例で定める職員を除く。）を派遣することができる。

一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人

二 四（同上）

2（同上）

3 第一項の取決めにおいては、当該職員派遣に係る職員の職員派遣を受ける公益法人等（以下「派遣先団体」という。）における報酬その他の勤務条件及び当該派遣先団体において従事すべき業務、当該職員の職員派遣の期間、当該職員の職務への復帰に関する事項その他職員派遣に当たって合意しておくべきものとして条例で定める事項を定めるものとする。

4（同上）

（派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の特例）

第七条（同上）

2（同上）

3 派遣職員に関する地方公務員等共済組合法の規定の適用については、同法第四章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第四十三条第二項中「通勤を」とあるのは「通勤（労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）の規定の適用を受ける者にあつては、同法第七条第二項に規定する通勤）を」と、同法第五十五条の二中「補

償でこれらの給付に相当する通勤（同法第二条第二項の通勤」とあるのは「補償（労働者災害補償保険法の規定の適用を受ける者にあつては、同法の規定による補償）でこれらの給付に相当する通勤（地方公務員災害補償法第二条第二項の通勤（労働者災害補償保険法の規定の適用を受ける者にあつては、同法第七条第二項の通勤）」と、同法第八十七条第二項中「通勤を」とあるのは「通勤（労働者災害補償保険法の規定の適用を受ける者にあつては、同法第七条第二項に規定する通勤）」を」と、同法第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第一百三十二条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは「、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）の負担金及び地方公共団体」と、同項第一号から第四号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「派遣先団体の負担金」と、同法第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先団体」と、「第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第百十三条第二項」と、同法附則第四十条の四第二項中「次の各号（第五号を除く。）」と「と」とあるのは「次の各号（第五号を除く。）」と、「、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）の負担金並びに地方公共団体（市町村立学校職員給与

償でこれらの給付に相当する通勤（同法第二条第二項の通勤」とあるのは「補償（労働者災害補償保険法の規定の適用を受ける者にあつては、同法の規定による補償）でこれらの給付に相当する通勤（地方公務員災害補償法第二条第二項の通勤（労働者災害補償保険法の規定の適用を受ける者にあつては、同法第七条第二項の通勤）」と、同法第八十七条第二項中「通勤を」とあるのは「通勤（労働者災害補償保険法の規定の適用を受ける者にあつては、同法第七条第二項に規定する通勤）」を」と、同法第六章中「給料」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定給料」と、「期末手当等」とあるのは「組合の運営規則で定める仮定期末手当等」と、同法第一百三十二条第二項各号列記以外の部分中「及び地方公共団体」とあるのは「、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）の負担金及び地方公共団体」と、同項第一号から第四号までの規定中「地方公共団体の負担金」とあるのは「派遣先団体の負担金」と、同法第百十六条第一項中「地方公共団体の機関、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあり、及び「地方公共団体、特定地方独立行政法人又は職員団体」とあるのは「派遣先団体」と、「第百十三条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第百十三条第二項」と、同法附則第四十条の四第二項中「次の各号（第五号を除く。）」と「と」とあるのは「次の各号（第五号を除く。）」と、「、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）の負担金並びに地方公共団体（市町村立学校職員給与と負担

負担法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）」とあるのは「及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）」と、「第百十六条第一項中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第四十条の四第一項」と、第四百十条第一項」とあるのは「第四百十条第一項」とする。

（退職派遣者の採用時における処遇等）

第十二条（略）

2 第十条第一項の規定により採用された職員（同項の規定によりかつて採用されたことのある職員を含む。）に対する地方公務員法第二十九条の規定の適用については、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「使用される者」とあるのは「使用される者又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者」と、「在職した後、引き続き当該退職を前提として」とあるのは「在職した後、引き続き当該退職を前提として又は同条第一項の規定に基づいて」とする。

法第一条又は第二条の規定により都道府県がその給与を負担する者にあつては、都道府県。以下この条において同じ。）」とあるのは「及び公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第三項に規定する派遣先団体（以下「派遣先団体」という。）」と、「第百十六条第一項中「含む。」とあるのは「含む。」及び附則第四十条の四第一項」と、第四百十条第一項」とあるのは「第四百十条第一項」とする。

（退職派遣者の採用時における処遇等）

第十二条（同上）

2 第十条第一項の規定により採用された職員（同項の規定によりかつて採用されたことのある職員を含む。）に対する地方公務員法第二十九条の規定の適用については、同条第二項中「又は」とあるのは「若しくは」と、「使用される者」とあるのは「使用される者又は公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第十条第二項に規定する退職派遣者」と、「在職した後、引き続き当該退職を前提として」とあるのは「在職した後、引き続き当該退職を前提として又は同条第一項の規定に基づいて」とする。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）

<p>改正案</p>	<p>（電気通信事業者の団体に対する指導及び助言） 第十二条 総務大臣は、一般社団法人であつて、その社員である電気通信事業者に対して情報の提供その他の特定電子メール等による電子メールの送受信上の支障の防止に資する業務を行うものに対し、その業務に必要な指導及び助言を行うように努めるものとする。</p>
<p>現行</p>	<p>（電気通信事業者の団体に対する指導及び助言） 第十二条 総務大臣は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、その会員である電気通信事業者に対して情報の提供その他の特定電子メール等による電子メールの送受信上の支障の防止に資する業務を行うものに対し、その業務に必要な指導及び助言を行うように努めるものとする。</p>

改正案

現行

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

（民法の準用）

第十条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第
号）第四条及び第七十八条の規定は、地方独立行政法人について
準用する。

第十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の
規定は、地方独立行政法人について準用する。

（解散）

（解散）

第九十二条（略）

第九十二条（同上）

（清算中の地方独立行政法人の能力）

第九十二条の二 解散した地方独立行政法人は、清算の目的の範囲内にお
いて、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

（新設）

（清算人）

第九十二条の三 地方独立行政法人が解散したときは、理事長、副理事長
及び理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは
、この限りでない。

（新設）

（裁判所による清算人の選任）

第九十二条の四 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算

（新設）

人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第九十二条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の届出)

第九十二条の六 清算人は、その氏名及び住所を地方独立行政法人の業務を監督する官庁に届け出なければならない。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第九十二条の七 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

- 一 現務の結了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第九十二条の八 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をす

(新設)

べき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第九十二条の九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、地方独立行政法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(裁判所による監督)

第九十二条の十 地方独立行政法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 地方独立行政法人の解散及び清算を監督する裁判所は、地方独立行政法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べる

(新設)

(新設)

ことができる。

(清算結了の届出)

第九十二条の十一 清算が結了したときは、清算人は、その旨を地方独立行政法人の業務を監督する官庁に届け出なければならない。

(新設)

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第九十二条の十二 地方独立行政法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(不服申立ての制限)

第九十二条の十三 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第九十二条の十四 裁判所は、第九十二条の四の規定により清算人を選任した場合には、地方独立行政法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(新設)

(即時抗告)

第九十二条の十五 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁

(新設)

判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第九十二条の十六 裁判所は、地方独立行政法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第九十二条の十四中「清算人及び監事」とあるのは、「地方独立行政法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(費用の負担)

第九十三条 設立団体は、地方独立行政法人が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該地方独立行政法人に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部を負担しなければならない。

(不動産登記法等の準用)

第九十四条 不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、地方独立行政法人を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。

(新設)

第九十三条 設立団体は、地方独立行政法人が解散する場合において、その財産をもって債務を完済することができないときは、当該地方独立行政法人に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部を負担しなければならない。

(民法等の準用)

第九十四条 民法第七十三条から第七十六条まで、第七十七条（届出に關する部分に限る。）、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十三条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、地方独立行政法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十四条中「理事」とあるのは、「理事長、副理事長及び理事」と読み替えるも

<p>第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一〇十二（略）</p> <p>十三 第九十二条の八第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。</p> <p>十四 第九十二条の八第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。</p>	<p>のとす。</p> <p>2 地方独立行政法人の解散及び清算を監督する裁判所は、地方独立行政法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p> <p>3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p> <p>4 不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、地方独立行政法人を地方公共団体とみなしてこれらの法令を準用する。</p> <p>第九十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした地方独立行政法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一〇十二（同上）</p> <p>十三 第九十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定に違反して、公告することを怠り、又は虚偽の公告をしたとき。</p> <p>十四 第九十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項に規定する期間内に債権者に弁済したとき。</p>
--	---

改正案	現行
<p>第一条 公証人八当事者其ノ他ノ關係人ノ囑託ニ因リ左ノ事務ヲ行フ権限ヲ有ス</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項及其ノ準用規定並一般社団法人及び一般財団法人に關する法律（平成十八年法律第<u>号</u>）第十三条及第百五十五条ノ規定ニ依リ定款ニ認証ヲ与フルコト</p> <p>四（略）</p> <p>第六十二条ノ二 会社法第三十条第一項及其ノ準用規定並一般社団法人及び一般財団法人に關する法律第十三条及第百五十五条ノ規定ニ依ル定款ノ認証ノ事務ハ法人ノ本店又ハ主タル事務所ノ所在地ヲ管轄スル法務局又ハ地方法務局ノ所屬公証人之ヲ取扱フ</p>	<p>第一条 公証人八当事者其ノ他ノ關係人ノ囑託ニ因リ左ノ事務ヲ行フ権限ヲ有ス</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 会社法（平成十七年法律第八十六号）第三十条第一項及其ノ準用規定ニ依リ定款ニ認証ヲ与フルコト</p> <p>四（同上）</p> <p>第六十二条ノ二 会社法第三十条第一項及其ノ準用規定ニ依ル定款ノ認証ノ事務ハ会社ノ本店ノ所在地ヲ管轄スル法務局又ハ地方法務局ノ所屬公証人之ヲ取扱フ</p>

改正案

現行

（法人の代表）

第三十条の十三 1、4 （略）

5 弁護士法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

（解散を命ずる裁判）

第三十条の二十五 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は弁護士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第一号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における弁護士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

（法人の代表）

第三十条の十三 1、4 （同上）

（新設）

（解散を命ずる裁判）

第三十条の二十五 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は弁護士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第一号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における弁護士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三

2 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号りに係る部分に限る。）の規定は、弁護士法人の解散の訴えについて準用する。

3 (略)

(裁判所による監督)

第三十条の二十六の二 弁護士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 弁護士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、日本弁護士連合会に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 日本弁護士連合会は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

2 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号りに係る部分に限る。）の規定は、弁護士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号下に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあっては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

3 (同上)

(新設)

(解散及び清算の監督に関する事件の管轄)

第三十条の二十六の三 弁護士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる法律事務所所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(検査役の選任)

第三十条の二十六の四 裁判所は、弁護士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、弁護士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該弁護士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第三十条の三十 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第 号)第四条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は弁護士法人について、同法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)並びに第六百十三条の規定は弁護士法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条ま

(新設)

(新設)

(民法及び会社法の準用等)

第三十条の三十 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は弁護士法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)並びに第六百十三条の規定は弁護士法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は

での規定は弁護士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の十九第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

2 会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十二条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、弁護士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「弁護士法第三十条の二十三第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「弁護士法第三十条の二十三第一項第五号から第七号まで」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「弁護士法第三十条の二十三第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十條第三項中「第九百三十九條第一項」とある

弁護士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第三十条の十九第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十二条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、弁護士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「弁護士法第三十条の二十三第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「弁護士法第三十条の二十三第一項第五号から第七号まで」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「弁護士法第三十

のは、「弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは、「弁護士法第三十条の十五」と読み替えるものとする。

3 (略)

(削る)

(削る)

4 (略)

(合併及び解散)

第四十三條 1～3 (略)

(削る)

4 (略)

5 (略)

(清算中の弁護士会の能力)

第四十三條の二 解散した弁護士会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

条の二十三第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは、「弁護士法第三十条の二十八第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「弁護士法第三十条の十五」と読み替えるものとする。

3 (同上)

4 弁護士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、日本弁護士連合会に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

5 日本弁護士連合会は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

6 (同上)

(合併及び解散)

第四十三條 1～3 (同上)

4 民法第七十三条から第七十六条まで、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第二十七条の規定は、弁護士会が解散した場合について準用する。

5 (同上)

6 (同上)

(新設)

(清算人)

第四十三条の三 弁護士会が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、会長がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるとき、又は総会において会長以外の者を選任したときは、この限りでない。

2 次に掲げる者は、清算人となることができない。

- 一 死刑又は無期若しくは六年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、復権を得ない者
- 二 六年未満の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(裁判所による清算人の選任)

第四十三条の四 前条第一項の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第四十三条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

(新設)

(新設)

(新設)

第四十三条の六 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。

(債権の申出の催告等)

第四十三条の七 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三

(新設)

回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第四十三条の八 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、弁護士

(新設)

会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(裁判所による監督)

第四十三条の九 弁護士会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

(新設)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第四十三条の十 弁護士会の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(不服申立ての制限)

第四十三条の十一 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十三条の十二 裁判所は、第四十三条の四の規定により清算人を選任した場合には、弁護士会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人の陳述を聴かなければならない。

(新設)

(即時抗告)

第四十三条の十三 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(新設)

(検査役の選任)

第四十三條の十四 裁判所は、弁護士会の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三條の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十三條の十二中「清算人の」とあるのは、「弁護士会及び検査役の」と読み替えるものとする。

(行政手続法の適用除外)

第四十三條の十五 (略)

(同じ区域内の弁護士会の特例)

第八十九條 1・2 (略)

3 前項の合併又は解散については、第四十三條第二項から第五項まで及び第四十三條の二から第四十三條の十四までの規定を準用する。

(新設)

(行政手続法の適用除外)

第四十三條の二 (同上)

(同じ区域内の弁護士会の特例)

第八十九條 1・2 (同上)

3 前項の合併又は解散については、第四十三條第二項から第六項までの規定を準用する。

改正案	現行
<p>（法人の代表）</p> <p>第三十七条 1～4（略）</p> <p>5 第一項の規定により司法書士法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>（裁判所による監督）</p> <p>第四十四条の二 司法書士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。</p> <p>2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。</p> <p>3 司法書士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、法務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p> <p>4 法務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p> <p>（解散及び清算の監督に関する事件の管轄）</p> <p>第四十四条の三 司法書士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p>	<p>（法人の代表）</p> <p>第三十七条 1～4（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(検査役の選任)

第四十四条の四 裁判所は、司法書士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、司法書士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該司法書士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第四十六条 (略)

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第号)第四条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は司法書士法人について、同法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)並びに第六百十三条の規定は司法書士法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は司法書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三

(新設)

(民法及び会社法の準用等)

第四十六条 (同上)

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は司法書士法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く。)並びに第六百十三条の規定は司法書士法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は司法書士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号

条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第四十二条第一項」と読み替えるものとする。

3 会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十二条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、司法書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「司法書士法第四十四条第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「司法書士法第四十四条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「司法書士法第四十四条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「司法書士法第四十五条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「

」とあるのは「名称」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「司法書士法（昭和二十五年法律第九十七号）第四十二条第一項」と読み替えるものとする。

3 民法第八十二条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十二条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、司法書士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「司法書士法第四十四条第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「司法書士法第四十四条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「司法書士法第四十四条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「司法書士法第四十五条の二第六項にお

司法書士法第三十八条」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）の規定は司法書士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における司法書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

5 (略)

6 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号りに係る部分に限る。

いて準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十二条第一項中「第五百八十条」とあるのは「司法書士法第三十八条」と読み替えるものとする。

4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）の規定は司法書士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における司法書士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

5 (同上)

6 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号りに係る部分に限る。

（ ）の規定は、司法書士法人の解散の訴えについて準用する。

（削る）

（削る）

7| （略）

（設立及び目的等）

第五十二条 1～3 （略）

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、司法書士会について準用する。

（設立及び組織）

第六十八条 その名称中に公共嘱託登記司法書士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である司法書士及び司法書士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

（ ）の規定は、司法書士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号）に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店（ ）とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

7| 司法書士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、法務大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

8| 法務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べるることができる。

9| （同上）

（設立及び目的等）

第五十二条 1～3 （同上）

4 民法第四十四条及び第五十条の規定は、司法書士会に準用する。

（設立及び組織）

第六十八条 司法書士及び司法書士法人は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という。）による不動産の権利に関する登記の嘱託又は申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記司法書士協会と称する民法第三十四条の規定による社団法人（以下「協会」という。）を設立することができる。

一 社員は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士又は司法書士法人でなければならないものとする。

二 前号に規定する司法書士又は司法書士法人が社員になるところは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとする。

三 理事の員数の過半数は、社員（社員である司法書士法人の社員を含む。）でなければならないものとする。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

（成立の届出）

第六十八条の二 前条第一項の一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長及びその管轄区域内に設立された司法書士会に届け出なければならない。

（業務）

第六十九条 協会は、第六十八条第一項に規定する目的を達成するため、官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 （略）

2 協会の社員は、同一の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する司法書士又は司法書士法人でなければならない。

3 協会の理事の定数の過半数は、当該協会の社員（当該協会の社員たる司法書士法人の社員を含む。）でなければならない。

4 協会は、第二項の司法書士又は司法書士法人が協会に加入しようとするときは、正当な理由がなければ、その加入を拒むことができない。

（新設）

第六十九条 協会は、前条第一項の目的を達成するため、官公署等の嘱託を受けて、不動産の権利に関する登記につき第三条第一項第一号から第五号までに掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 （同上）

(協会の業務の監督)

第六十九条の二 協会の業務は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長の監督に属する。

2 前項の法務局又は地方法務局長は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができ。

(司法書士及び司法書士法人に関する規定の準用)

第七十条 第二十一条の規定は協会の業務について、第四十八条、第四十九条及び第五十一条の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。

(新設)

(司法書士に関する規定の準用)

第七十条 第二十一条の規定は、協会に準用する。

改正案	現行
<p>（法人の代表）</p> <p>第三十五条の二 1～4 （略）</p> <p>5 第一項の規定により調査士法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていなくときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>（裁判所による監督）</p> <p>第三十九条の二 調査士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。</p> <p>2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。</p> <p>3 調査士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、法務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p> <p>4 法務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べるすることができる。</p> <p>（解散及び清算の監督に関する事件の管轄）</p> <p>第三十九条の三 調査士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p>	<p>（法人の代表）</p> <p>第三十五条の二 1～4 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(検査役の選任)

第三十九条の四 裁判所は、調査士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、調査士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、

裁判所は、当該調査士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第四十一条 (略)

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第

号)第四条並びに会社法第六百条、第六百十四條から第六百十九條まで、第六百二十一條及び第六百二十二條の規定は調査士法人について、同法第五百八十一條、第五百八十二條、第五百八十五條第一項及び第四項、第五百八十六條、第五百九十三條、第五百九十五條、第五百九十六條、第六百零一條、第六百零五條、第六百零六條、第六百零九條第一項及び第二項、第六百零一條(第一項ただし書を除く。)並びに第六百十三條の規定は調査士法人の社員について、同法第八百五十九條から第八百六十二條までの規定は調査士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三條中、「商号」とあるのは「名称」と、同法第八百五十九條第二号中、「第五百九

(新設)

(民法及び会社法の準用等)

第四十一条 (同上)

2 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十條並びに会社法第六百條、第六百十四條から第六百十九條まで、第六百二十一條及び第六百二十二條の規定は調査士法人について、民法第五十五條並びに会社法第五百八十一條、第五百八十二條、第五百八十五條第一項及び第四項、第五百八十六條、第五百九十三條、第五百九十五條、第五百九十六條、第六百零一條、第六百零五條、第六百零六條、第六百零九條第一項及び第二項、第六百零一條(第一項ただし書を除く。)並びに第六百十三條の規定は調査士法人の社員について、同法第八百五十九條から第八百六十二條までの規定は調査士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三條中、「商号」とあるのは「名称」と、同法第八百五十九條第二号中、「第五百九十四條第一項

四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）とあるのは「土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

3 会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十二条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、調査士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「土地家屋調査士法第四十条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十二条第一項中「第五百八十条」とあるのは「土地家屋調査士法第三十五条の三」と読み替えるも

（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）とあるのは「土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）第三十七条第一項」と読み替えるものとする。

3 民法第八十二条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定は、調査士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「土地家屋調査士法第三十九条第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「土地家屋調査士法第四十条の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六

のとする。

- 4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は調査士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における調査士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

5 (略)

- 6 会社法第八百三十三條第二項、第八百三十四條（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項（第一号りに係る部分に限る。）、の規定は、調査士法人の解散の訴えについて準用する。

百七十三條第一項中、「第五百八十條」とあるのは、「土地家屋調査士法第三十五條の三」と読み替えるものとする。

- 4 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号口に係る部分に限る。）、の規定は調査士法人の解散の命令について、同法第八百二十五条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第二号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における調査士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七條第一項中、「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十條第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

5 (同上)

- 6 会社法第八百三十三條第二項、第八百三十四條（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五條第一項、第八百三十七條、第八百三十八條、第八百四十六條及び第九百三十七條第一項（第一号りに係る部分に限る。）、の規定は、調査士法人の解散の訴えについて準用する。この場合におい

(削る)

(削る)

7 | (略)

(設立及び目的等)

第四十七条 1～3 (略)

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、調査士会について準用する。

(設立及び組織)

第六十三条 その名称中に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人は、社員である調査士及び調査士法人がその専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的とし、かつ、次に掲げる内容の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

て、同項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

7 | 調査士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、法務大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

8 | 法務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

9 | (同上)

(設立及び目的等)

第四十七条 1～3 (同上)

4 民法第四十四条及び第五十条の規定は、調査士会に準用する。

(設立及び組織)

第六十三条 調査士及び調査士法人は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者(以下「官公署等」という。)による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記土地家屋調査士協会と称する民法第三十四条の規定による社団法人(以下「協会」という。)を設立することができる。

2 | 協会の社員は、同一の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有

一 社員は、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を有する調査士又は調査士法人でなければならぬものとする。

二 前号に規定する調査士又は調査士法人が社員になるときは、正当な理由がなければ、これを拒むことができないものとする。

三 理事の員数の過半数は、社員（社員である調査士法人の社員を含む。）でなければならないものとする。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

（成立の届出）

第六十二条の二 前条第一項の一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、その主たる事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長及びその管轄区域内に設立された調査士会に届け出なければならぬ。

（業務）

第六十四条 協会は、第六十二条第一項に規定する目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）及びこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 （略）

する調査士又は調査士法人でなければならない。

3 協会の理事の定数の過半数は、当該協会の社員（当該協会の社員たる調査士法人の社員を含む。）でなければならない。

4 協会は、第二項の調査士又は調査士法人が協会に加入しようとするときは、正当な理由がなければ、その加入を拒むことができない。

（新設）

第六十四条 協会は、前条第一項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第三条第一項第一号から第三号までに掲げる事務（同項第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、同項第一号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）及びこれらの事務に関する同項第六号に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 （同上）

(協会の業務の監督)

第六十四条の二 協会の業務は、その主たる事務所所在地を管轄する法務局又は地方法務局長の監督に属する。

2 前項の法務局又は地方法務局長は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができるとする。

(調査士及び調査士法人に関する規定の準用)

第六十五条 第二十二條の規定は協会の業務について、第四十三條、第四十四條及び第四十六條の規定は協会に対する懲戒について、それぞれ準用する。

(新設)

(調査士に関する規定の準用)

第六十五条 第二十二條の規定は、協会に準用する。

建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）

	改正案		
<p>第四十八条の二 管理組合法人は、設立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならぬ。</p> <p>（財産目録及び区分所有者名簿）</p> <p>（新設）</p>	<p>11～14 （略）</p> <p>10 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第九号）第四条及び第七十八条の規定は管理組合法人に、破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条第二項の規定は存立中の管理組合法人に準用する。</p> <p>11～14 （同上）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 建物の区分所有</p> <p>第一節～第五節 （略）</p> <p>第六節 管理組合法人（第四十七条 第五十六条の七）</p> <p>第七節～第八節 （略）</p> <p>第二章・第三章 （略）</p> <p>附則</p> <p>（成立等）</p> <p>第四十七条 1～9 （同上）</p> <p>10 民法第四十三条、第四十四条、第五十条及び第五十一条の規定は管理組合法人に、破産法（平成十六年法律第七十五号）第十六条第二項の規定は存立中の管理組合法人に準用する。</p> <p>11～14 （同上）</p>	<p>現行</p>

らない。ただし、特に事業年度を設けるものは、設立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2| 管理組合法人は、区分所有者名簿を備え置き、区分所有者の変更があることに必要な変更を加えなければならない。

(理事)

第四十九条 (略)

2| 理事が数人ある場合において、規約に別段の定めがないときは、管理組
合法人の事務は、理事の過半数で決する。

3| (略)

4| (略)

5| (略)

6| (略)

7| 理事が欠けた場合又は規約で定めた理事の員数が欠けた場合には、任期
の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事(第四十九
条の四第一項の仮理事を含む。)が就任するまで、なおその職務を行う。

8| 第二十五条の規定は、理事に準用する。

(理事の代理権)

第四十九条の二 理事の代理権に加えた制限は、善意の第三者に対抗するこ

(理事)

第四十九条 (同上)

(新設)

2| (同上)

3| (同上)

4| (同上)

5| (同上)

6| 理事が欠けた場合又は規約で定めた理事の員数が欠けた場合には、任期
の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事(次項にお
いて準用する民法第五十六条の仮理事を含む。)が就任するまで、なおそ
の職務を行う。

7| 第二十五条、民法第五十二条第二項及び第五十四条から第五十六条まで
並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第一項の
規定は、理事に準用する。

(新設)

とができない。

(理事の代理行為の委任)

第四十九条の三 理事は、規約又は集会の決議によつて禁止されていないと
きに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第四十九条の四 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損
害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求
により、仮理事を選任しなければならない。

2 仮理事の選任に関する事件は、管理組合法人の主たる事務所の所在地を
管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(監事)

第五十条 1・2 (略)

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一 管理組合法人の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務の執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは規約に違反し、又
は著しく不当な事項があると認めるときは、集会に報告すること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、集会を招集すること。

4 第二十五条、第四十九条第六項及び第七項並びに前条の規定は、監事に
準用する。

(新設)

(新設)

(監事)

第五十条 1・2 (同上)

(新設)

3 第二十五条並びに前条第五項及び第六項、民法第五十六条及び第五十九
条並びに非訟事件手続法第三十五条第一項の規定は、監事に準用する。

(解散)

第五十五条 1・2 (略)

(削る)

(清算中の管理組合法人の能力)

第五十五条の二 解散した管理組合法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第五十五条の三 管理組合法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は集会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第五十五条の四 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

(解散)

第五十五条 1・2 (同上)

3 民法第七十三条から第七十六条まで及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、管理組合法人の解散及び清算に準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

第五十五条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは
検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第五十五条の六 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をする
ことができる。

(債権の申出の催告等)

(新設)

第五十五条の七 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回
の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき
旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を
下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除
斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れてい
る債権者を除外することができる。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければ
ならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第五十五条の八 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、管理組合法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(清算中の管理組合法人についての破産手続の開始)

第五十五条の九 清算中に管理組合法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

(新設)

2 清算人は、清算中の管理組合法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の管理組合法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所による監督)

第五十六条の二 管理組合法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

(新設)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十六条の三 管理組合法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する

事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第五十六条の四 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第五十六条の五 裁判所は、第五十五条の四の規定により清算人を選任した場合には、管理組合法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(新設)

(即時抗告)

第五十六条の六 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(新設)

(検査役の選任)

第五十六条の七 裁判所は、管理組合法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(新設)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十六条の五中「清算人及び監事」

とあるのは、「管理組合法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(建物の区分所有に関する規定の準用)

第六十六条 第七条、第八条、第十七条から第十九条まで、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項及び第三項から第五項まで、第三十一条第一項並びに第三十三条から第五十六条の七までの規定は、前条の場合について準用する。この場合において、これらの規定(第五十五条第一項第一号を除く。)中「区分所有者」とあるのは「第六十五条に規定する団地建物所有者」と、「管理組合法人」とあるのは「団地管理組合法人」と、第七条第一項中「共用部分、建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属施設」とあるのは「第六十五条に規定する場合における当該土地若しくは附属施設(以下「土地等」という。)」と、「区分所有権」とあるのは「土地等に関する権利、建物又は区分所有権」と、第十七条、第十八条第一項及び第四項並びに第十九条中「共用部分」とあり、第二十六条第一項中「共用部分並びに第二十一条に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設」とあり、並びに第二十九条第一項中「建物並びにその敷地及び附属施設」とあるのは「土地等並びに第六十八条の規定による規約により管理すべきものと定められた同条第一項第一号に掲げる土地及び附属施設並びに同項第二号に掲げる建物の共用部分」と、第十七条第二項、第三十五条第二項及び第三項、第四十条並びに第四十四条第一項中「専有部分」とあるのは「建物又は専有部分」と、第二十九条第一項、第三十八条、第五十三条第一項及び第五十六条中「第十四条に定める」とあるのは「土地等(これらに関する権利を含む。)(の持分の」と、

(建物の区分所有に関する規定の準用)

第六十六条 第七条、第八条、第十七条から第十九条まで、第二十五条、第二十六条、第二十八条、第二十九条、第三十条第一項及び第三項から第五項まで、第三十一条第一項並びに第三十三条から第五十六条までの規定は、前条の場合について準用する。この場合において、これらの規定(第五十五条第一項第一号を除く。)中「区分所有者」とあるのは「第六十五条に規定する団地建物所有者」と、「管理組合法人」とあるのは「団地管理組合法人」と、第七条第一項中「共用部分、建物の敷地若しくは共用部分以外の建物の附属施設」とあるのは「第六十五条に規定する場合における当該土地若しくは附属施設(以下「土地等」という。)」と、「区分所有権」とあるのは「土地等に関する権利、建物又は区分所有権」と、第十七条、第十八条第一項及び第四項並びに第十九条中「共用部分」とあり、第二十六条第一項中「共用部分並びに第二十一条に規定する場合における当該建物の敷地及び附属施設」とあり、並びに第二十九条第一項中「建物並びにその敷地及び附属施設」とあるのは「土地等並びに第六十八条の規定による規約により管理すべきものと定められた同条第一項第一号に掲げる土地及び附属施設並びに同項第二号に掲げる建物の共用部分」と、第十七条第二項、第三十五条第二項及び第三項、第四十条並びに第四十四条第一項中「専有部分」とあるのは「建物又は専有部分」と、第二十九条第一項、第三十八条、第五十三条第一項及び第五十六条中「第十四条に定める」とあるのは「土地等(これらに関する権利を含む。)(の持分の」と、第三

第三十条第一項及び第四十六条第二項中「建物又はその敷地若しくは附属施設」とあるのは「土地等又は第六十八条第一項各号に掲げる物」と、第三十条第三項中「専有部分若しくは共用部分又は建物の敷地若しくは附属施設（建物の敷地又は附属施設に関する権利を含む。）」とあるのは「建物若しくは専有部分若しくは土地等（土地等に関する権利を含む。）又は第六十八条の規定による規約により管理すべきものと定められた同条第一項第一号に掲げる土地若しくは附属施設（これらに関する権利を含む。）」若しくは同項第二号に掲げる建物の共用部分」と、第三十三条第三項、第三十五条第四項及び第四十四条第二項中「建物内」とあるのは「団地内」と、第三十五条第五項中「第六十一条第五項、第六十二条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条第七項」とあるのは「第六十九条第一項又は第七十条第一項」と、第四十六条第二項中「占有者」とあるのは「建物又は専有部分を占有する者で第六十五条に規定する団地建物所有者でないもの」と、第四十七条第一項中「第三条」とあるのは「第六十五条」と、第五十五条第一項第一号中「建物（一部共用部分を共用すべき区分所有者で構成する管理組合法人にあつては、その共用部分）」とあるのは「土地等（これらに関する権利を含む。）」と、同項第二号中「建物に専有部分が」とあるのは「土地等（これらに関する権利を含む。）」が第六十五条に規定する団地建物所有者の共有で」と読み替えるものとする。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした管理者、理事、規約を保管する者、議長又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

十条第一項及び第四十六条第二項中「建物又はその敷地若しくは附属施設」とあるのは「土地等又は第六十八条第一項各号に掲げる物」と、第三十条第三項中「専有部分若しくは共用部分又は建物の敷地若しくは附属施設（建物の敷地又は附属施設に関する権利を含む。）」とあるのは「建物若しくは専有部分若しくは土地等（土地等に関する権利を含む。）又は第六十八条の規定による規約により管理すべきものと定められた同条第一項第一号に掲げる土地若しくは附属施設（これらに関する権利を含む。）」若しくは同項第二号に掲げる建物の共用部分」と、第三十三条第三項、第三十五条第四項及び第四十四条第二項中「建物内」とあるのは「団地内」と、第三十五条第五項中「第六十一条第五項、第六十二条第一項、第六十八条第一項又は第六十九条第七項」とあるのは「第六十九条第一項又は第七十条第一項」と、第四十六条第二項中「占有者」とあるのは「建物又は専有部分を占有する者で第六十五条に規定する団地建物所有者でないもの」と、第四十七条第一項中「第三条」とあるのは「第六十五条」と、第五十五条第一項第一号中「建物（一部共用部分を共用すべき区分所有者で構成する管理組合法人にあつては、その共用部分）」とあるのは「土地等（これらに関する権利を含む。）」と、同項第二号中「建物に専有部分が」とあるのは「土地等（これらに関する権利を含む。）」が第六十五条に規定する団地建物所有者の共有で」と読み替えるものとする。

第七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その行為をした管理者、理事、規約を保管する者、議長又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一〇五（略）

六 第四十八条の二第一項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定に違反して、財産目録を作成せず、又は財産目録に不正の記載若しくは記録をしたとき。

七（略）

八 第五十五条の七第一項又は第五十五条の九第一項（これらの規定を第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

九 第五十五条の九第一項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十 第五十六条の二第二項（第六十六条において準用する場合を含む。）の規定による検査を妨げたとき。

一〇五（同上）

六 第四十七条第十項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第五十一条の規定に違反して、財産目録を作成せず、又は財産目録に不正の記載若しくは記録をしたとき。

七（同上）

八 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

九 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十 第五十五条第三項（第六十六条において準用する場合を含む。）において準用する民法第八十二条第二項の規定による検査を妨げたとき。

民法及び民法施行法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第六十八号）

<p>改正案</p>	<p>附則</p> <p>第五条 削除</p>
<p>現行</p>	<p>附則</p> <p>第五条 国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第百八条の四、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十四条及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十三年法律第八十号）第十一条において準用する民法第八十四条の三第一項の規定により科すべき過料の額については、当分の間、なお従前の例による。</p> <p>2 前項の規定は、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第三十二条の規定により科すべき過料の額について準用する。</p>

改正案	現行
<p>（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託） 第五十六条 法人を代表する者その他法人の役員として登記された者について、その職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた場合には、裁判所書記官は、法人の本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあつては、各事務所の所在地）を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。ただし、これらの事項が登記すべきものでないときは、この限りでない。</p>	<p>（法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託） 第五十六条 法人を代表する者その他法人の役員として登記された者について、その職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされた場合には、裁判所書記官は、法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地の登記所にその登記を嘱託しなければならない。ただし、これらの事項が登記すべきものでないときは、この限りでない。</p>

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p>	<p>（民法の準用）</p>
<p>第九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第号）第七十八条の規定は、更生保護法人について準用する。</p>	<p>第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条及び第四十四条の規定は、更生保護法人について準用する。</p>
<p>（財産目録の作成及び備置き）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第十四条の二 更生保護法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。</p>	<p>（民法の準用）</p>
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p>	<p>（民法の準用）</p>
<p>第十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第一百五十八条及び第一百六十四条の規定は、更生保護法人の設立について準用する。</p>	<p>第十五条 民法第四十一条、第四十二条及び第五十一条第一項（法人の設立の時に関する部分に限る。）の規定は、更生保護法人の設立について準用する。この場合において、同法第四十二条第一項中「法人設立の許可があった時」とあるのは、「更生保護法人の成立の時」と読み替えるものとする。</p>
<p>（理事長の代理行為の委任）</p>	<p>（新設）</p>
<p>第十八条の二 理事長は、定款によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p>	<p>（新設）</p>

(仮理事)

第十八条の三 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、法務大臣は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

第三十条 削除

(更生保護法人についての破産手続の開始)

第三十一条の二 更生保護法人がその債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事長若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事長は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の更生保護法人の能力)

第三十一条の三 解散した更生保護法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(新設)

(民法の準用)

第三十条 民法第五十五条及び第五十六条の規定は、更生保護法人について準用する。この場合において、同法第五十五条中「定款、寄附行為又は総会の決議」とあるのは「定款」と、同法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「法務大臣は、利害関係人の請求により又は職権で」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(清算人)

第三十一条の四 更生保護法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事長がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(新設)

(裁判所による清算人の選任)

第三十一条の五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(新設)

(清算人の解任)

第三十一条の六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の届出)

第三十一条の七 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を法務大臣に届け出なければならない。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第三十一条の八 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第三十一条の九 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除外することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十一条の十 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、更生保護法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の更生保護法人についての破産手続の開始)

第三十一条の十一 清算中に更生保護法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の

(新設)

(新設)

(新設)

申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の更生保護法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の更生保護法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所による監督)

第三十二条の二 更生保護法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 更生保護法人の解散及び清算を監督する裁判所は、更生保護法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べるることができる。

(清算終了の届出)

第三十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を法務大臣に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

(新設)

(新設)

第三十二条の四 更生保護法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第三十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の六 裁判所は、第三十一条の五の規定により清算人を選任した場合には、更生保護法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(新設)

(即時抗告)

第三十二条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(新設)

(検査役の選任)

第三十二条の八 裁判所は、更生保護法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(新設)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十二条の六中「清算人及び監事」

とあるのは、「更生保護法人及び検査役」と読み替えるものとする。

第四十条 削除

(継続保護事業の認可)

第四十五条 国及び地方公共団体以外の者で継続保護事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

一～六 (略)

七 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、定款その他の基本約款、経理の方針、資産の状況並びに経営の責任者の氏名、経歴及び資産の状況

(民法等の準用)

第四十条 民法第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)、及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、更生保護法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「法務大臣」と読み替えるものとする。

2 更生保護法人の解散及び清算を監督する裁判所は、更生保護法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(継続保護事業の認可)

第四十五条 国及び地方公共団体以外の者で継続保護事業を営もうとするものは、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を法務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。

一～六 (同上)

七 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、定款、寄附行為その他の基本約款、経理の方針、資産の状況並びに経営の責任者の氏名、経歴及び資産の状況

(認可の基準等)

第四十六条 法務大臣は、前条の認可の申請が次の各号に適合すると認めるときは、認可しなければならない。

一～四 (略)

五 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、経営の組織及び経理の方針が一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれに準ずるものであつて、当該事業を営むための経済的基礎が確実であり、かつ、経営の責任者が社会的信望を有すること。

2 (略)

(一時保護事業及び連絡助成事業の届出)

第四十七条の二 国及び地方公共団体以外の者で一時保護事業又は連絡助成事業を営もうとするものは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

一～三 (略)

四 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、定款その他の基本約款、経理の方針、資産の状況並びに経営の責任者の氏名、経歴及び資産の状況

第六十二条 削除

(認可の基準等)

第四十六条 法務大臣は、前条の認可の申請が次の各号に適合すると認めるときは、認可しなければならない。

一～四 (同上)

五 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、経営の組織及び経理の方針が公益法人又はこれに準ずるものであつて、当該事業を営むための経済的基礎が確実であり、かつ、経営の責任者が社会的信望を有すること。

2 (同上)

(一時保護事業及び連絡助成事業の届出)

第四十七条の二 国及び地方公共団体以外の者で一時保護事業又は連絡助成事業を営もうとするものは、あらかじめ、法務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を法務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該事業を廃止しようとするときも、同様とする。

一～三 (同上)

四 更生保護法人以外の者にあつては、前各号に掲げる事項のほか、定款、寄附行為その他の基本約款、経理の方針、資産の状況並びに経営の責任者の氏名、経歴及び資産の状況

(認可事項の変更の認可に伴う民法の特例)

第六十二条 社団法人である認可事業者が定款を変更する場合において、第

四十七条第一項の規定によりその認可を受けたときは、民法第三十八条第

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、更生保護法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第十四条の二の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三、四 (略)

五 第三十一条の二第二項又は第三十一条の十一第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

六 第三十一条の九第一項又は第三十一条の十一第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

七 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

八 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

二項の規定による認可を要しない。

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、更生保護法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (同上)

二 第十五条において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備え置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

三、四 (同上)

五 第三十五条第一項の規定に違反して、書類の作成をせず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十五条第二項又は第三十六条第二項の規定に違反したとき。

七 第四十条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかったとき。

八 第四十条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

改正案

現行

（法人の再生手続に関する登記の嘱託等）

（法人の再生手続に関する登記の嘱託等）

第十一条 法人である再生債務者について再生手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、再生手続開始の登記を再生債務者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に嘱託しなければならない。ただし、再生債務者が外国法人であるときは、外国会社にあつては日本における各代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所地（日本に営業所を設けた外国会社にあつては、当該各営業所の所在地）、その他の外国法人にあつては各事務所の所在地を管轄する登記所に嘱託しなければならない。

第十一条 法人である再生債務者について再生手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、再生手続開始の登記を再生債務者の各営業所又は各事務所（法令の規定により当該営業所又は事務所の所在地における登記において登記すべき事項として当該法人を代表する者が定められているものに限る。）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。ただし、再生債務者が外国会社であるときは、日本における各代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所地（日本に営業所を設けた外国会社にあつては、当該各営業所の所在地）の登記所に嘱託しなければならない。

278（略）

278（同上）

（再生計画案が可決された場合の法人の継続）

（再生計画案が可決された場合の法人の継続）

第七十三条 清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人である再生債務者について再生手続が開始された場合において、再生計画案が可決されたときは、定款その他の基本約款の変更に関する規定に従い、法人を継続することができる。

第七十三条 清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人である再生債務者について再生手続が開始された場合において、再生計画案が可決されたときは、社団法人にあつては定款の変更に関する規定に従い、財団法人にあつては主務官庁の認可を得て、法人を継続することができる。

（削る）

2 前項に規定する主務官庁の権限は、政令の定めるところにより、その全

(削る)

部又は一部を国に所属する行政庁に委任することができる。

3 | 第一項に規定する主務官庁の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、都道府県の知事その他の執行機関において、その全部又は一部を処理することとすることができる。

改正案	現行
<p>(指定等)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 一般社団法人又は一般財団法人であつて、その役員又は職員の構成が登記情報提供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三～五 (略)</p> <p>二～四 (略)</p>	<p>(指定等)</p> <p>第三条 (同上)</p> <p>一 (同上)</p> <p>二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員の構成が登記情報提供業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三～五 (同上)</p> <p>二～四 (同上)</p>

改正案	現行
<p>（法人の承認援助手続に関する登記の嘱託等）</p> <p>第九条 法人である債務者について、第三十二条第一項又は第五十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分があつた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を債務者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に嘱託しなければならない。ただし、債務者が外国法人であるときは、外国会社にあつては日本における各代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所地（日本に営業所を設けた外国会社にあつては、当該各営業所の所在地）、その他の外国法人にあつては各事務所の所在地を管轄する登記所に嘱託しなければならない。</p> <p>2 7 （略）</p>	<p>（法人の承認援助手続に関する登記の嘱託等）</p> <p>第九条 法人である債務者について、第三十二条第一項又は第五十一条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分があつた場合には、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、当該処分の登記を債務者の各営業所又は各事務所（法令の規定により当該営業所又は事務所の所在地における登記において登記すべき事項として当該法人を代表する者が定められているものに限る。）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。ただし、債務者が外国会社であるときは、日本における各代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所地（日本に営業所を設けた外国会社にあつては、当該各営業所の所在地）の登記所に嘱託しなければならない。</p> <p>2 7 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第三十条（略）</p> <p>2 支援センターは、前項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人その他の営利を目的としない法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に 関し、次の業務を行うことができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3（略）</p>	<p>（業務の範囲） 第三十条（同上）</p> <p>2 支援センターは、前項の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、第三十四条第一項に規定する業務方法書で定めるところにより、国、地方公共団体、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人その他の営利を目的としない法人又は国際機関の委託を受けて、被害者等の援助その他に 関し、次の業務を行うことができる。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>3（同上）</p>

改正案	現行
<p>（法人の破産手続開始の申立て）</p> <p>第十九条 次の各号に掲げる法人については、それぞれ当該各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人 理事</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2）5 （略）</p> <p>（債権者代位訴訟及び詐害行為取消訴訟の取扱い）</p> <p>第四十五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百二十三条又は第四百二十四条の規定により破産債権者又は財団債権者の提起した訴訟が破産手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。</p> <p>2）6 （略）</p> <p>（破産者が法人である場合の破産債権者の同意による破産手続廃止の決定）</p> <p>第二百十九条 法人である破産者が前条第一項の申立てをするには、定款その他の基本約款の変更に関する規定に従い、あらかじめ、当該法人を継続する手続をしなければならない。</p>	<p>（法人の破産手続開始の申立て）</p> <p>第十九条 次の各号に掲げる法人については、それぞれ当該各号に定める者は、破産手続開始の申立てをすることができる。</p> <p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人 理事</p> <p>二・三 （同上）</p> <p>2）5 （同上）</p> <p>（債権者代位訴訟及び詐害行為取消訴訟の取扱い）</p> <p>第四十五条 民法第四百二十三条又は第四百二十四条の規定により破産債権者又は財団債権者の提起した訴訟が破産手続開始当時係属するときは、その訴訟手続は、中断する。</p> <p>2）6 （同上）</p> <p>（破産者が法人である場合の破産債権者の同意による破産手続廃止の決定）</p> <p>第二百十九条 法人である破産者が前条第一項の申立てをするには、当該破産者が社団法人である場合には定款の変更に関する規定に従い、財団法人である場合には主務官庁の認可を得て、あらかじめ、当該法人を継続する</p>

(削る)

(削る)

(法人の破産手続に関する登記の嘱託等)

第二百五十七条 法人である債務者について破産手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、破産手続開始の登記を当該破産者の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する登記所に嘱託しなければならない。ただし、破産者が外国法人であるときは、外国会社にあつては日本における各代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所地（日本に営業所を設けた外国会社にあつては、当該各営業所の所在地）、その他の外国法人にあつては各事務所の所在地を管轄する登記所に嘱託しなければならない。

277 (略)

8 前各項の規定は、限定責任信託に係る信託財産について破産手続開始の決定があつた場合について準用する。この場合において、第一項中「当該破産者の本店又は主たる事務所の所在地」とあるのは、「当該限定責任信託の事務処理地（信託法第二百六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。）」と読み替えるものとする。

手続をしなければならない。

2 前項に規定する主務官庁の権限は、政令の定めるところにより、その全部又は一部を国に所属する行政庁に委任することができる。

3 第一項に規定する主務官庁の権限に属する事務は、政令の定めるところにより、都道府県の知事その他の執行機関において、その全部又は一部を処理することができる。

(法人の破産手続に関する登記の嘱託等)

第二百五十七条 法人である債務者について破産手続開始の決定があつたときは、裁判所書記官は、職権で、遅滞なく、破産手続開始の登記を当該破産者の各営業所又は各事務所（法令の規定により当該営業所又は事務所の所在地における登記において登記すべき事項として当該法人を代表する者が定められているものに限る。）の所在地の登記所に嘱託しなければならない。ただし、破産者が外国会社であるときは、日本における各代表者（日本に住所を有するものに限る。）の住所地（日本に営業所を設けた外国会社にあつては、当該各営業所の所在地）の登記所に嘱託しなければならない。

277 (同上)

8 前各項の規定は、限定責任信託に係る信託財産について破産手続開始の決定があつた場合について準用する。この場合において、第一項中「当該破産者の各営業所又は各事務所（法令の規定により当該営業所又は事務所の所在地における登記において登記すべき事項として当該法人を代表する者が定められているものに限る。）の所在地」とあるのは、「当該限定責

任信託の事務処理地（信託法第二百十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。）「と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（認証の申請） 第八条（略） 一～三（略）</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 法人にあつては、定款その他の基本約款を記載した書類 二～五（略）</p> <p>3（略）</p> <p>（変更の届出） 第十三条 認証紛争解決事業者は、次に掲げる変更があつたときは、法務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を法務大臣に届け出なければならない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 法人にあつては、定款その他の基本約款（前二号に掲げる変更に係るものを除く。）の変更</p> <p>四（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（認証の申請） 第八条（同上） 一～三（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>一 法人にあつては、定款、<u>寄付行為</u>その他の基本約款を記載した書類 二～五（同上）</p> <p>3（同上）</p> <p>（変更の届出） 第十三条（同上）</p> <p>一・二（同上）</p> <p>三 法人にあつては、定款、<u>寄付行為</u>その他の基本約款（前二号に掲げる変更に係るものを除く。）の変更</p> <p>四（同上）</p> <p>2（同上）</p>

改正案

現行

（取締役の資格等）

第三百三十一条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一・二（略）

三 この法律若しくは一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）の規定に違反し、又は証券取引法第九十七条

第一項第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第九十八号第一号から第十号まで、第九十九号、第一百九十九号、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八号若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）第二百六十六条、第二百六十七条、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年

（取締役の資格等）

第三百三十一条 次に掲げる者は、取締役となることができない。

一・二（同上）

三 この法律若しくは中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定に違反し、又は証券取引法第九十七条第一号から第四号まで若しくは第七号若しくは第二項、第九十八号第一号から第十号まで、第九十九号若しくは第十九号、第九十九号、第二百条第一号から第十二号まで、第二十一号若しくは第二十二号、第二百三条第三項若しくは第二百五条第一号から第六号まで、第十五号若しくは第十六号の罪、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第二百五十五条、第二百五十六条、第二百五十八条から第二百六十条まで若しくは第二百六十二条の罪、

外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第二百二十九号）第六十五条、第六十六条、第六十八号若しくは第六十九条の罪、会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）第二百六十六条、第二百六十七号、第二百六十九条から第二百七十一条まで若しくは第二百七十三条の罪若しくは破産法（平成十六年法律第七十五号）第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八号から第二百七十二号まで若しくは第二百七十四条の罪を犯し、刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

を経過しない者

四 (略)

2) 4 (略)

(欠格事由)

第九百四十三条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
い。

- 一 この節の規定若しくは農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第九十二条第五項、公認会計士法第三十四条の二十第六項、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百一十一条第五項、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三十二条第七項(輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五百四十四号)第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第五条の二十三第三項及び第四十七條第二項において準用する場合を含む。)、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条の二十八第六項(同法第四十三條第三項において準用する場合を含む。)、船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)第五十五条第三項、司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第四十条の二第六項、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第十一条第九項、行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第四十八條の二第三項(同法第四十九條の十三第二項及

四 (同上)

2) 4 (同上)

(欠格事由)

第九百四十三条 次のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。
い。

- 一 この節の規定若しくは農業協同組合法(昭和二十二年法律第三百二十二号)第九十二条第五項、公認会計士法第三十四条の二十第六項、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二百一十一条第五項、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第三十二条第七項(輸出水産業の振興に関する法律(昭和二十九年法律第五百四十四号)第二十条並びに中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十二年法律第八十五号)第五条の二十三第三項及び第四十七條第二項において準用する場合を含む。)、弁護士法(昭和二十四年法律第二百五号)第三十条の二十八第六項(同法第四十三條第三項において準用する場合を含む。)、船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第七十七号)第五十五条第三項、司法書士法(昭和二十五年法律第九十七号)第四十五条の二第六項、土地家屋調査士法(昭和二十五年法律第二百二十八号)第四十条の二第六項、商品取引所法(昭和二十五年法律第二百三十九号)第十一条第九項、行政書士法(昭和二十六年法律第四号)第十三条の二十の二第六項、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第四十八條の二第三項(同法第四十九條の十三第二項及

び第三項並びに第五十九条において準用する場合を含む。)及び第八十六條の二第四項、税理士法第四十八條の十九の二第六項(同法第四十九條の十二第三項において準用する場合を含む。)、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十七條の四第四項、輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第十五條第六項(同法第十九條の六において準用する場合を含む。)、中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第五十五條第五項、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十一條の四第四項、鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)第九條第七項、農業信用保証保険法(昭和三十三年法律第八十九号)第二十五條の二十三の二第六項、外国証券業者に關する法律(昭和四十六年法律第五号)第二十三條第六項、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第八條の二第五項、銀行法第四十九條の二第二項、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第八十四條第七項、保険業法(平成七年法律第五号)第六十七條の二及び第二百十七條第三項、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第九十四條第四項及び第二百八十八條第三項、弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第五十三條の二第六項、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十六條の二第四項、信託業法第五十七條第六項並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三十三條(以下この節において「電子公告關係規定」と總称する。)(において準用する第九百五十五條第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、

び第三項並びに第五十九条において準用する場合を含む。)(及び第八十六條の二第四項、税理士法第四十八條の十九の二第六項(同法第四十九條の十二第三項において準用する場合を含む。)、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十七條の四第四項、輸出入取引法(昭和二十七年法律第二百九十九号)第十五條第六項(同法第十九條の六において準用する場合を含む。)、中小漁業融資保証法(昭和二十七年法律第三百四十六号)第五十五條第五項、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十一條の四第四項、鉱工業技術研究組合法(昭和三十六年法律第八十一号)第九條第七項、農業信用保証保険法(昭和三十三年法律第八十九号)第二十五條の二十三の二第六項、外国証券業者に關する法律(昭和四十六年法律第五号)第二十三條第六項、森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)第八條の二第五項、銀行法第四十九條の二第二項、金融先物取引法(昭和六十三年法律第七十七号)第八十四條第七項、保険業法(平成七年法律第五号)第六十七條の二及び第二百十七條第三項、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第九十四條第四項及び第二百八十八條第三項、弁理士法(平成十二年法律第四十九号)第五十三條の二第六項、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第九十六條の二第四項並びに信託業法第五十七條第六項(以下この節において「電子公告關係規定」と總称する。)(において準用する第九百五十五條第一項の規定又はこの節の規定に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受け

罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることが
なくなった日から二年を経過しない者

二・三 (略)

ることがなくなった日から二年を経過しない者

二・三 (同上)

改正案

現行

（商業登記法及び民事保全法の準用）

（商業登記法及び民事保全法の準用）

第二百四十七条 限定責任信託の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条（第三項を除く。）、第十八条から第十九条の二まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七條、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条から第四百八条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「事務処理地（信託法（平成十八年法律第 号）第二百十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。以下同じ。）」と、「移転した」とあるのは「変更した」と、同項並びに同法第五十二条第二項、第三項及び第五項中「新所在地」とあるのは「新事務処理地」と、同法第五十一条第一項及び第二項並びに第五十二条中「旧所在地」とあるのは「旧事務処理地」と、同法第七十一条第一項中「解散」とあるのは「限定責任信託の終了」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、「法人の本店又は主たる事務所の所在地（外国法人にあつては、各事務所の所在地）」とあるのは「限定責任信託の事務処理地（信託法（平成十八年法律第 号）第二百十六条第二項第四号に規

第二百四十七条 限定責任信託の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条（第三項を除く。）、第十八条から第十九条の二まで、第二十条第一項及び第二項、第二十一条から第二十四条まで、第二十六条、第二十七條、第五十一条から第五十三条まで、第七十一条第一項、第三百三十二条から第三百三十七条まで並びに第三百三十九条から第四百八条まで並びに民事保全法第五十六条の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十一条第一項中「本店」とあるのは「事務処理地（信託法（平成十八年法律第 号）第二百十六条第二項第四号に規定する事務処理地をいう。以下同じ。）」と、「移転した」とあるのは「変更した」と、同項並びに同法第五十二条第二項、第三項及び第五項中「新所在地」とあるのは「新事務処理地」と、同法第五十一条第一項及び第二項並びに第五十二条中「旧所在地」とあるのは「旧事務処理地」と、同法第七十一条第一項中「解散」とあるのは「限定責任信託の終了」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは「限定責任信託の受託者又は清算受託者」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所の所在地」とあるのは「限定責任信託の事務処理地（信託法（平成十八年法律第 号）第二百十六条第二項第四号に規定する事務処理地

定する事務処理地をいう。「」と読み替えるものとする。

をいう。「」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 国民、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であつて、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。</p> <p>イ～ニ （略）</p> <p>四～七 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十三条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 国民、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人その他民間の団体等の奉仕活動又は地方公共団体若しくは大学の活動であつて、開発途上地域の住民を対象として当該開発途上地域の経済及び社会の発展又は復興に協力することを目的とするもの（以下この号において「国民等の協力活動」という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行うこと。</p> <p>イ～ニ （同上）</p> <p>四～七 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>

閉鎖機関令（昭和二十二年勅令第七十四号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第十九条の二十五　・　（略） 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第七十八条の規定は、特殊清算人について準用する。</p>	<p>第十九条の二十五　・　（同上） 民法第四十四条の規定は、特殊清算人について準用する。</p>

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第九号）第四条及び第七十八条の規定は、公庫について準用する。</p> <p>（代表権の制限）</p> <p>第十五条 総裁、副総裁又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に對抗することができない。</p> <p>2 公庫と総裁、副総裁又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合においては、監事が公庫を代表する。</p> <p>（債券の発行）</p> <p>第二十二条の三 1～3 （略）</p> <p>4 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>5～7 （略）</p>	<p>（法人に関する規定の準用）</p> <p>第九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条、第五十条及び第五十四条の規定は、公庫について準用する。</p> <p>（代表権の制限）</p> <p>第十五条 （同上）</p> <p>（債券の発行）</p> <p>第二十二条の三 1～3 （同上）</p> <p>4 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>5～7 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（業務を執行する権限） 第四十八条の十一（略）</p> <p>2 税理士法人の社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>（裁判所による監督） 第四十八条の十八の二 税理士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。</p> <p>2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。</p> <p>3 税理士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、財務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p> <p>4 財務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p> <p>（清算結了の届出） 第四十八条の十八の三 清算が結了したときは、清算人は、その旨を日本税理士会連合会に届け出なければならない。</p>	<p>（業務を執行する権限） 第四十八条の十一（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(解散及び清算の監督に関する事件の管轄)

第四十八条の十八の四 税理士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(検査役の選任)

第四十八条の十八の五 裁判所は、税理士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、税理士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該税理士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第四十八条の二十一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第 号)第四条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は税理士法人について、同法第五百八十条第一項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第五百九十九条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く)、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は税理士法人

(新設)

(新設)

(民法及び会社法の準用等)

第四十八条の二十一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は税理士法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十条第一項、第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九十六条、第五百九十九条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条(第一項ただし書を除く)、第六百十二条並びに第六百十三条の規定は税理士法人の社員につ

の社員について、同法第五百八十九条第一項の規定は税理士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は税理士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七條第一項及び第二項並びに第六百十八條第一項第二号中「財務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第六百十七條第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（税理士法第二条第一項第二号に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と、同法第八百五十九條第二号中「第五百九十四條第一項（第五百九十八條第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「税理士法第四十八條の第十四第一項」と読み替えるものとする。

2 会社法第六百四十四條（第三号を除く。）、第六百四十五條から第六百四十九條まで、第六百五十條第一項及び第二項、第六百五十一條第一項及び第二項（同法第五百九十四條の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二條、第六百五十三條、第六百五十五條から第六百五十九條まで、第六百六十二條から第六百六十四條まで、第六百六十六條から第六百七十三條まで、第六百七十五條、第八百六十三條、第八百六十四條、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は、税理士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四條第一号中「第六百四

いて、同法第五百八十九条第一項の規定は税理士法人の社員であると誤認させる行為をした者の責任について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は税理士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五條第一項、第六百十七條第一項及び第二項並びに第六百十八條第一項第二号中「財務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第六百十七條第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（税理士法第二条第一項第二号に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と、同法第八百五十九條第二号中「第五百九十四條第一項（第五百九十八條第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「税理士法第四十八條の第十四第一項」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四條（第三号を除く。）、第六百四十五條から第六百四十九條まで、第六百五十條第一項及び第二項、第六百五十一條第一項及び第二項（同法第五百九十四條の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二條、第六百五十三條、第六百五十五條から第六百五十九條まで、第六百六十二條から第六百六十四條まで、第六百六十六條から第六百七十三條まで、第六百七十五條、第八百六十三條、第八百六十四條、第八百六十八條第一項、第八百六十九條、第八百七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條

十一号第五号」とあるのは「税理士法第四十八条の十八第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「税理士法第四十八条の十八第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「財務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「税理士法第四十八条の十八第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「税理士法第四十八条の十九の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「税理士法第四十八条の二十一第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及

の規定は、税理士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは「日本税理士会連合会」と、会社法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは「税理士法第四十八条の十八第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは「税理士法第四十八条の十八第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「財務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは「税理士法第四十八条の十八第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは「税理士法第四十八条の十九の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは「税理士法第四十八条の二十一第一項において準用する第五百八十条第一項」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二号（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及

び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における税理士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

4 (略)

5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号りに係る部分に限る。)(の規定は、税理士法人の解散の訴えについて準用する。

(削る)

(削る)

6 (略)

(役員)

び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における税理士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店(第一号下に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

4 (同上)

5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条(第二十一号に係る部分に限る。)、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項(第一号りに係る部分に限る。)(の規定は、税理士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店(第一号下に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

6 税理士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、財務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

7 財務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

8 (同上)

(役員)

第四十九条の七 1、3 (略)

4 役員は、会則又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(合併及び解散)

第四十九条の十二 1、2 (略)

3 第四十八条の十九の二の規定は、税理士会が合併をする場合について準用する。

4 (略)

(清算中の税理士会の能力)

第四十九条の十二の二 解散した税理士会は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第四十九条の十二の三 税理士会が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、会長及び副会長がその清算人となる。ただし、会則に別段の定めがあるとき、又は総会において会長及び副会長以外の者を選任したときは、この限りでない。

2 次に掲げる者は、清算人となることができない。

一 死刑又は無期若しくは六年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、

第四十九条の七 1、3 (同上)

(新設)

(合併及び解散)

第四十九条の十二 1、2 (同上)

3 第四十八条の十九の二の規定は税理士会が合併をする場合について、民法第七十三条から第七十六条まで、第七十八条から第八十条まで及び第八十二条並びに民法施行法(明治三十一年法律第十一号)第二十七条の規定は税理士会が解散した場合について、それぞれ準用する。

4 (同上)

(新設)

(新設)

復権を得ない者

二 六年未満の懲役又は禁錮^キの刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(裁判所による清算人の選任)

第四十九条の十二の四 前条第一項の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第四十九条の十二の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第四十九条の十二の六 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができ。

(債権の申出の催告等)

(新設)

(新設)

(新設)

第四十九条の十二の七 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

(新設)

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第四十九条の十二の八 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、税理士会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(裁判所による監督)

第四十九条の十二の九 税理士会の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

(新設)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

(民法の準用)

<p>第四十九条の二十 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、税理士会及び日本税理士会連合会について準用する。</p> <p>(臨時の税務書類の作成等)</p> <p>第五十条 国税局長(地方税については、地方公共団体の長)は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士又は税理士法人以外の者に対し、その申請により、二月以内の期間を限り、かつ、租税を指定して、無報酬で申告書等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することができる。ただし、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び公益社団法人又は公益財団法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>第四十九条の二十 民法第四十四条(法人の不法行為能力等)、第五十条(法人の住所)及び第五十五条(理事の代理行為の委任)の規定は、税理士会及び日本税理士会連合会について準用する。</p> <p>(臨時の税務書類の作成等)</p> <p>第五十条 国税局長(地方税については、地方公共団体の長)は、租税の申告時期において、又はその管轄区域内に災害があつた場合その他特別の必要がある場合においては、申告者等の便宜を図るため、税理士又は税理士法人以外の者に対し、その申請により、二月以内の期間を限り、かつ、租税を指定して、無報酬で申告書等の作成及びこれに関連する課税標準等の計算に関する事項について相談に応ずることを許可することができる。ただし、その許可を受けることができる者は、地方公共団体の職員及び民法第三十四条の規定による法人その他政令で定める法人その他の団体の役員又は職員に限るものとする。</p> <p>2 (同上)</p>
--	--

改正案

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 酒類業組合

第一節 総則（第三条 第八条）

第二節 組合員（第九条 第十三条）

第三節 設立（第十四条 第二十二條）

第四節 管理（第二十三条 第四十一条）

第五節 事業（第四十二条 第五十二条）

第六節 解散及び清算（第五十三条 第五十八條の三）

第七節 登記（第五十九条 第七十八条）

第三章 連合会及び中央会（第七十九条 第八十三条の二）

第四章 酒税保全措置（第八十四条 第八十六条の九）

第五章 監督（第八十七条 第九十一条）

第六章 雑則（第九十二条 第九十五条）

第七章 罰則（第九十六条 第一百一条）

附則

（創立總會等についての会社法等の準用）

第二十二條 第三十五條の規定は第十八條第一項の創立總會について、会社

現行

目次

第一章 （同上）

第二章 （同上）

第一節 （同上）

第二節 （同上）

第三節 （同上）

第四節 （同上）

第五節 （同上）

第六節 解散及び清算（第五十三条 第五十八條）

第七節 （同上）

第三章 （同上）

第四章 （同上）

第五章 （同上）

第六章 （同上）

第七章 （同上）

附則

（創立總會等についての会社法等の準用）

第二十二條 第三十五條の規定は第十八條第一項の創立總會について、会社

法（平成十七年法律第八十六号）第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）（裁判による登記の囑託）の規定は第十八条第一項の創立総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、同法第五十三条（発起人等の損害賠償責任）、第五十五条（責任の免除）、第五十六条（株式会社不成立の場合の責任）及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は発起人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項及び第八百三十六條第一項中「設立時株主」とあるのは「創立総会の会日までに発起人に対して設立の同意を申し出た者」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第九百三十七条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

法（平成十七年法律第八十六号）第八百三十条（株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六條（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号に係る部分に限る。）（裁判による登記の囑託）の規定は第十八条第一項の創立総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、同法第五十三条（発起人等の損害賠償責任）、第五十五条（責任の免除）、第五十六条（株式会社不成立の場合の責任）及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）（株式会社における責任追及等の訴え）の規定は発起人について、それぞれ準用する。この場合において、同法第八百三十一条第一項及び第八百三十六條第一項中「設立時株主」とあるのは「創立総会の会日までに発起人に対して設立の同意を申し出た者」と、同法第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「財務省令」と、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号）に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(組合を代表する理事)

第二十六条之二 (略)

2 | 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

3 | 酒類業組合を代表する理事は、定款又は総会の議決によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

4 | 第二十四条之二、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第 号)第七十八条(代表者の行為についての損害賠償責任)及び会社法第三百五十四条(表見代表取締役)の規定は、酒類業組合を代表する理事について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについての会社法の準用)

第三十九条 会社法第八百三十条(株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)、第八百三十一条(株主総会等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条(弁論等の必要併合)、第八百三十八条(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)、第八百四十六条(原告が敗

(組合を代表する理事)

第二十六条之二 (同上)

2 | 第二十四条之二、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項(法人の不法行為能力等)、第五十四条(理事の代理権の制限)及び第五十五条(理事の代理行為の委任)並びに会社法第三百五十四条(表見代表取締役)の規定は、酒類業組合を代表する理事について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

(新設)

(総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについての会社法の準用)

第三十九条 会社法第八百三十条(株主総会等の決議の不存在又は無効の確認の訴え)、第八百三十一条(株主総会等の決議の取消しの訴え)、第八百三十四条(第十六号及び第十七号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条(弁論等の必要併合)、第八百三十八条(認容判決の効力が及ぶ者の範囲)、第八百四十六条(原告が敗

訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と読み替えるものとす
るほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十六条 1～5（略）

6 第十八条第二項、第三項、第五項から第七項まで、第十項及び第十一項並びに第三十五条の規定は第二項の創立総会について、会社法第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は第二項の創立総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と読み替えるものとす

訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は、総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第五十六条 1～5（同上）

6 第十八条第二項、第三項、第五項から第七項まで、第十項及び第十一項並びに第三十五条の規定は第二項の創立総会について、会社法第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十一条（株主総会等の決議の取消しの訴え）、第八百三十四条（第十六号及び第十七号に係る部分に限る。）（被告）、第八百三十五条第一項（訴えの管轄及び移送）、第八百三十六條第一項及び第三項（担保提供命令）、第八百三十七条（弁論等の必要的併合）、第八百三十八条（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）、第八百四十六条（原告が敗訴した場合の損害賠償責任）並びに第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）（裁判による登記の嘱託）の規定は第二項の創立総会の議決の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同条第一項中「本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときに

るほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(合併の無効の訴え等についての会社法の準用)

第五十七条 会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。) 及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。) (会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。) (被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條から第八百三十九條まで(担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲及び無効又は取消しの判決の効力)、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。) (合併又は会社分割の無効判決の効力)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七条第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。) 及び第四項(裁判による登記の嘱託)の規定は酒類業組合の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。) (陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。) (即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定はこの条において準用する会社法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七條第四項中「第九百三十條第二項各号」とあるのは、

あつては、本店及び当該登記に係る支店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(合併の無効の訴え等についての会社法の準用)

第五十七条 会社法第八百二十八条第一項(第七号及び第八号に係る部分に限る。) 及び第二項(第七号及び第八号に係る部分に限る。) (会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第七号及び第八号に係る部分に限る。) (被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六條から第八百三十九條まで(担保提供命令、弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲及び無効又は取消しの判決の効力)、第八百四十三条(第一項第三号及び第四号並びに第二項ただし書を除く。) (合併又は会社分割の無効判決の効力)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七條第三項(第二号及び第三号に係る部分に限る。) (裁判による登記の嘱託)の規定は酒類業組合の合併の無効の訴えについて、同法第八百六十八條第五項(非訟事件の管轄)、第八百七十条(第十五号に係る部分に限る。) (陳述の聴取)、第八百七十一条本文(理由の付記)、第八百七十二條(第四号に係る部分に限る。) (即時抗告)、第八百七十三条本文(原裁判の執行停止)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)及び第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定はこの条において準用する会社法第八百四十三條第四項の申立てについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七條第三項中「本店」とあるのは、「主たる事務所及び従たる

は、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七条第二項各号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算等についての会社法等の準用)

第五十八条 会社法第四百七十五条(第三号を除く。)(清算の開始原因)、第四百七十六条(清算株式会社の能力)、第四百七十八条第一項から第四項まで(清算人の就任)、第四百七十九条第一項(清算人の解任)、第四百八十一条(清算人の職務)、第四百八十三条第四項及び第五項(清算株式会社の代表)、第四百八十四条(清算株式会社についての破産手続の開始)、第四百九十二条第一項から第三項まで(財産目録等の作成等)、第四百九十九条から第五百二条まで(債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済及び債務の弁済前における残余財産の分配の制限)、第五百三条第一項及び第二項(清算からの除斥)、第五百七条(清算事務の終了等)、第五百八条(帳簿資料の保存)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六条(最高裁判所規則)の規定は、酒類業組合の清算について準用する。この場合において、会社法第四百七十八条第三項中「第四百七十一条第六号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十三条第五号」と、「財務大臣」とあるのは、「財務大臣」と、同法第四百八十一条第三号中「分配」とあるのは「処分」と、同法第四百八十四条第三項中「株主に分配した」とあるのは「処分した」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(清算等についての会社法等の準用)

第五十八条 会社法第四百七十五条(第三号を除く。)(清算の開始原因)、第四百七十六条(清算株式会社の能力)、第四百七十八条第一項から第四項まで(清算人の就任)、第四百七十九条第一項(清算人の解任)、第四百八十一条(清算人の職務)、第四百八十三条第四項及び第五項(清算株式会社の代表)、第四百八十四条(清算株式会社についての破産手続の開始)、第四百九十二条第一項から第三項まで(財産目録等の作成等)、第四百九十九条から第五百二条まで(債権者に対する公告等、債務の弁済の制限、条件付債権等に係る債務の弁済及び債務の弁済前における残余財産の分配の制限)、第五百三条第一項及び第二項(清算からの除斥)、第五百七条(清算事務の終了等)、第五百八条(帳簿資料の保存)、第八百六十八条第一項(非訟事件の管轄)、第八百六十九条(疎明)、第八百七十一条(理由の付記)、第八百七十四条(第一号及び第四号に係る部分に限る。)(不服申立ての制限)、第八百七十五条(非訟事件手続法の規定の適用除外)並びに第八百七十六条(最高裁判所規則)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十八条から第四十条まで(法人の清算)の規定は、酒類業組合の清算について準用する。この場合において、会社法第四百七十八条第三項中「第四百七十一条第六号」とあるのは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十三条第五号」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣」と、同法第四百八十一条第三号中「分配」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

と、同法第四百九十二条第一項中「財務省令」とあるのは「財務省令」と、「財産目録及び貸借対照表」とあるのは「財産目録」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第五百二条中「株主に分配する」とあるのは「処分する」と、同法第五百二条第二項中「分配」とあるのは「処分」と、同法第五百七条第一項中「財務省令」とあるのは「財務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (略)

3 会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)(会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六条第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条から第八百三十九条まで(弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲及び無効又は取消しの判決の効力)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は、酒類業組合の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

とあるのは「処分」と、同法第四百八十四条第三項中「株主に分配した」とあるのは「処分した」と、同法第四百九十二条第一項中「財務省令」とあるのは「財務省令」と、「財産目録及び貸借対照表」とあるのは「財産目録」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と、同法第五百二条中「株主に分配する」とあるのは「処分する」と、同法第五百二条第二項中「分配」とあるのは「処分」と、同法第五百七条第一項中「財務省令」とあるのは「財務省令」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

2 (同上)

3 会社法第八百二十八条第一項(第一号に係る部分に限る。)及び第二項(第一号に係る部分に限る。)(会社の組織に関する行為の無効の訴え)、第八百三十四条(第一号に係る部分に限る。)(被告)、第八百三十五条第一項(訴えの管轄及び移送)、第八百三十六条第一項及び第三項(担保提供命令)、第八百三十七条から第八百三十九条まで(弁論等の必要的併合、認容判決の効力が及ぶ者の範囲及び無効又は取消しの判決の効力)、第八百四十六条(原告が敗訴した場合の損害賠償責任)並びに第九百三十七条第一項(第一号イに係る部分に限る。)(裁判による登記の嘱託)の規定は、酒類業組合の設立の無効の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店(第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店)」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第五十八条の二 裁判所は、前条第一項において準用する会社法第四百七十八条第二項から第四項までの規定により清算人を選任した場合には、酒類業組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第五十八条の三 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(設立の登記)

第六十条 酒類業組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、第二十条の規定による事務の引継ぎがあつた日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 七 (略)

(削る)

(変更の登記)

第六十一条 酒類業組合において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じ

(新設)

(新設)

(設立の登記)

第六十条 酒類業組合は、第二十条の規定による事務の引継ぎがあつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地において設立の登記をしなければならない。

2 設立の登記には、次に掲げる事項を掲げなければならない。

一 七 (同上)

3 酒類業組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項に掲げる事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第六十一条 酒類業組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務

たときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第六十二条 酒類業組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第六十二条 酒類業組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

その所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内に従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、従たる事務所を設けたことを登記するをもつて足りる。

(事務所の移転の登記)

第六十二条 酒類業組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第六十条第二項に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をするをもつて足りる。

(変更の登記)

第六十三条 第六十条第二項に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

(削る)

第六十三条の二 酒類業組合を代表する理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所所在地において、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第六十四条 第五十二条(第二号及び第三号を除く。)の規定により酒類業組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第六十五条 酒類業組合が合併をするときは、第五十四条第四項において準用する第十九条第一項の認可があつた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併により消滅する酒類業組合については解散の登記をし、合併後存続する酒類業組合については変更の登記をし、合併により設立する酒類業組合については設立の登記をしなければならない。

(清算結了の登記)

第六十六条 酒類業組合の清算が結了したときは、第五十八条第一項において準用する会社法第五百七条第三項(清算事務の終了等)の承認があつた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第六十四条 酒類業組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(合併の登記)

第六十五条 酒類業組合が合併をしたときは、第五十四条第四項において準用する第十九条第一項の認可があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に、合併後存続する酒類業組合については変更の登記、合併により消滅する酒類業組合については解散の登記、合併により設立する酒類業組合については第六十条に規定する登記をしなければならない。

第六十六条 削除

(清算結了の登記)

第六十七条 酒類業組合の清算が結了したときは、第五十八条第一項におい

(従たる事務所の所在地における登記)

第六十七条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)
には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、
従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 酒類業組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に掲げる場合を除く。)
主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する酒類業組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合
第五十四条第四項において準用する第十九条第一項の認可があつた日から三週間以内

三 酒類業組合の成立後に従たる事務所を設けた場合
従たる事務所を設けた日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。
ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所(その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。)
の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

て準用する会社法第五百七条第三項(清算事務の終了等)の承認があつた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第六十八条 酒類業組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に、酒類業組合登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第六十九条 酒類業組合の設立の登記の申請書には、定款及び代表権を有する者の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 合併による酒類業組合の設立の登記の申請書には、第五十四条の第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに合併によつて消滅する酒類業組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)
()の登記事項証明書をも添付しなければならない。

第七十条 削除

(他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記)

第六十八条 酒類業組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地(主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。)においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

(従たる事務所における変更の登記等)

第六十九条 第六十五条及び第六十六条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する酒類業組合についての変更の登記は、第六十七条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(登記簿)

第七十条 各登記所に、酒類業組合登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第七十一条 酒類業組合の設立の登記は、当該酒類業組合を代表すべき者の

(変更の登記等の申請)

第七十一条 酒類業組合の事務所の新設若しくは移転の登記又は第六十条第二項に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

2 第六十九条第二項の規定は、合併に因る変更の登記の申請について、準用する。

(一時役員職務を行つべき者の登記の手續)

第七十二条 第二十四条の二第二項(第二十六条の二第二項及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により一時役員職務を行つべき者を選任した場合には、財務大臣は、酒類業組合の主たる事務所及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を囑託しなければならない。

(解散の登記の申請)

第七十三条 第六十四条の規定による酒類業組合の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。

2 第九十条の規定による命令に基く解散の登記は、財務大臣の囑託によつてする。

第七十四条及び第七十五条 削除

(清算終了の登記の申請)

申請によつてする。

2 | 酒類業組合の設立の登記の申請書には、定款及び酒類業組合を代表すべき者の資格を証する書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第七十二条 第六十条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(一時役員の職務を行うべき者の登記の手續)

第七十三条 第二十四条の二第二項(第二十六条の二第四項及び第五十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により一時役員の職務を行うべき者を選任した場合には、財務大臣は、酒類業組合の主たる事務所の所在地を管轄する登記所にその登記を嘱託しなければならない。

(解散の登記の申請)

第七十四条 第六十四条の規定による酒類業組合の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2 | 第九十条の規定による命令に基づく解散の登記は、財務大臣の嘱託によつてする。

(合併による変更の登記の申請)

第七十五条 合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

第七十六条 酒類業組合の清算結了の登記の申請書には、清算人が第五十八条第一項において準用する会社法第五百七条第三項(清算事務の終了等)の規定により決算報告の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

第七十七条 削除

- 一 当該合併について第三十八条第一項の議決があつたことを証する書面
- 二 第五十四条の二第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 三 合併により消滅する酒類業組合（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

（合併による設立の登記の申請）

第七十六条 合併による酒類業組合の設立の登記の申請書には、第七十一条第二項に規定する書面のほか、前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

（清算終了の登記の申請）

第七十七条 酒類業組合の清算終了の登記の申請書には、第五十八条第一項において準用する会社法第五百七条第三項（清算事務の終了等）の規定による決算報告の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

（商業登記法の準用）

第七十八条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条の三から第五条まで（登記所、事務の委任、事務の停止、登記官及び登記官の除斥

（商業登記法の準用）

第七十八条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第一条から第五条まで（事務の委任、事務の停止、登記官及び登記官の除斥）、第七条か

（）、第七条から第十五条まで（登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義及び囑託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十五号及び第十六号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更及び同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記及び本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条（合併の登記）、第八十二条（合併の登記）、第八十三条（合併の登記）、第三章第十節（登記の更正及び抹消）並びに第四章（雑則）の規定は、酒類業組合の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十七條第二項各号」と、同法第七十一条第三項中「会社法第四百七十八條第一項第一号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十八條第一項において準用する会社法第四百七十八條第一項第一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

ら第十五条まで（登記簿等の持出禁止、登記簿の滅失と回復、登記簿等の滅失防止、登記事項証明書の交付等、登記事項の概要を記載した書面の交付、附属書類の閲覧、印鑑証明、電磁的記録の作成者を示す措置の確認に必要な事項等の証明、手数料、当事者申請主義及び囑託による登記）、第十七条から第二十七条まで（第二十四条第十五号及び第十六号を除く。）（登記申請の方式、申請書の添付書面、申請書に添付すべき電磁的記録、印鑑の提出、受付、受領証、登記の順序、登記官による本人確認、申請の却下、提訴期間経過後の登記、行政区画等の変更及び同一の所在場所における同一の商号の登記の禁止）、第四十七条第一項（設立の登記）、第四十八条から第五十三条まで（支店所在地における登記及び本店移転の登記）、第七十一条第一項及び第三項（解散の登記）、第七十九条（合併の登記）、第八十二条（合併の登記）、第八十三条（合併の登記）、第三章第十節（登記の更正及び抹消）並びに第四章（雑則）の規定は、酒類業組合の登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第六十条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、同法第七十一条第三項中「会社法第四百七十八條第一項第一号」とあるのは「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第五十八條第一項において準用する会社法第四百七十八條第一項第一号」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(準用)

第八十三条 第四条、第五条、第六条(第三項を除く。)、第八条、第十条、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第十五条から第二十八条まで、第二十九条(第一項第二号及び第三号を除く。)、第三十条から第三十四条まで、第三十五条(第一項を除く。)、第三十六条から第三十九条まで、第四十条、第四十一条、第四十三条(中央会については、第一項ただし書及び第三項を除く。)、第四十五条から第四十九条まで、第五十一条から第七十八条までの規定は、連合会及び中央会について準用する。この場合において、第十五条中「その組合員になろうとする者三人以上」とあるのは、連合会については「その会員になろうとする酒類業組合二以上」と、中央会については「その会員になろうとする連合会又は酒類業組合二以上」と、第十八条第一項及び第十九条第二項第三号中「第十四条」とあるのは、連合会については「第七十九条第三項」と、中央会については「第八十条第四項」と、第三十四条第五項中「総組合員の五分の一以上」とあるのは、「議決権の総数の五分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第三十八条第一項中「総組合員の半数以上」とあるのは「総会員の半数以上」である。以上でその議決権の数が議決権の総数の半数以上に当たる会員」と、「議決」とあるのは「議決(これらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多数の場合の議決に限る。)」と、同条第二項中「出席組合員の三分の二以上の多数による議決」とあるのは「出席会員の議決権の三分の二以上の多数による議決でこれらの多数の議決権を有する会員数が出席会員の半数以上の多数に当たるもの」と、「これらの多数の者」とあるのは、連合会については「これらの多数の会員たる酒造組合の組合員」

(準用)

第八十三条 第四条、第五条、第六条(第三項を除く。)、第八条、第十条、第十一条第一項、第十二条、第十三条、第十五条から第二十八条まで、第二十九条(第一項第二号及び第三号を除く。)、第三十条から第三十四条まで、第三十五条(第一項を除く。)、第三十六条から第三十九条まで、第四十条、第四十一条、第四十三条(中央会については、第一項ただし書及び第三項を除く。)、第四十五条から第四十九条まで、第五十一条から第六十五条まで、第六十七条から第六十九条まで、第七十一条から第七十三条まで、第七十六条及び第七十八条の規定は、連合会及び中央会について準用する。この場合において、第十五条中「その組合員になろうとする者三人以上」とあるのは、連合会については「その会員になろうとする酒類業組合二以上」と、中央会については「その会員になろうとする連合会又は酒類業組合二以上」と、第十八条第一項及び第十九条第二項第三号中「第十四条」とあるのは、連合会については「第七十九条第三項」と、中央会については「第八十条第四項」と、第三十四条第五項中「総組合員の五分の一以上」とあるのは「議決権の総数の五分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第三十八条第一項中「総組合員の半数以上」とあるのは「総会員の半数以上」である。以上でその議決権の数が議決権の総数の半数以上に当たる会員」と、「議決」とあるのは「議決(これらの多数の議決権を有する会員の数が出席会員の半数以上の多数の場合の議決に限る。)」と、同条第二項中「出席組合員の三分の二以上の多数による議決」とあるのは「出席会員の議決権の三分の二以上の多数による議決でこれらの多数の議決権を有する会員数が出席会員の半数以上の多数に当たるもの」と、「こ

と、中央会については、「これらの多数の会員たる酒造組合の組合員又は会員たる連合会の構成員たる酒造組合の組合員」と、「総組合員」とあるのは、連合会については「会員たる酒造組合の総組合員」と、中央会については「会員たる酒造組合の総組合員及び会員たる連合会の構成員たる酒造組合の総組合員」と、第四十一条中「総組合員の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第四十三条第一項中「前条第五号の規定による規制」とあるのは、連合会については「第八十二条第一項第三号の事業」と、中央会については「第八十二条第二項において準用する同条第一項第三号の事業」と、「規制の内容」とあるのは「総合調整計画の内容」と、第七十条中「酒類業組合登記簿」とあるのは、連合会については「酒類業組合連合会登記簿」と、中央会については「酒類業組合中央会登記簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

これらの多数の者」とあるのは、連合会については「これらの多数の会員たる酒造組合の組合員」と、中央会については「これらの多数の会員たる酒造組合の組合員又は会員たる連合会の構成員たる酒造組合の組合員」と、「総組合員」とあるのは、連合会については「会員たる酒造組合の総組合員」と、中央会については「会員たる酒造組合の総組合員及び会員たる連合会の構成員たる酒造組合の総組合員」と、第四十一条中「総組合員の十分の一以上」とあるのは「議決権の総数の十分の一以上に相当する議決権を有する会員」と、第四十三条第一項中「前条第五号の規定による規制」とあるのは、連合会については「第八十二条第一項第三号の事業」と、中央会については「第八十二条第二項において準用する同条第一項第三号の事業」と、「規制の内容」とあるのは「総合調整計画の内容」と、第六十条第二項中「酒類業組合登記簿」とあるのは、連合会については「酒類業組合連合会登記簿」と、中央会については「酒類業組合中央会登記簿」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第二十六条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第一号）第七十八条の規定は、連合会について準用する。</p> <p>（理事長の代表権の制限）</p> <p>第三十四条 理事長又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>2 連合会と理事長又は理事との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合には、監事が連合会を代表する。</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第二十六条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十四条の規定は、連合会について準用する。</p> <p>（理事長の代表権の制限）</p> <p>第三十四条（同上）</p>

改正案	現行
<p>（組合の事務の決定）</p> <p>第十八条の三 組合の事務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。</p> <p>（組合の代表）</p> <p>第十八条の四 理事は、組合のすべての事務について、組合を代表する。ただし、定款の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。</p> <p>（理事の代表権の制限）</p> <p>第十八条の五 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>（総会の招集）</p> <p>第二十二条（略）</p> <p>2 組合の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。</p> <p>（理事の代理行為の委任）</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（総会の招集）</p> <p>第二十二条（同上）</p> <p>（新設）</p>

第二十九条の二 理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないと
きに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(監事の職務)

第二十九条の三 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 組合の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令若しくは定款に違反し、又
は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は財務大臣に報告を
すること。
- 四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(役員についての会社法等の準用)

第三十条 理事及び監事については、会社法（平成十七年法律第八十六号）
第四百三十条（役員等の連帯責任）の規定を、理事については、一般社団
法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第七十
八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定を、監事については
、第十九条の規定を準用する。この場合において、会社法第四百三十条中
「役員等が」とあるのは「理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監
事も」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(役員についての会社法等の準用)

第三十条 理事及び監事については、会社法（平成十七年法律第八十六号）
第四百三十条（役員等の連帯責任）の規定を、理事については、民法（明
治二十九年法律第八十九号）第四十四条第一項（法人の不法行為能力）、
第五十二条第二項（理事の業務執行）、第五十三条から第五十五条まで（
理事の代表権）及び第六十一条第一項（臨時総会の招集）の規定を、監事
については、第十九条及び同法第五十九条（監事の職務）の規定を準用す
る。この場合において、会社法第四百三十条中「役員等が」とあるのは「
理事が」と、「他の役員等も」とあるのは「監事も」と読み替えるものと
する。

(総会の議事)

第三十四条 1～3 (略)

4 総会においては、第二十五条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(議決権のない場合)

第三十六条 組合と特定の組合員との関係について議決をする場合には、その組合員は、議決権を有しない。

(創立総会)

第三十九条 1～8 (略)

9 創立総会については、第十条、第三十四条第二項及び第三項並びに第三十六条の規定を準用する。

(清算中の組合の能力)

第四十九条の二 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(総会の議事)

第三十四条 1～3 (同上)

(新設)

(総会についての民法の準用)

第三十六条 総会については、民法第六十四条(総会の決議事項)及び第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同法第六十四条中「第六十二条」とあるのは「たばこ耕作組合法第二十五条」と、同法第六十六条中「社団法人」とあるのは「組合」と、「社員」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

(創立総会)

第三十九条 1～8 (同上)

9 創立総会については、第十条、第三十四条第二項及び第三項並びに民法第六十六条(表決権のない場合)の規定を準用する。この場合において、同条中「社団法人」とあるのは「組合」と、「社員」とあるのは「組合員」と読み替えるものとする。

(新設)

(裁判所による清算人の選任)

第五十条の二 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(新設)

(清算人の解任)

第五十条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第五十条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第五十一条の二 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三

(新設)

回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第五十一条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の組合についての破産手続の開始)

第五十一条の四 清算中に組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす

3 前項に規定する場合において、清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(新設)

(新設)

(裁判所による監督)

第五十二条の二 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

(新設)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、財務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 財務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べるすることができる。

(清算終了の届出)

第五十二条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を財務大臣に届け出なければならない。

(新設)

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十二条の四 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(不服申立ての制限)

第五十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第五十三條の六 裁判所は、第五十條の二の規定により清算人を選任した場合に、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第五十三條の七 清算人の解任についての裁判及び前條の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第五十三條の八 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三條の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十三條の六中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

(清算人についての準用)

第五十四條 清算人については、第十七條の二、第十九條から第二十四條まで、第二十七條及び第二十八條並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七十八條(代表者の行為についての損害賠償責任)の規定を準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(解散等についての民法等の準用等)

第五十四條 組合の解散及び清算については、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第八十三條まで(法人の清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項及び第三十六條から第四十條まで(法人の解散及び清算に関する監督等)の規定を、清算人については、第十七條の二、第十九條から第二十四條まで、第二十七條及び第二十八條並びに民法第四十四條第一項(法人の不法行為能力)

(削る)

(削る)

第六十一条 次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一～四 (略)

五 第二十条(第五十四条)において準用する場合を含む。()の規定に違反したとき。

六 第二十二條第一項(第三十七條第六項又は第五十四條)において準用する場合を含む。()の規定に違反したとき。

七 第二十三條第一項又は第二十四條(これらの規定を第二十九條第五項、第三十七條第六項又は第五十四條)において準用する場合を含む。()の規定に違反したとき。

八 第二十七條又は第二十八條(これらの規定を第三十七條第六項又は第五十四條)において準用する場合を含む。()の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

及び第六十一条第一項(臨時総会の招集)の規定を準用する。この場合において、同法第七十五条中「前条」とあるのは、「たばこ耕作組合法第五十條」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、財務大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 財務大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第六十一条 次の場合には、組合の発起人、役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。

一～四 (同上)

五 第二十条(第五十四条)において準用する場合を含む。()の規定に違反したとき。

六 第二十二條(第三十七條第六項又は第五十四條)において準用する場合を含む。()の規定に違反したとき。

七 第二十三條第一項又は第二十四條(これらの規定を第二十九條第五項、第三十七條第六項又は第五十四條)において準用する場合を含む。()の規定に違反したとき。

八 第二十七條又は第二十八條(これらの規定を第三十七條第六項又は第五十四條)において準用する場合を含む。()の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

<p>九・十 (略)</p> <p>十一 第五十一条の二第一項の期間内に債権者に弁済したとき。</p> <p>十二 第五十一条の二第一項又は第五十一条の四第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>十三 第五十一条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。</p> <p>十四 第五十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。</p> <p>十五 (略)</p>	<p>九・十 (同上)</p> <p>十一 第五十二条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。</p> <p>十二 第五十四条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済したとき。</p> <p>十三 第五十四条第一項において準用する民法第七十九条又は同法第八十条に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>十四 第五十四条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。</p> <p>十五 (同上)</p>
---	--

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（無限責任社員の第二次納税義務） 第三十三条 合名会社又は合資会社が国税を滞納した場合において、その財産につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社にあつては、無限責任社員）は、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。この場合において、その社員は、連帯してその責めに任ずる。</p>	<p>（無限責任社員の第二次納税義務） 第三十三条 合名会社若しくは合資会社又は無限責任中間法人が国税を滞納した場合において、その財産につき滞納処分を執行してもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社にあつては、無限責任社員）は、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。この場合において、その社員は、連帯してその責めに任ずる。</p>

改正案	現行
<p>第二条の二 国は、当分の間、次の各号に掲げる事業で、国が負担又は補助を行う必要があると認められるものうち、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであつて、緊急に実施する必要がある公共的建設事業に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、当該各号に定める者に対し、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。</p> <p>一～十 (略)</p> <p>十一 鉄道の技術の高度化に資する研究開発を行うための施設を整備する事業 鉄道の技術に関する試験研究等を行うことにより鉄道事業の健全な発達に寄与することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人</p> <p>十二・十三 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第二条の二 国は、当分の間、次の各号に掲げる事業で、国が負担又は補助を行う必要があると認められるものうち、民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備するものであつて、緊急に実施する必要がある公共的建設事業に要する費用に充てる資金の全部又は一部を、当該各号に定める者に対し、予算の範囲内において、無利子で貸し付けることができる。</p> <p>一～十 (同上)</p> <p>十一 鉄道の技術の高度化に資する研究開発を行うための施設を整備する事業 鉄道の技術に関する試験研究等を行うことにより鉄道事業の健全な発達に寄与することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人</p> <p>十二・十三 (同上)</p> <p>2・3 (同上)</p>

塩事業法（平成八年法律第二十九号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（指定等）</p> <p>第二十一条 財務大臣は、塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究等を行うことにより塩産業の健全な発展を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、国民生活に不可欠である良質な塩の安定的な供給の確保を図るために次条第一項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、塩事業センターとして指定することができる。</p> <p>2）4 （略）</p>	<p>（指定等）</p> <p>第二十一条 財務大臣は、塩の製造、輸入及び流通に関する調査研究等を行うことにより塩産業の健全な発展を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であつて、国民生活に不可欠である良質な塩の安定的な供給の確保を図るために次条第一項に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、塩事業センターとして指定することができる。</p> <p>2）4 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（代表権の制限）</p> <p>第二十二條の二 総裁又は副総裁の代表権に加えた制限は、善意の第三者に對抗することができない。</p> <p>（利益相反行為）</p> <p>第二十二條の三 日本銀行と総裁又は副総裁との利益が相反する事項については、総裁又は副総裁は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。</p> <p>（特別代理人の選任に関する事件の管轄）</p> <p>第六十條の二 特別代理人の選任に関する事件は、日本銀行の本店の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。</p> <p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第六十一條 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四條及び第七十八條の規定は、日本銀行について準用する。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（法人の規定の準用）</p> <p>第六十一條 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條、第五十條、第五十四條及び第五十七條並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五條第一項の規定は、日本銀行について準用する。</p>

国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第号）第四条及び第七十八条の規定は、国際協力銀行について準用する。</p> <p>（借入金及び国際協力銀行債券）</p> <p>第四十五条 1～9 （略）</p> <p>10 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>11～13 （略）</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、国際協力銀行について準用する。</p> <p>（借入金及び国際協力銀行債券）</p> <p>第四十五条 1～9 （同上）</p> <p>10 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>11～13 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第号）第四条及び第七十八条の規定は、日本政策投資銀行について準用する。</p> <p>（日本政策投資銀行債券の発行）</p> <p>第四十三条 1～5（略）</p> <p>6 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>7・8（略）</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は、日本政策投資銀行について準用する。</p> <p>（日本政策投資銀行債券の発行）</p> <p>第四十三条 1～5（同上）</p> <p>6 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>7・8（同上）</p>

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）

改正案	現行
<p>（公民館の設置者） 第二十一条（略）</p> <p>2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。</p> <p>3 （略）</p> <p>（通信教育の認定） 第五十一条 文部科学大臣は、学校又は一般社団法人若しくは一般財団法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定（以下「認定」という。）を与えることができる。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（公民館の設置者） 第二十一条（同上）</p> <p>2 前項の場合を除く外、公民館は、公民館設置の目的をもつて民法第三十四条の規定により設立する法人（この章中以下「法人」という。）でなければ設置することができない。</p> <p>3 （同上）</p> <p>（通信教育の認定） 第五十一条 文部科学大臣は、学校又は民法第三十四条の規定による法人の行う通信教育で社会教育上奨励すべきものについて、通信教育の認定（以下「認定」という。）を与えることができる。</p> <p>2・3 （同上）</p>

改正案

現行

（準用規定）

第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第七十八条の規定は、学校法人について準用する。

（財産目録の作成及び備置き）

第三十二条の二 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。

（準用規定）

第三十四条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第五十八条及び第六十四条の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。

（理事の代理行為の委任）

第四十条の二 理事は、寄附行為によつて禁止されていないときに限り、特

（準用規定）

第二十九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条（法人の能力）及び第四十四条（法人の不法行為能力等）の規定は、学校法人について準用する。

（新設）

（準用規定）

第三十四条 民法第四十一条（贈与又は遺贈に関する規定の準用）、第四十一条（寄附財産の帰属時期）及び第五十一条第一項（財産目録）（法人の設立の時に限る。）の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、同法第四十二条第一項中「法人の設立の許可があった時」とあるのは、「学校法人の成立の時」と読み替えるものとする。

（新設）

定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第四十条の三 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第四十条の四 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

第四十九条 削除

(学校法人についての破産手続の開始)

第五十条の二 学校法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

(新設)

(新設)

(準用規定)

第四十九条 民法第五十五条から第五十七条までの規定(理事の代理行為の委任、仮理事、利益相反行為)は、学校法人について準用する。この場合において、同法第五十六条及び第五十七条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは、「所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で」と読み替えるものとする。

(新設)

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしな
ければならない。

(清算中の学校法人の能力)

第五十条の三 解散した学校法人は、清算の目的の範囲内において、その清
算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第五十条の四 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散
の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定め
があるときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第五十条の五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が
欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若し
くは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第五十条の六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検
察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第五十条の七 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

け出なければならぬ。

(清算人の職務及び権限)

第五十条の八 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。

(債権の申出の催告等)

第五十条の九 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならぬ。この場合において、その期間は、二月を下ることが出来ない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除外することが出来ない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

(新設)

(新設)

第五十条の十 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、学校法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(清算中の学校法人についての破産手続の開始)

第五十条の十一 清算中に学校法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

(新設)

2 清算人は、清算中の学校法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の学校法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものとあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第五十条の十二 裁判所は、第五十条の五の規定により清算人を選任した場

(新設)

合には、学校法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合において、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(裁判所による監督)

第五十条の十三 学校法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

(新設)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 裁判所は、第一項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

4 前条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人及び監事」とあるのは、「学校法人及び検査役」と読み替えるものとする。

5 学校法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

6 所轄庁は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第五十条の十四 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(新設)

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十条の十五 学校法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(即時抗告)

第五十条の十六 清算人又は検査役の解任についての裁判及び第五十条の十二(第五十条の十三第四項において準用する場合を含む。)の規定による

(新設)

裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(不服申立ての制限)

第五十条の十七 清算人又は検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

第五十八条 削除

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条第一項(第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第三十二条第二項、第五十条第三項

(新設)

(準用規定)

第五十八条 民法第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)、及び第七十八条から第八十三条まで(法人の解散及び清算)並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで(法人の解散及び清算に関する監督等)の規定は、学校法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁」と読み替えるものとする。

2 学校法人の解散及び清算を監督する裁判所は、学校法人の業務を監督する所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する所轄庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条第一項(第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第三十二条第二項、第五十条第三項

並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の三（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十条の四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の七（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十三第五項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条の十四（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第三十三条の二の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記

並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十八条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）及び第三項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第六十一条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第四十九条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において準用する民法第五十六条及び第五十七条並びに第五十八条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第八十三条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 (同上)

二 第三十四条において準用する民法第五十一条第一項の規定による財産

載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

三・四（略）

五 第五十条の二第二項又は第五十条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

六 第五十条の九第一項又は第五十条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

七 第五十三条又は第五十四条第二項の規定に違反したとき。

八（略）

目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

三・四（同上）

五 第五十三条及び第五十四条第二項の規定に違反したとき。

六 第五十八条第一項において準用する民法第七十条又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。

七 第五十八条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。

八（同上）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。</p> <p>2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館とい</p> <p>い、日本赤十字社又は一般社団法人若しくは一般財団法人の設置する図書館を私立図書館という。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人が設置するもの（学校に附属する図書館又は図書室を除く。）をいう。</p> <p>2 前項の図書館のうち、地方公共団体の設置する図書館を公立図書館とい</p> <p>い、日本赤十字社又は民法第三十四条の法人の設置する図書館を私立図書館という。</p>

改正案

目次

第一章～第五章（略）

第六章 解散（第四十三条 第五十一条の四）

第七章～第十章（略）

附則

（合併の時期）

第四十一条 宗教法人の合併は、合併後存続する宗教法人又は合併によつて設立する宗教法人がその主たる事務所の所在地において第五十六条の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

（削る）

（任意解散の時期）

第四十七条 宗教法人の第四十三条第一項の規定による解散は、当該解散に関する認証書の交付によつてその効力を生ずる。

（破産手続の開始）

第四十八条 宗教法人がその債務につきその財産をもつて完済することがで

現行

目次

第一章～第五章（同上）

第六章 解散（第四十三条 第五十一条）

第七章～第十章（同上）

附則

（合併の時期）

第四十一条 宗教法人の合併は、合併後存続する宗教法人又は合併に因つて設立する宗教法人がその主たる事務所の所在地において第五十七条の規定による登記をすることによつてその効力を生ずる。

第四十七条 削除

（任意解散の時期）

第四十八条 宗教法人の第四十三条第一項の規定による解散は、当該解散に関する認証書の交付に因つてその効力を生ずる。

（新設）

きなくなつた場合には、裁判所は、代表役員若しくはその代務者若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、代表役員又はその代務者は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の宗教法人の能力)

第四十八条の二 解散した宗教法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第四十九条 (略)

2 前項の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

3 宗教法人が第四十三条第二項第四号又は第五号に掲げる事由によつて解散したときは、裁判所は、前二項の規定にかかわらず、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

4 第二十二条の規定は、宗教法人の清算人に準用する。

5 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

6 宗教法人の責任役員及びその代務者は、規則に別段の定めがなければ、宗教法人の解散によつて退任するものとする。宗教法人の代表役員又はその代務者で清算人とならなかつたものについても、また同様とする。

(新設)

(清算人)

第四十九条 (同上)

(新設)

2 宗教法人が第四十三条第二項第四号又は第五号に掲げる事由に因つて解散したときは、裁判所は、前項の規定にかかわらず、所轄庁、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任する。

3 第二十二条の規定は、宗教法人の清算人に準用する。

(新設)

4 宗教法人の責任役員及びその代務者は、規則に別段の定めがなければ、宗教法人の解散に因つて退任するものとする。宗教法人の代表役員又はその代務者で清算人とならなかつたものについても、また同様とする。

7 第三項の規定に該当するときは、宗団法人の代表役員、責任役員及び代務者は、前項の規定にかかわらず、当該解散によつて退任するものとする。

(清算人の職務及び権限)

第四十九条の二 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができ。

(債権の申出の催告等)

第四十九条の三 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

5 第二項の規定に該当するときは、宗団法人の代表役員、責任役員及び代務者は、前項の規定にかかわらず、当該解散に因つて退任するものとする。

(新設)

(新設)

(期間経過後の債権の申出)

第四十九条の四 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、宗教法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(清算中の宗教法人についての破産手続の開始)

第四十九条の五 清算中に宗教法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

(新設)

2 清算人は、清算中の宗教法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の宗教法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十九条の六 裁判所は、第四十九条第二項又は第三項の規定により清算人を選任した場合には、宗教法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人(当該宗教法人の規則で当該宗教法人の財産の状況及び役員職務の執行の状況を監査する機関を置く旨が定められているときは、当該清算人及び当該監

(新設)

查の機関)の陳述を聴かなければならない。

(裁判所による監督)

第五十一条 宗教法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 | 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 | 裁判所は、第一項の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

4 | 第四十九条の六の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合に準用する。この場合において、同条中「清算人(当該宗教法人の規則で当該宗教法人の財産の状況及び役員職務の執行の状況を監査する機関を置く旨が定められているときは、当該清算人及び当該監査の機関)とあるのは、「宗教法人及び検査役」と読み替えるものとする。

5 | 宗教法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

6 | 前項に規定する所轄庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べる

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第五十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十条、第七十二条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十二条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定(法人の解散及び清算)は、宗教法人の解散及び清算に準用する。この場合において、民法第七十条第一項中「理事」とあるのは「代表役員若しくはその代務者」と、同条第二項中「理事」とあるのは「代表役員又はその代務者」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「宗教法人法第四十九条第一項」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

2 | 宗教法人の解散及び清算を監督する裁判所は、所轄庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 | 前項に規定する所轄庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べる

ことができる。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第五十一条の二 宗教法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(即時抗告)

第五十一条の三 清算人又は検査役の解任についての裁判及び第四十九条の六(第五十一条第四項において準用する場合を含む。)の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(不服申立ての制限)

第五十一条の四 清算人又は検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(設立の登記)

第五十二条 (略)

2 (略)

(削除)

(変更の登記)

第五十三条 宗教法人において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた

ことができる。

(新設)

(新設)

(新設)

(設立の登記)

第五十二条 (略)

2 (略)

3 宗教法人は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第五十三条 宗教法人の成立後新たに従たる事務所を設けたときは、主たる

ときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第五十四条 宗教法人がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十二条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第五十五条 代表権を有する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(合併の登記)

第五十六条 宗教法人が合併するときは、当該合併に関する認証書の交付を受けた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併後存続する宗教法人については変更の登記をし、合併により解散する宗教法人については解散の登記をし、合併により設立する宗教法人については設立の登記をしなければならない。

(解散の登記)

事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にとの従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 宗教法人の成立後主たる事務所又は従たる事務所の所在地の登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第五十四条 宗教法人が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第五十二条第二項各号に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第五十五条 第五十二条第二項各号に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第五十七条 第四十二条第一項又は第二項（第二号及び第三号を除く。以下この条において同じ。）の規定により宗教法人が解散したときは、同条第一項の規定による解散の場合には当該解散に関する認証書の交付を受けた日から、同条第二項の規定による解散の場合には当該解散の事由が生じた日から、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

（清算結了の登記）

第五十八条 宗教法人の清算が結了したときは、清算結了の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

（従たる事務所の所在地における登記）

第五十九条 次の各号に掲げる場合（当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 宗教法人の設立に際して従たる事務所を設けた場合（次号に規定する場合を除く。）主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併により設立する宗教法人が合併に際して従たる事務所を設けた場合 当該合併に関する認証書の交付を受けた日から三週間以内

三 宗教法人の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた

第五十六条 代表役員若しくはその代務者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

（合併の登記）

第五十七条 宗教法人が合併するときは、当該合併に関する認証書の交付を受けた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する宗教法人については変更の登記を、合併に因つて解散する宗教法人については解散の登記を、合併に因つて設立する宗教法人については第五十二条第二項各号に掲げる事項の登記をしなければならない。

（解散の登記）

第五十八条 宗教法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除くほか、第四十二条第一項の規定による解散の場合には当該解散に関する認証書の交付を受けた日から、同条第二項各号に掲げる事由による解散の場合には当該解散の事由が生じた日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

第五十九条 削除

た日から三週間以内

2 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しななければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 名称

二 主たる事務所の所在場所

三 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第六十条 宗教法人がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第一項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（従たる事務所における変更の登記等）

（清算結了の登記）

第六十条 宗教法人の清算が結了したときは、清算結了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

（管轄登記所及び登記簿）

第六十一条 宗教法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に宗教法人登記簿を備える。

第六十二条 削除

（登記申請書の添付書類）

第六十三条 設立の登記の申請書には、所轄庁の証明がある認証を受けた規則の謄本及び代表権を有する者の資格を証する書類を添えなければならない。

2 従たる事務所の新設、事務所の移転その他登記事項の変更の登記の申請書には、その登記の事由を証する書類を添えなければならない。但し、代表権を有する者の氏、名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

3 解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書類を添えなければならない。

第六十一条 第五十六条及び第五十八条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する宗教法人についての変更の登記は、第五十九条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(管轄登記所及び登記簿)

第六十二条 宗教法人の登記に関する事務は、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 各登記所に宗教法人登記簿を備える。

(登記の申請)

第六十三条 設立の登記は、宗教法人を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、所轄庁の証明がある認証を受けた規則の謄本及び宗教法人を代表すべき者の資格を証する書類を添付しなければならない。

3 第五十二条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書類を添付しなければならない。ただし、代表権を有する者の氏名又は住所の変更の登記については、この限りでない。

4 合併による変更又は設立の登記の申請書には、前二項に規定する書類のほか、第三十四条第三項及び第四項の規定による手続を経たことを証する書類並びに合併により解散する宗教法人(当該登記所の管轄区域内に主た

4 合併による設立又は変更の登記の申請書には、第一項又は第二項に掲げる書類のほか、第三十四条第三項及び第四項の規定による手続を経たことを証する書類並びに合併によつて解散する宗教法人(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添えなければならない。

5 この法律の規定による所轄庁の認証を要する事項に係る登記の申請書には、前各項に掲げる書類の外、所轄庁の証明がある認証書の謄本を添えなければならない。

る事務所があるものを除く。）の登記事項証明書を添付しなければならない。

5 第五十七条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書類を添付しなければならない。

6 この法律の規定による所轄庁の認証を要する事項に係る登記の申請書には、第二項から前項までに規定する書類のほか、所轄庁の証明がある認証書の謄本を添付しなければならない。

（商業登記法の準用）

第六十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十六条、第二十七条（登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一商号の登記の禁止）、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条（株式会社の登記）並びに第三百二十二条から第四百八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定は、この章の規定による登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「宗教法人法第五十九条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「宗教法人法第四十九条第一項の規

（商業登記法の準用）

第六十五条 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第二条から第五条まで（登記所及び登記官）、第七条から第十五条まで、第十七条、第十八条、第十九条の二から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十六条、第二十七条（登記簿等、登記手続の通則及び同一の所在場所における同一商号の登記の禁止）、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条（株式会社の登記）並びに第三百二十二条から第四百八条まで（登記の更正及び抹消並びに雑則）の規定は、この章の規定による登記について準用する。この場合において、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「宗教法人法第五十二条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において宗教法人法第五十二条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人

定による清算人」と読み替えるものとする。

(解散命令)

第八十一条 (略)

2~6 (略)

7 第二項から前項までに規定するものを除くほか、第一項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の定めるところによる。

(事務の区分)

第八十七条の二 第九条、第十四条第一項、第二項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)及び第四項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第四項、第二十六条第四項(第三十六条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第三項、第四十六条第一項、第四十九条第三項、第五十一条第五項及び第六項、第七十八条の二第一項及び第二項(第七十九条第四項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。)、第七十九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第六項、第八十一条第一項、第四項及び第五項並びに第八十二条の規定により都道

となつたもの(同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社代表清算人となつたもの)とあるのは「宗教法第四十九条第一項の規定による清算人」と読み替えるものとする。

(解散命令)

第八十一条 (同上)

2~6 (同上)

7 前五項に規定するものを除く外、第一項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法の定めるところによる。

(事務の区分)

第八十七条の二 第九条、第十四条第一項、第二項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)及び第四項(第二十八条第二項、第三十九条第二項及び第四十六条第二項において準用する場合を含む。)、第二十五条第四項、第二十六条第四項(第三十六条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項、第三十九条第一項、第四十三条第三項、第四十六条第一項、第四十九条第二項、第五十一条第二項及び第三項、第七十八条の二第一項及び第二項(第七十九条第四項及び第八十条第五項において準用する場合を含む。)、第七十九条第一項から第三項まで、第八十条第一項から第三項まで及び第六項、第八十一条第一項、第四項及び第五項並びに第八十二条の規定により都道

<p>府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>第八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 第四十八条第二項又は第四十九条の五第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。</p> <p>七 第四十九条の三第一項又は第四十九条の五第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>八 第五十一条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。</p> <p>九～十一（略）</p>	<p>府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。</p> <p>第八十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、宗教法人の代表役員、その代務者、仮代表役員又は清算人は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>一～五（同上）</p> <p>六 第五十一条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。</p> <p>七 第五十一条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>八 第五十一条第一項において準用する民法第八十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。</p> <p>九～十一（同上）</p>
---	--

民間学術研究機関の助成に関する法律（昭和二十六年法律第二百二十七号）

改正案	現行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律で「民間学術研究機関」（以下「研究機関」という。）とは、一般社団法人又は一般財団法人で、学術の研究を目的とするものをいう。</p> <p>(補助の申請)</p> <p>第四条 研究機関は、前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、主務大臣（当該研究機関の事業を所管する大臣をいう。以下同じ。）に申請しなければならない。</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律で「民間学術研究機関」（以下「研究機関」という。）とは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人で、学術の研究を目的とするものをいう。</p> <p>(補助の申請)</p> <p>第四条 研究機関は、前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、主務大臣（当該研究機関を所管する大臣をいう。以下同じ。）に申請しなければならない。</p>

改正案

現行

（定義）

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九條において同じ。）を除く。）が設置するもので第二章の規定による登録を受けたものをいう。

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、地方公共団体、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人、宗教法人又は政令で定めるその他の法人（独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二十九條において同じ。）を除く。）が設置するもので第二章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、一般社団法人若しくは一般財団法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

2 この法律において、「公立博物館」とは、地方公共団体の設置する博物館をいい、「私立博物館」とは、民法第三十四条の法人、宗教法人又は前項の政令で定める法人の設置する博物館をいう。

3 （略）

3 （同上）

（登録の申請）

（登録の申請）

第十一条 （略）

第十一条 （同上）

<p>2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面</p> <p>二 私立博物館にあつては、当該法人の定款の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面</p>	<p>2 前項の登録申請書には、左に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>一 公立博物館にあつては、設置条例の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び予算の歳出の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面</p> <p>二 私立博物館にあつては、当該法人の定款若しくは寄附行為の写し又は当該宗教法人の規則の写し、館則の写し、直接博物館の用に供する建物及び土地の面積を記載した書面及びその図面、当該年度における事業計画書及び収支の見積りに関する書類、博物館資料の目録並びに館長及び学芸員の氏名を記載した書面</p>
--	--

改正案	現行
<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、経営及び労働の諸条件の改善のための労働科学に関する研究及び調査に係る事業の発達に資するため、財団法人労働科学研究所（昭和二十年十一月三十日に財団法人労働科学研究所という名称で設立された法人をいい、以下「財団」という。）に対する助成について規定するものとする。</p> <p>（譲与）</p> <p>第二条 政府は、財団に対し、財団が行う前条に規定する事業の用に供するため、他の法令の規定にかかわらず、この法律施行の際国有財産台帳上東京都世田谷区祖師谷二丁目千二百二十六番地所在の国有財産たる施設並びに当該施設の用に供し、及び当該施設に備え付けられている動産（これらの施設及び動産の従物を含む。以下同じ。）を譲与することができる。</p>	<p>（この法律の目的）</p> <p>第一条 この法律は、経営及び労働の諸条件の改善のための労働科学に関する研究及び調査に係る事業の発達に資するため、財団法人労働科学研究所に対する助成について規定するものとする。</p> <p>（譲与）</p> <p>第二条 政府は、財団法人労働科学研究所（以下「財団」という。）に対し、財団が行う前条に規定する事業の用に供するため、他の法令の規定にかかわらず、この法律施行の際国有財産台帳上東京都世田谷区祖師谷二丁目千二百二十六番地所在の国有財産たる施設並びに当該施設の用に供し、及び当該施設に備え付けられている動産（これらの施設及び動産の従物を含む。以下同じ。）を譲与することができる。</p>

改正案	現行
<p>（指定の基準）</p> <p>第六十一条の十二 文部科学大臣は、第六十一条の十の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の指定をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一般社団法人又は一般財団法人であつて、その役員又は社員の構成が情報処理業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第六十一条の二十三の四 文部科学大臣は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、第六十一条の二十三の二の指定をしてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 一般社団法人又は一般財団法人であつて、その役員又は社員の構成が保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（指定の基準）</p> <p>第六十一条の十二 文部科学大臣は、第六十一条の十の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同条の指定をしてはならない。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が情報処理業務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三・四 （同上）</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第六十一条の二十三の四 文部科学大臣は、前条第一項の指定の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、第六十一条の二十三の二の指定をしてはならない。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は社員の構成が保障措置検査等実施業務の適確な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>四・五 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（国民体育大会）</p> <p>第六条 国民体育大会は、財団法人日本体育協会（昭和二年八月八日に財団法人大日本体育協会という名称で設立された法人をいう。第三項において同じ。）<u>、国及び開催地の都道府県が共同して開催する。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 国は、国民体育大会の円滑な運営に資するため、財団法人日本体育協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行うものとする。</p> <p>（スポーツの水準の向上のための措置）</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>2 国は、前項に定める措置のうち、財団法人日本オリンピック委員会（平成元年八月七日に財団法人日本オリンピック委員会という名称で設立された法人をいう。以下この項において同じ。）<u>が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関する措置を講ずるに当たつては、財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡に努めるものとする。</u></p>	<p>（国民体育大会）</p> <p>第六条 国民体育大会は、財団法人日本体育協会、<u>国及び開催地の都道府県が共同して開催する。</u></p> <p>2 （同上）</p> <p>3 国は、国民体育大会の円滑な運営に資するため、財団法人日本体育協会及び開催地の都道府県に対し、必要な援助を行なうものとする。</p> <p>（スポーツの水準の向上のための措置）</p> <p>第十四条 （略）</p> <p>2 国は、前項に定める措置のうち、財団法人日本オリンピック委員会が行う国際的な規模のスポーツの振興のための事業に関する措置を講ずるに当たつては、財団法人日本オリンピック委員会との緊密な連絡に努めるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（相続人の不存在の場合等における著作権の消滅） 第六十二条 著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 著作権者である法人が解散した場合において、その著作権が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第二百三十九条第三項（残余財産の国庫への帰属）その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。</p> <p>2 （略）</p> <p>（指定の基準） 第四百条の三 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 一般社団法人であること。</p> <p>二 四 （略）</p>	<p>（相続人の不存在の場合等における著作権の消滅） 第六十二条 著作権は、次に掲げる場合には、消滅する。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 著作権者である法人が解散した場合において、その著作権が民法第七十二条第三項（残余財産の国庫への帰属）その他これに準ずる法律の規定により国庫に帰属すべきこととなるとき。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（指定の基準） 第四百条の三 文化庁長官は、次に掲げる要件を備える団体でなければ前条第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人であること。</p> <p>二 四 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（教育職員の教職調整額の支給等）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 第一項の教職調整額の支給を受ける者の給与に関し、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める内容を条例で定めるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。</p>	<p>（教育職員の教職調整額の支給等）</p> <p>第三条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 第一項の教職調整額の支給を受ける者の給与に関し、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める内容を条例で定めるものとする。</p> <p>一～三（同上）</p> <p>四 公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第二条第一項の規定により派遣された者に給料が支給される場合 当該給料の額に教職調整額の額を加えた額を支給すること。</p>

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 技術士試験（第四条 第三十一条）</p> <p>第二章の二 技術士等の資格に関する特例（第三十一条の二）</p> <p>第三章 技術士等の登録（第三十二条 第四十三条）</p> <p>第四章 技術士等の義務（第四十四条 第四十七条の二）</p> <p>第五章 削除</p> <p>第六章 日本技術士会（第五十四条 第五十五条の二）</p> <p>第七章 雑則（第五十六条 第五十八条）</p> <p>第八章 罰則（第五十九条 第六十四条）</p> <p>附則</p> <p>（指定試験機関の指定）</p> <p>第十一条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 文部科学大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 技術士試験（第四条 第三十一条）</p> <p>第二章の二 技術士等の資格に関する特例（第三十一条の二）</p> <p>第三章 技術士等の登録（第三十二条 第四十三条）</p> <p>第四章 技術士等の義務（第四十四条 第四十七条の二）</p> <p>第五章 削除</p> <p>第六章 日本技術士会（第五十四条・第五十五条）</p> <p>第七章 雑則（第五十六条 第五十八条）</p> <p>第八章 罰則（第五十九条 第六十三条）</p> <p>附則</p> <p>（指定試験機関の指定）</p> <p>第十一条（同上）</p> <p>2・3（同上）</p> <p>4 文部科学大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定に</p>

二〇四 (略)

(設立)

第五十四条 その名称中に日本技術士会という文字を使用する一般社団法人は、技術士を社員とする旨の定款の定めがあり、かつ、全国の技術士の品位の保持、資質の向上及び業務の進歩改善に資するため、技術士の研修並びに社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とするもの限り、設立することができる。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

(成立の届出)

第五十五条 前条の一般社団法人(以下「技術士会」という。)は、成立したときは、成立の日から一週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、文部科学大臣に届け出なければならない。

(技術士会の業務の監督)

第五十五条の二 技術士会の業務は、文部科学大臣の監督に属する。

2 文部科学大臣は、技術士会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び技術士会の財産の状況を検査し、又は技術士会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

より設立された法人以外の者であること。

二〇四 (同上)

(設立)

第五十四条 技術士は、全国を区域とする一の日本技術士会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

(日本技術士会の目的)

第五十五条 日本技術士会は、技術士の品位の保持、資質の向上及び業務の進歩改善に資するため、技術士の研修並びに会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(新設)

第六十四条 技術士会の理事、監事又は清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

(新設)

一 第五十五条の規定に違反して、成立の届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第五十五条の二第二項の規定による文部科学大臣の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による文部科学大臣の監督上の命令に違反したとき。

改正案	現行
<p>（指定の基準）</p> <p>第七条 文化庁長官は、第五条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 一般社団法人又は一般財団法人であつて、その役員又は職員の構成が登録事務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>四・五 （略）</p>	<p>（指定の基準）</p> <p>第七条 文化庁長官は、第五条第一項の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一・二 （同上）</p> <p>三 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、その役員又は職員の構成が登録事務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>四・五 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条及び第七十八条の規定は、事業団について準用する。</p> <p>（借入金及び私学振興債券）</p> <p>第三十七条（略）</p> <p>2～8（略）</p> <p>9 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定 による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>10～12（略）</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規 定は、事業団について準用する。</p> <p>（借入金及び私学振興債券）</p> <p>第三十七条（同上）</p> <p>2～8（同上）</p> <p>9 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐもの とする。</p> <p>10～12（同上）</p>

スポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成十年法律第六十三号）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>（機構の指定）</p> <p>第二十三条 文部科学大臣は、サッカーの試合を通じてスポーツの振興を図ることを目的とする一般社団法人であつて、次条に規定する業務を公正かつ円滑に行うことができる<u>と認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、スポーツ振興投票対象試合開催機構（以下「機構」という。）として指定することができる。</u></p> <p>255 （略）</p>	<p>（機構の指定）</p> <p>第二十三条 文部科学大臣は、サッカーの試合を通じてスポーツの振興を図ることを目的として設立された民法第三十四条の社団法人であつて、次条に規定する業務を公正かつ円滑に行うことができる<u>と認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、スポーツ振興投票対象試合開催機構（以下「機構」という。）として指定することができる。</u></p> <p>255 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲） 第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 センターは、第一項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人その他の営利を目的としない法人の委託を受けて、これらの者が実施する試験の採点及び結果の分析に関する業務を行うことができる。</p>	<p>（業務の範囲） 第十三条（同上）</p> <p>2（同上）</p> <p>3 センターは、第一項の業務のほか、同項の業務の遂行に支障のない範囲内で、国、地方公共団体又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十条の法人その他の営利を目的としない法人の委託を受けて、これらの者が実施する試験の採点及び結果の分析に関する業務を行うことができる。</p>

改正案

第十八条の九 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、保育士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものとして当該都道府県知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

（略）

第三十三条の六 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（次条及び第三十三条の八において「児童等」という。）の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百三十四条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第五十六条の二 都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合において
 は、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設

現行

第十八条の九 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、保育士試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものとして当該都道府県知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、試験事務の全部又は一部を行わせることができる。

（同上）

第三十三条の六 児童又は児童以外の満二十歳に満たない者（次条及び第三十三条の八において「児童等」という。）の親権者が、その親権を濫用し、又は著しく不行跡であるときは、民法第八百三十四条の規定による親権喪失の宣告の請求は、同条に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第五十六条の二 都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合において
 は、第三十五条第四項の規定により、国、都道府県及び市町村以外の者が設置する児童福祉施設について、その新設（社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人が設置する児童福祉施設の新設に限る。）修理、改造、拡張又は整備（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設

設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。

- 一 その児童福祉施設が、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は公益社団法人若しくは公益財団法人の設置するものであること。

二 (略)

、 (略)

第七十二条 国は、当分の間、都道府県（第五十九条の四第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第五十六条の二第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び第九項において同じ。）に対し、第五十六条の二第三項の規定により国がその費用について補助することができる知的障害児施設等の新設等で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は公益社団法人若しくは公益財団法人に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十六条の二第三項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

、 (略)

設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。

- 一 その児童福祉施設が、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は民法第三十四条の規定により設立された法人の設置するものであること。

二 (同上)

、 (同上)

第七十二条 国は、当分の間、都道府県（第五十九条の四第一項の規定により、都道府県が処理することとされている第五十六条の二第一項の事務を指定都市等が処理する場合にあつては、当該指定都市等を含む。以下この項及び第九項において同じ。）に対し、第五十六条の二第三項の規定により国がその費用について補助することができる知的障害児施設等の新設等で社会資本整備特別措置法第二条第一項第二号に該当するものにつき、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人、日本赤十字社又は民法第三十四条の規定により設立された法人に対し当該都道府県が補助する費用に充てる資金について、予算の範囲内において、第五十六条の二第三項の規定（この規定による国の補助の割合について、この規定と異なる定めをした法令の規定がある場合には、当該異なる定めをした法令の規定を含む。以下同じ。）により国が補助することができる金額に相当する金額を無利子で貸し付けることができる。

、 (同上)

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第三条の四 　　（略）</p> <p>厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、<u>一般社団法人又は一般財団法人</u>以外の者であること。</p> <p>二～四 （略）</p>	<p>第三条の四 　　（同上）</p> <p>厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、<u>民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人</u>以外の者であること。</p> <p>二～四 （同上）</p>

<p>改正案</p>	<p>第四条の三（略）</p> <p>厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二・三（略）</p>
<p>現行</p>	<p>第四条の三（同上）</p> <p>厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二・三（同上）</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>第八条の二 1～3 （略）</p> <p>4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、<u>一般社団法人又は一般財団法人</u>以外の者であること。</p> <p>二～四 （略）</p>	<p>第八条の二 1～3 （同上）</p> <p>4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、<u>民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人</u>以外の者であること。</p> <p>二～四 （同上）</p>

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>(指定の基準) 第七条の三 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(指定の基準) 第七条の三 (同上)</p> <p>2 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二・三 (同上)</p>

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>(指定の基準)</p> <p>第四条の三 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二・三 (略)</p>	<p>(指定の基準)</p> <p>第四条の三 (同上)</p> <p>2 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次のいずれかに該当するときは、同条第一項の規定による指定をしてはならない。</p> <p>一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二・三 (同上)</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（指定の基準） 第二十五条の十三（略） 2 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。 二・三（略）</p>	<p>（指定の基準） 第二十五条の十三（同上） 2 厚生労働大臣は、前条第二項の規定による申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。 二・三（同上）</p>

改正案	現行
<p>(製菓衛生師試験)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、製菓衛生師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働大臣があらかじめ指定する者（以下「指定試験機関」という。）に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(製菓衛生師試験)</p> <p>第四条 (同上)</p> <p>2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、製菓衛生師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働大臣があらかじめ指定する者（以下「指定試験機関」という。）に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>3・4 (同上)</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（指定登録機関の指定等） 第八条の二 1～3 （略） 4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。 二～四 （略）</p>	<p>（指定登録機関の指定等） 第八条の二 1～3 （同上） 4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。 一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。 二～四 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（指定試験機関の指定）</p> <p>第十条 1～3 （略）</p> <p>4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二～四 （略）</p>	<p>（指定試験機関の指定）</p> <p>第十条 1～3 （同上）</p> <p>4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二～四 （同上）</p>

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p>（指定試験機関の指定） 第十七条 1～3 （略） 4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。 二～四 （略）</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p>（指定試験機関の指定） 第十七条 1～3 （同上） 4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。 一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。 二～四 （同上）</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（指定試験機関の指定） 第十七条 1～3 （略） 4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。 二～四 （略）</p>	<p>（指定試験機関の指定） 第十七条 1～3 （同上） 4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。 一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。 二～四 （同上）</p>

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（指定の基準） 第二十二條（略） 2 厚生労働大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の指定をしてはならない。 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。 二～四（略）</p>	<p>（指定の基準） 第二十二條（同上） 2 厚生労働大臣は、前条第二項の申請をした者が、次の各号のいずれかに該当するときは、同条第一項の指定をしてはならない。 一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。 二～四（同上）</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（指定登録機関の指定） 第十二条 1～3（略） 4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。 二～四（略）</p>	<p>（指定登録機関の指定） 第十二条 1～3（同上） 4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。 一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。 二～四（同上）</p>

<p>改正案</p>	<p>（指定試験機関の指定） 第十條 1～3（略） 4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。 一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。 二～四（略）</p>
<p>現行</p>	<p>（指定試験機関の指定） 第十條 1～3（略） 4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。 一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。 二～四（略）</p>

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>（指定登録機関の指定）</p> <p>第十二条 1～3（略）</p> <p>4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二～四（略）</p>	<p>（指定登録機関の指定）</p> <p>第十二条 1～3（同上）</p> <p>4 厚生労働大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二～四（同上）</p>

社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）

改正案	第七条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条及び第七十八条の規定は、基金について準用する。
現行	第七条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規 定は、基金について準用する。

改正案	現行
<p>（医師の認定による人工妊娠中絶）</p> <p>第十四条 都道府県の区域を単位として設立された公益社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（医師の認定による人工妊娠中絶）</p> <p>第十四条 都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定する医師（以下「指定医師」という。）は、次の各号の一に該当する者に対して、本人及び配偶者の同意を得て、人工妊娠中絶を行うことができる。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>2（略）</p>

改正案	現行
<p>（組合の事務の決定）</p> <p>第三十一条の二 組合の事務は、定款に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。</p> <p>（組合の代表）</p> <p>第三十一条の三 理事は、組合のすべての事務について、組合を代表する。ただし、定款の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。</p> <p>（理事の代表権の制限）</p> <p>第三十一条の四 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>（理事の代理行為の委任）</p> <p>第三十一条の五 理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないと きに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>（仮理事）</p> <p>第三十一条の六 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

害を生ずるおそれがあるときは、当該行政庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第四十二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第二号)第七十八条の規定は、組合について準用する。

(合併の効力)

第六十七条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第七十八条に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

(清算中の組合の能力)

第六十八条の二 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(裁判所による清算人の選任)

第六十九条の二 前条の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(民法の準用)

第四十二条 理事には、民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条第一項、第五十二条第二項及び第五十三条から第五十六条までの規定を準用する。この場合において、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは、「当該行政庁は、利害関係人の請求により又は職権で」と読み替えるものとする。

(合併の効力)

第六十七条 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所の所在地において、第七十九条に規定する登記をすることによつてその効力を生ずる。

(新設)

(新設)

(清算人の解任)

第六十九条の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第六十九条の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。

(債権の申出の催告等)

第七十条の二 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の

(新設)

の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第七十条の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の組合についての破産手続の開始)

第七十条の四 清算中に組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす

る。

3 前項に規定する場合において、清算中の組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所による監督)

第七十一条の二 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第七十二条の二 清算が結了したときは、清算人は、その旨を当該行政庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第七十三条 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第七十三条の二 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(民法の準用等)

第七十三条 組合の解散及び清算には、民法第七十二条、第七十五条、第七十六条及び第七十八条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定を準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「消費生活協同組合法第六十九条」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第七十三条の三 裁判所は、第六十九条の二の規定により清算人を選任した場合に、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第七十三条の四 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第七十三条の五 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第七十三条の三中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

(設立の登記)

第七十四条 組合の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、出資の第一回の払込みがあつた日から二週間以内になければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 第二十六条第一項第一号から第三号までに掲げる事項

(新設)

(新設)

(新設)

(設立登記)

第七十四条 設立の登記は、出資の第一回の払込みがあつた日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。

2 設立の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

一 第二十六条第一項第一号から第三号までの事項

二丁六 (略)

(削る)

(変更の登記)

第七十五条 組合において前条第二項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

2 前条第二項第三号に掲げる事項中出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、主たる事務所の所在地において、毎事業年度末現在により事業年度終了後四週間以内にこれをするこ
とができる。

(他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記)

第七十六条 組合がその主たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地において第七十四条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。

二丁六 (同上)

3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の登記)

第七十五条 組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内においてあらたに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

(移転登記)

第七十六条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第七十四条第二項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地において四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすることをもつて足りる。

(職務執行停止の仮処分等の登記)

第七十七条 代表権を有する者の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、その主たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(削る)

(合併の登記)

第七十八条 組合が合併をするときは、第六十五条第二項の認可があつた日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、合併によつて消滅する組合については解散の登記をし、合併後存続する組合については変更の登記をし、合併によつて設立する組合については設立の登記をしなければならない。

(変更登記)

第七十七条 第七十四条第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 第七十四条第二項第三号の事項中出資の総口数及び払い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末現在により事業年度終了後主たる事務所所在地においては四週間以内に、従たる事務所所在地においては五週間以内にこれを行うことができる。

(理事の職務執行停止の仮処分等の登記)

第七十七条の二 組合の理事の職務の執行を停止し、若しくはその職務を代行する者を選任する仮処分命令又はその仮処分命令を変更し、若しくは取り消す決定がされたときは、主たる事務所及び従たる事務所所在地において、その登記をしなければならない。

(解散登記)

第七十八条 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除いては、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(解散の登記)

第七十九条 第六十二条第一項(第四号及び第五号を除く。)の規定により組合が解散したときは、二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、解散の登記をしなければならない。

(清算結了の登記)

第八十条 清算が結了したときは、第七十二条の承認の日から二週間以内に、その主たる事務所の所在地において、清算結了の登記をしなければならない。

(従たる事務所の所在地における登記)

第八十一条 次の各号に掲げる場合(当該各号に規定する従たる事務所が主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。)には、当該各号に定める期間内に、当該従たる事務所の所在地において、従たる事務所の所在地における登記をしなければならない。

一 組合の設立に際して従たる事務所を設けた場合(次号に掲げる場合を除く。)
主たる事務所の所在地における設立の登記をした日から二週間以内

二 合併によつて設立する組合が合併に際して従たる事務所を設けた場合
第六十五条第二項の認可があつた日から三週間以内

三 組合の成立後に従たる事務所を設けた場合 従たる事務所を設けた日

(合併登記)

第七十九条 組合が合併をしたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については変更の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて設立した組合については第七十四条第二項に規定する登記をしなければならない。

第八十条 削除

(清算結了登記)

第八十一条 組合の清算が結了したときは、第七十二条の承認の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

から三週間以内

2 | 従たる事務所の所在地における登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を設けたときは、第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

一 | 名称

二 | 主たる事務所の所在場所

三 | 従たる事務所（その所在地を管轄する登記所の管轄区域内にあるものに限る。）の所在場所

3 | 前項各号に掲げる事項に変更が生じたときは、三週間以内に、当該従たる事務所の所在地において、変更の登記をしなければならない。

（他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記）

第八十二条 組合がその従たる事務所を他の登記所の管轄区域内に移転したときは、旧所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地（主たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内にある場合を除く。）以下この条において同じ。）においては四週間以内に前条第二項各号に掲げる事項を登記しなければならない。ただし、従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内に新たに従たる事務所を移転したときは、新所在地においては、同項第三号に掲げる事項を登記すれば足りる。

（管轄登記所）

第八十二条 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてこれをつかさどる。

2 | 各登記所に消費生活協同組合登記簿及び消費生活協同組合連合会登記簿を備える。

(従たる事務所における変更の登記等)

第八十三条 第七十八条及び第八十条に規定する場合には、これらの規定に規定する日から三週間以内に、従たる事務所の所在地においても、これらの規定に規定する登記をしなければならない。ただし、合併後存続する組合についての変更の登記は、第八十一条第二項各号に掲げる事項に変更が生じた場合に限り、するものとする。

(登記簿)

第八十四条 各登記所に、消費生活協同組合登記簿及び消費生活協同組合連合会登記簿を備える。

(設立の登記の申請)

第八十五条 設立の登記は、組合を代表すべき者の申請によつてする。

2 設立の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の払込みのあつたことを証する書面並びに組合を代表すべき者の資格を証する

(設立登記の手續)

第八十三条 組合の設立の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の払込みのあつたことを証する書面及び代表権を有する者の資格を証する書面を添付しなければならない。

2 合併による組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第六十五条第三項において準用する第四十九条の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面並びに合併によつて消滅する組合(当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。)の登記事項証明書を添付しなければならない。

第八十四条 削除

(事務所の新設、移転及び変更登記手續)

第八十五条 組合の事務所の新設又は事務所の移転その他第七十四条第二項の事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

書面を添付しなければならない。

(変更の登記の申請)

第八十六条 第七十四条第二項各号に掲げる事項の変更の登記の申請書には、当該事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

2 第七十四条第二項第三号に掲げる事項中出資一口の金額の減少による変更の登記の申請書には、前項に規定する書面のほか、第四十九条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該出資一口の金額の減少をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(合併による変更の登記の申請)

2 出資一口の金額の減少又は組合の合併による変更の登記の申請書には、前項に掲げる書面のほか、第四十九条（第六十五条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額の減少若しくは合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

3 組合の合併による変更の登記の申請書には、合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に事務所があるものを除く。）の登記事項証明書をも添付しなければならない。

(解散登記手続)

第八十六条 第七十八条の規定による組合の解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

2 行政庁が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政庁の囑託に因つてこれをする。

第八十七条 合併による変更の登記の申請書には、次に掲げる書面を添付しなければならない。

第八十七条 削除

- 一 第六十五条第一項の規定による総会の議決があつたことを証する書面
- 二 第六十五条第三項において準用する第四十九条第二項の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を供し若しくはその債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該合併をしてもその債権者を害するおそれがないことを証する書面
- 三 合併によつて消滅する組合（当該登記所の管轄区域内に主たる事務所があるものを除く。）の登記事項証明書

（合併による設立の登記の申請）

第八十八条 合併による設立の登記の申請書には、第八十五条第二項に規定する書面のほか、前条各号に掲げる書面を添付しなければならない。

第八十八条 削除

（解散の登記の申請）

第八十九条 第七十九条の規定による解散の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添付しなければならない。

（清算結了登記手続）

- 2 行政庁が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政庁の嘱託によつてこれをする。

第八十九条 組合の清算結了の登記の申請書には、清算人が第七十二条の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添付しなければならない。

（清算結了の登記の申請）

第八十九条の二 清算結了の登記の申請書には、第七十二条の規定による決算報告書の承認があつたことを証する書面を添付しなければならない。

(商業登記法の準用)

第九十二条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第一条の三から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百二十二条から第四百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第八十一条第二項各号」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「消費生活協同組合法第六十九条本文の規定による清算人」と読み替えるものとする。

(行政罰)

(新設)

(商業登記法の準用)

第九十二条 組合の登記については、商業登記法（昭和三十八年法律第二百一十五号）第二条から第五条まで、第七条から第十五条まで、第十七条から第二十三条の二まで、第二十四条（第十五号及び第十六号を除く。）、第二十五条から第二十七条まで、第四十七条第一項、第四十八条から第五十三条まで、第七十一条第一項及び第三項、第七十九条、第八十二条、第八十三条並びに第三百二十二条から第四百四十八条までの規定を準用する。この場合において、同法第二十五条中「訴え」とあるのは「行政庁に対する請求」と、同条第三項中「その本店の所在地を管轄する地方裁判所」とあるのは「行政庁」と、同法第四十八条第二項中「会社法第九百三十条第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第七十四条第二項各号」と、同法第五十三条中「新所在地における登記においては」とあるのは「新所在地において消費生活協同組合法第七十四条第二項各号に掲げる事項を登記する場合には」と、同法第七十一条第三項ただし書中「会社法第四百七十八条第一項第一号の規定により清算株式会社の清算人となつたもの（同法第四百八十三条第四項に規定する場合にあつては、同項の規定により清算株式会社の代表清算人となつたもの）」とあるのは「消費生活協同組合法第六十九条本文の規定による清算人」と読み替えるものとする。

(行政罰)

第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事又は清算人は、これを十万円以下の過料に処する。

一、十二（略）

十三 第七十条の二第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十四 第七十条の二第一項又は第七十条の四第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十五 第七十条の四第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十六 第七十一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十七、十八（略）

第百条 次に掲げる場合には、組合の理事若しくは監事又は清算人は、これを十万円以下の過料に処する。

一、十二（同上）

十三 第七十一条の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十四 第七十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十五 第七十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一条第一項に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六 第七十三条第一項において準用する民法第八十一条第一項の規定に違反して破産手続開始の申立てを怠つたとき。

十七、十八（同上）

医療法（昭和二十三年法律第二百五号）

改正案	現行
<p>第六條の十一 1、2（略）</p> <p>3 都道府県等は、一般社団法人、一般財団法人その他の厚生労働省令で定める者に対し、医療安全支援センターにおける業務を委託することができる。</p> <p>4（略）</p> <p>第四十四條 1・2（略）</p> <p>3 財団たる医療法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は理事の任免の方法を定めなくて死亡したときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、これを定めなければならない。</p> <p>4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>6（略）</p> <p>第四十六條（略）</p> <p>2 医療法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>第四十六條の四（略）</p>	<p>第六條の十一 1、2（同上）</p> <p>3 都道府県等は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人その他の厚生労働省令で定める者に対し、医療安全支援センターにおける業務を委託することができる。</p> <p>4（同上）</p> <p>第四十四條 1・2（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>3（同上）</p> <p>4（同上）</p> <p>5（同上）</p> <p>第四十六條（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>第四十六條の四（同上）</p>

2 (略)	3 医療法人の業務は、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数で決する。	2 (同上)
4 理事は、定款若しくは寄附行為又は社員総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。	(新設)	
5 理事が欠けた場合において、医療法人の業務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。	(新設)	
6 医療法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。	(新設)	
7 (略)	3 (同上)	
第四十八条の三 社団たる医療法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があることに必要な変更を加えなければならない。	第四十八条の三 1 (同上)	
2 (略)	2 (同上)	
3 (略)	3 (同上)	
4 (略)	4 (同上)	
5 (略)	(新設)	
6 社員総会の招集の通知は、その社員総会の日より少なくとも五日前に、その会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。	(新設)	
7 社団たる医療法人の業務は、定款で理事その他の役員に委任したものを	(新設)	

除き、すべて社員総会の決議によつて行ふ。

8| 社員総会においては、第六項の規定によりあらかじめ通知をした事項に
ついでのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがある
ときは、この限りでない。

9| (略)

10| (略)

11| (略)

第四十八条の四 (略)

2| 社員総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によつて議決をする
ことができる。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。
。

3| 社団たる医療法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、
その社員は、議決権を有しない。

第四十九条の二 (略)

一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 第五十五条第三項第二号に掲げる事由のうち、同条第一項第二号に掲
げる事由による解散

六 (略)

(新設)

5| (同上)

6| (同上)

7| (同上)

第四十八条の四 (同上)

(新設)

(新設)

第四十九条の二 (同上)

一 (同上)

二 (同上)

三 (同上)

四 (同上)

五 第五十五条第二項第二号に掲げる事由のうち、同条第一項第二号に掲
げる事由による解散

六 (同上)

2 (略)	2 (同上)
第五十条 1～3 (略)	第五十条 1～3 (同上)
4 第四十四条第五項の規定は、定款又は寄附行為の変更により、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設け、又は変更する場合について準用する。	4 第四十四条第四項の規定は、定款又は寄附行為の変更により、残余財産の帰属すべき者に関する規定を設け、又は変更する場合について準用する。
第五十一条の二 (略)	第五十一条の二 (同上)
一 (略)	一 (同上)
二 第四十六条の四第七項第三号の監査報告書(以下「監事の監査報告書」という。)	二 第四十六条の四第三項第三号の監査報告書(以下「監事の監査報告書」という。)
三 (略)	三 (同上)
2 (略)	2 (同上)
第五十五条 (略)	第五十五条 (同上)
2 社団たる医療法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、前項第三号の社員総会の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。	(新設)
3 財団たる医療法人は、次に掲げる事由によって解散する。	2 財団たる医療法人は、左の事由によって解散する。
一 (略)	一 (同上)
二 第一項第二号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由	二 前項第二号、第四号、第六号又は第七号に掲げる事由
4 医療法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で	(新設)

、破産手続開始の決定をする。

5| 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしな
ければならない。

6| (略)

7| (略)

8| 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第三項第一号に掲げる事由
によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出な
ければならない。

第五十六条の二 解散した医療法人は、清算の目的の範囲内において、その
清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

第五十六条の三 医療法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定
による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款若しく
は寄附行為に別段の定めがあるとき、又は社員総会において理事以外の者
を選任したときは、この限りでない。

第五十六条の四 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人
が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若
しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

第五十六条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは
検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

3| (同上)

4| (同上)

5| 清算人は、第一項第一号若しくは第五号又は第二項第一号に掲げる事由
によつて医療法人が解散した場合には、都道府県知事にその旨を届け出な
ければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

第五十六条の六 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

(新設)

第五十六条の七 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができ。

(新設)

第五十六条の八 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除外することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

第五十六条の九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、医療法

(新設)

人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

第五十六条の十 清算中に医療法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の医療法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の医療法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

第五十六条の十一 清算が終了したときは、清算人は、その旨を都道府県知

(新設)

事に届け出なければならない。

第五十六条の十二 医療法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

(新設)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 医療法人の解散及び清算を監督する裁判所は、医療法人の業務を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を

述べることができる。

第五十六条の十三 医療法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

第五十六条の十四 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

第五十六条の十五 裁判所は、第五十六条の四の規定により清算人を選任した場合に、医療法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(新設)

第五十六条の十六 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(新設)

第五十六条の十七 裁判所は、医療法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(新設)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第五十六条の十五中「清算人及び監事」とあるのは、「医療法人及び検査役」と読み替えるものとする。

第五十七条 1～4 (略)

第五十七条 1～4 (同上)

5 第五十五条第七項の規定は、前項の認可について準用する。

第六十七条 都道府県知事は、第四十四条第一項、第五十五条第六項若しくは第五十七条第四項の規定による認可をしない処分をし、又は第六十四条第二項の規定により役員の解任を勧告するに当たつては、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、その指名した職員又はその他の者に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、あらかじめ書面をもつて、弁明をするべき日時、場所及び当該処分又は当該勧告をするべき事由を通知しなければならない。

2・3 (略)

第六十八条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条、第七十八条、第五十八条及び第六十四条並びに会社法第六百六十二条、第六百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条の規定は、医療法人について準用する。この場合において、同法第六百六十四条中「社員に分配する」とあるのは、「残余財産の帰属すべき者又は国庫に帰属させる」と読み替えるものとする。

5 第五十五条第四項の規定は、前項の認可について準用する。

第六十七条 都道府県知事は、第四十四条第一項、第五十五条第三項若しくは第五十七条第四項の規定による認可をしない処分をし、又は第六十四条第二項の規定により役員の解任を勧告するに当たつては、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、その指名した職員又はその他の者に対して弁明する機会を与えなければならない。この場合においては、都道府県知事は、当該処分の名あて人又は当該勧告の相手方に対し、あらかじめ書面をもつて、弁明をするべき日時、場所及び当該処分又は当該勧告をするべき事由を通知しなければならない。

2・3 (同上)

第六十八条 民法第四十条から第四十四条まで、第五十条、第五十一条第一項（法人の設立のときに関する部分に限る。）、及び第二項、第五十二条第一項、第五十五条から第五十七条まで、第六十二条から第六十四条まで、第六十五条第二項及び第三項、第六十六条、第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）、並びに第七十八条から第八十三条まで、会社法第六百六十二条、第六百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百七十一条、第八百七十四条（第一号に係る部分に限る。）、第八百七十五条及び第八百七十六条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、医療法人について準用する。この場合において、民法第四十条、第五十六条及び第五十七条中「裁判所は、利害

関係人又は検察官の請求により」とあるのは、「都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第四十二条第一項中「法人の設立の許可があつた時」とあるのは、「医療法人の成立の時」と、同法第六十五条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、同法第七十四条中「破産手続開始の決定による解散の場合」とあるのは「合併及び破産手続開始の決定による解散の場合」と、同法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、会社法第六百六十四条中「社員に分配する」とあるのは「残余財産の帰属すべき者又は国庫に帰属させる」と読み替えるものとする。

2 | 医療法人の解散及び清算を監督する裁判所は、医療法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 | 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べるこ
とができる。

第六十八条の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第四十二条の二第一項及び第二項、第四十四条第一項及び第三項、第四十五条、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書及び第二項、第四十六条の四第五項、第六項及び第七項第四号、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項から第三項まで、第五十二条、第五十五条第六項、第七項（第五十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第八項、第五十六条の六、第五十六条の十一、第五十六条の十二第三項及び第四項、第五十七条第四項、第五十八条、第

第六十八条の二 二以上の都道府県の区域において病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人に係るこの章の規定の適用については、第四十二条の二第一項及び第二項、第四十四条第一項、第四十五条、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書及び第二項、第四十六条の四第三項第四号、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項から第三項まで、第五十二条、第五十五条第三項、第四項（第五十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第五項、第五十七条第四項、第五十八条、第六十四条から第六十六条まで、第六十七条第一項及び第三項並びに前条第一項中「都道府県知事」とあるの

六十四条から第六十六条まで並びに第六十七条第一項及び第三項中「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十二条の二第一項第四号中「所在地の都道府県に」とあるのは「所在地のすべての都道府県に」と、同条第二項、第四十五条第二項、第五十五条第七項、第六十四条第三項、第六十四条の二第二項及び第六十六条第二項中「都道府県医療審議会」とあるのは「社会保障審議会」と、第四十九条第二項中「第四十六条の二第一項ただし書の認可」とあるのは「第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第一項ただし書の認可」と、第六十二条第一項中「都道府県知事は」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事は」と、「都道府県知事の」とあるのは「厚生労働大臣の」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される第四十二条の二第一項の規定による認定並びに第四十四条第一項、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十五条第六項及び第五十七条第四項の規定による認可の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に基づき政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

二 第四十六条第二項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに

記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。

は「厚生労働大臣」と、第四十二条の二第一項第四号中「所在地の都道府県に」とあるのは「所在地のすべての都道府県に」と、同条第二項、第四十五条第二項、第五十五条第四項、第六十四条第三項、第六十四条の二第二項及び第六十六条第二項中「都道府県医療審議会」とあるのは「社会保障審議会」と、第四十九条第二項中「第四十六条の二第一項ただし書の認可」とあるのは「第六十八条の二第一項の規定により読み替えて適用される第四十六条の二第一項ただし書の認可」と、第六十二条第一項中「都道府県知事は」とあるのは「厚生労働大臣又は都道府県知事は」と、「都道府県知事の」とあるのは「厚生労働大臣の」とする。

2 前項の規定により読み替えて適用される第四十二条の二第一項の規定による認定並びに第四十四条第一項、第四十六条の二第一項ただし書、第四十六条の三第一項ただし書、第四十七条第一項ただし書、第五十条第一項、第五十五条第三項及び第五十七条第四項の規定による認可の申請は、都道府県知事を経由して行わなければならない。この場合において、都道府県知事は、必要な調査をし、意見を付するものとする。

第七十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、医療法人の理事、監事又は清算人は、これを二十万円以下の過料に処する。ただし、その行為について刑を科すべきときは、この限りでない。

一 この法律に基づき政令の規定による登記をすることを怠つたとき。

一の二 第五十条第三項又は第五十二条第一項の規定に違反して、届出を

せず、又は虚偽の届出をしたとき。

<p>三 第五十条第三項又は第五十二条第一項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</p> <p>四 第五十一条の二の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのに同条の規定による閲覧を拒んだとき。</p> <p>五 第五十四条の規定に違反して剰余金の配当をしたとき。</p> <p>六 第五十五条第五項又は第五十六条の十第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。</p> <p>七 第五十六条の八第一項又は第五十六条の十第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。</p> <p>八 第五十八条又は第五十九条第一項若しくは第三項の規定に違反したとき。</p> <p>九 第六十三条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>十 第六十四条第二項又は第六十四条の二第一項の規定による命令に違反して業務を行ったとき。</p>	<p>二 第五十一条の二の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのに同条の規定による閲覧を拒んだとき。</p> <p>三 第五十四条の規定に違反して剰余金の配当をしたとき。</p> <p>四 第五十八条又は第五十九条第一項若しくは第三項の規定に違反したとき。</p> <p>四の二 第六十三条第一項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>五 第六十四条第二項又は第六十四条の二第一項の規定による命令に違反して業務を行ったとき。</p> <p>六 第六十八条第一項において準用する民法第五十一条第一項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。</p> <p>七 第六十八条第一項において準用する民法第七十条又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。</p> <p>八 第六十八条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。</p>
--	--

改正案

目次

第一章（略）

第二章 労働組合（第五条 第十三条の十四）

第三章 第五章（略）

附則

（代表者）

第十二条 法人である労働組合には、一人又は数人の代表者を置かなければならない。

2 代表者が数人ある場合において、規約に別段の定めがないときは、法人である労働組合の事務は、代表者の過半数で決する。

（法人である労働組合の代表）

第十二条の二 代表者は、法人である労働組合のすべての事務について、法人である労働組合を代表する。ただし、規約の規定に反することはできず、また、総会の決議に従わなければならない。

（代表者の代表権の制限）

第十二条の三 法人である労働組合の管理については、代表者の代表権に加

現行

目次

第一章（同上）

第二章 労働組合（第五条 第十三条）

第三章 第五章（同上）

附則

（準用規定）

第十二条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条、第四十四条（この法律の第八条に規定する場合を除く。）、第五十条、第五十二条から第五十五条まで、第五十七条及び第七十二条から第八十三条まで並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条から第四十条までの規定は、法人である労働組合について準用する。

（新設）

（新設）

えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(代表者の代理行為の委任)

第十二条の四 法人である労働組合の管理については、代表者は、規約又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(利益相反行為)

第十二条の五 法人である労働組合が代表者の債務を保證することその他代表者以外の者との間において法人である労働組合と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人の請求により、特別代理人を選任しなければならない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第十二条の六 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第 号)第四条及び第七十八条(第八条に規定する場合を除く。)

の規定は、法人である労働組合について準用する。

(清算中の法人である労働組合の能力)

第十三条 解散した法人である労働組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(新設)

(新設)

(新設)

第十三条 削除

(清算人)

第十三条の二 法人である労働組合が解散したときは、代表者がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は総会において代表者以外の者を選任したときは、この限りでない。

(新設)

(裁判所による清算人の選任)

第十三条の三 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、清算人を選任することができる。

(新設)

(清算人の解任)

第十三条の四 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人の請求により、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人及び解散の登記)

第十三条の五 清算人は、解散後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日の登記をしなければならない。

(新設)

2 清算中に就職した清算人は、就職後二週間以内に、主たる事務所の所在地において、その氏名及び住所の登記をしなければならない。

(清算人の職務及び権限)

第十三条の六 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。

(債権の申出の催告等)

第十三条の七 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることが出来ない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することが出来ない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第十三条の八 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、法人である労働組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(新設)

(清算中の法人である労働組合についての破産手続の開始)

第十三条の九 清算中に法人である労働組合の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の法人である労働組合が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の法人である労働組合が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してす。

(残余財産の帰属)

第十三条の十 解散した法人である労働組合の財産は、規約で指定した者に帰属す。

2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、代表者は、総会の決議を経て、当該法人である労働組合の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。

3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属す。

(特別代理人の選任等に関する事件の管轄)

第十三条の十一 次に掲げる事件は、法人である労働組合の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属す。

(新設)

(新設)

(新設)

- 一 特別代理人の選任に関する事件
- 二 法人である労働組合の清算人に関する事件

(不服申立ての制限)

第十三条の十二 法人である労働組合の清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第十三条の十三 裁判所は、第十三条の三の規定により法人である労働組合の清算人を選任した場合には、法人である労働組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第十三条の十四 法人である労働組合の清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

第三十三条 法人である労働組合の清算人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、五十万円以下の過料に処する。

- 一 第十三条の五に規定する登記を怠ったとき。
- 二 第十三条の七第一項又は第十三条の九第一項の公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。
- 三 第十三条の九第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき

(新設)

(新設)

(新設)

第三十三条 法人である労働組合の清算人が第十二条で準用された民法の規定に違反して同法第八十四条の三第一項の規定によつて罰せられるべき行為をしたときは、その清算人は、同項に規定する過料と同一の範囲の額の過料に処する。

<p>2 (略)</p> <p>四 官庁又は總會に対し、不実の申立てをし、又は事実を隠ぺいしたとき</p>	<p>2 (同上)</p>
--	--------------------

改正案	現行
<p>（指定等）</p> <p>第五十一条の二 厚生労働大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと等により精神障害者の社会復帰を促進することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、精神障害者社会復帰促進センター（以下「センター」という。）として指定することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（審判の請求）</p> <p>第五十一条の十一の二 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第七條、第十一條、第十三條第二項、第十五條第一項、第十七條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。</p>	<p>（指定等）</p> <p>第五十一条の二 厚生労働大臣は、精神障害者の社会復帰の促進を図るための訓練及び指導等に関する研究開発を行うこと等により精神障害者の社会復帰を促進することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四條の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、精神障害者社会復帰促進センター（以下「センター」という。）として指定することができる。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>（審判の請求）</p> <p>第五十一条の十一の二 市町村長は、精神障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七條、第十一條、第十三條第二項、第十五條第一項、第十七條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。</p>

改正案

現行

（準用規定）

第二十九条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、社会福祉法人について準用する。

（準用規定）

第二十九条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十三条（法人の能力）及び第四十四条（法人の不法行為能力等）の規定は、社会福祉法人に準用する。

（財産目録の作成及び備置き）

第三十四条の二 社会福祉法人は、成立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。

（新設）

（準用規定）

第三十五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第百五十八条（贈与又は遺贈に関する規定の準用）及び第百六十四条（財産の帰属時期）の規定は、社会福祉法人の設立について準用する。

（準用規定）

第三十五条 民法第四十一条（贈与又は遺贈に関する規定の準用）、第四十二条（寄附財産の帰属時期）及び第五十一条第一項（財産目録）（法人の設立の時に関する部分に限る。）の規定は、社会福祉法人の設立に準用する。この場合において、同法第四十二条第一項中「法人の設立の許可があった時」とあるのは、「社会福祉法人の成立の時」と読み替えるものとする。

（理事の代理行為の委任）

第三十九条の二 理事は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第三十九条の三 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(利益相反行為)

第三十九条の四 社会福祉法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合においては、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

第四十五条 削除

(新設)

(新設)

(新設)

(準用規定)

第四十五条 民法第五十五条から第五十七条まで(理事の代理行為の委任、仮理事、利益相反行為)及び非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)(第三十五条第一項(裁判所の管轄)の規定は、社会福祉法人に準用する。この場合において、民法第五十五条中「定款、寄附行為又は総会の決議」とあるのは「定款」と、同法第五十六条及び第五十七条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「所轄庁(社会福祉法第三十条に規定する所轄庁をいう。)(は、利害関係人の請求により又は職権で」と読み替えるものとする。

(社会福祉法人についての破産手続の開始)

第四十六条の二 社会福祉法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなった場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

(新設)

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしな
ければならない。

(清算中の社会福祉法人の能力)

第四十六条の三 解散した社会福祉法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。

(新設)

(清算人)

第四十六条の四 社会福祉法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(新設)

(裁判所による清算人の選任)

第四十六条の五 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(新設)

(清算人の解任)

第四十六条の六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは

(新設)

検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第四十六条の七 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を所轄庁に届け出なければならない。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第四十六条の八 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

(債権の申出の催告等)

第四十六条の九 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の

(新設)

公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、判明している債権者を除斥することができない。

3 清算人は、判明している債権者には、各別にその申出の催告をしなければ

ばならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第四十六条の十 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、社会福祉法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(清算中の社会福祉法人についての破産手続の開始)

第四十六条の十一 清算中に社会福祉法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

2 清算人は、清算中の社会福祉法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとする。

3 前項に規定する場合において、清算中の社会福祉法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(裁判所による監督)

第四十七条の二 社会福祉法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

(新設)

(新設)

(新設)

る。

3 社会福祉法人の解散及び清算を監督する裁判所は、社会福祉法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算終了の届出)

第四十七条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を所轄庁に届け出なければならない。

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第四十七条の四 社会福祉法人の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(不服申立ての制限)

第四十七条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十七条の六 裁判所は、第四十六条の五の規定により清算人を選任した場合には、社会福祉法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

を聴かなければならない。

(即時抗告)

第四十七条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第四十七条の八 裁判所は、社会福祉法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十七条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「社会福祉法人及び検査役」と読み替えるものとする。

第五十五条 削除

(新設)

(新設)

(準用等)

第五十五条 民法第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)、及び第七十八条から第八十三条まで(法人の解散及び清算)並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで(法人の清算の監督)の規定は、社会福祉法人の解散及び清算に準用する。この場合において、民法第七十七条第二項及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「所轄庁(社会福祉法第三十条に規定する所轄庁をいう。)」と読み替えるものとする。

2 社会福祉法人の解散及び清算を監督する裁判所は、社会福祉法人の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

<p>都道府県</p> <p>第三十一条第一項及び第四項（第四十二条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。）、第三十九条の三、第四十三条第一項、第二項及び第四項（第五十九条第二項において準用する場合を含む</p>	<p>別表（第二百二十七条関係）</p> <p>第三百三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、社会福祉法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 第三十四条の二の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。</p> <p>三・四 （略）</p> <p>五 第四十六条の二第二項又は第四十六条の十一第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。</p> <p>六 第四十六条の九第一項又は第四十六条の十一第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>七 第五十条又は第五十一条第二項の規定に違反したとき。</p>
---	--

<p>都道府県</p> <p>第三十一条第一項及び第四項（第四十三条第二項、第四十六条第四項及び第四十九条第三項において準用する場合を含む。）、第四十三条第一項、第三項及び第四項（第五十九条第二項において準用する場合を含む。）、第四十六条</p>	<p>別表（第二百二十七条関係）</p> <p>3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p> <p>第三百三十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、社会福祉法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 第三十五条において準用する民法第五十一条第一項の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。</p> <p>三・四 （同上）</p> <p>五 第五十条又は第五十一条第二項の規定に違反したとき。</p> <p>六 第五十五条第一項において準用する民法第七十条又は第八十一条第一項の規定による破産手続開始の申立てを怠つたとき。</p> <p>七 第五十五条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。</p>
---	--

(略)	指定都市及び 中核市	第三十一条第一項、第三十九条の三、第四十三条第一項及び第三項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十六条の七、第四十七条の三、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百四十四条並びに第二百二十一条
	第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百四十四条、第二百二十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条第一項において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条	
(同上)	指定都市及び 中核市	第三十一条第一項、第四十三条第一項及び第三項、第四十六条第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百四十四条、第二百二十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条第一項において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条
	第一項第六号、第二項及び第三項、第四十九条第二項、第五十六条第一項から第四項まで及び第五項（第五十八条第四項において準用する場合を含む。）、第五十七条、第五十八条第二項、第五十九条第一項、第一百四十四条、第二百二十一条、第四十五条において準用する民法第五十六条並びに第五十五条第一項において準用する同法第七十七条第二項及び同法第八十三条	

改正案

現行

（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）

（民法の準用）

第十条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第
号）第四条（住所）及び第七十八条（代表者の行為についての損害賠
償責任）の規定は、日本赤十字社について準用する。この場合において、
同条中「代表理事その他の代表者」とあるのは、「社長、副社長、理事そ
の他の代理人」と読み替えるものとする。

第十条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為
能力等）及び第五十条（法人の住所）の規定は、日本赤十字社について準
用する。この場合において、同法第四十四条中「理事その他の代理人」と
あるのは「社長、副社長、理事その他の代理人」と、同条第二項中「社員
及び理事」とあるのは「代議員、社長、副社長又は理事」と読み替えるも
のとする。

（副社長又は理事の代表権の制限）

第十七条の二 副社長又は理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対

（新設）

抗することができない。

（仮理事）

第十七条の三 社長、副社長及び理事が欠けた場合において、事務が遅滞す

（新設）

ることにより損害を生ずるおそれがあるときは、厚生労働大臣は、利害関
係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

（利益相反行為）

第十七条の四 日本赤十字社と社長、副社長又は理事との利益が相反する事

（新設）

項については、社長、副社長又は理事は、代表権を有しない。この場合に
おいては、監事が日本赤十字社を代表する。

第二十六条 削除

(民法の準用)

第二十六条 民法第五十四条(理事の代理権の制限)、第五十六条(仮理事
(及び第五十七条(利益相反行為)の規定は、日本赤十字社について準用
する。この場合において、同法第五十四条中「理事」とあるのは「副社長
又は理事」と、同法第五十六条中「理事」とあるのは「社長、副社長及
び理事」と、「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とある
のは「厚生労働大臣は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第
五十七条中「理事」とあるのは「社長、副社長又は理事」と、「裁判所は
、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければなら
ない」とあるのは「監事が法人を代表する」と読み替えるものとする。

改正案	現行
<p>（清算中の基金の能力）</p> <p>第百四十六条の二 解散した基金は、清算の目的の範囲内において、その清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。</p> <p>（清算人等）</p> <p>第百四十七条 1～5 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（削る）</p> <p>（清算人の職務及び権限）</p> <p>第百四十七条の二 清算人の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 現務の結了</p> <p>二 債権の取立て及び債務の弁済</p> <p>三 残余財産の分配</p> <p>2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができ。</p>	<p>（新設）</p> <p>（清算）</p> <p>第百四十七条 1～5 （同上）</p> <p>6 第百二十一条の規定は、基金の清算人について、民法第七十三条及び第七十八条から第八十条までの規定は、基金の清算について準用する。</p> <p>7 前各項に定めるもののほか、解散した基金の清算に関し必要な事項は、政令で定める。</p> <p>（新設）</p>

(債権の申出の催告等)

第百四十七条の三 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

(新設)

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第百四十七条の四 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、基金の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(準用規定等)

第百四十七条の五 第百二十一条の規定は、基金の清算人について準用する。

(新設)

2 この款に定めるもののほか、解散した基金の清算に関し必要な事項は、政令で定める。

<p>(清算に係る報告の徴収等)</p> <p>第百四十八条 (略)</p>	<p>第百四十八条 (同上)</p>
<p>(清算)</p> <p>第百六十八条 1、2 (略)</p>	<p>(清算)</p> <p>第百六十八条 1、2 (同上)</p>
<p>3 第百四十六条の二、第百四十七条第二項(第二号を除く。)及び第三項並びに第百四十七条の二から第百四十八条までの規定は、連合会の清算について準用する。</p>	<p>3 第百四十七条第二項(第二号を除く。)、第三項、第六項及び第七項並びに第百四十八条の規定は、連合会の清算について準用する。</p>

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）

改正案	現行
<p>（組合を代表する理事）</p> <p>第三十四条の二 1、2（略）</p> <p>3 前項の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>4 組合を代表する理事は、定款又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>5 組合を代表する理事については、第三十条の二、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第七十八条並びに会社法第三百五十三条、第三百五十四条及び第三百六十四条の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第三十四条の二第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>（会社法等の準用）</p> <p>第五十二条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三</p>	<p>（組合を代表する理事）</p> <p>第三十四条の二 1、2（同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>3 組合を代表する理事については、第三十条の二、民法第四十四条第一項、第五十四条及び第五十五条並びに会社法第三百五十三条、第三百五十四条及び第三百六十四条の規定を準用する。この場合において、同法第三百五十三条中「第三百四十九条第四項」とあるのは、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十二年法律第百六十四号）第三十四条の二第二項」と読み替えるものとする。</p> <p>（会社法等の準用）</p> <p>第五十二条 組合の解散及び清算については会社法第四百七十五条（第三号を除く。）、第四百七十六条、第四百七十八条第二項及び第四項、第四百七十九条第一項及び第二項（各号列記以外の部分に限る。）、第四百八十一条、第四百八十三条第四項及び第五項、第四百八十四条、第四百八十五条、第四百九十二条第一項から第三項まで、第四百九十九条から第五百三</p>

条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条の規定を、組合の清算人については第二十九条の二、第三十条の二から第三十七条まで、第四十一条第二項、第四十二条及び第四十二条の二並びに同法第三百六十条第一項及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十一条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

（指定等）

第五十七条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の生活衛生関係営業（第二条第一項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。）の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利

条まで、第五百七条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十條（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五条並びに第八百七十六条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第四十条の規定を、組合の清算人については第二十九条の二、第三十条の二から第三十七条まで、第四十一条第二項、第四十二条及び第四十二条の二並びに会社法第三百六十条第一項及び第七編第二章第二節（第八百四十七条第二項、第八百四十九条第二項第二号及び第五項並びに第八百五十一条を除く。）の規定を準用する。この場合において、第三十六条第一項中「事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書」とあるのは「事務報告書、財産目録及び貸借対照表」と、同法第四百七十八条第二項中「前項」とあるのは「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十一条」と、同法第四百七十九条第二項各号列記以外の部分中「次に掲げる株主」とあるのは「総組合員の五分の一以上の同意を得た組合員」と、同法第四百九十二条第一項、第五百七条第一項並びに第八百四十七条第一項及び第四項中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第四百九十九条第一項中「官報に公告し」とあるのは「公告し」と読み替えるものとする。

（指定等）

第五十七条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内の生活衛生関係営業（第二条第一項各号に掲げる営業をいう。以下同じ。）の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図り、あわせて利用者又は消費者の利

益の擁護を図ることを目的とする一般財団法人であつて、次条第一項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）として指定することができる。

2 5 (略)

(役員の解任の勧告)

第五十七条の六 都道府県指導センターの役員が、法令の規定、法令の規定に基づく処分又は定款に違反したときは、都道府県知事は、都道府県指導センターに対し、その役員の解任を勧告することができる。

(指定等)

第五十七条の九 厚生労働大臣は、都道府県指導センター及び連合会の健全な発達を図るとともに、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護の見地から生活衛生関係営業全般の健全な発達を図ることを目的とする一般財団法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）として指定することができる。

2 (略)

益の擁護を図ることを目的として設立された民法第三十四条の財団法人であつて、次条第一項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、当該都道府県に一を限つて、都道府県生活衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）として指定することができる。

2 5 (同上)

(役員の解任の勧告)

第五十七条の六 都道府県指導センターの役員が、法令の規定、法令の規定に基づく処分又は寄附行為に違反したときは、都道府県知事は、都道府県指導センターに対し、その役員の解任を勧告することができる。

(指定等)

第五十七条の九 厚生労働大臣は、都道府県指導センター及び連合会の健全な発達を図るとともに、衛生水準の維持向上及び利用者又は消費者の利益の擁護の見地から生活衛生関係営業全般の健全な発達を図ることを目的として設立された民法第三十四条の財団法人であつて、次条に規定する事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、全国に一を限つて、全国生活衛生営業指導センター（以下「全国指導センター」という。）として指定することができる。

2 (同上)

改正案	現行
<p>(調理師試験)</p> <p>第三条の二 (略)</p> <p>2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして厚生労働大臣があらかじめ指定する者（以下「指定試験機関」という。）に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(届出)</p> <p>第五条の二 (略)</p> <p>2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、一般社団法人又は一般財団法人であつて、前項の規定による届出の受理に係る事務（以下「届出受理事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして当該都道府県知事があらかじめ指定する者（以下「指定届出受理機関」という。）に届出受理事務の全部又は一部を行わせることができる。</p>	<p>(調理師試験)</p> <p>第三条の二 (同上)</p> <p>2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、調理師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして厚生労働大臣があらかじめ指定する者（以下「指定試験機関」という。）に試験事務の全部又は一部を行わせることができる。</p> <p>3～5 (同上)</p> <p>(届出)</p> <p>第五条の二 (同上)</p> <p>2 都道府県知事は、厚生労働省令で定めるところにより、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、前項の規定による届出の受理に係る事務（以下「届出受理事務」という。）を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして当該都道府県知事があらかじめ指定する者（以下「指定届出受理機関」という。）に届出受理事務の全部又は一部を行わせることができる。</p>

3
(略)

3
(同上)

改正案

現行

<p>(理事の代表権の制限) 第二十四条の二 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(理事の代理行為の委任) 第二十四条の三 理事は、規約又は組合会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(仮理事) 第二十四条の四 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(利益相反行為) 第二十四条の五 組合と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。</p>	<p>(新設)</p>
<p>(議決権のない場合)</p>	

第二十九条の二 組合と特定の組合会議員との関係について議決をする場合には、その組合会議員は、議決権を有しない。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用)

第三十一条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第 号)第七十八条の規定は、組合について準用する。

(残余財産の帰属)

- 第三十二条の二 解散した組合の財産は、規約で指定した者に帰属する。
- 2 規約で権利の帰属すべき者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかつたときは、理事は、都道府県知事の許可を得て、その組合の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、組合会の決議を経なければならない。
- 3 前二項の規定により処分されない財産は、国庫に帰属する。

(清算中の組合の能力)

第三十二条の三 解散した組合は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(新設)

(民法の準用)

第三十一条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条、第五十四条から第五十七条まで及び第六十六条の規定は、組合について準用する。この場合において、同法第五十五条中「定款」とあるのは「規約」と、「総会」とあるのは「組合会」と、同法第五十六条及び第五十七条中「裁判所」は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第六十六条中「社員」とあるのは「組合会議員」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(清算人)

第三十二条の四 組合が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、規約に別段の定めがあるとき、又は組合会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(新設)

(裁判所による清算人の選任)

第三十二条の五 前条の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(新設)

(清算人の解任)

第三十二条の六 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人及び解散の届出)

第三十二条の七 清算人は、破産手続開始の決定及び第一百八条第四項の規定による解散命令の場合を除き、その氏名及び住所並びに解散の原因及び年月日を都道府県知事に届け出なければならない。

(新設)

2 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

3 前項の規定は、第一百八条第四項の規定による解散命令の際に就職した清

算人について準用する。

(清算人の職務及び権限)

第三十二条の八 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。

(債権の申出の催告等)

第三十二条の九 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除斥することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

(新設)

(新設)

第三十二条の十 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、組合の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に對してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(裁判所による監督)

第三十二条の十一 組合の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。

(新設)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する官庁に對し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に對し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第三十二条の十二 清算が結了したときは、清算人は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(新設)

(解散及び清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十二条の十三 組合の解散及び清算の監督並びに清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(不服申立ての制限)

第三十二条の十四 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十二条の十五 裁判所は、第三十二条の五の規定により清算人を選任した場合に、組合が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(新設)

(即時抗告)

第三十二条の十六 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(新設)

(検査役の選任)

第三十二条の十七 裁判所は、組合の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(新設)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十二条の十五中「清算人及び監事」とあるのは、「組合及び検査役」と読み替えるものとする。

(民法及び非訟事件手続法の準用等)

第三十四条 削除

第三十四条 民法第七十二条から第七十六条まで、第七十七条(届出に関する部分に限る。)、第七十八条から第八十条まで、第八十二条及び第八十

(保険医療機関等の診療報酬)

第四十五条 (略)

2) 5 (略)

6 前項の規定による委託を受けた国民健康保険団体連合会は、当該委託を受けた審査に関する事務のうち厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係るものを、一般社団法人又は一般財団法人であつて、審査に関する組織その他の事項につき厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正かつ確実に実施することができる^{と認められるものとして厚生労働大臣が指定するものに委託することができる。}

7・8 (略)

(時効)

三条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条までの規定は、組合の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十二条及び第七十四条中「定款」とあるのは「規約」と、「総会」とあるのは「組合会」と、同法第七十二条、第七十七条及び第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2 組合の解散及び清算を監督する裁判所は、組合の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べる^{ことができる。}

(保険医療機関等の診療報酬)

第四十五条 (同上)

2) 5 (同上)

6 前項の規定による委託を受けた国民健康保険団体連合会は、当該委託を受けた審査に関する事務のうち厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査に係るものを、民法第三十四条の規定により設立された法人であつて、審査に関する組織その他の事項につき厚生労働省令で定める要件に該当し、当該事務を適正かつ確実に実施することができる^{と認められるものとして厚生労働大臣が指定するものに委託することができる。}

7・8 (同上)

(時効)

第一百十条 (略)

2 保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

第一百十条 (同上)

2 保険料その他この法律の規定による徴収金の徴収の告知又は督促は、民法第一百五十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第九章（略）</p> <p>第十章 国民年金基金及び国民年金基金連合会</p> <p>第一節 国民年金基金</p> <p>第一款～第六款（略）</p> <p>第七款 解散及び清算（<u>第百三十五条</u> <u>第百三十七条の二の四</u>）</p> <p>第二節 国民年金基金連合会</p> <p>第一款 通則（<u>第百三十七条の二の五</u> <u>第百三十七条の四</u>）</p> <p>第二款～第五款（略）</p> <p>第三節・第四節（略）</p> <p>附則</p> <p>（時効）</p> <p>第百二条 1～3（同上）</p> <p>4 保険料その他この法律の規定による徴収金についての第九十六条第一項の規定による督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）<u>第百五十二条</u>の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。</p> <p>5（略）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第九章（同上）</p> <p>第十章 国民年金基金及び国民年金基金連合会</p> <p>第一節 国民年金基金</p> <p>第一款～第六款（同上）</p> <p>第七款 解散及び清算（<u>第百三十五条</u> <u>第百三十七条</u>）</p> <p>第二節 国民年金基金連合会</p> <p>第一款 通則（<u>第百三十七条の二</u> <u>第百三十七条の四</u>）</p> <p>第二款～第五款（同上）</p> <p>第三節・第四節（同上）</p> <p>附則</p> <p>（時効）</p> <p>第百二条 1～3（同上）</p> <p>4 保険料その他この法律の規定による徴収金についての第九十六条第一項の規定による督促は、民法<u>第百五十二条</u>の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。</p> <p>5（同上）</p>

(清算中の基金の能力)

第三百三十六条の二 解散した基金は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人等)

第三百三十七条 1～4 (略)

(削る)

(削る)

(清算人の職務及び権限)

第三百三十七条の二 清算人の職務は、次のとおりとする。

一 現務の結了

二 債権の取立て及び債務の弁済

三 残余財産の分配

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができらる。

(債権の申出の催告等)

第三百三十七条の二の二 清算人は、その就職の日から二箇月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は

(新設)

(清算)

第三百三十七条 1～4 (同上)

5 第二百二十六条の規定は、基金の清算人について、民法第七十二条及び第七十八条から第八十条までの規定は、基金の清算について準用する。

6 前各項に定めるもののほか、解散した基金の清算に関し必要な事項は、政令で定める。

(新設)

(新設)

、二箇月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知れている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知れている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三百三十七条の二の三 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、基金の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(準用規定等)

第三百三十七条の二の四 第二百二十六条の規定は、基金の清算人について準用する。

2 この款に定めるもののほか、解散した基金の清算に関し必要な事項は、政令で定める。

第三百三十七条の二の五 (略)

(清算)

第三百三十七条の二十四 1・2 (略)

(新設)

(新設)

第三百三十七条の二 (同上)

(清算)

第三百三十七条の二十四 1・2 (同上)

<p>3 第百三十六條の二、第百三十七條第二項（第二号を除く。）及び第三項並びに第百三十七條の二から第百三十七條の二の四までの規定は、連合会の清算について準用する。</p>	<p>3 第百三十七條第二項（第二号を除く。）、第三項、第五項及び第六項の規定は、連合会の清算について準用する。</p>
---	---

改正案

現行

<p>(指定)</p> <p>第二十七条 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。）の区域（当該地域における支援対象障害者の住居とその就業の場所との地理的關係その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、同条第一号から第五号までに掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2~4 (略)</p> <p>(指定)</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人、社会福祉法（昭和二十六年法律</p>	<p>(指定)</p> <p>第二十七条 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。）の区域（当該地域における支援対象障害者の住居とその就業の場所との地理的關係その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、同条第一号から第五号までに掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2~4 (同上)</p> <p>(指定)</p> <p>第三十三条 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的として設立された民法第三十四条の法人、社会福祉法（昭和二十六年法律</p>
---	---

律第四十五号) 第二十二條に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第二條第二項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であつて、次條に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同條に規定する業務を行う者として指定することができる。

一・二 (略)

(時効)

第六十三條 (略)

2 機構が行う納付金その他この款の規定による徴収金の納入の告知又は第五十九條第一項の規定による督促は、民法(明治二十九年法律第八十九号) 第一百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

第四十五号) 第二十二條に規定する社会福祉法人又は特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号) 第二條第二項に規定する特定非営利活動法人その他厚生労働省令で定める法人であつて、次條に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同條に規定する業務を行う者として指定することができる。

一・二 (同上)

(時効)

第六十三條 (同上)

2 機構が行う納付金その他この款の規定による徴収金の納入の告知又は第五十九條第一項の規定による督促は、民法第一百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を生ずる。

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章の二（略）</p> <p>第四章の三 有料老人ホーム（第二十九条 第三十一条の五）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（指定法人）</p> <p>第二十八条の二 厚生労働大臣は、老人健康保持事業を実施する者の活動を促進すること等により老人の心身の健康の保持を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務に関するに掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>（有料老人ホーム協会）</p> <p>第三十条 その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いる一般社団</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章の二（同上）</p> <p>第四章の三 有料老人ホーム（第二十九条 第三十一条の四）</p> <p>第五章・第六章（同上）</p> <p>附則</p> <p>（指定法人）</p> <p>第二十八条の二 厚生労働大臣は、老人健康保持事業を実施する者の活動を促進すること等により老人の心身の健康の保持を図ることを目的として設立された民法第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>2～4（同上）</p> <p>（有料老人ホーム協会）</p> <p>第三十条 有料老人ホームの設置者は、有料老人ホームの入居者の保護を</p>

法人は、有料老人ホームの入居者の保護を図るとともに、有料老人ホームの健全な発展に資することを目的とし、かつ、有料老人ホームの設置者を社員（以下この章において「会員」という。）とする旨の定款の定めがあるものに限り、設立することができる。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することはできない。

3 第一項に規定する一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を、厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 協会は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（監督）

第三十一条の三 協会の業務は、厚生労働大臣の監督に属する。

2 厚生労働大臣は、第三十一条の二第一項に規定する業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（厚生労働大臣に対する協力）

第三十一条の四 厚生労働大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るため、厚生労働省令の定めるところにより、当該規定に基づき届出、報告その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

図るとともに、有料老人ホームの健全な発展に資することを目的として、有料老人ホームの設置者を会員とし、その名称中に有料老人ホーム協会という文字を用いる民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。

（新設）

（新設）

2 前項に規定する法人（以下この章において「協会」という。）は、会員の名簿を公衆の縦覧に供しなければならない。

（新設）

（厚生労働大臣に対する協力）

第三十一条の三 厚生労働大臣は、この章の規定の円滑な実施を図るため、厚生労働省令の定めるところにより、当該規定に基づき届出、報告その他必要な事項について、協会に協力させることができる。

(立入検査等)

第三十一条の五 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対して、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあり、及び同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは、「第三十一条の五第一項」と読み替えるものとする。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (略)

四 第三十一条の五第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 第三十条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(立入検査等)

第三十一条の四 厚生労働大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、協会に対して、その業務若しくは財産に関して報告若しくは資料の提出を命じ、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは協会の事務所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 第十八条第三項及び第四項の規定は、前項の規定による質問又は立入検査について準用する。この場合において、これらの規定中「前二項」とあるのは「前項」と、「第一項及び第二項」とあるのは「第一項」と読み替えるものとする。

第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三 (同上)

四 第三十一条の四第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第四十二条 第三十条第二項の規定に違反して、同項の会員の名簿を公衆の縦覧に供しない者は、五十万円以下の過料に処する。

二 第三十条第四項の規定に違反して、同項の会員の名簿を公衆の縦覧に供しない者

三 第三十一条の三第二項の命令に違反した者

改正案	現行
<p>（人格、住所等） 第九条 1～3（略）</p> <p>4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第七十八条（代表者の行為についての損害賠償責任）の規定は、労働 災害防止団体に準用する。</p> <p>（業務） 第十一条（略）</p> <p>2 中央協会は、前項の業務のほか、国からの委託を受けて、次の業務を行 うことができる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 一般社団法人又は一般財団法人であつて、都道府県の区域内において 事業者に対する快適な職場環境を形成するための措置に係る技術的な事 項についての指導及び援助その他の快適な職場環境の形成の促進に関す る業務を行うものに対して、相談、助言その他の援助を行うこと。</p> <p>3、4（略）</p> <p>（創立総会）</p>	<p>（人格、住所等） 第九条 1～3（同上）</p> <p>4 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力 等）の規定は、労働災害防止団体に準用する。</p> <p>（業務） 第十一条（同上）</p> <p>2 中央協会は、前項の業務のほか、国からの委託を受けて、次の業務を行 うことができる。</p> <p>一～三（同上）</p> <p>四 民法第三十四条（公益法人の設立）の規定により設立された法人であ つて、都道府県の区域内において事業者に対する快適な職場環境を形成 するための措置に係る技術的な事項についての指導及び援助その他の快 適な職場環境の形成の促進に関する業務を行うものに対して、相談、助 言その他の援助を行うこと。</p> <p>3、4（同上）</p> <p>（創立総会）</p>

第十八条 1～3 (略)

4 第三十一条及び第三十一条の二の規定は、創立総会の議決に準用する。

第二十八条の二 総会員の五分の一以上から総会の目的である事項を示して請求があつたときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総会員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集の通知)

第二十八条の三 総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも五日前に、その総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(総会の議決事項)

第二十九条 (同上)

2 総会においては、前条の規定によりあらかじめ通知をした事項についてのみ、議決をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(総会の議事)

第三十条 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前条第一項第一号、第三号及び第四号

第十八条 1～3 (同上)

4 民法第六十五条及び第六十六条(表決権)の規定は、創立総会の議決に準用する。

(新設)

(新設)

(総会の議決事項)

第二十九条 (同上)

(新設)

(総会の議事)

第三十条 総会の議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の過半数で決する。ただし、前条第一号、第三号及び第四号の事項

の事項に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(会員の議決権)

第三十一条 各会員の議決権は、平等とする。

2 総会に出席しない会員は、書面で、又は代理人によつて議決をすることができる。

3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(議決権のない場合)

第三十一条の二 中央協会と特定の会員との関係について議決をする場合には、その会員は、議決権を有しない。

(中央協会についての破産手続の開始)

第三十二条の二 中央協会がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならない。

(清算中の中央協会の能力)

第三十二条の三 解散した中央協会は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

に係る議事は、総会員の二分の一以上が出席して、その出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

(総会に関する民法の準用)

第三十一条 民法第六十一条第二項(臨時総会招集請求権)、第六十二条(総会の招集)、第六十四条(総会の決議事項)、第六十五条及び第六十六条(表決権)の規定は、中央協会の総会に準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(清算人)

第三十三條 清算人は、第三十二條第一項第一号の規定による解散の場合には總會において選任し、同項第三号の規定による解散の場合には厚生労働大臣が選任する。

(裁判所による清算人の選任)

第三十三條の二 前條の規定により清算人となる者がなく、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第三十三條の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは檢察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の職務及び権限)

第三十三條の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
 - 二 債権の取立て及び債務の弁済
 - 三 残余財産の引渡し
- 2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。

(清算人)

第三十三條 清算人は、前條第一項第一号の規定による解散の場合には總會において選任し、同條同項第三号の規定による解散の場合には厚生労働大臣が選任する。

(新設)

(新設)

(新設)

(債権の申出の催告等)

第三十三條の五 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

(新設)

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第三十三條の六 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、中央協会の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(清算中の中央協会についての破産手続の開始)

第三十三條の七 清算中に中央協会の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

(新設)

2 清算人は、清算中の中央協会が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものと

とする。

3 前項に規定する場合において、清算中の中央協会が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(財産処分の方法等)

第三十四条 (略)

(裁判所による監督)

第三十四条の二 中央協会の清算は、裁判所の監督に属する。

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 中央協会の清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることを要する。

(清算終了の届出)

第三十四条の三 清算が終了したときは、清算人は、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(清算の監督等に関する事件の管轄)

第三十四条 (同上)

(新設)

(新設)

第三十四条の四 中央協会の清算の監督及び清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(不服申立ての制限)

第三十四条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第三十四条の六 裁判所は、第三十三条の二の規定により清算人を選任した場合には、中央協会が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(新設)

(即時抗告)

第三十四条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(新設)

(検査役の選任)

第三十五条 裁判所は、中央協会の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

(解散及び清算に関する民法の準用等)

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第三十四条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「中央協会及び検査役」と読み替えるものとする。

第三十五条 民法第七十条（法人についての破産手続の開始）、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）及び第八十三条（清算）並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで（法人の清算の監督）の規定は、中央協会の解散及び清算に準

用する。

2 中央協会の解散及び清算を監督する裁判所は、中央協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(総会)

第四十八条 1～3 (同上)

4 第三十条並びに民法第六十一条第二項(臨時総会招集請求権)、第六十二条(総会の招集)、第六十四条(総会の決議事項)、第六十五条及び第六十六条(表決権)の規定は、協会の総会に準用する。この場合において、第三十条中「前条第一号、第三号及び第四号」とあるのは、「第四十八条第三項第一号及び第三号から第五号まで」と読み替えるものとする。

(解散及び清算に関する民法の準用等)

第五十条 第三十二条から第三十四条まで並びに民法第七十条(法人についての破産手続の開始)、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く。)、及び第八十三条(清算)並びに非訟事件手続法第三十五条第二項及び第三十六条から第四十条まで(法人の清算の監督)の規定は、協会の解散及び清算に準用する。

2 協会の解散及び清算を監督する裁判所は、協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

(総会)

第四十八条 1～3 (略)

4 第二十八条の二、第二十八条の三、第二十九条第二項及び第三十条から第三十一条の二までの規定は、協会の総会に準用する。この場合において、第三十条ただし書中「前条第一項第一号、第三号及び第四号」とあるのは、「第四十八条第三項第一号及び第三号から第五号まで」と読み替えるものとする。

(解散及び清算に関する準用)

第五十条 第三十二条から第三十五条までの規定は、協会の解散及び清算に準用する。

<p>第六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした労働災害防止団体の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一～三 (略)</p> <p>四 第三十二条の二第二項又は第三十三条の七第一項(これらの規定を第五十条において準用する場合を含む。)(の規定による破産手続開始の申立てをしなかつたとき。</p> <p>五 第三十三条の五第一項又は第三十三条の七第一項(これらの規定を第五十条において準用する場合を含む。)(の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>六 第三十四条(第五十条において準用する場合を含む。)(の認可を受けないで財産処分をしたとき。</p> <p>七、八 (略)</p>	<p>3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p> <p>第六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした労働災害防止団体の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一～三 (同上)</p> <p>四 第三十四条(第五十条第一項において準用する場合を含む。)(の認可を受けないで財産処分をしたとき。</p> <p>五 第三十五条第一項又は第五十条第一項において準用する民法の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>六 第三十五条第一項又は第五十条第一項において準用する民法の規定による破産手続開始の申立てをしなかつたとき。</p> <p>七、八 (同上)</p>
---	--

母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）

改正案	現行
<p>(定義) 第六条 1～5 (略)</p> <p>6 この法律において「母子福祉団体」とは、配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）の福祉若しくはこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であつて、その理事の過半数が配偶者のない女子であるものをいう。</p>	<p>(定義) 第六条 1～5 (同上)</p> <p>6 この法律において「母子福祉団体」とは、配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条の規定により現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの」という。）の福祉若しくはこれに併せて寡婦の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人又は同法第三十四条の規定により設立された法人であつて、その理事の過半数が配偶者のない女子であるものをいう。</p>

石炭鉱業年金基金法（昭和四十二年法律第百三十五号）

改正案	現行
<p>（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の準用）</p> <p>第五条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第号）第四条及び第七十八条の規定は、基金について準用する。</p> <p>（時効）</p> <p>第三十四条（略）</p> <p>2 掛金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は第二十二條において準用する厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。</p>	<p>（民法の準用）</p> <p>第五条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十條の規定は、基金について準用する。</p> <p>（時効）</p> <p>第三十四条（同上）</p> <p>2 掛金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は第二十二條において準用する厚生年金保険法第八十六条第一項の規定による督促は、民法第百五十三條の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。</p>

改正案	現行
<p>（法人の代表）</p> <p>第二十五条の十五の二 1～4 （略）</p> <p>5 第一項の規定により社会保険労務士法人を代表する社員は、定款によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。</p> <p>（裁判所による監督）</p> <p>第二十五条の二十二の二 社会保険労務士法人の解散及び清算は、裁判所の監督に属する。</p> <p>2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。</p> <p>3 社会保険労務士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p> <p>4 厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。</p> <p>（清算結了の届出）</p> <p>第二十五条の二十二の三 清算が結了したときは、清算人は、その旨を連合会に届け出なければならない。</p>	<p>（法人の代表）</p> <p>第二十五条の十五の二 1～4 （同上）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

(解散及び清算の監督に関する事件の管轄)

第二十五条の二十二の四 社会保険労務士法人の解散及び清算の監督に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(検査役の選任)

第二十五条の二十二の五 裁判所は、社会保険労務士法人の解散及び清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前項の検査役の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

3 裁判所は、第一項の検査役を選任した場合には、社会保険労務士法人が当該検査役に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該社会保険労務士法人及び検査役の陳述を聴かなければならない。

4 前項の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び会社法の準用等)

第二十五条の二十五 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第 号)第四条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は社会保険労務士法人について、同法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条

(新設)

(新設)

(民法及び会社法の準用等)

第二十五条の二十五 民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十条並びに会社法第六百条、第六百十四条から第六百十九条まで、第六百二十一条及び第六百二十二条の規定は社会保険労務士法人について、民法第五十五条並びに会社法第五百八十一条、第五百八十二条、第五百八十五条第一項及び第四項、第五百八十六条、第五百九十三条、第五百九十五条、第五百九

、第五百九十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条（第一項ただし書を除く。）並びに第六百十三条の規定は社会保険労務士法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は社会保険労務士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（社会保険労務士法第二条第一項第一号に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の十八第一項」と読み替えるものとする。

2 会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十二条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四条（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七

十六条、第六百一条、第六百五条、第六百六条、第六百九条第一項及び第二項、第六百十一条（第一項ただし書を除く。）並びに第六百十三条の規定は社会保険労務士法人の社員について、同法第八百五十九条から第八百六十二条までの規定は社会保険労務士法人の社員の除名並びに業務を執行する権利及び代表権の消滅の訴えについて、それぞれ準用する。この場合において、同法第六百十三条中「商号」とあるのは「名称」と、同法第六百十五条第一項、第六百十七条第一項及び第二項並びに第六百十八条第一項第二号中「法務省令」とあるのは「厚生労働省令」と、同法第六百十七条第三項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録（社会保険労務士法第二条第一項第一号に規定する電磁的記録をいう。次条第一項第二号において同じ。）」と、同法第八百五十九条第二号中「第五百九十四条第一項（第五百九十八条第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「社会保険労務士法第二十五条の十八第一項」と読み替えるものとする。

2 民法第八十二条及び第八十三条、非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項及び第四十条並びに会社法第六百四十四条（第三号を除く。）、第六百四十五条から第六百四十九条まで、第六百五十条第一項及び第二項、第六百五十一条第一項及び第二項（同法第五百九十四条の準用に係る部分を除く。）、第六百五十二条、第六百五十三条、第六百五十五条から第六百五十九条まで、第六百六十二条から第六百六十四条まで、第六百六十六条から第六百七十三条まで、第六百七十五条、第八百六十三条、第八百六十四条、第八百六十八条第一項、第八百六十九条、第八百七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一

十五条並びに第八百七十六条の規定は、社会保険労務士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、同法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の二十三の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の十五の三」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二条（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条本文、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百四条及び第九百三十七条第一項（第三号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百四條及び第九百三十七條第一項（第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第一号及び第

第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十四條（第一号及び第四号に係る部分に限る。）、第八百七十五條並びに第八百七十六條の規定は、社会保険労務士法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第八十三条中「主務官庁」とあるのは、「全国社会保険労務士会連合会」と、会社法第六百四十四条第一号中「第六百四十一条第五号」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第三号」と、同法第六百四十七条第三項中「第六百四十一条第四号又は第七号」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第五号若しくは第六号又は第二項」と、同法第六百五十八条第一項及び第六百六十九条中「法務省令」とあるのは、「厚生労働省令」と、同法第六百六十八条第一項及び第六百六十九条中「第六百四十一条第一号から第三号まで」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の二十二第一項第一号又は第二号」と、同法第六百七十条第三項中「第九百三十九条第一項」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の二十三の二第六項において準用する第九百三十九条第一項」と、同法第六百七十三条第一項中「第五百八十条」とあるのは、「社会保険労務士法第二十五条の十五の三」と読み替えるものとする。

3 会社法第八百二十四条、第八百二十六条、第八百六十八条第一項、第八百七十条（第十三号に係る部分に限る。）、第八百七十一条本文、第八百七十二條（第四号に係る部分に限る。）、第八百七十三條本文、第八百七十五條、第八百七十六條、第九百四條及び第九百三十七條第一項（第三号に係る部分に限る。）、第八百七十一條、第八百七十二條（第一号及び第

四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における社会保険労務士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。

4 (略)

5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号りに係る部分に限る。）の規定は、社会保険労務士法人の解散の訴えについて準用する。

(削る)

(削る)

6 (略)

四号に係る部分に限る。）、第八百七十三条、第八百七十四条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）、第八百七十五条、第八百七十六条、第九百五条及び第九百六条の規定はこの項において準用する同法第八百二十四条第一項の申立てがあつた場合における社会保険労務士法人の財産の保全について、それぞれ準用する。この場合において、同法第九百三十七条第一項中「本店（第一号下に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十七条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

4 (同上)

5 会社法第八百三十三条第二項、第八百三十四条（第二十一号に係る部分に限る。）、第八百三十五条第一項、第八百三十七条、第八百三十八条、第八百四十六条及び第九百三十七条第一項（第一号りに係る部分に限る。）の規定は、社会保険労務士法人の解散の訴えについて準用する。この場合において、同項中「本店（第一号下に規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十七条第二項各号に掲げる事項についての登記がされているときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」とあるのは、「主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

6 社会保険労務士法人の解散及び清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

7 厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

8 (同上)

(社会保険労務士会)

第二十五条の二十六 1～3 (略)

4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は、社会保険労務士会に準用する。

(社会保険労務士会)

第二十五条の二十六 1～3 (同上)

4 民法第四十四条及び第五十条の規定は、社会保険労務士会に準用する。

改正案	現行
<p>（認定職業訓練の実施）</p> <p>第十三条 事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人で、職業訓練を行い、若しくは行おうとするもの（以下「事業主等」と総称する。）は、第四節及び第七節に定めるところにより、当該事業主等の行う職業訓練が職業訓練の水準の維持向上のための基準に適合するものであることの認定を受けて、当該職業訓練を実施することができる。</p> <p>（委託募集の特例）</p> <p>第二十六条の六（略）</p> <p>2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 承認中小事業主団体 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項におい</p>	<p>（認定職業訓練の実施）</p> <p>第十三条 事業主、事業主の団体若しくはその連合団体、職業訓練法人若しくは中央職業能力開発協会若しくは都道府県職業能力開発協会又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人で、職業訓練を行い、若しくは行おうとするもの（以下「事業主等」と総称する。）は、第四節及び第七節に定めるところにより、当該事業主等の行う職業訓練が職業訓練の水準の維持向上のための基準に適合するものであることの認定を受けて、当該職業訓練を実施することができる。</p> <p>（委託募集の特例）</p> <p>第二十六条の六（同上）</p> <p>2 この条及び次条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 承認中小事業主団体 事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は民法第三十四条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当</p>

て「事業協同組合等」という。()であつて、その構成員である中小事業主に対し、認定実習併用職業訓練の適切かつ有効な実施を図るための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3) 8 (略)

(設立等)

第三十五条 1) 3 (略)

4 財団である職業訓練法人を設立しようとする者が、その名称、事務所の所在地又は役員に関する事項を定めないうで死亡したときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、これを定めなければならない。

5 (略)

(財産目録及び社員名簿)

第三十七条の二 職業訓練法人は、成立の時及び毎年一月から三月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、成立の時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 社団である職業訓練法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があることに必要な変更を加えなければならない。

(理事)

するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。()であつて、その構成員である中小事業主に対し、認定実習併用職業訓練の適切かつ有効な実施を図るための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。

3) 8 (同上)

(設立等)

第三十五条 1) 3 (同上)

(新設)

4 (同上)

(新設)

第三十七条の三 職業訓練法人には、一人又は二人以上の理事を置かなければならない。

2 理事が二人以上ある場合において、定款又は寄附行為に別段の定めがないときは、職業訓練法人の事務は、理事の過半数で決する。

(職業訓練法人の代表)

第三十七条の四 理事は、職業訓練法人のすべての事務について、職業訓練法人を代表する。ただし、定款の規定又は寄附行為の趣旨に反することはできず、また、社団である職業訓練法人にあつては総会の決議に従わなければならない。

(理事の代表権の制限)

第三十七条の五 理事の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。

(理事の代理行為の委任)

第三十七条の六 理事は、定款、寄附行為又は総会の決議によつて禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(仮理事)

第三十七条の七 理事が欠けた場合において、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、仮理事を選任しなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(利益相反行為)

第三十七条の八 職業訓練法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代表権を有しない。この場合においては、都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。

(監事)

第三十七条の九 職業訓練法人には、定款、寄附行為又は総会の決議で、一人又は二人以上の監事を置くことができる。

(監事の職務)

第三十七条の十 監事の職務は、次のとおりとする。

- 一 職業訓練法人の財産の状況を監査すること。
- 二 理事の業務の執行の状況を監査すること。
- 三 財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、総会又は都道府県知事に報告をすること。

四 前号の報告をするため必要があるときは、総会を招集すること。

(通常総会)

第三十八条の二 社団である職業訓練法人の理事は、少なくとも毎年一回、社員の通常総会を開かなければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(臨時総会)

第三十八条の三 社団である職業訓練法人の理事は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

(新設)

2 総社員の五分の一以上から総会の目的である事項を示して請求があつたときは、理事は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総社員の五分の一の割合については、定款でこれと異なる割合を定めることができる。

(総会の招集)

第三十八条の四 総会の招集の通知は、その総会の日より少なくとも五日前

(新設)

に、その総会の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

(社団である職業訓練法人の事務の執行)

(新設)

第三十八条の五 社団である職業訓練法人の事務は、定款で理事その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行つ。

(総会の決議事項)

第三十八条の六 総会においては、第三十八条の四の規定によりあらかじめ

(新設)

通知をした事項についてのみ、決議をすることができる。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(社員の表決権)

第三十八条の七 各社員の表決権は、平等とする。

2 総会に出席しない社員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

3 前二項の規定は、定款に別段の定めがある場合には、適用しない。

(表決権のない場合)

第三十八条の八 社団である職業訓練法人と特定の社員との関係について議決をする場合には、その社員は、表決権を有しない。

(職業訓練法人の業務の監督)

第三十九条の二 職業訓練法人の業務は、都道府県知事の監督に属する。

2 都道府県知事は、職権で、いつでも職業訓練法人の業務及び財産の状況を検査することができる。

(解散)

第四十条 職業訓練法人は、次の理由によつて解散する。

一・二 (略)

三 社団である職業訓練法人にあつては、総会の決議

四〇六 (略)

2 (略)

3 社団である職業訓練法人は、総社員の四分の三以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、定款に別段の定めがあるときは、この限りでない。

(新設)

(新設)

(新設)

(解散)

第四十条 職業訓練法人は、次の理由によつて解散する。

一・二 (同上)

三 社団である職業訓練法人にあつては、総会の議決

四〇六 (同上)

2 (同上)

(新設)

4 (略)

(職業訓練法人についての破産手続の開始)

第四十条の二 職業訓練法人がその債務につきその財産をもつて完済することができなくなつた場合には、裁判所は、理事若しくは債権者の申立てにより又は職権で、破産手続開始の決定をする。

2 前項に規定する場合には、理事は、直ちに破産手続開始の申立てをしななければならない。

(設立の認可の取消し)

第四十一条 都道府県知事は、職業訓練法人が次の各号のいずれかに該当する場合には、その設立の認可を取り消すことができる。

一 正当な理由がないのに一年以上認定職業訓練を行わないとき。

二 その運営が法令若しくは定款若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当であると認められる場合においてその改善を期待することができないとき。

(清算中の職業訓練法人の能力)

第四十一条の二 解散した職業訓練法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。

(清算人)

第四十一条の三 職業訓練法人が解散したときは、破産手続開始の決定によ

3 (同上)

(新設)

第四十一条 (略)

(新設)

(新設)

る解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、定款若しくは寄附行為に別段の定めがあるとき、又は総会において理事以外の者を選任したときは、この限りでない。

(裁判所による清算人の選任)

第四十一条の四 前条の規定により清算人となる者がいないとき、又は清算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。

(清算人の解任)

第四十一条の五 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(清算人の届出)

第四十一条の六 清算中に就職した清算人は、その氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。

(清算人の職務及び権限)

第四十一条の七 清算人の職務は、次のとおりとする。

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をする

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ことができる。

(債権の申出の催告等)

第四十一条の八 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

(新設)

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第四十一条の九 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、職業訓練法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(清算中の職業訓練法人についての破産手続の開始)

第四十一条の十 清算中に職業訓練法人の財産がその債務を完済するのに足りないことが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告しなければならない。

(新設)

2 清算人は、清算中の職業訓練法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継いだときは、その任務を終了したものとす。

3 前項に規定する場合において、清算中の職業訓練法人が既に債権者に支払い、又は権利の帰属すべき者に引き渡したものがあるときは、破産管財人は、これを取り戻すことができる。

4 第一項の規定による公告は、官報に掲載してする。

(残余財産の帰属)

第四十二条 解散した職業訓練法人の残余財産は、定款又は寄附行為で定めるところにより、その帰属すべき者に帰属する。この場合において、社団である職業訓練法人に係る出資者に帰属すべき残余財産の額は、当該出資者の出資額を限度とする。

2 社団である職業訓練法人の残余財産のうち、前項の規定により処分されないものは、清算人が総社員の同意を得、かつ、都道府県知事の認可を受けて定めた者に帰属させる。

3 財団である職業訓練法人の残余財産のうち、第一項の規定により処分されないものは、清算人が都道府県知事の認可を受けて、他の職業訓練の事業を行う者に帰属させる。

4 前二項の規定により処分されない残余財産は、都道府県に帰属する。

(裁判所による監督)

第四十二条の二 職業訓練法人の清算は、裁判所の監督に属する。

第四十二条 (略)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 職業訓練法人の清算を監督する裁判所は、職業訓練法人の業務を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

4 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第四十二条の三 清算が結了したときは、清算人は、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(新設)

(清算の監督等に関する事件の管轄)

第四十二条の四 職業訓練法人の清算の監督及び清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(不服申立ての制限)

第四十二条の五 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(新設)

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第四十二条の六 裁判所は、第四十一条の四の規定により清算人を選任した場合には、職業訓練法人が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述

(新設)

を聴かなければならない。

(即時抗告)

第四十二条の七 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第四十二条の八 裁判所は、職業訓練法人の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第四十二条の六中「清算人及び監事」とあるのは、「職業訓練法人及び検査役」と読み替えるものとする。

(都道府県の執行機関による厚生労働大臣の事務の処理)

第四十二条の九 厚生労働大臣は、政令で定めるところにより、職業訓練法人に対する監督上の命令又は設立の認可の取消しについて、都道府県の執行機関に対し指示をすることができる。

(準用)

第四十三条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成十八年法律第 号)第四条、第七十八条、第一百五十八条及び第百六十四条の規定は、職業訓練法人について準用する。

(新設)

(新設)

(新設)

(準用等)

第四十三条 民法第四十条から第四十二条まで、第四十四条、第五十条から第六十六条まで、第六十七条第一項及び第三項並びに第八十四条の第二項の規定は職業訓練法人の設立、管理及び運営について、同法第六十九条、第七十条、第七十三条から第七十六条まで、第七十七条第二項(届出に

係る部分に限る。）、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条（解散に係る部分を除く。）、第八十三条及び第八十四条の二第二項並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三十五条第二項（解散に係る部分を除く。）及び第三十六条から第四十条までの規定は職業訓練法人の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第四十条、第五十六条及び第五十七条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「都道府県知事は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第四十二条第一項中「法人の設立の許可があつた時」とあるのは「職業訓練法人の成立の時」と、同法第五十九条第三号、第六十七条第一項及び第三項、第七十七条第二項並びに第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と、同法第八十四条の二第二項中「前項の場合において、主務官庁」とあるのは「厚生労働大臣」と、「設立の許可」とあるのは「設立の認可」と読み替えるものとする。

2 職業訓練法人の解散及び清算を監督する裁判所は、職業訓練法人の業務を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

3 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第四十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の団体若しくはその連合団体又は一般社団法人若しくは一般財団法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以下「指定

第四十七条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、事業主の団体若しくはその連合団体又は民法第三十四条の規定により設立された法人、法人である労働組合その他の営利を目的としない法人であつて、次の各号のいずれにも適合していると認めるものとしてその指定する者（以

試験機関」という。()に、技能検定試験に関する業務のうち、前条第二項の規定により都道府県知事が行うもの以外のもの(合格の決定に関するものを除く。以下「試験業務」という。()の全部又は一部を行わせることができる。

一・二 (略)

2) 4 (略)

(準用)

第七十八条 第三十四条の規定は中央協会の登記について、第三十七条、第三十七条の七、第三十八条の三第二項、第三十八条の四及び第三十八条の六から第三十八条の八まで並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は中央協会の設立、管理及び運営について、第四十条の二、第四十一条の二、第四十一条の四、第四十一条の五、第四十一条の七から第四十一条の十まで及び第四十二条の二から第四十二条の八までの規定は中央協会の解散及び清算について、それぞれ準用する。この場合において、第三十七条第二項、第三十七条の七及び第四十二条の三中、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、第四十一条の四中、「前条」とあるのは「第七十一条」と、第四十二条の二第三項中、「職業訓練法人の業務を監督する都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、同条第四項中、「前項に規定する都道府県知事は、同項」とあるのは「厚生労働大臣は、前項」と読み替えるものとする。

下「指定試験機関」という。()に、技能検定試験に関する業務のうち、前条第二項の規定により都道府県知事が行うもの以外のもの(合格の決定に関するものを除く。以下「試験業務」という。()の全部又は一部を行わせることができる。

一・二 (同上)

2) 4 (同上)

(準用等)

第七十八条 第三十四条の規定は中央協会の登記について、第三十七条並びに民法第四十四条、第五十条、第五十六条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は中央協会の設立、管理及び運営について、同法第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く。)及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項(解散に係る部分を除く。)及び第三十六条から第四十条までの規定は中央協会の解散及び清算について準用する。この場合において、第三十七条第二項中、「都道府県知事」とあるのは「厚生労働大臣」と、民法第五十六条中、「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「厚生労働大臣は、利害関係人の請求により又は職権で」と、同法第七十五条中、「前条」とあるのは「職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第七十一条」と読み替えるものとする。

2 | 中央協会の解散及び清算を監督する裁判所は、中央協会の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

(準用等)

第九十条 第三十四条の規定は都道府県協会の登記について、第三十七条、第三十七条の七、第三十八条の三第二項、第三十八条の四、第三十八条の六から第三十八条の八まで、第五十八条、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第三項、第五項(理事長に係る部分を除く。)、第六項及び第八項(理事長に係る部分を除く。)、第六十四条、第六十五条(理事長に係る部分を除く。)、第六十六条第二項から第四項まで、第六十八条、第六十九条並びに第七十三条から第七十五条まで並びに一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四条及び第七十八条の規定は都道府県協会の設立、管理及び運営について、第四十条の二、第四十一条の二、第四十一条の四、第四十一条の五、第四十一条の七から第四十一条の十まで、第四十二条の二から第四十二条の八まで、第七十条から第七十二条まで及び第七十五条の規定は都道府県協会の解散及び清算について、それぞれ準用する。この場合において、第四十一条の四中「前条」とあるのは「第九十条第一項において準用する第七十一条」と、第六十一条、第六十二条第二項、第六十四条第二項、第七十条第二項、第七十一条、第七十二条第一項、第七十三条、第七十四条第一項及び第七十五条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六十二条第一項第九号中「中央技能検定委員」とあるのは「都道府県技能検定委員」と、第七十二条第三項中「国」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(準用等)

第九十条 第三十四条の規定は都道府県協会の登記について、第三十七条、第五十八条、第六十条から第六十二条まで、第六十三条第三項、第五項(理事長に係る部分を除く。)、第六項及び第八項(理事長に係る部分を除く。)、第六十四条、第六十五条(理事長に係る部分を除く。)、第六十六条第二項から第四項まで、第六十八条、第六十九条並びに第七十二条から第七十五条まで並びに民法第四十四条、第五十条、第五十六条、第六十一条第二項、第六十二条及び第六十四条から第六十六条までの規定は都道府県協会の設立、管理及び運営について、第七十条から第七十二条まで及び第七十五条並びに同法第七十条、第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十一条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く。)、及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三十五条第二項(解散に係る部分を除く。)、及び第三十六条から第四十条までの規定は都道府県協会の解散及び清算について準用する。この場合において、第六十一条、第六十二条第二項、第六十四条第二項、第七十条第二項、第七十一条、第七十二条第一項、第七十三条、第七十四条第一項並びに第七十五条中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六十二条第一項第九号中「中央技能検定委員」とあるのは「都道府県技能検定委員」と、第七十二条第三項中「国」とあるのは「都道府県」と、民法第五十六条中「裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により」とあるのは「都道府県知事は、利害関係

2・3 (略)

(削る)

(削る)

第百六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした中央協会又は都道府県協会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一～六 (略)

七 第七十八条又は第九十条第一項において準用する第三十四条第一項の規定に違反したとき。

八 第七十八条又は第九十条第一項において準用する第四十条の第二項又は第四十一条の十一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかつたとき。

九 第七十八条又は第九十条第一項において準用する第四十一条の八第一項又は第四十一条の十一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

人の請求により又は職権で」と、同法第七十五条中「前条」とあるのは「職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第九十条第一項において準用する同法第七十一条」と、同法第八十三条中「主務官庁」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

2・3 (同上)

4 都道府県協会の解散及び清算を監督する裁判所は、都道府県協会の業務を監督する都道府県知事に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。

5 前項に規定する都道府県知事は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

第百六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした中央協会又は都道府県協会の発起人、役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一～六 (同上)

七 第七十八条第一項又は第九十条第一項において準用する第三十四条第一項の規定に違反したとき。

八 第七十八条第一項又は第九十条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかつたとき。

九 第七十八条第一項又は第九十条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

<p>十 第七十八条又は第九十条第一項において準用する第四十二条の第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。</p> <p>十一 (略)</p> <p>第一百七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした職業訓練法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一～二 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>(削る)</p> <p>四 第三十七条の二第一項の規定に違反して、財産目録を備えて置かないとき。</p> <p>五 第三十九条の二第二項又は第四十二条の二第二項の規定による都道府県知事又は裁判所の検査を妨げたとき。</p> <p>六 第四十条の二第二項又は第四十一条の十第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかつたとき。</p> <p>七 第四十一条の八第一項又は第四十一条の十第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>八 第四十二条第二項又は第三項の認可を受けずに残余財産を処分したとき。</p> <p>九 (略)</p>	<p>十 第七十八条第一項又は第九十条第一項において準用する民法第八十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。</p> <p>十一 (同上)</p> <p>第一百七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした職業訓練法人の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一～二 (同上)</p> <p>二の二 (同上)</p> <p>三 第四十一条第二項又は第三項の認可を受けずに残余財産を処分したとき。</p> <p>四 第四十三条第一項において準用する民法第五十一条第一項の規定に違反して、財産目録を備えて置かないとき。</p> <p>五 第四十三条第一項において準用する民法第六十七条第三項又は第八十二条第二項の規定による都道府県知事又は裁判所の検査を妨げたとき。</p> <p>六 第四十三条第一項において準用する民法第七十条第二項又は第八十一条第一項の規定に違反して、破産手続開始の申立てをしなかつたとき。</p> <p>七 第四十三条第一項において準用する民法第七十九条第一項又は第八十一条第一項の規定による公告をせず、又は不正の公告をしたとき。</p> <p>(新設)</p> <p>八 (同上)</p>
--	--

改正案	現行
<p>（指定試験機関の指定）</p> <p>第九条の二（略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、申請者が、一般社団法人又は一般財団法人であつて、試験事務を適正かつ確実に実施することができると認められるものとして厚生労働省令で定める要件に該当する者でなければ、第八条第三項の指定をしてはならない。</p> <p>（指定）</p> <p>第十二条の六 厚生労働大臣は、登録業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、登録業者又は登録業者の団体を社員とする一般社団法人であつて、次項に規定する業務を適正に行うことができるものと認められるものを、第十二条の二第一項各号に掲げる事業ごとに、その申出により、それぞれ、次項に規定する業務を全国的に行う者として指定することができる。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（指定試験機関の指定）</p> <p>第九条の二（同上）</p> <p>2 厚生労働大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、試験事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして厚生労働省令で定める要件に該当する者でなければ、第八条第三項の指定をしてはならない。</p> <p>（指定）</p> <p>第十二条の六 厚生労働大臣は、登録業者の業務の改善向上を図ることを目的とし、かつ、登録業者又は登録業者の団体を社員とする民法第三十四条の規定により設立された社団法人であつて、次項に規定する業務を適正に行うことができるものと認められるものを、第十二条の二第一項各号に掲げる事業ごとに、その申出により、それぞれ、次項に規定する業務を全国的に行う者として指定することができる。</p> <p>2・3（同上）</p>

改正案

現行

（指定等）

（指定等）

第四十一条 都道府県知事は、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もつて高年齢者の福祉の増進に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人（次項及び第四十四条第一項において「高年齢者就業援助法人」という。）であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。第四十四条において同じ。）の区域（当該地域における臨時的かつ短期的な就業の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第一号及び第二号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第四十四条第一項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター連合」という。）に係る同項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域。以下「連合の指定区

第四十一条 都道府県知事は、定年退職者その他の高年齢退職者の希望に応じた就業で、臨時的かつ短期的なもの又はその他の軽易な業務（当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。次条において同じ。）に係るものの機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することにより、その就業を援助して、これらの者の能力の積極的な活用を図ることができるようにし、もつて高年齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人（次項及び第四十四条第一項において「高年齢者就業援助法人」という。）であつて、次条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、市町村（特別区を含む。第四十四条において同じ。）の区域（当該地域における臨時的かつ短期的な就業の状況その他の事情を考慮して厚生労働省令で定める基準に従い、次条第一号及び第二号に掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）ごとに一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。ただし、第四十四条第一項の指定を受けた者（以下「シルバー人材センター連合」という。）に係る同項の指定に係る区域（同条第二項又は第四項の変更があつたときは、その変更後の区域。以下「連合の指定

<p>域」という。()については、この項の指定に係る区域とすることはできない。</p> <p>い。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2) 5 (略)</p> <p>(指定)</p> <p>第四十六条 厚生労働大臣は、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の健全な発展を図るとともに、定年退職者その他の高齢退職者の能力の積極的な活用を促進することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p>	<p>区域」という。()については、この項の指定に係る区域とすることはできない。</p> <p>ない。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>2) 5 (同上)</p> <p>(指定)</p> <p>第四十六条 厚生労働大臣は、シルバー人材センター及びシルバー人材センター連合の健全な発展を図るとともに、定年退職者その他の高齢退職者の能力の積極的な活用を促進することにより、高齢者の福祉の増進に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p>
--	---

改正案	現行
<p>（法人格等） 第七条の六 1～3 （略） 4 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第 号）第四条及び第七十八条の規定は、基金について準用する。 （清算中の基金の能力） 第七条の二十六の二 解散した基金は、清算の目的の範囲内において、その 清算の結了に至るまではなお存続するものとみなす。 （清算） 第七条の二十七 清算人は、第七条の二十六第一項第一号、第二号又は第四 号に掲げる理由による解散の場合には代議員会において選任し、同項第五 号に掲げる理由による解散の場合には厚生労働大臣が選任する。 （裁判所による清算人の選任） 第七条の二十七の二 前条の規定により清算人となる者が不在とき、又は清 算人が欠けたため損害を生ずるおそれがあるときは、裁判所は、利害関係 人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を選任することができる。</p>	<p>（法人格等） 第七条の六 1～3 （同上） 4 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条及び第五十条の規定は 、基金について準用する。 （新設） （清算） 第七条の二十七 清算人は、前条第一項第一号、第二号又は第四号に掲げる 理由による解散の場合には代議員会において選任し、同項第五号に掲げる 理由による解散の場合には厚生労働大臣が選任する。 （新設）</p>

(清算人の解任)

第七条の二十七の三 重要な事由があるときは、裁判所は、利害関係人若しくは検察官の請求により又は職権で、清算人を解任することができる。

(新設)

(清算人の職務及び権限)

第七条の二十七の四 清算人の職務は、次のとおりとする。

(新設)

- 一 現務の結了
- 二 債権の取立て及び債務の弁済
- 三 残余財産の引渡し

2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることが出来る。

(債権の申出の催告等)

第七条の二十七の五 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもつて、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

(新設)

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除外されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第七条の二十七の六 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、基金の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(新設)

(裁判所による監督)

第七条の二十七の七 基金の清算は、裁判所の監督に属する。

(新設)

2 裁判所は、職権で、いつでも前項の監督に必要な検査をすることができる。

3 基金の清算を監督する裁判所は、厚生労働大臣に対し、意見を求め、又は調査を嘱託することができる。

4 厚生労働大臣は、前項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができる。

(清算結了の届出)

第七条の二十七の八 清算が結了したときは、清算人は、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(新設)

(清算の監督等に関する事件の管轄)

第七条の二十七の九 基金の清算の監督及び清算人に関する事件は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

(新設)

(不服申立ての制限)

第七条の二十七の十 清算人の選任の裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

(裁判所の選任する清算人の報酬)

第七条の二十七の十一 裁判所は、第七条の二十七の二の規定により清算人を選任した場合には、基金が当該清算人に対して支払う報酬の額を定めることができる。この場合においては、裁判所は、当該清算人及び監事の陳述を聴かなければならない。

(即時抗告)

第七条の二十七の十二 清算人の解任についての裁判及び前条の規定による裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

(検査役の選任)

第七条の二十八 裁判所は、基金の清算の監督に必要な調査をさせるため、検査役を選任することができる。

2 前三条の規定は、前項の規定により裁判所が検査役を選任した場合について準用する。この場合において、第七条の二十七の十一中「清算人及び監事」とあるのは、「基金及び検査役」と読み替えるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(民法の準用等)

第七条の二十八 民法第七十三条、第七十五条、第七十六条、第七十八条から第八十条まで、第八十二条(解散に係る部分を除く。)及び第八十三条並びに非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第三十五条第二項(解散に係る部分を除く。)及び第三十六条から第四十条までの規定は、基金の解散及び清算について準用する。この場合において、民法第七十五条中「前条」とあるのは、「勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)第七条の二十七」と読み替えるものとする。

<p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一～四 (略)</p> <p>五 第七条の二十七の五第一項の規定による公告をせず、又は偽りの公告をしたとき。</p> <p>六 第七条の二十七の七第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。</p> <p>七、八 (略)</p>	<p>2 基金の解散及び清算を監督する裁判所は、基金の業務を監督する官庁に対し、意見を求め、又は調査を囑託することができる。</p> <p>3 前項に規定する官庁は、同項に規定する裁判所に対し、意見を述べることができ。</p> <p>第二十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一～四 (同上)</p> <p>五 第七条の二十八第一項において準用する民法第七十九条第一項の規定による公告をせず、又は偽りの公告をしたとき。</p> <p>六 第七条の二十八第一項において準用する民法第八十二条第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。</p> <p>七、八 (同上)</p>
---	---

改正案	現行
<p>(指定の基準) 第七十五条の三 (略)</p> <p>2 厚生労働大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>二 一六 (略)</p> <p>(日本労働安全衛生コンサルタント会)</p> <p>第八十七条 その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会という文字を用いる一般社団法人は、コンサルタントを社員とする旨の定款の定めがあり、かつ、全国のコンサルタントの品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、社員の指導及び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とするもの限り、設立することができる。</p> <p>2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。</p> <p>3 第一項の一般社団法人(以下「コンサルタント会」という。)は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写し</p>	<p>(指定の基準) 第七十五条の三 (同上)</p> <p>2 厚生労働大臣は、前条第二項の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。</p> <p>一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>二 一六 (同上)</p> <p>(日本労働安全衛生コンサルタント会)</p> <p>第八十七条 コンサルタントは、全国を通じて一の日本労働安全衛生コンサルタント会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。</p> <p>2 日本労働安全衛生コンサルタント会は、コンサルタントの品位の保持及びその業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行なうことを目的とする。</p> <p>(新設)</p>

を添えて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 | コンサルタント会の業務は、厚生労働大臣の監督に属する。

5 | 厚生労働大臣は、コンサルタント会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及びコンサルタント会の財産の状況を検査し、又はコンサルタント会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

6 | コンサルタント会以外の者は、その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会という文字を用いてはならない。

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項（第三十条の三第五項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第六項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の三第一項、第五十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第八十七条第六項、第八十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第三項から第五項まで、第一百一条第一項又は第二百三条第一項の規定に違

（新設）

（新設）

3 | 第一項の法人以外の者は、その名称中に日本労働安全衛生コンサルタント会の文字を用いてはならない。

第二百二十条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十五条の二第一項、第十六条第一項、第十七条第一項、第十八条第一項、第二十五条の二第二項（第三十条の三第五項において準用する場合を含む。）、第二十六条、第三十条第一項若しくは第四項、第三十条の二第一項若しくは第四項、第三十二条第一項から第六項まで、第三十三条第三項、第四十条第二項、第四十四条第五項、第四十四条の二第六項、第四十五条第一項若しくは第二項、第五十七条の三第一項、第五十九条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第六十一条第二項、第六十六条第一項から第三項まで、第六十六条の三、第六十六条の六、第八十七条第三項、第八十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、若しくは第三項から第五項まで、第一百一条第一項又は第二百三条第一項の規定に違

反した者

二了六（略）

第二百二十二条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をしたコンサルタント会の理事、監事又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。

一 第八十七条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第八十七条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による命令に違反したとき。

反した者

二了六（略）

（新設）

作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）

改正案	現行
<p>（名称の使用制限）</p> <p>第十八条 作業環境測定士でない者は、その名称中に作業環境測定士という文字を用いてはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第二十一条 （略）</p> <p>2 厚生労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。</p> <p>三 五 （略）</p> <p>（日本作業環境測定協会）</p> <p>第三十六条 その名称中に日本作業環境測定協会という文字を用いる一般社団法人は、作業環境測定士及び作業環境測定機関を社員とする旨の定款の定めがあり、かつ、全国の作業環境測定士の品位の保持並びに作業環境測定士及び作業環境測定機関の業務の進歩改善に資するため、社員の指導及</p>	<p>（名称の使用制限）</p> <p>第十八条 作業環境測定士でない者は、その名称中に作業環境測定士の文字を用いてはならない。</p> <p>2 （同上）</p> <p>（指定の基準）</p> <p>第二十一条 （同上）</p> <p>2 厚生労働大臣は、指定の申請が次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。</p> <p>三 五 （同上）</p> <p>（日本作業環境測定協会）</p> <p>第三十六条 作業環境測定士及び作業環境測定機関は、全国を通じて一の日本作業環境測定協会と称する民法第三十四条の規定による法人を設立することができる。</p>

び連絡に関する事務を全国的に行うことを目的とするものに限り、設立することができる。

2 前項に規定する定款の定めは、これを変更することができない。

3 第一項の一般社団法人（以下「協会」という。）は、成立したときは、成立の日から二週間以内に、登記事項証明書及び定款の写しを添えて、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

4 協会の業務は、厚生労働大臣の監督に属する。

5 厚生労働大臣は、協会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及び協会の財産の状況を検査し、又は協会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

（名称の使用制限）

第三十七条（略）

2 協会以外の者は、その名称中に日本作業環境測定協会という文字を用いてはならない。

第五十六条の二 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした協会の理事、監事又は清算人は、五十万円以下の過料に処する。

一 第三十六条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第三十六条第五項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、

2 日本作業環境測定協会は、作業環境測定士の品位の保持並びに作業環境測定士及び作業環境測定機関の業務の進歩改善に資するため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（名称の使用制限）

第三十七条

2 前条第一項の法人以外の者は、その名称中に日本作業環境測定協会の文字を用いてはならない。

（新設）

又は同項の規定による命令に違反したとき。

港湾労働法（昭和六十二年法律第四十号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（指定等）</p> <p>第二十八条 厚生労働大臣は、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、第三十条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として各港湾について、指定することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2）5（略）</p>	<p>（指定等）</p> <p>第二十八条 厚生労働大臣は、港湾労働者の雇用の安定その他の港湾労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第三十条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として各港湾について、指定することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2）5（略）</p>

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（指定等）</p> <p>第三十六条 厚生労働大臣は、対象労働者等の福祉の増進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、第三十八条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2）4（略）</p>	<p>（指定等）</p> <p>第三十六条 厚生労働大臣は、対象労働者等の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第三十八条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>2）4（同上）</p>

介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>（指定等）</p> <p>第十五条 厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、第十七条に規定する業務に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2）4（略）</p>	<p>（指定等）</p> <p>第十五条 厚生労働大臣は、介護労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第十七条に規定する業務に關し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>2）4（同上）</p>

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五年法律第七十六号）

<p>改正案</p>	<p>（指定等）</p> <p>第十三条 厚生労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、第十五条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>2）4（略）</p>
<p>現行</p>	<p>（指定等）</p> <p>第十三条 厚生労働大臣は、短時間労働者の雇用管理の改善等の援助を行うことその他短時間労働者の福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、第十五条に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>一・二（同上）</p> <p>2）4（同上）</p>

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三三号）による改正前の高齢者等の雇用の安定等に関する法律

改 正 案	現 行
<p>(指定等)</p> <p>第三十二条 厚生労働大臣は、高齢者（六十歳以上の者に限る。以下この章において同じ。）に対し、その意欲及び能力に応じ、その職業経験を通じて得られた知識及び技能の活用を図ることができる短期的な雇用による就業の機会を確保し、及び提供することにより、高齢者の再就職の促進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条第一項に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2/4 (略)</p>	<p>(指定等)</p> <p>第三十二条 厚生労働大臣は、高齢者（六十歳以上の者に限る。以下この章において同じ。）に対し、その意欲及び能力に応じ、その職業経験を通じて得られた知識及び技能の活用を図ることができる短期的な雇用による就業の機会を確保し、及び提供することにより、高齢者の再就職の促進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条第一項に規定する業務に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、同項に規定する業務を行う者として指定することができる。</p> <p>一・二 (同上)</p> <p>2/4 (同上)</p>

改正案	現行
<p>（認定事業者に係る軽費老人ホームの設置についての特例）</p> <p>第二十条 軽費老人ホームを設置しようとする認定事業者（公益社団法人又は公益財団法人に限る。）は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項をその設置し、経営しようとする地を管轄する都道府県知事に届け出たときは、老人福祉法第十五条第五項及び社会福祉法第六十二条第二項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該軽費老人ホームを設置し、経営することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（認定事業者に係る軽費老人ホームの設置についての特例）</p> <p>第二十条 軽費老人ホームを設置しようとする認定事業者（民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人に限る。）は、あらかじめ厚生労働省令で定める事項をその設置し、経営しようとする地を管轄する都道府県知事に届け出たときは、老人福祉法第十五条第五項及び社会福祉法第六十二条第二項の規定にかかわらず、同項の許可を受けないで、当該軽費老人ホームを設置し、経営することができる。</p> <p>2 （同上）</p>

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p style="text-align: center;">現行</p>
<p>(定義) 第二条 (略)</p> <p>2 この法律において「事業協同組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び一般社団法人で中小企業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。</p>	<p>(定義) 第二条 (同上)</p> <p>2 この法律において「事業協同組合等」とは、前項第六号に掲げる者及び民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人で中小企業者を直接又は間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（政令で定める要件に該当するものに限る。）をいう。</p>

改正案	現行
<p>（委託募集の特例等） 第十六条（略）</p> <p>2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であつて、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。</p> <p>3～7（略）</p>	<p>（委託募集の特例等） 第十六条（同上）</p> <p>2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であつて厚生労働省令で定めるもの又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。以下この項において「事業協同組合等」という。）であつて、その構成員である中小事業主に対し、次世代育成支援対策を推進するための人材確保に関する相談及び援助を行うものとして、当該事業協同組合等の申請に基づき厚生労働大臣がその定める基準により適当であると承認したものをいう。</p> <p>3～7（同上）</p>

改正案	現行
<p>（指定等）</p> <p>第十四条 都道府県知事は、看護師等の就業の促進その他の看護師等の確保を図るための活動を行うことにより保健医療の向上に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる<u>と認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県ナースセンター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。</u></p> <p>255（略）</p> <p>（指定）</p> <p>第二十条 厚生労働大臣は、都道府県センターの業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県センターの健全な発展を図るとともに、看護師等の確保を図り、もつて保健医療の向上に資することを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に<u>行うことができる</u>と認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、中央ナースセンター（以下「中央センター」という。）として指定することができる。</p>	<p>（指定等）</p> <p>第十四条 都道府県知事は、看護師等の就業の促進その他の看護師等の確保を図るための活動を行うことにより保健医療の向上に資することを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に<u>行うことができる</u>と認められるものを、その申請により、都道府県ごとに一個に限り、都道府県ナースセンター（以下「都道府県センター」という。）として指定することができる。</p> <p>255（同上）</p> <p>（指定）</p> <p>第二十条 厚生労働大臣は、都道府県センターの業務に関する連絡及び援助を行うこと等により、都道府県センターの健全な発展を図るとともに、看護師等の確保を図り、もつて保健医療の向上に資することを目的として設立された民法第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に<u>行うことができる</u>と認められるものを、その申請により、全国を通じて一個に限り、中央ナースセンター（以下「中央センター」という。）として指定することができる。</p>

福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律（平成五年法律第三十八号）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>（指定等）</p> <p>第七条 厚生労働大臣は、社会福祉の増進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる<u>と認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</u></p> <p>2 4 （略）</p>	<p>（指定等）</p> <p>第七条 厚生労働大臣は、社会福祉の増進を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定による法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができる<u>と認められるものを、その申請により、全国を通じて一に限り、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。</u></p> <p>2 4 （同上）</p>

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）

<p>改正案</p>	<p>（調査及び研究） 第四十条（略）</p> <p>2 国は、原爆放射能影響調査研究の促進を図るため、公益社団法人又は公益財団法人であつて、原爆放射能影響調査研究を主たる目的とするものに対し、予算の範囲内において、当該法人が行う原爆放射能影響調査研究に要する費用の一部を補助することができる。</p>
<p>現行</p>	<p>（調査及び研究） 第四十条（同上）</p> <p>2 国は、原爆放射能影響調査研究の促進を図るため、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人であつて、原爆放射能影響調査研究を主たる目的とするものに対し、予算の範囲内において、当該法人が行う原爆放射能影響調査研究に要する費用の一部を補助することができる。</p>

改正案	現行
<p>（清算中の基金の能力）</p> <p>第八十八条の二 解散した基金は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまではなお存続するものとみなす。</p> <p>（清算人等）</p> <p>第八十九条 1～7 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（清算人の職務及び権限）</p> <p>第八十九条の二 清算人の職務は、次のとおりとする。</p> <p>一 現務の結了</p> <p>二 債権の取立て及び債務の弁済（規約型企業年金にあつては、確定給付企業年金に係るものに限る。）</p> <p>三 残余財産の分配</p> <p>2 清算人は、前項各号に掲げる職務を行うために必要な一切の行為をすることができらる。</p>	<p>（新設）</p> <p>（清算）</p> <p>第八十九条 1～7 （同上）</p> <p>8 民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十三条及び第七十八条から第八十条までの規定（規約型企業年金の清算については、同法第七十三条の規定を除く。）は、確定給付企業年金の清算について準用する。</p> <p>（新設）</p>

(債権の申出の催告等)

第八十九条の三 清算人は、その就職の日から二月以内に、少なくとも三回の公告をもって、債権者に対し、一定の期間内にその債権の申出をすべき旨の催告をしなければならない。この場合において、その期間は、二月を下ることができない。

2 前項の公告には、債権者がその期間内に申出をしないときは清算から除斥されるべき旨を付記しなければならない。ただし、清算人は、知っている債権者を除外することができない。

3 清算人は、知っている債権者には、各別にその申出の催告をしなければならない。

4 第一項の公告は、官報に掲載してする。

(期間経過後の債権の申出)

第八十九条の四 前条第一項の期間の経過後に申出をした債権者は、事業主等の債務(規約型企業年金にあつては、確定給付企業年金に係るものに限り、資産管理運用機関の債務を含む。)が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してのみ、請求をすることができる。

(期間の計算)

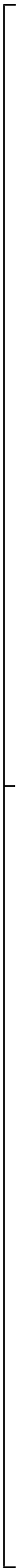
第一百三条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法(明治二十九年法律第八十九号)の期間に関する規定を準用する。

(新設)

(新設)

(期間の計算)

第一百三条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、この法律に別段の規定がある場合を除くほか、民法の期間に関する規定を準用する。



身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）

改正案	現行
<p>（法人の指定）</p> <p>第十五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2～4 （略）</p>	<p>（法人の指定）</p> <p>第十五条 厚生労働大臣は、厚生労働省令で定めるところにより、身体障害者補助犬の種類ごとに、身体障害者補助犬の訓練又は研究を目的とする民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人であつて、次条に規定する認定の業務を適切かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、当該業務を行う者として指定することができる。</p> <p>2～4 （同上）</p>

改正案	現行
<p>（母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮）</p> <p>第六条 国は、母子家庭の母の就業の促進を図るため、母子及び寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子福祉団体その他母子家庭の母の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母であるものの受注の機会の増大が図られるように配慮するものとする。この場合において、国の物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意するものとする。</p>	<p>（母子福祉団体等の受注機会の増大への配慮）</p> <p>第六条 国は、母子家庭の母の就業の促進を図るため、母子及び寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子福祉団体その他母子家庭の母の福祉を増進することを主たる目的とする社会福祉法人、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人であつて、その受注に係る業務を行う者が主として母子家庭の母であるものの受注の機会の増大が図られるように配慮するものとする。この場合において、国の物品及び役務の調達に当たっては、予算の適正な使用に留意するものとする。</p>

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 病院、診療所、薬局その他政令で定める施設（以下この項において「病院等」という。）を開設する個人又は医療法人、一般社団法人若しくは一般財団法人その他政令で定める法人（第四号において「病院等の開設者」という。）に対し、病院等（病院等の経営に關し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設に限る。）の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。</p> <p>三 十四 （略）</p> <p>二 七 （略）</p> <p>（長期借入金及び独立行政法人福祉医療機構債券）</p> <p>第十七条 一 三 （略）</p> <p>四 前項の先取特権の順位は、民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>五 七 （略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十二条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 病院、診療所、薬局その他政令で定める施設（以下この項において「病院等」という。）を開設する個人又は医療法人、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立した法人その他政令で定める法人（第四号において「病院等の開設者」という。）に対し、病院等（病院等の経営に關し必要な附属施設を含むものとし、薬局にあつては、調剤のために必要な施設に限る。）の設置、整備又は経営に必要な資金を貸し付けること。</p> <p>三 十四 （同上）</p> <p>二 七 （同上）</p> <p>（長期借入金及び独立行政法人福祉医療機構債券）</p> <p>第十七条 一 三 （同上）</p> <p>四 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。</p> <p>五 七 （同上）</p>

附則

第八条 この法律における社会福祉法人の範囲については、旧事業団法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）附則第八項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「この法律」とあるのは、「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）」と、「民法第三十四条（公益法人）の法人」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人」と、「及び民法第三十四条の法人」とあるのは、「一般社団法人及び一般財団法人」とする。

附則

第八条 この法律における社会福祉法人の範囲については、旧事業団法附則第十条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧社会福祉事業振興会法（昭和二十八年法律第二百四十号）附則第八項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「この法律」とあるのは、「独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）」とする。